ノマクドナルドドーズ協定案以上ニシテ米国ハ現在相当程	猶以上ノ考察ニ関連シテ考慮スベキハ軍縮会議成功スレバ
度ニエ程進捗セル一万噸巡洋艦八隻ノ外一九三六年迄即七	現在ノ老齢艦ヲ廃棄スルノ結果維持費ヲ減少スルガ如キモ
年間ニ	老齢艦ノ維持費ハ比較的僅少ニシテ且我国カ艦齢超過艦ヲ
一万噸巡洋艦 十三隻 一三〇、〇〇〇噸	保有スル場合ヲ考慮シ得ベクス、補助航空母艦或ハ掃海艇
艦 五隻 三五、	
一六五、	等ノ代艦建造費ヲ必要トスル場合アリ之等ノ為増加スベキ
駆逐 <u>艦</u> 約一三○、○○○噸	モ相当額ニ上ルベク之等
合計 二九五、〇〇〇噸	ルヲ以テ増減共ニ之ヲ考慮外ニ置キタリ
英米協定案及び軍縮会議開催前における非公14昭和4年9月20日 在英国松平大使宛(電報)	七割ハ十二万六千噸トナリ我カ国ニ付テハ英米間十五隻対十八隻ト
付記 英米協定案及び軍縮会議開催前における非式交渉に関し回訓について	四万噸ノ建造ヲ要スルコトトナリ軍縮ノ本旨ニ鑑ミ到底其ノ保有量二十一隻ニ決定スル場合ニハ我カ国ハ新ニ約ハ新ニ約ニがニ次ニの第二次での万一米国側主張ノ如ク
第二四八号(極秘)	同意シ難キノミナラス対英国ノ関係ニ於テハ八吋砲艦ニ
□,長に進劇へレ≪牟監問題:けたぐ可國罰○号第三五一号及第三五八号ニ関シ	へ 均勢ヲ超
商議著シク進捗スルニ至リタルハ慶賀スル所ナリト雖其一、海軍協定ノ最大難関タル巡洋艦問題ニ付英米両国間ノ	巨ノ通リナルモ形勢已ムヲ得サルニ於テハ貴電第三五五生スルニ至ルヘク我カ国ノ希望スル所ハ往電第一九ニモ
ノ協定案ニ付テ見ルニ英米ノ巡洋艦保有量ハ相当ノ高噸	号ノ二ノ趣旨ニテ八吋砲艦英十五隻米十八隻ニ止メ米二
数ニ上リ之レヲ五国間協定ノ基礎トスル場合ニハ軍備拡	十一隻ト云フカ如キ案ノ実現ヲ阻止スル様可然御措置ア
大ノ結果トナル虞アルヘク帝国政府ニ於テハ往電第一九	リ度シ
此機会ニ於テ予ネテ中外ニ声明セル	隻ニ止ムル代償トシテ
両国側ニ於テモ大型巡洋艦小型巡洋艦ヲ通シ其ノ保有噸ミ軍備縮小ノ実ヲ挙ケンコトヲ期スルモノナルニ付英米	スル場合ニ於テ六吋砲一万噸ト云フカ如キ新艦型ヲ認ム一隻トノ差三万噸ヲ米国側六吋砲艦保有量ニ増加セント
数ノ低下ニ尚ホ一層ノ努力ヲ用ヒンコトヲ希望セサルヲ	
得ス	ニ之レヲ避ケ貴電第三五八号ノ一英国提案ノ如ク六吋砲

197

196

スルニ七億弗ニ上ルノ大拡張案ナリ即約三十万噸ノ水上補助艦ノ建造ヲ要スベク其建造費ハ察

ノマクドナルドドーズ協定案以上ニシテ米国ハ現在相当程猶英米協定案ガ米国自身ニトリテ大拡張案ナルコトハ当初

備考

我国ニトリテ甚満足シ得サル案ナリト云ハサルヲ得ス ル国民負担ノ減少ヲ招来スル為メニハ現在ノ英米協定案ハ

如ク米ノ八吋砲搭載艦ハ多クモ十八隻ニ止メ其ノ他ハ	ニ任カセ置クコト可然右ハ往電第二四三号出ノ趣旨ニモ
軍縮ノ本旨ニ鑑ミ同意ヲ表シ難シ従ツテ英国側希望ノ	こ、貴電第三五八号末段御禀申ノ通リ仏伊トノ交渉ハ英米
トスルニ於テハ我方ハ新ニ約四万噸ノ建造ヲ要スベク	其ノ他ノ条項ニ付テハ異存ナシ
⑴英米協定案保有量中八吋砲搭載艦ニ関シ米ヲ二十一隻	月下旬頃ニテ差支ナシ
, 1	ノ予告ヲ希望ス近ク招請ノ運ヒトナル場合ニハ来年一
松平大使第三五〇号及第三五一号ニ関シ回訓案	国会議開催ノ時機ニ関シテハ帝国ノ地理的関係上三ケ月
(付記)	 八往電第二 二号 ノ通リ
米、仏、伊ニ転電シ仏ヲシテ佐藤局長ニ転報セシメラレ度シ	任務ノ為保有スルヲ認ムルコトヲ希望ス
ニ御留意ノ上随時電報アリ度シ	い代換済艦齢超過艦ノ一部ヲ教育、警備其ノ他ノ特種
等ノ点ハ我カ態度決定上頗ル必要トスル所ナルヲ以テ特	齢ヲ短縮スルヲ必要トスル場合アルヘシ
連シ英国側ニ於テ何等カ特殊条件ヲ留保シ居ラサルヤ此	実施ノ調節上一時的例外ノ措置トシテ其ノ一部ノ艦
スルモノナリヤ並ニ英米両国ノ巡洋艦保有量ノ協定ニ関	ヘキモノアリ且工業力維持ノ必要モアルニ顧ミ代換
ラルル仏国ニ対シ英米側ニテハ如何ナル態度ヲ執ラント	中ニハ千九百三十六年以前ニ実勢力ノ著シク減損ス
ナシ居ルヤ相当大ナル潜水艦保有量ヲ要求スヘシト察セ	六年駆逐艦潜水艦十二年トシ居ル関係アル為既成艦

機宜調節的手段ヲ講セラレ度シ 停者ノ立場ヲ執ラス屢次ノ電訓 1 趣旨ニ基キ貴官ニ於テ

八、潜水艦ニ対スル仏国ノ態度ニ付英米カ如何ナル観察ヲ

份 ())艦齢ニ付テハ原則トシテ英米協定ヲ承認シ差支ナキ 中二 齢ヲ短縮スル 実施ノ調節上 六年駆逐艦潜 モ我カ国トシテハ従来補助艦ノ有効艦齢ヲ巡洋艦十 ヘキモノアリ ハ千九百

田往電第一七二号口第二項参照

四、 国 ト 付キ一層ノ削減ヲ加ヘムコトヲ希望セサルヲ得ス 軍軍備全体トシテノ縮小ヲ図ラントスルコト或ハ一案ナ ヲ成ルヘク小量ニ低下シテ巡洋艦ノ拡張ヲ相殺シ以テ海 譲歩案ナルニ付差当リ貴官限リニ含ミ置カレタシ) 歓迎スルモノナルモ往電第二一二号四ノ事情アリテ極端 依リ全体ト N ルヘク此点ヨリ観ルモ英米両国ニ於テ巡洋艦ノ保有量ニ 局軍備縮小ノ主旨ニ反スル結果ヲ来スハ免カレサル所ナ Ξ ニシテ一旦巡洋艦ニ於テ相当大ナル拡張ヲ認ムル以上結 シテ英米ノ期待スルカ如キ低率ニ落付クヤハ大ナル疑問 ルカ如キモ従来ノ仏伊ノ態度ヨリ観テ駆逐艦潜水艦カ果 ルコトトスルノ外ナカ ハ勿論巡洋艦ニ付拡張ヲ見ル場合ニハ駆逐艦ノ削減ニ 米国新聞所報ノ如ク駆逐艦ヲ十五万噸以下ニ又潜水艦 其ノ保有量ヲ低下スル シテハ駆逐艦保有量ノ低下ニ反対スルモノニアラサ シテノ縮小ヲ図ルノ外ナキ次第ニテ寧ロ ルヘキモ此点ハ我ニ取リテ最後 トキ ハ潜水艦保有量ト総括的七 (我カ 之ヲ 1

> 五、五国会議開催前日仏伊三国ニ対シ非公式話合ヲ必要ト Ľ 別ニ二人ノ話合ヲ行ヒ八吋砲艦米国保有量ノ削減ト共ニ 首相ノ言モアリ此機会ヲ逸セス適宜三人ノ会合若クハ各 趣旨ニテ交渉ヲ進メラレ度ク貴電第三五九号末段「マ スル貴見ハ全然同感ナルニ付貴電第三五一号ノ一末段ノ 割比率ト ノ調節ニ 困難ヲ生スヘキニ付此点御含置アリ L___ 度

 ν

ニ於テ六吋一万噸三隻ヲ要求スル場合ニ於テハ厳格

ヲ三隻ニ限定シ将来此種新艦型巡洋艦ノ続出ヲ防

正ス 三之 七千五百

噸四隻トスルコトト致度シ

(若シ強ヒテ米国側

六、貴電第三五〇号ノ二英米協定案各条項ニ 尽力アリ度シ 関ス N 我カ方

我カ比率ニ関スル英米側ノ意向ヲ突止ム

ル

コトニ極力御

☆軍備縮小協定ニ ノ意見左ノ通リ ハ 、各国間ニ 於 ケ N 平和ニ 一対スル 信念ヲ

シクス 前提トスルコトヲ必要ト 精神ヲ出発点ト -スルコ ኑ ス今次ノ協定ニ於テ不戦条約 ハ帝国政府ト全然所見ヲ同

三英米間ノ協定ト 7 節ヲ図ル必要上各艦種別ニ同一比率ヲ適用シ難キ場合 一二号四ノ如ク総括的七割比率ト潜水艦保有量ト ルヘキヲ予期ス シテハ異議ナキモ我国 トシテハ往電二 ノ調

t

ヲ提示スル

コト

ハ種々ノ困難ヲ伴フ虞アルヲ以テ特ニ調

合スル次第ナル処我方ヨリ英米ノ妥協ヲ図ル為メ調節案

及ボサザル為六吋砲一万噸ノ如キ新艦型ノ現出ヲ避ケ 六时砲艦トシ又其ノ艦型ハ現存既成艦ノ価値ニ変動ヲ

ハ到底同意シ難カルヘキ旨述ヘタル処実ハ「フ	本 省 9月25日前着 ビントン 9月24日後昇
隻ト云フ	
ル英米今日迄ノ妥協点ヲ更ニ一層低下サレン事ヲ希望シ万思ハルル旨ヲ述ヘタリ本使ハ帝国政府ニ於テ巡洋艦ニ関ス	> 招 、請
遷延シタルモー両日中ニハ発送ノ運ヒニ至ルヘ	14 昭和4年9月2日 幣原外務大臣宛(電報)
ニ外務省ノ手ニ付セラレ目下各自治領政府ニ一応照会セル	
リトノ意見ヲ付シテ英国側ニ回答セルカ英国側ニ於テハ既	様可然御措置アリ度シ
際決定セルモノノ如キ形ヲ以テ招請状ニ記入セサル方可ナ	局ニ適宜懇談ノ上我カ主張ニ対スル米国側ノ意向ヲ確ムル
是等ハ結局五国会議ニ於テ決定セラルヘキモノ故寧ロ此ノ	在英大使宛往電第二四八号ノ趣旨ニ依リ貴官ヨリモ米国当
タル勢力ノ数ヲ記載スル事ハ「フーバー」ニ於テ之ヲ好マス	第三二五号
ニ対シ大統領ニ於テ異議ナキモ唯英米間ニ今日迄合意ヲ見	本省 9月20日後4時20分発
ヲ往訪シ其ノ経緯ヲ尋ネタル処「ド」ハ英国招請案ノ大体	式交渉方に関し訓令について
キ旨述ヘタル由内話セルカ同大使退去後本使ハ「ドーズ」	英米協定案及び軍縮会議開催前に各国と非公
除クノ外同意セルヲ以テ今明日中ニハ発送セラルイ・	14 昭和4年9月20日 在米国出淵大使宛(電報)
カキノ灸「ドーズーニ面会セル処米国則ニ☆テハ既ニ或ルろジャロション」う目言毘雀ーンフィニケーサノ聖シークノ	
トレアミロノナレ音芯トマンゼー」次官ニ面会セル際	ロモービーをしたいので、「「「「」」の「「」」の「「」」の「「」」の「「」」の「「」」の「「」」では、「」では、「」では、「」では、「」では、「」では、「」では、「」で
ハ今日ニ至ルモ未タ接到セス	件ヲ保留シ居ラザルガ之等ノ
第三六六号(極秘)	ニ英米両国ノ巡洋艦保有量ニ関シ英国側ニ於テ何等カ特
ベシト察セラルル処之ニ対シ両国ノ執ラントスル態度並	之等ノ関係上総括的七割比率ヲ失ハサル限リ水上艦ノ
ヲナシ居ルヤ仏国トシテハ相当大ナル潜水艦量ヲ要求ス	艦ハ自衛ノ見地ヨリ約八万噸ヲ必要トスルモノニシテ
四、潜水艦ニ対スル仏国ノ態度ニ就キ英米ガ如何ナル考慮	通ナル処殊ニ帝国ハ八吋砲艦ニ関シ対米七割ヲ又潜水
旨ニ依ルコトト致度	米ノ「パリチー」問題ト同一関係ニアルコトハ既電ノ
ハ差支ナキモ討議ノ範囲ニ就テハ往電第一七二号ノ趣	口曰帝国ノ最大海軍国ニ対シ七割ヲ獲得スルノ必要ガ英
鴣五ヶ国会議ヲ華府条約ニ依ル一九三一年ノ会議トスル	スル意見左ノ如シ
以前ノ予告ヲ希望ス	三、英米ガ五国会議ノ基礎トシテ提議セントスル条項ニ関
闫会議開催ノ時機ニ関シテハ帝国ノ地理的関係上三ケ月	リ度
潜水艦ニ関スル限リ縮少ノ余地ナシ	ルトモ云ヒ得ベキニツキ貴電ノ趣旨ニ依リ極力御尽力ア
出八潜水艦ノ廃止ニハ同意シ難ク又我保有量ニツキテハ	貴見ハ全然同感ニシテ会議ノ成否ハ此ノ談合ノ如何ニ懸
回艦齢超過艦ノ一部ノ制限外保有ヲ認ムルコト	二、五国会議開催前日仏伊ニ対シ非公式談合ヲ必要トスル
ノ艦齢ヲ短縮スルヲ要スル場合ナシトセズ	ノ拡張ニハ同意シ難シ
ノ現状ニ鑑ミ代換実施ノ調節茲ニ工業力維持上一部	ヲ予期スルガ如キハ避クルヲ要シ此ノ見地ヨリモ大巡
六年駆逐艦潜水艦十二年トシタル関係モアリ已成艦	ヤハ大ナル疑問ナルヲ以テ巡洋艦ニ於テ初メヨリ拡張
ハ従来	看テ駆逐艦潜水艦ガ果シテ該協定ノ如ク低率ニ落付ク
圴⑴艦齢ニ就キテハ原則トシテ英米協定ヲ承認シ差支ナ	シト認メラレザルニアラザルモ従来ノ仏伊ノ態度ヨリ
シ難キ場合アルベキヲ予期ス	ヲ可成小量ニ縮小シ以テ綜合的ニ軍縮ノ実ヲ挙ゲ得ベ
従ツテ各艦種別ニ同一比率ヲ適用スルノ原則ニハ同意	回米国側新聞報ノ如ク駆逐艦ヲ十五万噸以下ニ又潜水艦
一部ヲ犠牲トスルモ亦已ムヲ得ズト認メ居ル次第ナリ	度希望ナリ

3 会議招請及び非公式交渉関係

案ヨリモ可ナリト思考スル旨御来示ノ説明ヲ加ヘテ話シ尚	報告シ之ニ対シ訓令ニモ接シタル次第ナルカ日本ハ右非公
如キ場合ニハ七千五百噸六吋四隻案ノ方ヲ一万噸六吋三隻	ナル旨述ヘタルニ付本使ハ過日総理ノ御話ハ既ニ政府ニモ
ムヲ得ス英国側ニ於テ右三隻ニ代フルニ対案ヲ出タサルル	間ニ非公式意見ノ交換ヲ続ケ以テ会議ノ成功ヲ期シタキ考
ノ増加ニ対シテハ日本ニ於テ到底同意シ得サルコト並ニ已	係国ト
トテ貴電第二四八号第一項ヲ述ヘ尚米国側八吋一万噸三隻	日同首相ヨリ御話シタル通リ今ヨリ五国会議開催ニ至ル迄
発前御面会ノ機会ナカルヘキニ付左ノコトヲ伝ヘラレタシ	ニ首相出発前多忙ノ為代ツテ御話ヲスル次第ナルカ既ニ先
タルコトハ未タ定リ居ラスト申シ居リタリ尚本使ハ首相出	九月廿五日「リンゼイ」外務次官ノ求メニ依リ往訪シタル
ル旨述ヘタル処次官ハ一月中旬頃ニ開キタキ積リナルカ確	第三六八号(極秘)
告ヲ要スルニ付今発送セラルレハ一月下旬ヲ便宜ト思考ス	-
ナリト言ヘルニ付本使ハ我方ニ於テハ少クトモ三ケ月ノ予	ロンドン 9月25日後発
目下自治領ニ照会中ナルニ付今ニモ回答来次第発送ノ積リ	いて
米国側申入レノ修正ヲ容レタル上(「ドウズ」談話ノ通リ)	要求に関するリンゼー外務次官との会談につ
タルモ「マ」ノ希望ニ依リ矢張リ此ノ際発送スルコトトシ	軍縮会議開催前の非公式交渉の開始及び我が
ー」大統領ハ「マ」首相ト会見後ニ発送シタキ希望ヲ有シ	14 昭和4年9月2日 幣原外務大臣宛(電報)
請状ハ何日発送セラルヘキヤヲ尋ネタ ル 処 実 ハ「フーバ	
ル旨述ヘタル処同次官ハ満足ノ意ヲ表シタリ依テ本使ハ招	米へ転電セリ
ラレ居ルニ付今日ヨリニテモ右意見ノ交換ニ応スル準備ア	四八号第五ノ次第モアルニ付御参考迄
ニ賛意ヲ表ス又本使ハ各問題ニ付大体政府ノ意図モ指示セ	トハ商議開始後ニ非サレハ難カシキコトト思考ス貴電第二
式ノ打合セヲ以テ会議ヲ成功セシムル唯一ノ方法ト考へ之	ノ諒解ハ得タル様思ハルルカ英米結局ノ意思ヲ突止ムルコ
ヲ七割トシテ計算シ居レリト述ヘタルコトアリ同大使一己	
ヲ聞カス此ノ頃ハ日英米勢力ノ比較ヲ議スル場合ニハ日本	米、仏、伊ニ転電セリ
セル際モ同氏ハ日本側七割ノ希望ニ対シテハ未タ反対ノ声	<u>や</u> シタリ招請状ノ
ニ徹底スル様試ミ居レルカ往電第三五五号「ド」氏ト懇談	務省ヨリ電話アリ明廿五日
尚我カ七割要求ニ関シテハ其ノ後機会アル毎ニ「ド」大使	節スヘキ旨説明シ置キタリ
思考ス右御含置キヲ請フ	「パリチー」トナル
テ英米交渉ト同シ形ニ於テ商議ヲ開始スルコト然ルヘシト	我潜水艦ノ保有量八万噸ニ付重ネテ説明ヲ為シ
第モアリ旁此ノ際急ニ話ヲ持出スヨリモ同首相帰英ヲ待チ	今日ニ於テハ十五万噸見当
仏伊ノ猜疑ヲ招クコトヲ極メテ虞レ居ルコトヲ話シタル次	艦保有量其ノ他仏伊等ノ状況ニ依リ決定スヘキモノナルモ
後レ且今二十四日「ドーズ」ト会見ノ際「ド」モ亦首相カ	シ英米ノ欲スル保有量如何ト尋ネタル処右ハ日本側ノ潜水
ルト非公式会見ノコトヲ記載セル招請状其ノモノノ発送モ	海軍方面ニ困難ヲ有スル旨申居リタリ尚本使ハ駆逐艦ニ関
前ニ会談シタク存シ居リタルモ同首相出発前非常ニ多忙ナ	見合ハハ英米トモ夫レ以下ニモ切下ケタキ意向ヲ有スルモ
貴電第二四八号ニ関シテハ出来得ヘクムハ「マ」首相出発	何レニセヨ「フーバー」ハ右「パリチー」ニ於テ
	余トナル次第ナルカ果シテ「マ」カ之ニ応スルヤ否ヤハ判
本 省 9月26日前着 デントン ミチ2日役多	依レハ英ハ一万噸ヲ減シ三十二万九千噸トナリ米ハ三十万
ノベノ) 15日食	減シ以テ「パリチー」ヲ保タント為シツツアリ此ノ計画ニ
、協	代リニ英国側ニ
E 幣原外務大臣宛(電報)	隻ノ代リニ十八隻トシ七千噸新艦ヲ三隻増
召 14 年 9 月 5 日 在英国松平大使	ニ於テ尚更ニ英米ノ保有量ヲ減縮シタキ意ヲ有シ居リ米大

3 会議招請及び非公式交渉関係

巨次ニ本使ヨリ 国側ト 見込ニテモ承ル 海軍当局ノ主張ヲモ考慮ニ容レ三十一万五千噸ヲ支持 誠実ナル希望ヲ有スルコトハ茲ニ貴大使ニ対シ言明ヲ躊 曩ニ貴長官ニ懇談シ置キタル次第アリタ 九千噸ヲ固執スル為之ト 躇セサル 、国情 付本使ヨリ往電第三二一号末段ノ趣旨ヲ繰返シ 申上兼ヌ い事情 其ノ後考究セランタルコト 切下 = 2 過 ケ ノ交渉ノ ル次第ナル 食料及原料ニ付海外ヨリ供給ヲ仰カサル ーキス い諒 N ルニ依リ悪シカラス諒察アリ 決心ナリ今日ノ処英国ニ於テ五十隻三十三万 ト語レ ŀ 日本側ニ於テ七割ノ比率ヲ希望スル 関係モアリ今以テ仮令一己ノ私見ナリ コトヲ得ヘキカト尋ネタル スルモ本問題ハ ヲ以テ英国ノ切下ケ得ル点迄ハ IJ 均勢ヲ保持スル必要上国論殊 ・ト思料 真ニ困難ナ セラル タシ N 、ル事柄 処長官 ルカ大 処右ニ対 ト逃 且. (何処迄 次第 ヘカラ ケ 体 = 2 百本 貴国 ŗ テ ン御 $\tilde{\boldsymbol{v}}$ 英 N 1 テ シ = ハ

居ル

モ

於テ更ニ英国ヲ説得シ出来得ル限リ之ヲ低下

テ毫モ之ヲ満足ト思考シ居ラス此

ノ上トモ凡ユル機会ニ

セシ

・メ度キ

先方ニ於テ譲歩セル

モ

1 ナル

モ米国政府

Ի

・シテ

ハ未タ

〕以

四英国ノ 纏リ セサ ス 解殆ト 大型巡洋艦三隻ノ問題 米国海軍当局ニ於テ絶対ニ好マサ 意向ヲ探リタル カ 率 ニ付英国側ト話進ミタル ル ル ニ同意セラル , ヲ 見 ルコト 積リナリト ヘシト確信スト述へ置キタ ノ提議ニ係 一掃セラレ ĩ ニ至ラス近ク ハ我海軍ニ於テモ全然同感ナリト告ケ進ミテ いた时砲一万噸型ニ関シ本使ヨ ル 述ヘタルニ付 処長官ハ即座ニ斯ル モ恐ラクハ米国国論ニ反対 タルカ如キ次第ナレ (往電第三三八号ノ二) -~ ヤト尋ネタルニ長官ハ未タ何等 ۲. 此 首相渡米ノ際自然軍縮問 ノ種新型艦ノ建造ヲ希望 IJ ルニ依リ飽迄之ヲ 新型巡洋艦ノ建造 ハ 日本ノ アル リ長官 七割 ノ調整方 コ 拒絶 ኑ 1 ッ 比 誤 1 ナ

政治上 巡洋艦ノ七割ヲ必要ト認ムルコ 面 テ日米ノ IJ ŀ トスル点ヲ考慮ニ容レラレ日本ハ米国ノ保有スヘキ大型 N -敷衍説明シ尚華府会議ノ際ハ シ 点ニ於テ米国ト事情ヲ同シクシ従テ大型巡洋艦ヲ必要 ニ通商路ヲ有シ而モ隔絶シタ コトハ当時自分ノ親シク目撃セシ処ナル ノ関係ヨ 関係頗ル良好ニテ支那問題ニ対シテ リシテ米国ノ国論概シテ日本ニ不利益ナ ኑ 山東問題其ノ他種々ナ ル地方ニ根拠地ヲ ニ特ニ御留意アリ カ今日 モ 従来 有 ニ於 度シ 1 セ N サ

シ 噸 量 Þ 艦十八隻ニ付其ノ七割ヲ算出スル 巡洋艦三十三万九千噸ハ米国側ヨ ナク示サレ度シト述へタ ムコトヲ希望ス 数字ヲ更ニ低下 ヲ長官ニ交付シ米国政府ニ於テハ大統領ヲ始メト 噸ヲ超過シ又仮ニ米国ノ保有量ヲ二十 ノス為ニ ト 語 、巡洋艦噸数ハ相当高率ト認メラレ 縮小ヲ希望スル ノ超過ト (建造中ノモノモ含メ) $\overline{\nu}$ ル IJ ヘシト 新ニ建造セサルヘカラサル ナリ従テ七割ヲ保タム ル 述へ右計算ノ基礎ヲ紙片ニ認メタ セシムルコトニ付此ノ上トモ努力 コト ハ 次第ナル 単 ハ Ξ 屢御話致シ置キ 軍 ル 十万八千四百噸ニ対 一備ノ 、カ大体 制 IJ 限 \mathbf{F} ノ御見込ナリ 試ミニ 我方ノ八吋砲 幾度カ談判ノ末漸 ヘク真ニ困 セハ我カ所要量 ノ Ξ 一隻ト 8 9 ナ 米国 ラス ル英、 N 通ナ セ 真実 難ナ ŀ シ 1 米協 ル 八 N 时 モ N ヲ Ξ ク

口本使ヨリ日本政府 場ニ陥 本政府ノ見ル所ヲ以テセハ最近大体纏リ 熱心ニ軍備縮小ヲ唱道セラレタル関係モアリ英米協定ノ ニ長官ハ英国ノ最終提案タル い約四万 ・モ腹蔵 パセラレ ・シ予テ 約二万 |艦現有 処日 1 立 充 砲 定 其

縮問題ニ関シ懇談セル結果左ノ通 【日国務長官ニ会見シ貴電第三二五号御 (極秘

訓

令

Ξ

依

1)

軍

二 十

应

第三四

八号

在米、

仏

伊各大使

~ 、 転 電

セ

1)

149

昭

和4

年9月

25 Ē

幣原外務大臣宛(電報)在米国出淵大使より

に関する国務長官との会談について

本 ワシント

省 $\mathbf{\mathcal{V}}$

9 月 25 日前着

軍縮会議の開催日取及び開催前の非公式交渉

ク

説明シタル

処次官ハ右ノ次第

ハ

篤ト首相ニモ申シ伝フ可

シト述ヘタリ

総括七割

ノ要求ニ対シテハ日本政府ニ於テハ

米政府ハ対

英

手続ヲ為ス

ヘキカト察セラル従テ予定通来年一月下旬

2

開

クコトト

セ

ハ充分日本側ノ御希望ニ副フコ

Ի

Ի

ナ

ル

 \sim Ξ

204

「パリチ

ĺ

ノ原則ニ対スルト同様重要視シ居ル事ヲ詳

├先ッ 官ハ自分ハ ク ハ ク尚招請状 充分了解 ٢ 本使ヨリ日本ハ地理的関係上倫敦会議 モ三箇月ノ予告ヲ希望スルニ付其ノ点含ミ置 比律賓ニ居リタル関係上日本ノ不便ナル シ居レリ ハ凡ソ何日頃発セラル 「マ」首相ハ多分倫敦出発前招請 ヘキヤ ト尋ネタ 三対 Ŷ テ ル カ 地位 ニ長 ν ハ 度 小 1

会議招請及び非公式交渉関係

側

ハ

3

Ξ モ

サ

ル

コ

Ի

=

於テ

ハ英国ト酷似ス

N

点ア

ý

Ի

• 雖世界

1

各方

別 電 十月八日着在英国松平大使より幣原外務大

軍縮会議招請状送付について

昭 和 4年10月(8日 幣原外務大臣宛在英国松平大使 (電報

151

英ニ転電 シ英ヨリ 仏 伊、 佐藤公使ニ 転報 セ シ メ ラ ν 度 $\tilde{\boldsymbol{y}}$

其 前述ノ事情ニ顧ミ此際国務長官ニ於テ「マ」首相ト 原則ヲ承認セムコトヲ 商議ノ基本トシテ我補助艦ヲ総括シテ英米 チ何艦種カ何隻何噸ト云フカ如キ意味ニアラスシテ言 於テ英米両国ノ了解ヲ求メ其ノ意向ヲ知ランコトヲ希望ス 方ニ回示スル様配慮アリ度旨懇談セラレ度シ尚此際我方ニ 機会ヲ以テ我主張ノ骨子タル総括的七割要求ニ関シ英国側 実証ヲ中外ニ示シ度キ希望ナル処速カニ内協議ヲ進メ難キ 和ナル空気ノ中ニ軍備縮小事業窮極ノ目的タル国際和 ル所ハ補助艦七割ニ対スル専門的技術的ノ解決ニアラス即 ノ基本トシタル如ク比率問題ニ関スル ノ意向ヲ質シ之ニ対スル英米両国ノ大体ノ意見ヲ淡泊ニ我 全権ニ於テ (ノ政治的解決ニシテ恰モ英米間ニ於テ均勢ノ原則ヲ商議 ハ成ル 可ク論争ヲ交ユ 求ムル趣旨ナ ル ŋ カ 、我国ト 如 キコ ノ七 Ի 英米両国 ナク最 割 Ի 会談 ナ ኑ ハ 親 モ ス ハ 1 平 1 1 1

月早 丰 シ ハ N ル 大使来電第三六七号ノ内協議ハ暫ク之ヲ開クコト不可能ナ I 使ヨリ「ド」大使及「マ」首相 \sim モ今日迄未タ之ニ対シ両国政府ノ明確ナル意向ヲ聞 英米両国当局ニ於テモ充分了解シ居ルコトト思考セラル ニモアリ又貴官ヨリ 補助艦最大勢力ニ対シ七割要求ノ我主張ニ関 第三三五号 テ 至急国務長官ニ面会ノ上前顕ノ事情ヲ説明シ帝国政府ト) ~ ク ኑ コ 実情ニ在リ他方五国会議ニ臨ム我全権委員ハ晩クモ十二 トヲ得 ハ今回 ミナラス会議開催以前ニ大綱ニ関スル了解ノ成 全権委員ノ出立前 ~~ ニ出立スルヲ要スヘク若シ此儘ノ情勢ニ放任ス ヲ得サル次第ナル処「マ」首相ノ帰英ハ十一月ニ入ル 「ド」大使モ其ノ頃迄ハ任地ニ帰ラサル模様ニテ在英 ノ会議開催以前ニ於テ英米側ト ヘキヤモ甚タ危惧セラルル次第ナリ就テ 極 秘 モ国務長官ニ対シ再三懇談 ニ会議ニ対スル大体ノ見込ヲ立テ難 へ反覆説明セラレ 内協議ヲ遂ケ本 シテ セ こラレ 居 シ 松平大 i 知 ス ハ 立 N ゴヲ見 ルト 貴官 居 コト N ij N

国の に ついて 意見回示方に関し国務長官と懇談方訓 숚

本省

10月5日後4時発

我方の補助艦総括的七割要求に対する英米両

付

明確ナル

コ

Ի

ヲ承知セス自分ト

シテハ是非両国

「ノ参加

ルニ

政府ニ於テ

ハ何等手ヲ触レス専ラ英国政府ニ委セ居

昭和4年10月5日 在米国出淵大使宛幣原外務大臣より (電報)

150

英ニ転電シ英ヨリ ヲ喚起シ得タリ ト思料 仏伊ニ転電セ |ス為念 シ Д

顧ミ閣下発松平大使宛電報第二四八号ノ六ノ各項ニ付意 ニ本使ノ所言ヲ聴取シ時々要点ヲ筆記シ居リ = テ会談ヲ打切リタル次第ナルカ長官ハ終始極 マ」首相近ク渡米ノ折柄本日 コト不適当ト認メ本日ハ大体前記ノ程度 ウズ」 大使 ノ会談ハ相当長官 Э y 内報 松平大 タ ロメテ熱心 ル ナ ノ注意 Ξ , キ ニ 使 付 -

ヲ探 他 モ Ի 出英米協定ノ内容ニ付テハ「ド 見交換ヲ試ミル 詳細内話アリタルモ国務省ヨリ別段詳細ナル 態度ヲ多トシ居ル旨述ヘタリ スル日本ノ真意ハ自分ニ於テ充分諒解シ居リ深ク日本 ニ貢献シ度キ考ヘナリ ト述ヘタル ニ長官ハ軍縮問題ニ関

潜 ナル IJ ヲ述へ置キタ 有噸数ハ或程度迄低下セシムルコト 同様英国ノ低下 、廃止ニ付テハ英国トノ間ニ一応ノ話合ハ著キ 関係国ノ立場ヲモ顧ミ結局或程度迄ハ保有スル タルニ長官ハ駆逐艦ノ保有噸数ニ付 水艦ハ劣勢海軍国タル関係上之ヲ必要ト ヘシト語リタルニ付本使ハ日 駆逐艦及潜水艦ノ 'n シ得へキ点迄低下スル方針 、問題ニ言及シ長官 ニ反対セサル テハ米国ハ巡洋艦 ·認メ居 テナリ . Я 又潜水艦 コト \sim N N 丰 モ コ

田本使ヨリ

1

,意向

考

ヘナレハ 右ノ点ハ 当分未解決

ノ儘ト為シ置クコト

ト

ナ

関スル限リハ英米両国ト誠実ニ協力シテ軍縮問題ノ達成

依り万一参加ノ運ヒニ至リ難キコトアリトスル

モ日本

Ż

1

本政府モ亦真実両国ノ参加ヲ希望ス若シ何等カノ事情ニ

N

ヘジト

. 語 レ

IJ

題

ニ付話合アル

ヘシト思ハ

ル ル

モ成

ル

ヘク細目ニ亘

ル

点

ヲ希望スル旨述ヘタ

ル

ニ付此ノ機会ヲ利用シ本使ヨ

IJ

Η

206

=

ハ触レス専ラ英米関係ノ大局ニ関スル意見交換ヲ為ス

処右両国ノ倫敦会議ニ対スル態度ニ付何等承知セラル ノ主要海軍国ノ外仏伊両国ノ参加ヲ必要トスル次第 本ニ於テハ駆逐艦ノ保 為ニハ日英米 チ N N ኑ

所有リ ヤト尋ネタルニ長官ハ両国参加問題ニ付テハ米国

3 会議招請及び非公式交渉関係

劎 No. 378 仏伊ニ本電ヲ転電シ別電ヲ郵送セリ 本電別電ト共ニ米ニ転電セリ 尚「ウエルズレー」ヨリ右招請状全文十月九日 シ 軍縮会議招請状十月七日付ヲ以テ外務大臣ヨリ今七日送越 往電第三七三号前段ニ関シ 第三七七号(至急、 ノ朝刊ニ発表スル積リナル旨通知シ来レ タルニ付全文別電第三七八号ヲ以テ電報ス 電 じ 、極秘) 縮 チェンバレン英国外相より松平大使宛、 会議招請状 ÿ (水曜日) 軍

have now reached a stage at which it Minister and the Ambassador during the last three months between the disarmament which have been proceeding the informal conversations on the subject of naval I have the honour to inform Your Excellency that of the United States is possible in London Prime

> serious importance as to prevent an agreement. ð say that there SI. no point outstanding of such 208

臣宛第三七八号

sional and informal agreement has been reached on sions and I now have the honour to state that provithe following principles Your Excellency of the progress made in these discus-From time to time the Prime Minister has notified

tation between His Majesty's Government in the United parity shall be reached by December 31st, 1936. Consulparity in each of the several categories and that such has been regarded as the starting point of agreement. of nations one to another. Therefore, the Peace Pact used as an instrument of national policy in the relations consequence of the provision that war should not our national attitudes on the Paris in 1928 which brought about a re-alignment of the Treaty for the Renunciation of War signed Ņ ÷ The conversations have been one of the results It has been agreed to subject of security, adopt the principle of Ъ. of 'n at

the Empire be related to Dominions has taken place and it is contemplated that Kingdom programme of parity on the British side and the naval forces of all parts His Majesty's Governments of in should the the

the provided for in the construction implied under that treaty. reconsider agreed in these conversations that subject to the assent touched upon during the conversations and it has ယ other signatory Powers it would be view to The the question of battleship strength was also diminishing the amount of replacement battleship replacement Washington Treaty of 1922, programmes desirable with been ಕ

abolition of the submarine, rise to discussion during the recent conversations. adhere to the attitude that they have publicly adopted and His Majesty's Government in the United Kingdom regard Since both the Government of the United States ರ the desirability of securing the this matter hardly They gave total

> other naval Powers subject can be reached except in conference with the recognise, however, that no final settlement on this

that of appoint representatives to attend a conference should be held in London at the ernment of the United States are in accord that such Government in the United Kingdom and ð earnest hope that the Japanese Government will agree paragraph of for and deal with the questions covered by the second not covered by the Washington Treaty and to arrange ence should be summoned to consider the Governments consider it most desirable that a Confer-In view the third week of January, 1930, and it the desirability of such a conference. His Majesty's the Japanese Government will be willing of the scope Article 21 of of that Treaty. these # discussions the It categories beginning 1S īS hoped Govboth our ಕ

Governments of France, Italy and the United States; \triangleright similar invitation ı: being addressed ð the

the Japanese Government. would cause the above invitation to be addressed the conference. I should be grateful if Your Excellency being asked to appoint representatives to take part in and His Majesty's Governments in the Dominions are đ

lency on any points which may require elucidation. to continue informal willing, in the interval before the proposed conference, discussions, so now His Majesty's Government will be Your Excellency informally au courant of In the same way as the two Governments have kept conversations with Your Excelthe recent

and propose to communicate to you in due course His Majesty's Government in the at an early date is so vital in the interests of general views as to the subjects which they think should be Government will see their way to accept this invitation disarmament that I trust that The importance of reviewing the whole naval situation that the date proposed will be agreeable to them. Your United Kingdom Excellency's their

> а Government. discussed at the conference, and will be glad to receive corresponding communication from the Japanese

the Conference. mission and of the subsequent General Disarmament means a text can be elaborated which will facilitate question; on the new machinery for dealing with the naval disarmament should like to emphasise that His Majesty's Government have discovered no inclination in any quarter to Powers may be successful in reaching It task of the is hoped that at this conference the principal naval League of contrary Nations it is hoped that by Preparatory agreement. Comset this цŗ -

(右仮訳文)

スル英国政府公文(仮訳文) 昭和四年十月七日付海軍軍備縮少会議招請 Ξ 関

阻礙スルカ如キ何等重大ナル未決点ヲ残ササルノ域ニ達シ 使ノ間ニ進行シツツアリシ非公式会談カ今ヤ協定ノ成立ヲ 予 ハ海軍軍縮問題ニ関シ過去三箇月間総理大臣並合衆国大

通報スルハ予ノ光栄トスル所ナリ 会談ノ進展ニ関シ閣下ニ通告セラレタル処弦ニ改メテ左記 タ ノ原則ニ関シ暫定的且非公式ノ協定成立セルコトヲ閣下 ルコトヲ閣下ニ通報スルノ光栄ヲ有ス総理大臣ハ随時右 Ξ

四、合衆国政府及英本国政府ハ共ニ潜水艦ノ全廃ラ

望

マシ

トスルコトニ関シテ従来両政府カ公然採リ来リタル態度

意見一致セリ

政策 ルニ基クモノニシテ従テ吾人 為安全保障ノ問題ニ関スル両国ノ態度ニ変化ヲ齎ラシタ 争拋棄ニ関スル条約カ各国相互ノ関係ニ於テ戦争ヲ国家 右会談ハ千九百二十八年巴里ニ於テ署名セラレ ノ手段トシテ使用スヘカラサルコトヲ規定シ 、右条約ヲ 以テ協定 タ タ 1 Ĥ N ル カ 戦 朶

玉 ス 定スル代換建造量ヲ縮少スル 主力艦勢力問題モ亦会談中論及セラレタ 【ノ同意アルニ於テハ千九百二十二年ノ華盛頓条約 ル主力艦代換計画ヲ再考スルヲ可 ノ目的ヲ以テ同条約ニ規定 ŀ ス ヘシ N カ他 Ի 1 コ ノ想 Ի -

カ勢力均等ノ考案ハ英国 ル ノ趣旨 ! / 署名 ナ IJ 圎

Ξ 領諸政府間ニ協議ヲ遂ケタル N 於テハ帝国全部ノ海軍力ヲ包含セシム (ヘキコトニ付合意ヲ見タリ右ニ関シ英本国政府及自治

> ル ヲ見サリシト雖モ両国政府ハ他ノ海軍国ト合議ヲ遂クル 本件会談ノ範囲ニ鑑 Ξ ヲ固守スルヲ以テ本件ハ今次ノ会談ニ於テハ殆ント討議 ・サル艦種ヲ考究スル為並同条約第二十一条第二項 非スンハ本問題ノ最終的解決ハ不可能ナル モノナリ ※ 両国政府ハ華盛頓条約ニ規定 Ξ ٢ ラ 認ム 三規 セ Ի ラ

英本国政府ハ仏蘭西国、伊太利国及合衆国政府ニ対 ス ル会議 同意セラレムコトヲ切望ス英本国政府及合衆国政府 最モ望マシト思考ス吾人ハ日本国政府カ斯ル会議開催ニ 定セラレタル問題ノ準備並処理ノ為会議ヲ招請スルコ ν ル 催セラル 代表者ヲ任命セラレ カ倫敦ニ於テ千九百三十年一月第三週初頭ニ於テ ヘキコト ニー致シ日本国政府カ同会議 ムコトヲ希望 ス = シ同 列席 い斯

二、吾人ハ各艦種ニ豆リ勢力均等ノ原則ヲ採用

シ而

シテ

ラ 右 点ト看做セリ

勢力均等ハ千九百三十六年十二月三十一日迄ニ達成セ

右招

様招請状ヲ発送シ尚ホ自治領政府ニ対シテモ会議ニ参列

ヘキ代表者ヲ任命センコトヲ要請セリ予ハ閣下カ

請

状ヲ日本国政府ニ送達セラレ

ンコト

・ヲ懇請

ス

ス

= 同首相ハ紐育 :ノ歓迎会ニ於テ英米間 ニ同盟ヲ造 N カ 如

米以来米国民一般 ノ歓迎振ハ極メテ熱 心 ナリ

153 英 ニ付其ノ節ハ 昭 米 和 4 仏 흎 = 転電 10 伊国 肩 (9) ž, 【ノ態度ニ H 仏 幣原外務大臣宛 ヲ シ 関 テ佐藤公使ニ シ多少判明 ((電 報) 転報 ス \sim 丰 セ ・カ シ Д Ւ . 思

分ノ注意ヲ払フヘシト思ハル尚近日首相ニ面 N ル 旨ヲ篤ト講究スル 本使案スル ニ伊国 事勿論ナルヘキカ同時ニ仏国ノ態度ニ充 「ノ参加決定ニハ会議 ノ性質乃至招請 会ノ機会モア ジ趣

-指摘セン Ի · 欲ス

> 昭 和 4 年 10 月 8 Ĥ 幣原外務大臣宛(電報) 在イタリア松田大使より ŋ

> > 212

怠ラサリ

シカ英国政府ハ今後モ同様来ルヘキ会議開催前

ノ討議ニ関シ非公式ニ閣下ニ通報

7

152

明ヲ必要トスル

事項モアラハ閣下

ト非公式会談ヲ継

続

ノ用意ヲ有ス一切

ノ海軍問題ヲ近キ時期ニ於テ検討

英米両国政府ハ今次

スル スル 闡

コト

一般軍備縮少

/ノ為頗

ル重大ナルニ鑑ミ日本国政

府ニ於テ本招請ヲ受諾セラルヘキヲ信シ所定ノ会議期日

軍縮会議 ~ Ø 1 タリア Ó 態度に関する新外相

い τ

本口 10 10 10月9日前着

第七七号

n 談話に 5

1 7

省

い会議

三於

方面

1 ~

如キ会議ニ依

リテ国際連盟準備委員会及次テ開

カ

N 今

 \sim

-一般的軍

-備縮少会談ノ事業ヲ促進スヘキ委員

(会及次

加 居

顤 キ

カ

一般的軍備縮少会議

ノ事業ヲ促進ス

,規

Ի

信スル旨ヲ述ヘタ

ルニ外相ハ本件ノ如キ問題ハ五国ノ会

ク

シトノ意見ニ接シタルコトナキ

ノミナラス却

マテ

ネタルニ其ノ点サヘ今ノ処何ト

モ云ヘス又仏ノ態度ヲ探リ

シテ大体決定シ居ル

ヤト

尋

ルモ未タ分ラスト答ヘタリ本使ハ今回ノ会議ニ伊仏

ハ重要ニシテ帝国政府ニ於テモ切ニ之ヲ希望シ居

N

、 シ

ノ参

準 テ

う作

ÿ N

畄 ヘキ

ロサレ

ン

I

Ի

ハー般ノ希望スル所ナルコ

Ի \sim

ヲ特 キ

合ニ於テ何等カノ決定ニ達スル事頗

ñ

有効

ナ

n

ハ誠ニ同感

ナ

ý

ĥ

굸

~ IJ

右会談

国政府ノ切ニ希望スル所ニシテ予ハ英国政府ハ如

[ニ於テモ海軍軍縮問題ヲ処理スル為別ニ新機関ヲ設府ノ切ニ希望スル所ニシテ予ハ英国政府ハ如何ナル[談ノ結果主要海軍国間ニ協定ノ成立ヲ見ンコトハ英

請 タ

状接到ノ上ニテ篤ト考量スル積リナリト云ヘリ依テ本使

ル由承知シタルモ未タ電報ニ接セサ

ル

カ伊国

5

/ 態度ハ招

セラ

V 相 $\boldsymbol{\mathcal{V}}$

ゝ

右会議ニ伊国ノ参加ハ主義ト

分ノ見解ヲ閣下ニ通報スル意向ニシテ日本国

モ同様意見ヲ開示セラルルヲ得ハ幸ナ

ý

テ討議スルヲ適当ナリト思考スル諸問題ニ関 ニツキテモ異存ナキコトト思考ス英本国政府

【シ追ッテ何

使近日中帰朝出発ニ付事務打合

セ旁八

日新外

相

アグ

カ

外 ラ

政

府

=

一於テ

ジ 本

・-」 往訪

こと際海軍軍縮会議ニ関シ談話ヲ交ヘタル

ハ

今朝ノ新聞ニテ招請状愈倫敦ニ於テ日仏伊ニ交付

「マク

F

ナ

ル

ド」首

相ハ

四日紐育著出

迎

共ニ同日華府ニ来リ五日午後「ホワ

1

ኑ

ハウス」

会ヲ訪問シ上院ニ於テ一場ノ挨拶ヲ為シタ

ル

カ同首相著

=

関連シ英米ノ

友好関係増進ニ関スル全般的

Ī

意見交換

ŀ ŀ

1

間

ニ国務長官ヲ交へ談合ヲ為シ七日早朝帰華ノ

、上議

タ

ルカ如キ推測ヲ為セル

以外大多数

ハ右会談

ハ軍縮問題

213

ナリ直ニ

大統領ト共ニ

「キヤ

V

プニニ

赴

レキ大統

第三六二号

新 マ

聞論調について

本ワ

省 2

10

Ĩ 9

Ē

後

シン

٢

クドナルド英国首相の米国訪問の経過及び

ニ過キサ ルモノト観測シタ IJ

Щ レリ 係増進ニ依リ俄ニ多大ノ実質的結果ハ期待シ得スト 談合ヲ為スカ如キ秘密外交ハ時代後レナル 為シ又仏伊殊ニ仏国側カ危惧スルカ如キ英米同盟ハ米国 ル疑ヲ抱ク者ハ米国 一大要件タルノミナラス将来ノ海軍競争ヲ排除シ モ英米間ニ海軍ノ均勢ヲ認メタルコトハ英米親善維持 相ノ渡米ハ二大英語国民ノ関係ヲ緊密ニス ノ断シテ好マ トニ依リ他ノ諸国間ノ関係ニモ多大ノ好影響アル ノ意ヲ表シ居レ ノ意見一致ハ世界平和ニ貢献スル処大ナル 「マ」首相訪米ニ関スル連日ノ新聞論調 サ ル処ニテ他国ヲ疎外シ英米間 ル外同首相渡米ニ伴フ全般的英米友好関 ノ国情ヲ知ラサ ル カ為ナリ ノミ ヘシトテ歓 ヘク英米両国 ハー斉ニ同首 ニ何等カ ト論シ居 ナラス斯 ヘジト タ ス ル 1 Э 迎 2 ル

英ニ転電シ英ヨ リ仏伊ニ転報セ $\bar{\boldsymbol{v}}$

Д

154 昭 11和4 軍縮会議招請状発表に関する新聞論説につい 年 10 月 (10) 日 幣原外務大臣宛(電報)在英国松平大使より

τ

昭和4年10月10 H 幣原外務大臣宛(電報)在仏国安達大使より

155

軍縮会議招請状に対する主要新聞論調につ

Ū.

1

責ハ仏国ノ負フヘキモノニ非ス(「タン」)

成功ニ終ルカ如キコト

ナカルヘク万一会議決裂スル

モ其

τ 本省 パ IJ 10 10 月11日前着

第三四六号

ル当地新聞論調 1 主ナル点左

如 海軍軍縮会議招請状ニ対ス 1

一海軍軍縮問題ヲ不戦条約ニ関連セシ

・メタ

ル点ニハ

、賛意ヲ

ヲ拒絶スルコト能ハサル

ヘジト

ナスモ

1

(「マタン」「プ

ユ

テイ、

パリジヤンヌ」)

表シ難ク主力艦ノ制限ナラハ格別補助艦ノ制限ハ防禦的

2

田招請状カ末段ニ今次会議ト国際連盟ノ軍縮準備委員会並

国回答ハ此ノ点ヨリ出発スヘキモノナリトナスモノ(「ジ

ルナル」)又右招請状ノ文句ニモ鑑ミ仏国モ 会議 参加

一般的軍縮会議トヲ関連セシメタル点ニ付賛意ヲ表シ仏

3 会議招請及び非公式交渉関係

巨代艦問題ニ関スル華盛頓条約ノ改正殊ニ艦齢延長ハ仏国

ノ主力艦比率ヲ其ノ儘採用スルコト能ハス

(「マタン」)

去セラレサルヘシト述ヘ「デバ」亦同様ノ記事ヲ掲ケタ

英、

米ニ転電シ連盟事務局ニ転報

セ

IJ

ノ際

立スルモ海洋自由ノ問題解決セサ

ル限リ両国間

ノ懸案ハ除

IJ

尚九日ノ「タン」ハ英米間ニ海軍軍縮問題ニ関スル協定成

口各国ハ其ノ安全維持ニ対スル独自ノ見解ニ依リ全然自由

ナル立場ニ於テ補助艦比率ヲ協定スヘク華盛頓会議

ン」「マタン」「ジュルナル」)

戦争ヲ否認セサ

ル不戦条約ヲ根拠トスル

モ

ノ ニ

非ス

((「 タ

け招請状ハ単ナル招請ニ止マ

ルヲ以テ会議参加ノ終局的諾

否ハ議題通告ヲ待テ決定スヘキモ

ノナリ

(「デバ

5

ロンド 本 省 2 10月10日前着

214

第三八〇号

右ハ来ル $\boldsymbol{\nu}$ 又ハ 九日 ク英米関係改善カ米大統領努力ノ最実質的果実ナル 事項以外ノ点ニ関スル包括的五国協定ハ成立覚束ナカル 同意セハ大成功ナリト論シ「テレグラフ」 デイアン」ハ補助艦ニ関スル仏国従来ノ主張ヲ詳述シ仏国 途ニ対シテハ仏伊ノ 他国ニ押付ケムトスルモノニアラサル点ヲ強調シ会議ノ前 反対及各艦種間ノ融通ノ主張ヲ予想シ居レ ν トシテハ対伊並対英関係ヲ顧慮セサルヘカラサル事情アリ - 月九日当国政府ノ五国海軍軍縮会議招請状全文発表 スト述へ居レ タルカ右ニ関シ各紙何レモ大々的記事論説ヲ掲ケ居 「アンタント」ノ結果ニアラス両者ハ毫モ既成事実ヲ ノ各論説ヲ総合スルニ概ネ今次ノ招請カ何等英米同盟 ヘキ会議 IJ ノ際大難関ニシテ仏伊カ各艦種別制限ニ ーパ リテイー」潜水艦ノ廃止 シルカ就中 ハ華府会議規定 エニ対スル ヤモ 「ガー i ル 処 セ 知 \sim ラ

米ニ転電シ仏、 伊 ニ郵送セ 1)

ナルヲ以テ之カ廃止ニハ断然反対スヘク之カ為会議ノ不

215

ナル」

ノ夙ニ主張スル

「所ナリ

(「ジュ

ルナル」「プテイ、

ジュル

156

昭

和

4

年 10

月 10 日

幣原外務大臣宛(電報)在米国出淵大使より

ナ

ル国

Ξ

取リ沿岸防備並海外植民地ト

ノ連絡保全上必要

声明について

マクドナルド首相の米国訪問に関する共同

右日本全権 談合ニ過 キ 華府招待ノ件ハ唯今ノ サ ル モ 最近 [~] 首相訪米ノ関係モア 処国務長官及大使館限リ IJ 白本

更ニ協議 N 造 シト答へ転シテ日本ノ全権顔触如何ト尋ネタルニ付本使 タ決定シ居ラスト答ヘタリ其ノ後右顔振ニ付テ何等論議 際同席セリ)「マ」首相ノ質問ニ対シ大統領ハ ニ尋ネタル処同次官ハ全権ノ問題ニ付テハ カ Ի ル シ居ラサル コト 来週水曜同長官帰華次第 ハ之ナカ ラル Ξ シテ派遣シ度キ意向ナルカ其ノ他ノ全権ニ付テハ未 -然 ル 一於テ ノ上決定ス ル \hat{v} コト ル ル [Y] カ自分一己ノ観察ニテ ル ヘク又只今ノ処海軍大臣ノ加ハル ኑ 途中之ヲ華盛頓ニ招待シテ懇談 ト述ヘタ Ի ル積リ 首相ト大統領ト ナル ノ考ニテ両三日前国務長官ト ノ機会ヲ以テ国務次官「コ ヘキモ軍人ヨリ全権ヲ選フカ ナリト ル処「コ」次官い実い日本全権 (長官 語 - 会談ノ際 い目下 V シ -二名 · 紐 育 実い過日 (自分、其 国務長官ヲ = 1 ッ |滞在中) ・相談シタ 模様モ 上院議員 Ի ノ機会ヲ -+ ン 如 Ĺ 氏 シ ナ + 進 5 ヤ

第三六八号(至急極秘

福ト -論 タ ナ IJ ル 1 サ ν Ξ 仏 、将ス 間 . 由 цц, ル N デ Ξ モ モ 1 未タ何等承知セス 任命セ 行 全権ト カ倫敦ニ赴カ Э ン 往電第三六七号会談 貴電第三三九号ニ関 プレ 2

本 ワ 省 $\boldsymbol{\mathcal{V}}$ 10 10 月12 11 日後着

シント

招待に関する 5 日米全権団の Ť Ť 構成及び日本全権のワシント ッ トン国務次官との会談につ

シ

昭 和 4 年. 10 肩 11 日 (電報)

158 幣原外務大臣宛

英 米 仏 三郵 送

政府 去ル +明ナリ 伊三国間ニ密接ナル提携成立スル フアシ 潜水艦ノ全廃ニハ反対ナリ 1 1 1 シ 発送ノ報伝 ・タリ 一日ノ各新聞 全廃問題ヲ重要視シ居レ 立場ヲ主張シ得 各国カ既成事実ヲ突キ付ケラル 八日付英国招請状ニ対シ第一 1 ス ア」ハ伊国ハ主力艦ノ艦齢延長ニハ反対ニ非 Г ч ト論シ何レモ仏国ト タ ミュニ シ y 同 タ い首相官邸 ニ 於テ首 ケ $\dot{\boldsymbol{v}}$ ヘキハ招請状ノ ル ク之ニ反対シ本問題ニ付テハ日、 後 ヲ ノ新聞論調 ノ掲載 Ŋ ト論シ又「テベレ」及「ラボ 1 、即チ九日ノ セ 「バリテイ 1) ルニ至ル Π ラ綜合スル 「テキスト」ニ鑑 ルカ如キ事 相外相及海 ノ審査ヲ開キ ヘジト 「ジュル -」維持及潜水艦 ナク自 = 右会議 由 三其 = 際

軍勢力 発セル 為両国 難ク従テ会議迄商議ヲ継続スヘキカ会議成功ノ結果各国 Ξ 史的問題ヲ商議スルモ ル 定 方策ヲ異ニスヘキモ不戦条約ニ基キ国策ヲ建ツルコ 国情ヲ異ニスル 九日大統領及 往電第三六二号ニ関 \sim ニ於テ新ニ シ軍縮問題ニ関スル従来ヨリ 、 居 レ ーリ自 コト セ ノ趣旨ヲ述ヘ尚「マ」 ル次第ニテ英米間ノ戦争ノ如キハ全然アリ得ヘカラ IJ 声明中今回 バノ減少 ・ナリ右 由且隔意無キ協議アル ノ精神的努力ヲ行使スル方法ニ付考慮ヲ加 考究スヘキ問題ヲ携 ノノミ 《「マ」 首 ノ新シキ見地及雰囲気ニ依リ吾人ハ旧 関係上平和促進ヲ計ル上ニ於テ英米各其 会談ノ結果自分ハ英国関係官庁及自治領 ナラス将来ノ建造計画ノ削減ヲ齎ス 2 ノナリ軍縮問題ニ付テハ他ノ関係国 相 首相カ其ノ後更ニ新聞記者ニ対 ㅈ 今回 1 ニ非サレ ,商議 へ帰国スヘシト 1 、会談 ノミ ハ協定ノ成立ヲ期 = 関 ナラス世界平 シ共同声 1 / 趣旨 ヘタ

当国各新聞 ハ 前記共同声明ニ関シ 解説的推測ヲ下 -シ居レ ル

後モ積極的ニ努力ヲ続クル必要アル

フ論シ

タ

ル

カ愈招請状

右声明ニ 問題ニモ言及アリ ス 以テ海洋自由ニ関ス 7 カ リ前記所謂歴史的問題並前掲「マ」首相声明中 ルニー致シ居レル 「ボ ラー 関シ論評ヲ掲クルモノ未タ多カラ 」氏カ年来海洋自由問題ヲ主張シ居レ タリト伝フルモ カ右ノ外英領西印度諸島 ル問題ニ付談合行ハレ ノア IJ タ サ ルモ ル ノ要塞廃棄 カ 紐育 1 シ字 ル 、ト観察 経 う句ヲ 緯 ヮヮ 1 モ 216

崩

発

第三六四

号

本ヮ

省 ~

10 10

月月 11 10

日後着発

シ

 \mathbf{v}

۲

ク重要ナル ルド ハ海洋自 問題ト ハ 由問題ハ不戦条約ノ成立 ナラサル $\hat{\gamma}$ ŀ ・述ヘタ IJ ŀ 共 ニ従来 Ż

如

英ニ転電 シ 英ヨ IJ 仏 「ニ転報 セ シ Д

157 昭 和 4 年 10 月 11 Η 幣原外務大臣宛(電報) 在イタリア松田大使より

!来ノ歴

Ի

二決

Î

1

サ

ル 和 ヲ

カ 1

軍縮会議招請 (E 関する新聞論調について

2

P 17

本 省 10 10 月12日前着

第七 海軍軍縮会議招請状接受直前 八 号

2 シ 海

 \sim

F

沭

ハ

「ポ

ポ

Ľ,

デイ

・タリ」

紙上「フ」

۲ م ا

L. ŀ

会見ニ関

連

 $\tilde{\boldsymbol{v}}$

テ Ļ

アア

1

ナ

N

ム

V

IJ

Ξ

1

「フアシスト」

ハ誠意ヲ以テ世界平和ノ為

ニ尽瘁シ来リ今

3 会議招請及び非公式交渉関係

第三六七号(極秘)	大統領カ特ニ上院ノ猜疑ヲ招カサル為ニ書キ加ヘタルモノ
本 省 10月13日前着	シ米国ハ欧州ノ外交ニ捲キ込マレサルヘシト述ヘタル点ハ
シントン	ス」ハ右声明中ニ平和確保ノ方法ハ英米各々其ノ趣ヲ異ニ
トン国務次官の談話について	ヲ結ヒタルモノニ非スト論シ居レルカ右ノ外紐育「タイム
大統領と英国首相との会談内容に関するコッ	ントスル全般的了解ニ到達シタルモノニテ何等同盟協定等
ヴァージニア州ラピダン・キャンプにおける	キ新シキ見地ヨリ世界平和ノ為ニ将来精神的ノ力ヲ行使セ
162 昭和4年10月(1日 幣原外務大臣宛(電報)	ノ会議ニ依リ英米間ノ誤解一掃セラレ両国ハ不戦条約ニ基「マ」首相大統領ノ共同声明ニ関シ当国新聞ハ一般ニ今回
英ニ転電シ英ヨリ仏、伊ニ転電セシム	
	第三七一号
於テハ英米両国ハ前記ノ如キ意志ナキ旨述ヘタル趣報セラ	13 H
サルカ如ク解シ居ル向アル趣ナル処官辺	シントン
回ノ軍縮協定ハ連盟ノ一般軍縮会議ノ承認ヲ経ルニ非サレ	論調について
言及セル部分ニ関シ上院議員中ニハ	大統領及び英国首相の共同声明に関する新聞
声明ヲ発セリ尚又英国政	161 昭和4年10月12日 格原外務大臣宛(電報)
モノニテ会談中斯ル提案ニ就テ	至朱国出開大吏
ルニ対シ国務長官ハ十日右ハ今回ノ会談ノ精神ヲ全然	英ニ転電シ英ヨリ仏、伊ニ転電セシム
ール」アルコトニ意見一致セルモ	スル英国政府ノ招請ヲ快諾ス
プロシャン・「「「「」」、「「」」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「	- ノ言語 ノイシア星 星石 三月 シノー戸町 シスチョー ショッコー
ナルヘシト述ヘタリ尚共同声明ヲ以テ 英米カ 両国海軍 ノ	含セル討議ノ為海軍軍備ニ関スル前記条約署名国ノ会議ニ
米国政府ハ華府条約第二十一条掲記ノ問題及他ノ艦種ヲ包	此ノ際徒ラニ米国ノ拡張呼バハリヲ避ケ七割獲得ヲ確実ナ
要旨左ノ如シ	ニ関シ有ラユル努力ヲ惜マザルベク大型巡洋艦ニ関シテモ
各新聞ニ公表セリ右回答ハ極メテ簡単ナルモノナルカ其ノ	ノ対日空気頗ル良好ナル趨勢ニ鑑ミ機会アリ次第七割獲得
メ	ト兵力量ニ関スル観念ニ関シ委細話セシ所大使ヨリ「当地
当日在英米国代理大使ヲシテ軍縦会議招請	潜水艦ノ自主的ニ必要ナル所以並
第三大王是 第三大王是	→ 「 」 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
1.77	国、シ文子、魚更ニシス家、マリスキューサモニリー「「「「」」、「」、「」」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」
) 2]	+
/	米海機密第一六番電(十一日)
軍縮会議招請に対する米国の回答要旨につい	
16 昭和4年1(月11日 幣原外務大臣宛(電報)	の発言にこして クンントン 0月1日 発
	感じていていていた。
御参考论	5
甲をすこ	日 オ 2 4 月 1 月 1
	1
ヲ目標トシ此ノ際米ノミヲ非難スルガ如キコトアラバ折角	英ニ転電シ英ヨリ仏伊ニ転電セシム
割獲得ハ尚ヨリ以上重大ナルヲ以テ英米全体ノ保有量引下	電報アリタシ
元ヨリ米ノ大型巡洋艦保有量引下ハ望マシキコトナルモ七	帝国政府ノ御意向ヲ承知致シ置キ度キニ付何分ノ儀大至急
(註)	ル処右実現ノ場合米国側ヨリ公式申出以前本使ニ於テ予メ
ラシムル様輿論ノ指導ニ注意アリ度」トノ意見ナリ	於テモ右招待ニ応スルコト
-	

3 会議招請及び非公式交渉関係

縮準備委員会仏国代表の談話について	右「テキスト」大要別電ノ通
ロンドン軍縮会議への仏国の態度に関する軍	併テ申入ルル様訓示シタル旨付言シタル趣ナリ
164 昭和4年10月15日 裕原外務大臣宛(電報) 在パリ佐藤連盟事務局長より	政府トノ間ニ予メ意見ノ交換ヲ行ヒ度希望ヲ有スルコトヲ並ニ在本邦伊国大使ニ対シテハ伊国政府ハ会議開催前日本
{	「テキスト」ハ十六日ノ新聞ニ発表スルコトトナリ居ル旨
英、米、仏へ暗送セリ	ニ基ク旨ヲ内話シテ右回答文写(伊文)ヲ交付シタル上本
回示スルコトヲ留保ス	ニ松田大使ニモ内報致置度シトノ「グランジ」外相ノ希望
同様ノ通報ニ接センコトヲ期待シ其ノ都度伊国側ノ意見ヲ	対英回答文「テキスト」ヲ送致スヘク電報済ミナルカ同時
メラレタルニ付テハ之ヲ諒承スルト共ニ伊国政府ハ英側ノ	内報スル手筈ニテ日本政府ニ対シテハ在東京伊国大使ヨリ
へ最後ニ英政府カ伊国側ノ本件会議事項ニ関スル見解ヲ求	トナリ在英伊国大使ニ訓示シ同時ニ他ノ関係諸国政府ニモ
コトニ係ルヘキヲ確証スルカ故ニ欣然招請ヲ諾スル旨ヲ述	今日首相ノ裁決ヲ経テ倫敦会議招請状ノ回答ヲ発スルコト
協力センコトヲ希望シ又今回ノ会議ハ軍縮達成上貢献セン	十四日夕求メニ依リ往訪シタル吉沢ニ対シ外務省主任官ハ
ル後伊国ハ過度ノ軍備ノ齎ス危険ヲ除去スルノ企ニハ常ニ	- 省 10月15日後
海軍協定問題ニ関スル客年十月六日付対英回答ヲ引用シタ	ローマ 10月15日前発
既ニ累次ノ声明ニ徴シテ明カナリトシテ特ニ	スト大要会議招請に関するイタリアの対英回答テキ
(前略)軍縮問題ニ対スル特ニ毎軍制限ニ対スル尹国改守	外務大臣宛第八〇号
第八〇号	別 電 十月十五日着在イタリア松田大使より幣原
(別電)	ついて
英米仏へ暗送セリ	会議招請に関するイタリアの対英回答内報に
Ⅱ 末 · 4 1 〕 1 ↓ 1 ↓ 幣原外務大臣宛	府条約中太平洋防備制限ノ規定アルニ鑑ミ今回ノ会談ニ
3 A H H F O H 5 H 在イタリア松田大使より	イイ 日 ノ 女作等 言曰 う 英 ら
英ニ転電シ英ラシラ仏伊ニ転電 + シュ	トレヘキヤ笘ヤニ対テハ今日ハキ意見ヲ交換スル事トナレリ但
国会ノニアスサートで国際ノ	ノ肥題モ藷ニ上リタルヲ本毘題ニ作ライ
务長官ニ面合ノ予官ナリンハ耳古臣ノ利密ニ願厚シ	毎年目日,周夏ミ炎ニニリィレカに周夏ニナテ、尾仝謂ニ丼起ス耳ーブリ
い事文団ク必容=頁度/、水トマリス吏/一二/11	
へ尚本日ノ会談ハ大統領ト「マ」首相間ノ内談	型艦中例ノ三万噸ノ問題ニ付テハ今回ハ話ヲ纒
カルヘシト思考スルモ兎ニ角長官帰華	ニ止メントスルモノナリ一方米国側
割要求ハ自分ノ見込ニテハ米国ノ関スル限リ左迄重大ナル	逐艦ニ付テモ削減ヲ計ルト同時ニ潜水艦総噸数モ出来得
国政府ノ諒解ヲ得度キ旨述ヘタルニ「コ」次官ハ日本ノ七	減スル等ノ方法ニテ出来得ル限リ保有艦噸数ヲ減シ又駆
国務長官ニ御話シ置キタル比率問題ニ関シ成ルヘク速ニ米	ニ減少スル事ハ何分困難ナルモ小型巡洋艦ニ付代艦数ヲ
府ニ於テ軍縮問題ニ関シ準備ノ都合モアルヘキニ付過般来	縮少ヲ計リ巡洋艦ニ付テハ英国トシテ大型ヲ十五隻以下
上十一月下旬又ハ十二月上旬出発ノ必要アルヘク旁日本政	チ主力艦ニ付テハ代艦延期其ノ他ノ方法ニ依リ漸次之カ
右ニ対シ本使ヨリ内報ヲ謝シタル上日本全権ハ距離ノ関係	尚一段ノ縮少ヲ決行セントノ意向ヲ明示シタルカ右ハ即
テ七割ノ問題ニ付テモ何等触ルル処ナカリキ	換行ハレ「マ」首相ハ帰国ノ上英国海軍当局ヲ説キ付ケ
スル限リニ於テハ日本ノ関係ハ遂ニ議ニ上ルニ至ラス従	□軍縮問題ニ関シテハ大統領「マ」首相間ニ充分意見ノ交
曰今回ノ会談ハ専ラ英米間ノ問題ヲ議シタル為自分ノ承知	付探リヲ入レタル処同官ノ語レル処大要左ノ通
タ判明セス	シタル次第アルニ付十一日同官ヲ往訪シ前記会談ノ内容ニ
問題モ議ニ上リタルカ之亦会議ノ議題トナルヤ否ヤハ未	ブ」ニ於ケル大統領「
於テ Caribbean Sea 及「ハリファックス」 ノ防衛撤廃	国務次官「コットン」ハ最近軍縮問題ニ携ハリ 居 リ 現 ニ

3 会議招請及び非公式交渉関係

第二 英米協定案主依ル米国ノ七割保有ノ場合 「「八小、四〇〇噸 二年二次一四五五 「一八、四五五 第二 英米協定案主依ル米国ノ七割保有ノ場合 「一八、二四二、六八、二〇〇 四九、九八〇〇〇 二二年二次二八、六〇八、二〇〇 第二 英米協定案主依北米国ノ七割保有ノ場合 「二、六八〇〇〇〇 四九、九八〇〇〇 二二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二	度ニ言及ジ今尚同様ノ意見ヲ固持スル次第ナリヤト尋ネタル処「ド」ハ仏国トシテハ陸海空三軍連繋ノ問題ニ関シ協議モテハ仏国モ艦艇ノ各種別ニ亘リ噸 サルヘキ保障ヲ取付クルニアラサレハ海軍問題ノミヲ切離 サルヘキ保障ヲ取付クルニアラサレハ海軍問題ノミヲ切離 シ考量スルヨトアリトセハ海軍ニ関シ仏国全権ノ人員及機材ノ制限方式 東連繋ノ問題へ仏国ニ取リ頗ル重大ナル意味ヲ有スルモノ ナルニ付出来得レハ日本ト同一ノ歩調ニ出テ度キ希望ニシ テニ、三日前在東京仏国大使ニ対シ日本政府へ此点詳細説
標準 巡洋艦駆逐艦ハ米国保有噸数ノ七割ヲ唑 標準 巡洋艦駆逐艦ハ六丁砲巡洋艦七十六百五噸ヲ廃棄 セザルベカラズ然レ共之ヲ保持シテ其代リトシテ駆逐艦 223	165 英米伊ニ転電シムへ通報セリ 現有勢力維持の場合と英米協定案により米国 の七割保有の場合との昭和十一年迄の補助艦 理査費の比較について 現有勢力維持ノ場合トノー九三六年(昭和十一年)迄ノ 補助艦建造費ノ比較 モノトス

3 会議招請及び非公式交渉関係

222

尚陸軍代表ハ同日樺陸軍代表ニ対シ略々同様ノ趣旨ヲ述ヘ

且仏国陸軍側ニ於テハ仏国ノ対英回答中ニ倫敦会議ニ於テ ハ軍縮準備委員会ノ決定セル陸空軍制限方式ニハ手ヲ触ル

ルヘカラストノ趣旨ヲ仄カスコト適当ナリトノ意見ニテ目

明方訓電発セラレタリト付言セリ

十二日軍縮準備委員会仏国海軍代表ト面談ノ際本官ヨリ寿

府三全権発往電第三九号後段倫敦会議ニ対スル仏国側ノ態

第一二一号

本 パ 省 リ

10 10 月16 月 日前着

六吋砲巡洋艦 二一八 5 二一	隻数		日英米水上補助艦比較表	ヲ加算スレバ之又相当ノ	セルモノナルヲ以テ	スル如キモ右ハ巡洋艦駆逐艦潜水艦ノ三艦種ノミニ付計算	持セリ而シテ右ノ計	現在ノ我国補助艦艇	コトナク寧若干	力ノ場合ニ比較シテ大体ニ於テ代艦建造費ヲ	艦及駆逐艦ノ艦齢繰上ヲ要求スル場合ニ於テハ現有勢	以上各種ノ場合ヲ比較スルニ我国ニ於テ経過的ニ巡洋		英米案米国ノ七割・	合要求シタル艦齢	トナス場合即現有勢力維持ノ為メ今回海軍省カ予算上国江ノ場合ヨリモ巡洋艦ニがラ更ニニ年ヲ為上ケ十六年) } ~	ノ保有艦数ヲ	棄セザルベカラズ然レ共之ヲ保持シテ其代トシテ駆逐艦此場合ニ於テ日本ハ六吋砲巡洋艦四千三百七十五噸ヲ廃備 考	合 濯水 計九六、	时砲巡洋艦 至 艦 三 九 、	一所要建造噸	合 テ 国 ョ 其 ハ ^ル リ 具 経	ルノ保有噸数ヲ
<u>一八隻</u> 九六		現	補助艦	当ノ額	其外ノ	艦駆逐	数ハ従	ノ建造	ノ増加	シテ大	齢 繰 上	ヲ 比 較	(三) (二)	、 場 日 日 合	案 ブ 即 第	有一巡洋兵艦		ソレ丈	ラ 日 ズ 本 然 ハ	六 二 五 六 四 九	七一三六八六七〇	喧噸 数	年 未 一 ヲ 定 時 繰 ナ 既	ソ レ 丈
八八 八、四 一五〇 噸	数	在	业比較表 (A)	額ニ上ルベン	ヲ以テ其外ノ各種ノ補助艦特務艦等ノ	《艦潜水艦》	ノ計数ハ従来ノ八千八百万円ニ比較シ減少	助艦艇ノ建造費ハ毎年年額八千八百万円ヲ維	ノ増加ヲ見ル如キ傾勢ニアリ	(体ニ於テ代	ラ要求スル	(スルニ我国		上 五五	ル艦齢案即第一ノニト同一	(維持ノ為イ		減少スル場へ	レ共之ヲ保は		. 九 七 . 五 四 ○ ○ 一円	噸当単価	モ各二年ヲ繰上ケ各十八年及十四年トナ体案ハ未定ナルモ巡洋艦及駆逐艦ニ於テ過的ニ一時既成艦ノ艦齢繰上ノ要求ヲ有	保有噸数ヲソレ丈減少スル場合ニハ括弧内ノ数字ト
○四隻	隻数	建		,昭和五	切艦特致	/三艦種	、百万日	-額八千	-傾勢	「艦建造	場合	二二於二			P] ~ ノ	今 二 二 四 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一		行ニハ妊	行 艦 シ 四 テ 千 王	三五七五		所	年及 服 上	合ニハ妊
四 (噸	造		五年度	疥艦等	俚ノミ	ロニ比	-八百	ーアリ	垣費 ヲゴ	一於テ	ノ経過	五七-000000000000000000000000000000000000		加加 上 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二	軍経上		山弧内ノ	一百七シナ	二九二二九二二九二二二九二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二		所要建造費	山鹿東	加加内ノ
、 〇〇 〇〇 噸	数	中		ベシ昭和五年度ノ予算計	ノ建造費	ニ付計算	較シ減少	万円ヲ維		減少スル	ハ現有勢	旳ニ巡洋			ノ艦齢案ニ依ル場	カテアテクティックテレクティックティックティックション・ション・ション・ション・ション・ション・ション・ション・ション・ション・		数字トナ	テエ順ヲ廃	(三五八、二九六、四八〇) 三七五、五七七、七三〇	○五、八〇二、六〇〇 三四、九三二、〇〇〇 ○	費	ト	数字トナ
<u>○○隻</u> ○○噸	隻数 噸 数	計画済未起工		IJ	レバ補助艦艇全部	ヲ要ス之ヲ前	年度迄ニ建造	即総額三千二五	合計		給工油作			ノ如シ海軍省	現有勢力維持ノ場合	レバ其毎一年度	七年度以降十	而シテ現在ノ雄		英米案米国ノ	ジ現有勢力維持	右各種ノ場合ノ	合 潜 駆 六 八 时 水 逐 巡 巡 計 艦 艦 艦	寸包 《 车 盖
<u>四〇隻</u> 一 六、、	隻数 噸	艦齡超過艦			全部ノ建造費年割額ハソ	ヲ要ス之ヲ前述ノ巡洋艦駆逐艦及潜水艦ノ建造費ニ	年度迄ニ建造セントスレバ毎年平均年割額ハ六百五十万円	即総額三千二百五十八万円ニシテ之ヲ昭和七年度以降十一)		Ξ	二噸	ノ 要 求 セ	· · · · · · · · · · · · · ·	バ其毎一年度額ハ左ノ如シ	七年度以降十一年度迄五ヶ年度間ニ追加計上スル	而シテ現在ノ補助艦建造費ハ昭和六年度ニ		七割ノ場	ノ場合	補助艦建造費ヲ		こい、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、
九 六 〇 〇 噸 一 一 七 二 隻	数 隻数	年末)			ν	及潜水艦ノ	平均年割額	テ之ヲ昭和		:			○ ○ 数 二 式	ル之等特務艦艇等ノ	六七六、五		间ニ追加計ー	和六年度ニ幼		(二五七、二	三二八八、十	一括シ概数	七四一 	ン リー リー リー リー リー リー リー リー リー リー リー リー リー
八一、四五五 〇八、四〇〇 噸	噸数	現有勢力差引計			丈増加スル計算ナ	建造費ニ加算ス	ハ六百五十万円	七年度以降十一		一、五三〇、〇〇〇	0、0五0、000	七、八〇〇、〇〇〇	六、三〇〇、〇〇〇円建造費費	ノ建造計画ハ左	六00、000円		上スルモノトス	一終ルヲ以テ昭和		100,000	六〇〇、〇〇〇円	一括シ概数ヲ示セバ左ノ如	- 1001、1001、1000 - 1001、1000 - 1000 - 1000	れていて、 「一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一

	海軍	新規要式	新規要求補充計	画	完成予定時	マシションションションションションションションションションションションションション	H	英米水	上補助	艦比較	表 (B)		Ì		
	現		在	建	造	ф 	計	画済未起	L L	艦	齢超過	艦	力(昭和 一) 一) 一) 一) 一) 一) 一) 一) 一) 一) 一) 一) 一)	計一年度	(末現有勢
	隻数	噸	数	隻 数	噸	数	隻数	噸	数	隻数	噸	数	隻数	噸	数
日本	隻		噸	隻		噸	隻		噸	隻		噸	隻		噸
吋巡洋	八	六八、		四	国 ()	000	0		, 0	0		0		一 〇 八、	
时巡洋	=-	九八、	四五	0		0	0		0	四	一 六、	九六〇	_ 七	八一、	四五
洋艦	二九	一六六、	八一五	四	四 (000	0		0	四	<u>一</u> 六、	九六〇	二九	一八九、	八五
逐	0		五七五	四	1111 ,	八 〇〇	0		0	四三	三六、	- 40	七二	九三、	Ē
上補助艦	0111	ニセニ、	三九〇	_ 八	六三、	八 〇〇	0		0	四七	五三、	1-110	0	二八三、	О Х
潜水艦	六一	六一、	三五七	<u> </u>		一 四 〇	0		0	三四	二六、	七六六	三七	五一、	セミー
	一九二	Julul,	七四七	三八	八 〇、	九四〇	0		0	八二	七九、	八九六	二三八	三三四、	七九一
英国															
时巡洋			000	四	三六、	八 〇 〇	Ξ	ΞŎ	000	0		0	一八	一七六、	八 〇〇
时巡洋	Ŧī		九七一	0		0		一三、 一三、	0000	一 七	セニ、	九六五	ΞŌ	一六九、	00 六
洋艦	六		九七一	四	三六、	八 00	五	四三、	000	一 七	セニ、	九六五	四 八	三四五、	八〇六
駆逐艦	五五三	一五九、	二五五	i 0	二六、	四八〇	九		九 三 〇	四三	一四七、	四六〇	三九	Щ	一九五
上補助艦	h .		ニニナ	二四	六三、	二 八 〇	一匹	五四、	九 二 〇	一 六 〇		四二五	八七	三九六、	00
水	六		七九二	1	一 八、	七八〇	八	,⊟ I	四四〇	四三	ΞO	00 五		四九、	00七 七
	Ŧī		0 一 八	三六	八二、	0 た 0	1111	六 八、	三六〇		二 五 〇、	四三〇	110	四四五、	00 八
米国															
吋巡洋	0		0	0	$\overline{0}$	000	1 11	ΞO,	000	0		0	1111	11EO,	000
吋巡洋	-0		五 〇〇	0		0	0		0	0		0		七〇、	ĦОО
洋艦	-0		五 〇〇	0	00,	000	Ξ) Olii	000	\bigcirc		0	letter	1100,	五 () () ()
逐	ニホーコ		九三三	0		0	0		0	四六	五三、	二三九	 五	 五、	七〇四
水上補助艦計	ヨセー	二三三八、	四三三	0	00,	000	1 = 1	EIO,	11000	四六	五二、	三九	四 八	ミニナ、	二 〇 四
水	一〇九		六六四		1,	八二二	0		0	九五	六〇、	六七五	一 五		八 一 一
	三八〇日		〇九七		101,	スニニ	= =	1 HO,	11000	<u>7</u>	I I I I I	九〇四	六三	三三八、	〇 五 五

軍
斩
圳
짶
安
漺
補
充
計
画
富
武
楶
4
品
цЧ
/
勞
- C
力
力表
軍新規要求補充計画完成予定時ノ勢力表
力表 日英米水上補助艦比較表 (3)

						米					·			-++- :					
	合 潜	水上補助	駆	ブ 巡 F	六戸		合	潜	水上	駆	ill.	六时	八时	英	合	潜	水上	駆	巡
山 王	水	補助	逐	巡洋艦	、叶砲巡洋	」 【国		水	補助	逐	二洋 艦計	砲巡	砲巡洋	国		水	補助	逐艦	洋艇
艦齢	計艦	助艦計	艦	計	牛油	- -	計	艦	盤計	艦	計	洋艦	洋艦		計	艦	艦計	艦	濫 計
巡洋艦 二〇年	三一八八九	二七一	二六一				二六五	五六	Ē	一五三	五六	四		!	 九	六一	- =		=
	79	Ξ	 		<u>) (</u>)	五五五	<u>六</u>	九四	<u>=</u> 1	<u>六</u> 三	五二			Ξ				二九一
	一七八九、		二六七、	七-0、0	t C		五四五、	四六、	九八、	一五九、	二八、	二三八、			Jululu,	六一、	ーセニ、	一 〇五、	六六、
駆逐艦	〇 六 九 六 七	四川川	九三三	E O O O O	<u>н</u> Сос)	〇 一 八	七九二	二 二 六	二五五	九七一	九七一	000	a series of the	七四七	三五七	三九〇	五七五	八一五
一六年		$\overline{0}$	\cap	 0 (- 	-	三六			10	四	0	四		二八	-0		 四	
	-0	<u> </u>				•						0							
潜水	01, 1,		1	δ	\mathcal{C}		八二、			二六、			三六、		八 〇、		六三、		四 〇、
一三年	八 八 三 三 三		0)))	0 大 0	七八〇	二 八 〇	四八〇	八 〇 〇	0	八 〇〇		九四〇	一 四 〇	八 () ()	八 〇 〇	000
			0	(- - -		1111	八	四	九	五	<u> </u>	Ξ		0	0	0	0	0
	1 110,	1 1110,		T≡O,	Ē		六八、	<u>, П</u>	五四、	`	四三、	,Е I	ШO						
	000	00))	三大〇	国国〇	九二〇	九二〇	000	000	.000			0	0	0	\sim
	三〇、〇〇三二三二九四			0.0)	1011)1四三		<u>)</u> 一六	0		 八 〇		四七		
	二九四、		二三五、				三四六、	ΞŌ	五九二一六、		六八、	六八、			七八、	二五	五三	三六	一六
	四五三	四一三	四三	0 (С)	二五〇	0 O Ħ	二四五		七八五		\bigcirc		八九八	•	. 1 110	、 1 七〇	、九六〇
	八一一七	六四	=					ШШ		三九		Ξ	一元		一三九	三八	101	七二	二九
	三五二	, intritrit		100)	四四九、	四九、	四 00,	五 〇	三四九、	一七三	一七六、		三三五、	五 二、	二八三、	九三、	一八九
	四四二三					•))	一八八	、00七		、一九五		、一八六	、八〇〇		、七八九		、 〇六〇	、二〇五	八五五

- 1、七四一円+二〇三二七円 100 - 1、維持費 - 二、七四一円+二〇三二七円 100 年年当り経費(代鑑建造費及維持費合計) - 二のの円 - 二、維持費 - 二、一一四三、九五〇円+一六三二四七円 100 - 二、維持費 - 二、一一四三、一一〇、一四三幅 - 二、一一〇、一四三幅 - 二、一〇、一四三幅 - 二、一〇、一四三 - 二、一〇、一〇 - 二、一〇 - 二、一〇、一〇 - 二、一〇 - 二、二 - 〇 - 二、二 - 〇 - 二、一 - 二、二 - 〇 - 二、二 - 〇 - 二 - 二 - 二 - 〇 - 二 - 〇 - 二 - 二 - 〇 - 二 - 二 - 〇 - 二 - 〇 - 二 - 二 - 〇 - 二 - 〇 - 二 - 一 - 二 - 一 - 二 - 〇 - 二 - 一 - 二 - 〇 - 二 - 〇 - 二 - 一 - 二 - 一 - 二 - 一 - 二 - 〇 - 二 - 一 - 二 - 二 - 一 - 二 - 二 - 一 - 二 - 一 - 二 - 二 - 一 - 二 - 一 - 二 - 一 - 二 - 一 - 二 - 二 - 一 - 二 - 二 -	六吋以下軽巡洋艦 一七隻 八一、四五五噸八吋砲巡洋艦 一二隻 一〇八、四〇〇噸	内 二九隻 一八九、八五五噸	昭和六年度末ノ現有勢力	我国ノ現在補助艦計画ノ目標トセル	(華府会議、一九三一年起工予定)	(1主力艦) 五ケ年間建造延期	二、艦齡巡洋艦二〇年、駆逐艦一六年、潜水艦十三年	一、右ノ勢力ニハ一九三六年末ニ到達スルモノトス	二、英ハ米ノ一万噸八吋三隻ノ代リニ一万噸六吋	(艦齢超過艦ノ外五万八千噸廃棄)	英国 六吋砲艦 一四隻 九万一千噸	六吋砲艦 五隻 三万五千噸	米国 一万噸八吋砲艦 一一隻 十一万噸	一、右ノ結果新規建造ハ	備考	潜水 艦 全廃希望	大型巡洋艦	、代艦建造費	□毎一年当り経費	駆逐艦 三、九五〇円 一四〇	大型巡洋艦ニ、七四一円(一〇〇	①建造費	巡洋艦ト駆逐艦一噸当リ経費ノ比較	合計 一年当り経費 一七、〇四〇、〇〇〇円	八、四〇〇、〇〇〇円	二四〇円×三五、〇〇〇円=	二維持費	八、六四〇、〇〇〇円	一三八、二五〇、〇〇〇円十一六年=	☐ 代 艦建造費	第二、将来每一年当経費			第一、新規建造費
	モ亦休暇旅行中ナル為已ムヲ得ス今十六日午後五時「ウエ目下外務大臣旅行中ニテ来週ニ非サレハ帰京セサル由次官	貴電第二六一号ニ関シ第三八五号	省	ロンドン 10月16日後発	開催前に非公式会談を希望の旨申入について	軍縮会議招請に関する回答書手交並びに会議	昭和4年10月16日			駆逐艦		備考	≣t	水 艦 六七隻	₽	逐 艦 九〇隻	測セラル	逐艦		二〇〇曜一一〇五、			国 米	一、噸数隻数	助	米協定案要	逐艦			逐点的二四〇円		維持費	三、九五〇円十一六=二四七円	逐二、

	本会議ニ比シ劣レリトハ考ヘラレストノ意見ヲ述ヘ引キ取	拒絶セサルヘキモ其ノ受諾スルコトアルヘキ数ハ仮ノ性質
231	値スヘキ問題ニシテ時機ノ問題ヨリスレハ倫敦会議ハ軍縮	政府ハ倫敦会議ニ於テ噸数隻数等ノ数ノ問題ヲ討議スルヲ
	右ニ対シ本官及米書記官ハ交々仏伊間ノ困難ハ早晩解決ニ	ク所ニシテ即チ三軍連繋問題ヲ指スニ外ナラス而シテ仏国
	思考ス云々	要セストノ意味ヲ現ハセル一句ハ仏国政府ノ最モ重キヲ置
	レルカ如ク最近ノ機会ニ於テ両国間協議開始セラルヘシト	特別条件ニ関シ仏国政府ノ従来支持セル主義ハ茲ニ再言ヲ
	尤伊国側ヨリ仏伊「パリチー」問題ニ関シ会談ヲ希望シ来	本件回答末項冒頭ニ所謂軍縮ノ一般的条件若ハ海軍軍縮ノ
	側トシテハ会議ノ成功ニ対シ幾多ノ危惧ヲ懐カサルヲ得ス	アリタリ「マ」ハ更ニ左ノ如キ感想ヲ述フ
	ノ状態ヲ以テシテハ倫敦会議前ニ現実到底覚束ナク従テ仏	国政府ニ交付セラルヘク又本日中ニ公表ノ筈ナリトノ説明
	ハ充分ノ時日アリ伊国トノ協定モ可能ナリシナランモ今日	付ヲ受ケ且該回答ハ之ヨリ一時間ノ後在英仏国大使ヨリ英
	問題モ準備委員会ヲシテ取扱ハシメタリトセハ本会議迄ニ	号ノ如キ五国海軍会議ニ関スル仏国政府ノ対英回答写ノ交
	セス若シ	大使館書記官モ同時来合セ共ニ「マ」ニ面会別電第一二八
	ル目的ヲ以テ伊ニ対シ政治的協定ヲ提議シタルモ最	十六日午後四時「マツシグリ」ノ招請ニ応シ往訪ノ所米国
	容易ナラシメン	第一二七号 本省 10月17日後着
	本件解決上ヨリ云へハ今回ノ倫敦会議ハ時宜ヲ得タリト云	
	又仏ノ遭遇スヘキ最大ナル困難ノ一ハ仏伊関係ナルヘキ処	村 記 会議招請と関する仏国政府の対英回答
	ニ関スル数ノ問題モ仏国ニ関スル限リ効力ヲ生セサルヘシ	記録に関する
	ニテハ不明ナリ)陸空軍ノ制限方式ニ満足ヲ得サレハ海軍	金麗四青に同しる公司の村を可に足つをす
	トナリヤ又軍縮会議ヲ意味スルモノナリヤハ「マ」ノ説明	68 昭和4年10月16日 在パリ佐藤連盟事務局長より
	ヲ有スルモノニシテ他日軍縮会議ニ於テ(準備委員会ノコ	
	英米伊へ転電シ連盟事務局長へ通報セリ	ヘキ 一般的軍縮条約案ノ一部ヲ形成シ連盟ノ「サンクシ
	送ノ運ヒニ至リタルモノト祭セラル	一、今次五国海軍縮少会議ノ結果ハ将来連盟ニ於テ作成ス
	ル趣ニシテ其ノ結果往電第三五三号ノ如キ簡単ナル回答発	答セシメタル処「ブリアン」ハ当座ノ感想トシテ大要
	コン言語とい	シテ軍縮問題ニ関シ
	ルヲ仔マス書奐ヘヲ命	
	種々条件ヲ付シタル長文ノモノヲ起草セル	第三丘四子 本省 10月17日前着 シリー 10月1日後昇
	所ニ依レハ仏国政府ノ対英回答 文 ハ 当) 0 1 6 1 後
	トノ趣旨ヲ内話セル由ナリ尚十五日「マツシグリ」カ右諜	などに関するブリアン外相の内話について
	ナリン	陸海空軍軍縮の関連性及び仏伊海軍力の比較
	ーフ	167 昭和4年10月16日 幣原外務大臣宛(電報)
	ン」ハ伊国ハ実際上仏国海軍ニ追随シ来ル力ナシト考へ	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	要求スルト否トハ問題ニ非ス(諜報者ノ談ニテハ「ブリア	
	算出シ之ヲ主張スレハ足ルヘク他国カ仏ト同等ノ数字ヲ	米、仏、伊ニ転電シ仏ヲシテ佐藤公使ニ転報セシム
	国ノ沿岸防禦及植民地トノ連絡保持ニ必要ナル海軍力ヲ	セラルル由右不取敢
	三、仏国トシテハ英国ノ保有スヘキ海軍力ヲ基礎トシテ仏	七日発表スル由話シ居リタリ尚伊国回答モ今明日中ニ発表
	二、潜水艦ノ全廃ハ到底不可能ナリ	際同大使ハ本日午後五時半仏国政府ノ回答書ヲ提出シ明十
	ルモノ)	諾ノ回答ニ接シタル旨述へ居リタリ今朝仏国大使ニ面会ノ
	会議ノ結果タル海軍縮少ヲ他ノ連盟国ニモ拡張セントス	相ニモ申送ルヘキ旨答ヘタリ尚伊国政府ヨリハ昨十五日受
230	コトヲ要ス(即チ陸海空三軍軍縮ヲ関連セシメ且ツ五国	ヲ詳細申入レタル処「ウ」ハ外相ニ報告シ尚電報ヲ以テ首
о	ヨン」ヲ経タル後ニ非サレハ之ヲ実施セサルコトトスル	ルズレー」ニ面会回答書ヲ交付シタル上貴電御訓示ノ次第

送ス本件会談発表間際ニ付平文ヲ以テ電報ス但英米ヘハ全文郵レリ尚上記「マ」ノ所言ハ内密ニセラレタシト云ヘリ

(付 記)

ainsi faire sont pas visés dans le Traité de Washington de 1922, paragraphe de l'art. 21 de ce traité. relatifs aux catégories de bâtiments de guerre qui ne janvier prochain et où seraient discutés les problèmes Londres au début de la troisième semaine du mois de vernement des Etats-Unis d'Amérique, fait l'objet d'un accord provisoire entre lui et le Gou-Britannique, en lui communiquant les principes qui ont un vif intérêt de la lettre les Affaires étrangères, par laquelle le Le Gouvernement que représenter à une conférence qui s'ouvrirait les questions faisant l'objet du deuxième Français a pris du Secrétaire d'Etat pour connaissance Gouvernement l'invite a∕ avec se മം

Le Gouvernement de la République se félicite que les conversations engagées entre le Premier Ministre

> Britannique et l'Ambassadeur des Etats-Unis à Londres suivant la méthode suggérée au cours des délibérations de la Commission préparatoire du Désarmement, aient pris un tour aussi favorable. Il n'a pas été moins heureux de constater que les deux Gouvernements ont trouvé dans le Pacte de Paris du 27 août 1928 un élément précieux pour réaliser entre eux une entente de principe sur les armements navals qui leur paraissant répondre aux besoins de leur sécurité.

> > 232

préparatoire et celle de la future que le marque la communication du Secrétaire d'Etat principalement intéressées à la tenant d'étendre ces conversations aux avec le pour la limitation et la réduction des armements. Britannique, de faciliter la naval, et cette initiative a expressément pour but, ainsi Le Gouvernement Britannique, après s'être concerté Gouvernement des Etats-Unis, propose maintâche de solution du problème conférence générale la Commission Puissances

Le Gouvernement de la République Français a donné

adressée Il est donc heureux d'accepter l'invitation qui lui est Nations, pour ne pas se féliciter de cette proposition. inscrites à l'article 8 la des travaux trop de preuves de son désir de l'achèvement rapide réunion préparatoires de cette conférence, dont permettra du Pacte de réaliser de la les Société obligations des

tique que dans limitation des armements navals, ont été trop soit au sujet des conditions spéciales du problème de générales du problème de la limitation des armements, nécessaire définis, aussi bien au cours Les principes qui n'ont pas cessé de guider la polifrançaise, soit en ce qui concerne les conditions les de les négociations rappeler connexes, des travaux pour qu'il soit de Genève souvent la

D'ailleurs, le Secrétaire d'Etat Britannique pour les Affaires étrangères, dans sa lettre précitée, fait connaître les intentions de son Gouvernement de procéder avec le Gouvernement Français, comme avec les autres Gou-

> que voir, qui lui fournira l'occasion de préciser sa manière de communes. Le Gouvernement de la République ne voit seront inscrites au programme de leurs délibérations échanges de vues préliminaires sur les questions vernements invités à la Conférence de Londres, que des avantages à l'application de la prochaine Conférence l'ensemble des questions qui pourront se poser devant dans la lettre de Son Excellence M. Arthur Henderson, (右仮訳文) touchant les tant en ce qui concerne les divers problèmes qui s'y cette méthode, rattachent points e visés qui des et

仏蘭西国政府回答仮訳文

ニ仏国政府ノ参加ヲ招請セラレタリ仏国政府ハ右書翰ヲ深同条約第二十一条第二項ノ主題タル問題ヲ討議スヘキ会議十二年ノ華盛頓条約ニ規定セラレサル艦種ニ関スル問題並井ニ来ル一月第三週初頭ニ倫敦ニ於テ開催セラレ千九百二時重定協定ノ主題タリシ原則ヲ仏国政府ニ通報セラルルト英国政府ハ同国外務大臣ノ書翰ヲ以テ英国政府及米国政府

ナルモノモ商議ノ真意ヲ糊塗スル虚偽ト偽瞞トニ終始スルーマクドナルド」ーフーヴァー」ノ会見モ彼等ノ共同声明	会(コア」ノ前ニ滔々タル蜜ノ如キ言辞ヲ縷述シ始ムルト共ニ議(コア」ノ前ニ滔々タル蜜ノ如キ言辞ヲ縷述シ始ムルト共ニ諸(一マクドナルド」又米国ニ到着スルヤ直チニ同国(ブルジ
ルニ過キス	
誠ナル」商議「友好的」会見ハ唯此等諸矛盾ノ全意義ヲ裏	4 日以来何人モ用ヒタルコトナシト謂フ歴史的寝台ヲ宛行ハ4
レタルコトニ之ヲ求メサルヘカラス平和主義的濃霧即「熱	宰相ハ夢ヲ結フニ一八六五年「リンコ
営ニ於ケル根本的矛盾ヲ成ス英米ノ争覇ノ著シク鋭化セラ	そこ依リテ極テ盛大ニ仕組マレタルカ白堊館ニ於ケル「労働」
此等ノ質問ニ対スル回答ハ帝国主義的「ブルジユア」ノ陣	労働党首領ノ「弗ノ国」入ハ大西洋彼岸ノ「デモクラシー」
何事ヲ意味セントハスル	(一九二九年十月十二日「プラウダ」紙所載)
ノ会見ヲ囲繞シテ世界「ブルジュア」新聞カ上クル喚声	「マクドナルド」及「フーヴァー」交渉ノ意義
「マクドナルド」及「フーヴァー」ノ会見ト声明ト更ニ其	(別 紙)
相伍シテ描カレ居ル此ノ美辞ハ抑々何事ヲ意味スルヤ将又	本信写送付先 在英、米大使
神ト信仰トカ巡洋艦、潜水艇等ノ如キ「非物質的」事物	国要路ノ観察ト認メラルルニ付別紙ノ通リ訳報ス
声明シ居レリ	ナルド」「フーヴァー」交渉ノ意義ハ英米関係ニ関スル当
等両国々旗カ其ノ働ヲ共助シツツ相並ンテ進マン為ナリ	本月十二日「プラウダ」紙ニ掲載セラレタル社説「マクド
互ニ手ニ手ヲ握リ此ノ世ニ神ノ働キ賜フ処何処ナリトモ	英米関係ニ関スル「プラウダ」社説報告ノ件
来レルハ物質的利害ヲ議センカ為ニ非ス権威アル両国民カ	外務大臣男爵 幣原 喜重郎殿
ル」ニ於テハ日曜ノ説教ヲ夢見タルモノノ如ク彼カ米国	特命全権大使 田中 都吉(印)
十月十六日	ニ付スル沼清ヲ受諾スルヲ改幸トスルモノナリルハ其ノ慶賀ニ堪ヘサル所ナリ仍テ仏国政府ハニ
公第三六四号(十一月四日接受)	ヲ希望スルノ証左ヲ示シ来リタル次第ナルヲ以テ此ノ種ノ
の意義に関するプラウダ紙の社説について	実行シ得ヘキニ依リ仏国政府ハ該会議準備事業ノ急速終結
マクドナルド首相、フーヴァー大統領間交渉	該会議ノ開催ニ依リ国際連盟規約第八条ニ規定セル義務ヲ
16 昭和4年10月16日 幣原外務大臣宛	レタル通ナリ
	業ヲ容易ナラシムルニアルコトハ英国外務大臣ノ書翰
ルヲ以テ之ヲ有益ト思考スルモノナリ	員会並将来ノ軍備制限及縮小ニ関スル一般会議
キ問題ノ全般ニ対シ仏国政府ノ見解ヲ明ニスル機会ヲ得	セラレタルカ右提議ノ目的カ明
諸点並右ニ付帯スル問題及来ルヘキ会議ニ付議セラレ得	要ナル利害関係ヲ有スト思考セラルル国ニ対シ右会談ノ範
「アーサー、ヘンダーソン」閣下ノ書翰中ニ挙ケラレタ	今ヤ英国政府ハ米国政府ト協議ノ上海軍問題ノ解決ニ付主
旨ヲ述ヘラレタリ仏国政府ハ斯ノ如キ方法ニ依 ル コ ト	タルコトヲ知リ大ニ欣幸トスルモノナリ
府ト同様ニ仏国政府ト予備的意見交換ヲ為ス意向ヲ有ス	八月二十七日ノ巴里条約ヲ以テ之カ貴重ナル要素ト看做シ
キ問題ニ関シ英国政府ハ倫敦会議ニ招請セラレタル他国	ニ付相互間ニ原則上ノ協定ヲ遂クルニ当リ千九百二十八年
尚英国外務大臣ハ前記書翰中ニ於テ共同討議ノ議題トス	其ノ国ノ安全ノ必要ヲ充タスルニ足ルト思考スル海軍軍備
ニ之ヲ再言スルノ要無カルヘシ	会談カ斯ノ如ク好転スルニ至リタルヲ慶賀シ又両国政府カ
及之ニ関連セル交渉ニ際シテ屢々言明セル所ナルヲ以テ玆	タル方法ニ従ヒ英国首相及在倫敦米国大使間ニ行ハレタル
シ仏国ノ政策ヲ終始指導セル主義ハ「ジュネーヴ」ノ討議	仏国政府ハ軍備縮小準備委員会ニ於ケル討議中提議セラレ
軍備制限問題ノー般条件並海軍備制限問題ノ特殊条件ニ関	甚ナル興味ヲ以テ了承ス

234

Ի

米国社会党ノ如キ無害ナル団体カ彼ノ到来ノ機会ニ催サン セル民衆的集会ニサヘ出席スルヲ拒ミ「シティー、

朩 1

> 1 3

事実ノ真相ヲ穿テハ即チ英国ハ米国ノ圧迫ニ遭ヒテ争闘ノ

235

及七 R 第三国 今回ハ ኑ 鋭 ハ サ 同 争 化ヲ L_ ス Ի ラ 盟 前 N ル ・述へ居 コト ጉ ルル Ξ 「 タ 「平和的 モ 暫時緩和シ現状ニ ハ非サル 1 モ協商乃至同盟ヲ結フコ イムス」 ・ヲーフ 処ナキモ是レ ナリ尤モ避 v ý じ声 コ ト 1 ,明ヲ サ ヴ -ヲ 承認 7 $\overline{}$ 2 公然ト 一於テ最 「マク ナ \sim -」 氏同様承 セル カラ シ「英米協商 -本 件 ۴ 事実い国際史上 チ モ有利 Ի -ナル ル戦争ニ当面セ ヲ欲 ン関 F ナ 知 スル 2 セ L.__ ル 居 カ ニ付テ ス又之ヲ為シ 地位ヲ保持 米国ハ 処決 ル 一再 カ いシテ レ国 ハ 故 何等言 何 ナラ ナ 英米 ý ν R セ 云 能 ス カ 1 $\boldsymbol{\mathcal{V}}$

算セル 決 豪州 __ 九 何故 ナ コト二十五% -億 ニ y ス / 米国 ムニ米国カ ____ \sim カ サ 及 モ 四年直前ニ於テ米国資本ノ在外投資額ハニ十五億ヲ しく集積 ラサ テ E ノ今日ハニ百七十億ヲ算シ且其ノ年々 ハ欧州 其 N ナリ故ニ加奈陀、 (ノ生産力ハ自国市場ノ需要ヲ満シ之ヲ 「之ヲ欲 矛盾ヲ生メ セル大資本ハ其ノ捌 ニ於テ到 セ ス又為 IJ N 処 羅典ア 心米英ノ利 シ能 П ハ 1ヲ求ム サ X リカ、 害 ル Ĺ ~ カ N 相衝突シテ解 印度、 1 モ ハ 增 1 全 、超ユル 加額二 = 2 支那、 シ 明 テ 膫

最近 興問題ニ尽瘁シ又 1「失業防 ら 上」 大臣 「デ、 アベ 1 ル マ 1 ス 」氏へ加 ン」卿ヲ首班トス 奈陀ト 1 ル英国 通商振

右共同声

朔

ハ曇リ

ナキ親善

ト誠意及信頼

Ի

対ス

ル

希望

ヲ

確言シ米英戦争ノ思惟シ得サ

ル

モ

ノナ

ルコ

Ի Ξ

ヲ言明

居

 ν

IJ

然シナカラ甘キ平和主義的言辞

コガ将来ノ

,米英戦

争

Ξ シ

対

ス

住民カ IJ ゥ ッ $\boldsymbol{\mathcal{V}}$ 商 顧問等カ支那ニ充満シ又如何ニ シ ν 争覇ノニ大作戦的要所 エ ヲ 1 ーパ 「グレ (独逸資本ト共同 ン、 ースし , 使嗾スル 、宝庫タル 業団 長期間 1 テ キヲ見ルト述ヘタ カ為ニ「アル 、ナマ」 ト ・クリ ハ 玆 今回 1 |、米国ト| アツフエアス」カ遺憾ト 運河ニ触レ ľ ŀ ニ渉リテ不満足ナル ニ述フル迄モナシ上海発行米国雑誌 コト |独立ヲ享有セサル 印度ト ブリテン獅子」ハ 如何 レヴイ 「シンガ ゼンチン」ニ 到着セリ 「アル ニ依リテ ント <u></u>ど ノ貨物取引カ N ユ」カ極東ニ於 ゼンチン」ト ポー -スル ニ在リテ鉄道ヲ敷設 ハ全ク ナリ 「ブリ -ル」 是レ 「シン カヲ猛々シ コト 叙上ノ状勢ヲ写ス モ · テン 」 米国帝 漸進シ如何ニ ノナルカ今日 セ ヲ以 ガポ N ノ緊張セ ケ 太平洋上ニ於 Ξ ハ 米国ト クモ 太平洋上ノ状勢ニ テ米国雑誌 1 1 国主義ノ触角 N /関節動脈 ・ル」ニ沿 米英ノ関係 睥睨シ 2 ル 如何 米国人 関係ヲ ハ益 「チャ I 「ブ ኑ モ 、居レ ý ・ナリ又英 一々其ノ甚 ラ地 ケ 8 = 「フ 1 利用 米国 N ル カ カ テ 2 1 ☆埃及 ź ナ 英米 波斯 可 域ノ 才 IJ 「ス ナ 5 IJ ナ 至 1 セ

ノ三海軍 ロカ米国 ν ッ シア 三対 根拠地ヲ自発的 ý $\hat{\boldsymbol{v}}$ 太平洋上ノ英米争覇ハ 「パ ナ /マ」 運河 = 譲渡ス = ル 面 更二 コト ス 宜 ル 更ニ ーカ ーナル 二関 錯綜 (シテモ IJ ビア 2 論議醸 ど 居 V IJ 海

玉

サ

言明 充満 大 米国銀行ハ英国 磅 セ ヲ 他 要 組織委員 ヲ以テ之ニ答ヘタ 四千万英磅 ハ 取り居 F チ ハ ル 金融市場ニ於 面又米国 他ノ総テ モ ル セ N セ ラレ 使命 打撃ヲ齎スニ過キサリ 1 ル V 会ニ於ケル会議ノ雰囲気カ英米ノ露 ハ未タ百七十億ニ I 日二減少セ N ۲ タ ふ ハ 欧州 宜 玉 N ノ硬貨銀行券中最モ勢力ヲ カ欧州列強 コト テ |際財政状態ノ保持ト ケ ノ金準備ヲ盛ニ吸集シ同国銀行 î ル ル争闘中ニ ノ舞台ニ於テモ英国 次第ナ -故ナキ シメ モ斯ル方策ハ英国自身ノ産業ニ対 タリ ノ債務二百七十億弗中米国 過キス此処ニ於テモ米国 = IJ 非 、キ是 英国 其 ハノー面 パス 英国 こ、六、 こ依 ・貨幣激変ノ警戒 自代表カ リテ 三対 ヲ表シ居 五迄 有シタリ モ国際決 シ断乎タ /決済 留ナル 1 割引 ジ準 ν 銀 2 IJ ル競争 う額引 〒備 金 戦前 1 ル (済銀行 カ 1 ナ 行 ハシ重 攻勢 今 攻勢 IJ 1 ÷ Ŀ ヲ Ý 英 収 ŀ -

方 N ス 大西洋彼岸ニ 「シ 法ニ ヴ N ۲ L_-点 テ 7 望ヲ ヲ送リ 1 = . سا 於 共同 繁力 テ Ŗ 保 於 ノ銀行家等 吉 守 ル ケ ン ,党ニ勝 眀 ٢ モ N ノナリ 矛盾ヲ暫時緩和 ス 1 由 ル テ モ N ハ英米関係 来タ 、彼等ハ 1 Ի = モ シテ 一劣ラ N 英帝国 所 又此 サ セ イイ 1 ル $\boldsymbol{\nu}$ 怖 労働 処ニ ク [主義 Ի N ٢ $\dot{\boldsymbol{v}}$ \sim ナル 覚ノ テ キ逼迫 在 Î 利 「マク IJ 村益ヲ保持 ,試験済 ٢ Ξ F 鑑 「フ 3 ナ 1

> 秘密 ナリ声明-排 勢ニ 玆ニ テ セ 国主義タル 英米軍縮 二十隻ノ巡洋艦ヲ廃棄セサル ト ル ハ 1 冨 ラレ ハ右声 武 戦 何 如 水噸四万噸ト - 例ヲ示 付テ折合ヘル 縮 装ト準備ト 争 V ク 1 鍵 モ タ ____ ハ ,明ノ 慾 其 玉 中ニ ル 1 ハ以上ノ中十七隻カ老朽ニ ,実相概 大型軍 1 日 ハ 7 1 、内容ヲ 巡洋 ハ来ル 1仏伊 英米以外ノ三国ニ サ ク シテ華府会議 - ナル F ハ ノ焦慮ヲ蔽 声 艦ト 「ネ右ノ 艦 >カ果シテ同意ス I ナ ,明中ニ ,点検 ヘキ五国 新巡洋艦七隻ヲ建造セン ŀ ル ノ比率ヲ承認 ٢ ヲ 潜 ~ 確認 Ľ. 北艇数 如 セ - ハ 「マ」 ハ シ シ潜水艇隊 九二一 7 ハヘカラサ 明ナリ ント シ居リ 海軍会議 在 1 ノ増 リテ N ヴ セ ス 属 右 及 ル 7 加ヲ要求シ ン モ てノト思フ 取極 ŀ . モ シ英国 N 企図 「フ」 ノ廃棄ニ至 ニ言及シ居 ・相当増大 -1111) コト ス 声 ル = Ξ トス トナ 拠ラ 朔 モ カ 外 ハ 之二代 · 居 リ 海軍 1 Ξ ハ ナ 1 於 愚ノ IJ N ~ 通 無 セ N ラ ル 英国 然ル 誠 2 テ 処所 テ Ξ 力 サ ル 「思惟 ,彼等 ,採用 , 骨頂 ·ハ 帝 三辺 在 ヘテ モ 1 ル 謂 -均 1 リ ハ I

シ

得

~

カ

ラ

++-

N

モ

1

Ĺ

ナ

IJ

1930, is also agreeable to my Government.	I have the honour to acknowledge the receipt of
namely, the beginning of the third week of January,	No. 262
date suggested for the opening of the Conference,	(別電)
representatives to take part in that Conference. The	米仏伊ニ転電シ仏ヲシテ佐藤公使ニ転報セシメラレ度シ
of the proposed Conference, and are ready to appoint	テハ十八日(金曜日)午後九時発表ノ予定ナリ
to signify their entire concurrence in the desirability	口回答文へ直チニ先方へ手交セラルル見込ヲ以テ当地ニ於
state in reply that the Japanese Government are happy	協力ヲ切望スル旨申入レラレ度シ
of your Note under acknowledgement, I am desired to	電第三三五号ノ趣旨ヲ敷衍シテ之レニ対スル英国当局ノ
2. Having laid before my Government the contents	トヲ特ニ指摘シ
Treaty.	キ重要事項ニ付テハ予メ大体ノ話合ヲ完了シ置クコトニ
covered by the second paragraph of Article 21 of that	ヲ期スル為其ノ開催前ニ非公式会談ニ依リ比率問題ノ如
Treaty, and to arrange for and deal with the questions	フ趣旨ナルコトヲ説明シ帝国政府ニ於テハ本会議ノ成功
the categories of ships not covered by the Washington	国当局ヲ交へ又ハ米国当局トノ会談ト並行シテ之レヲ行
which it is proposed to summon in London, to consider	会談ハ貴電第三五九号「マ」首相トノ談話ノ通リ適宜米
Japanese Government to participate in a Conference	手交スルト共ニ右回答中ニ記載セル英国当局トノ非公式
on the subject of naval disarmament, and inviting the	Η貴官ハ英国外務大臣ニ面会ノ上別電第二六二号回答文ヲ
Prime Minister and the American Ambassador at London	貴電第三七七号ニ関シ
sional and informal agreement reached between the	第二六一号至急 本省 10月16日後2時発
your Note dated October 7, informing me of a provi-	軍縮会議招請に対する回答
	·
使宛第二六二号	第三四四号 至急
別 電 十月十六日幣原外務大臣より在英国松平大	訓令について
側に申入方について	比率問題に対する米国側意見突止め方に関し
交渉において比率問題話合完了希望の旨英国	
軍縮会議招請に対する回答手交並びに非公式	70 昭和4年10月6日 幣原外務大臣より
17 昭和4年10月16日 在英国松平大使宛(電報)	真相ナリ
	ド」「フーヴァー」交渉ノ平和主義的帷幕ヲ通シテ洩ルル
英ニ転電シ英ヲシテ仏伊佐藤公使ニ転報セラレ度シ	米競争ノ結果益々急階調ヲ以テ迫ルヘク是レ「マクドナル
ムル様精々御尽力アル度シ	達ヲ伴フコトトナルヘシ新ナル帝国主義的殺戮ノ徴候ハ英
ニ関スル我カ要求ニ付米国側ノ意向ヲ成ル可ク速カニ突止	労働階級ニ対スル圧迫ノ増大、帝国主義的搾取ノ未聞ノ発
度旨可然申入レ置カレ度ク尚ホ申ス迄モナキ義ナカラ比率	ニ及ンテ愈々広汎ナル地盤ニ伸展シ武装ノ熱烈ナル確保、
取り側面ヨリ倫敦ニ於ケル会談ノ成功ニ助力スルコトトシ	ツフェアス」ノ言ハ全ク正鵠ヲ得タリ英米ノ矛盾ハ久シキ
談スルト共ニ貴官ニ於テモ常ニ国務長官ト密接ナル連絡ヲ	争ハ英米戦争ニ発展シ来ルヘシ」トノ雑誌「フォーレン、ア
大使トノ間ニ行ハルヘキ非公式会談ヲ促進スル様協力方懇	「戦争ハ予防シ得ヘキカ予防シ得サルモノトセハ総テノ戦
度キ意向ナルニ付倫敦ニ於テ松平大使ト「マ」首相「ド」	力ヲ以テ鋭化シ来ルヘキコトヲ物語ルモノナリ
要事項ニ付テハ日英米三国間ニ大体ノ話合ヲ是非纏メ置キ	タルカ是レ英米間ノ矛盾ヲナスノ問題カ間モナク大ナル勢
ニ対シ帝国政府トシテハ本会議開催以前ニ比率問題等ノ重	際連盟、海牙裁判所等ノ如キ「小問題」ニ付テ沈黙ヲ守リ
回答文写貴任国政府へ内報セラレ其ノ機会ヲ以テ国務長官	全ク脱シタリ就中彼等ハ海洋ノ自由、債務、関税政策、国
在英大使宛往電第二六一号ニ関シ	サハアレ尊敬スヘキ為政者等ハ其ノ声明中ニ多クノコトヲ

ence. the Prime on any points which may require elucidation. They to continue informal conversations with me, as hitherto, to know of the willingness of the British Government ish for during the last three months had cleared the note that similar discussions conducted in London by the the same procedure being followed by the Japanese and extended to other naval Powers to meet in a Confer-Conference no doubt depends in a large measure upon between them on various questions that are to be laid British Governments, in order to conversations between the British Government and and my Government confidently trust that the informal before the Conference. ယ္ an agreement on essential points between the Britand American Governments, prior to the invitation satisfactory issue of such preliminary discussions, My Government attach the highest importance to The Japanese Government are further gratified Minister with the American Ambassador The success of the forthcoming ensure agreement ground

> to the Conference for final adjustment. on and completed before these questions are presented myself on questions of special moment will be carried

cussion at the Conference. the British Government propose to communicate communication as desired. furnish the British Government with a corresponding keen interest, and, on their part, they will be are looking forward to such a in due course their views as to the subjects for 4 In your Note under review, it is intimated The Japanese Government communication with glad ಕ disthat me ಕ

submit their observations in the course of the informal ernments, the Japanese Government hope to be able to agreement between the British and American tioned in your Note as the subject of provisional however, make use of this occasion to assure you of their to hold conversations which I shall shortly permit myself ςη With regard to the four points of principle menwith the British Government. They would, Gov-

outstanding questions relative to naval disarmament. that the Conference will succeed sincere and earnest hope of the Japanese Government Powers will pave the way for the final settlement of the Treaty national security inspired by the provisions of that disarmament. They feel confident that the sense be taken Renunciation of War, signed at Paris in 1928, cordial support to the principle that the Treaty for the In conclusion, I am instructed to in the mutual relations of the contracting as the starting point for all discussions on ij the express adoption of should the of

相及在倫敦米国大使間ニ成立ヲ見タル暫定且非公式ノ協 十月七日付貴翰ヲ以テ海軍軍備縮小問題ニ関シ貴国首

(右訳文)

of armament, that all nations should seek to attain not merely the limitation, but also the calculated to promote international peace or contemplated. of the heavy burreduction and 三、次ニ帝国政府ハ闡明ヲ要スヘキ一切ノ事項ニ付キ英国 般 ヲ知リ欣快トスルモノナリ帝国政府ハ過去三個月ニ互リ 政府カ従前ノ通本使ト ルコトヲ了知シタリ本国政府ハ会議ニ付議セラルヘキ諸 米両国政府間ニ重要事項ニ関スル協定ノ素地ヲ作ラレタ ν 倫敦ニ於テ貴国首相カ米国大使ト此ノ種ノ会談ヲ行 1 ニ依リ他ノ海軍国ニ会議参加ノ招請ヲ発ス 問題ニ関シ日英両国政府間ニ協定ノ成立ヲ確保ス ・非公式会談ヲ継続スル ル ノ用意アル ルニ先チ英 ピン ル

府ハ右会議開催ヲ望マシキコトトスルニ全然同感ナルヲ 本国政府ハ亦之ニ同意ヲ表スルモノナリ 欣幸トシ該会議ニ参列スヘキ代表者ヲ任命スル ŀ ル旨回答スル様訓令ニ接シタリ尚ホ所定ノ会議開会期日 シテ千九百三十年一月第三週初頭ヲ提議セラレ ノ用意ア 処帝国 タル 処 政

二、本使ハ右貴翰ノ内容ヲ本国政府ニ伝達シタル 領承ス 会議ニ帝国政府ノ参加ヲ招請セラレ レタル問題ヲ協定処理スル為倫敦ニ招集セラレ タリ本使ハ 右貴翰

種ニ付考究ヲ加へ且該条約第二十一条第二項ニ規定セラ ントスル 7

定ヲ通報セラル

ルト共ニ華盛頓条約ニ規定セラレ

サル

艦

It

s.

den of armament whether existing good will, and to relieve humanity plans

満足 非公式会談ヲ続行完了セン 為両国政府カ右 決定ノ為会議ニ提出セラル シテ本国政府 N モ 1 ナル結果ヲ得ルヤ否ヤニ懸ルコ ナリ来ルヘキ会議ノ成功ハ斯 い特ニ重要ナル ト · 同様 ノ手続ヲ執ランコトヲ最重大視ス コト N 問題ニ関シテハ其ノ最終的 ニ先チ英国政府及本使間 ヲ切望ス ト多大ナ ノ如キ予備的会談 ñ ハ 明瞭 = カ =

- テ 対シ同様ノ通報ヲ為スヲ欣幸ト ヲ期待シ且日本国政府ニ於テモ レタルカ日本国政府ハ深甚ナル興味ヲ以テ斯ノ 其ノ見解ヲ本使ニ通報セラル 前顕貴翰中ニ於テ英国政府 ハ会議ノ討議事項ニ こ御来示ニ スヘ ヘキ意向ナル シ 従ヒ英国政府ニ 后陳 如 関 キ通報 述 セ ~ ラ 追
- 五、英米両国政府間ニ暫定的ニ協定セラ 軍備縮 見ヲ開示スルコトアル 本使カ近ク英国政府ト行フヘキ非公式会談ニ際シ其ノ所 貴翰中ニ記述セラレタル原則四点ニ関シテハ 則ヲ衷心支持スルモ 八年巴里ニ於テ署名セラレタル戦争拋棄ニ関 規定ニ依リ締約国間ノ相互関係ニ齎ラシ 小ニ関スル 一切ノ討議ノ出発点トナスヘシ ノナルコトヲ 確言セン ヘシ唯此ノ機会ニ於テ千九百二十 ν タ タ ト欲ス同条約 N 帝国政 ル国家 スル条約ヲ モ 1 ٢ ŀ 府 ノ安 ・ノ原 シ 二 テ

N 解決ヲ容易ナラシムルニ至ルヘキコト 全ノ感念ハ追テ海軍軍備縮小ニ関スル未決問題ノ最終的 所ナリ 帝国政府 ノ疑 ハ サ

242

六 在ルヘシ 中ノ軍備ノ重キ負担ヨリ免レシムヘキ方案ヲ採用スル 議カ国際ノ平和及親善ヲ増進シ且人類ヲシテ現存及計画 国民ノ希求ス 成功センコト 最後ニ本使ハ本国政府 ル所ハ軍備制限ニ止マラス実ニ軍備縮小 ヲ深ク切望スル旨ヲ表明セムト ノ訓令ニ基キ日本国政府 ス思フニ各 ~ 該 = 숲 =

(注記) 右訳文は、 ある。 昭和四年十月十五日閣議決定と同一文で

172 昭和4年10月 16 日 在仏国安達大使宛幣原外務大臣より (電報)

軍縮会議招請に 時代理大使より 内報について 対する回答要旨に関し仏国臨

本省 10 月16日後 4 時 **50**分発

N ス -----昨十四 趣ヲ以テ次官ヲ来訪シ仏国政府ハ英国政府ノ招請状ニ対 ル回答中ニ於テ陸海空軍一括主義、 日在京仏国代理大使外相「ブリ 潜水艦及軍備縮小ノ 7 ど 1 電訓 三依

付

相談アル場合ニ

ハ

我海軍当局

ハ勿論之ニ応

ス

ル

Ц

Ի

ナ

ル

ベシト答へ置タリ

軍会議 取 項 会議ノ 非公式会談 ヲ 国側ヲ支持セラレタル次第ナル処仏国政府ハ今次ノ倫敦海 一貫 ヨリ本問題ニ付テ 米両国ト予 キコトヲ示シタル処代理大使ハ日英米ノ非公式会談ヲ以テ スル旨申出タルニ依リ十六日本大臣ヨリ同代理大使ノ来訪 度ク少クトモ之ニ反対ノ態度ニ出テラレサラムコトヲ希望 回答中ニ ナリト述へ日本政府ニ於テモ倫敦会議招請状ニ対ス Ի 有スルモノニアラサルモ其ノ成立スヘキ協定ハ陸軍及空軍 連盟ニ於ケル軍縮問題ノ審議 三点ニ付論及スル筈ナル ŋ Ξ 求メ我対英回答写ヲ手交シ仏国ノ立場ニ反対スル文意ナ 関連セシメテ考慮スルニアラサレハ仏国ノ受諾シ難キ所 度旨希望シ 触 (シテ主張シ来レリ此主義ニ対シテハ日本政府ニ於テモ 討議ノ基礎トスル考ナリヤト質問セルニ付日英米ノ N ニ関シテハ素ヨリ之カ成功ヲ阻碍スル > 於テ右仏国政府ノ見解ト同様ノ趣旨ヲ表明セラレ モ い日本 メ協議セントスルモ ノニアラザル . Я N ハ ニ関スル事項 日仏両国海軍当局ノ間ニ密接ノ連絡ヲ = 依リ仏国海軍当局ヨリ カ特ニ三軍一括主義ニ就テハ従来 コト ニ際シ同様ノ態度ヲ執リテ仏 ヲ説明シ置タリ尚代理大使 ノニシテ仏伊ニ関係アル事 例 ヘバ比率問題)ニ付英 、 諸 般 カ如キ意図ヲ 1 事 ル其ノ 項 Ξ

英 第四 173 使ニ送付セリ 付之ヲ了承シ置キ 府ノ間ニ充分意思ノ疎通ヲ図ルコトトシ度旨希望シタ シタルカ其ノ際同大使ハ倫敦会議ニ付テハ今後日伊両 内報シタルニ付本大臣ヨリモ我カ対英回答案 十六日午前在京伊国大使本大臣ヲ来訪シ伊国ノ対英回答ヲ 英米伊ニ転電シ佐藤公使ニ転報セ 米 _____ 号 昭和4年10 7 軍縮会議招請に対する回答要旨に関しイタリ 仏 大使より内報につい 佐藤 月 16 公使 ・タリ 日 尚同日午後我カ対英回答案写ヲ同 Ξ 二転電ア 在イタリア松田大使宛幣原外務大臣より τ 本省 ÿ 度 ラレ 10 度 月16日後8時30 2 ノ要領ヲ (電報)

分発

内報

ル 国

大 Ξ 政

174

昭和4年10月(17)

日

幣原外務大臣宛(電報)在米国出淵大使より

我が全権米国経由方に関するスティムソン国務

長官の申出について

本 省 10月17日前着

往電第三六八号ニ関シ第三七五号(至急、極秘)

ヲ 日 セ 行 ŀ 七日常例会見ノ際御話スル 十六日国務長官ノ求メニ依リ往訪 \sim タリ 、得い甚 こラル シ際 間華府ニ立 考へ本日特ニ御来訪ヲ求メタル次第ナル ル事最捷路ナリト認メラル就テハ日本全権ニ於テ Ξ ハ 9 、幸ト 西比利亜鉄道ノ不便ナル現状ニ顧ミ米国 _ 寄 ラ ス ル所ナリ右貴国政府へ御伝達 ν 軍縮問題ニ付懇談 考ナリシモ一日モ早キ方好都 セ N 、処同長官 ノ機会ヲ与ヘラ カ日本全権倫敦 ラ請 に実 おテ数 7 ハ 明 ኑ ル 合 Ŧ ル 沭

依テ本 長官ハ ハ何時 処ナル ス 付 ル事ト Ի 只今ノ ヘジト ·使 頃ヲ以テ好都合ト ・シテ ナ バ ĩ 米国政府 -挨拶シタ ハ米国全権ハ多分一月十日前後ニ華府ヲ出発 処明確ニハ申上ヶ兼ヌ ヘキカ十二月下旬ハ 2 , 好意 ル上本使含迄ニ日本全権ノ華府立 セラルル次第 ハ帝国政府ニ於テ大ニ多ト 「クリ ル モ ナリヤト尋ネ スマス」休日ノ 差当リ自 分 タ ノ思 ルニ ス 阒 寄 N

> シタ 係 密ニ付セラレ 船中ハ更ニ懇談ヲ継続致シタキ考ナリ尤本日貴大使ト ハ 面ヨリ不要ノ疑惑ヲ招ク虞ア 最好都合ナルヘク尚相成ル モアル ル次第万一世上ニ漏ルル ニ付新年早々 タシト述ヘタ 日本全権ヲ華府ニ御迎 ŋ N カ如キ事アラハ必スヤ欧州方 ヘクハ日本全権ト同船渡英シ Ξ 付本件 ハ 当 シ ヘス タ 分 1 ル事 間 往電第 厳ニ -御話 Ĵ 得 秘 244

長官カ本日取急キ本使ヲ招致シ右会談ヲ為 英ニ転電 三七三号AP電報ニ Ý, 英ヲシテ仏、 刺戟セラレ 伊 ニ転電セ タル 結果 シ カ Д ኑ 察 セ ル ラハ ル

175 昭和4年10月17日 幣原外務大臣宛(電報)

比率問題に対する米国側意見表示方に関し国

務長官との会談について

(極秘)本

本 省 10月17日後着

貴電第三四四号ニ関シ第三七六号(極秘)

尚回答文只今接到セルニ付解釈出来次第内送スへキ旨ヲ述会決定シ英国政府へ回答方松平大使ニ電訓セル事ヲ内話シ往電第三七五号会談後本使ヨリ帝国政府ハ愈倫敦会議ニ参量電会ニロロサニ問ジ

俄 次 ル N Ξ ス 閑 ル タ 予メ三国間ニ話合ヲ纏メ置ク必要アル キ異論ヲ $\boldsymbol{\gamma}$ 問題ナリト思考スト述ヘタルニ付本使ハ右英国「ドミ 亦比率ノ 国側就中 テ之迄屢々貴長官ニ懇談セル次第モアリ既ニ考慮ヲ費サ \sim 劈頭 亡側 、先ニモ 戸一付 ý 、 ル事ト 限 進行ヲ期 テ日本カ同方面ニ何等ノ野 1.ニ米国政府ノ意向ヲ御話スル事困難ナリ本件ニ付テハ英 イテ本使ハ御訓令ノ趣旨ニ依リ比率問題等ニ関シ会議前 タ ヘキヤト IJ N 又仏伊側 六 処国務長官ハ右内報ニ対シ深ク感謝 Ξ 1 2シ居ル儀ニハ非サルモ何分事柄ノ重大ナルニ顧ミ今 割 IJ 狭い居ルヤニ聞及フモ右反対ハ真ニ謂レ無キ次第 反対ハ自 変更ヲ要求スヘキ虞モアリ旁本件 御話セル通日本側ニ於テ七割ヲ主張スル時ハ 思考スル処大体ノ御意向ナリトテモ承ル 「ドミ (七割 ノ比率ヲ受諾シ之カ為非常ナ スル見地ヨリシテ結局難キヲ忍ヒ主力艦 述へタルニ長官ハ同問題ハ自分ニ於テ決 ニ関スル御懸念ハ然ルコ ニオン」中ニ反対アル様思ハル ノ要求ヲ強硬 分モ想像シ居ラサル Ξ 心 主張 し無キ事 2 タ ኑ ニ非ス現ニ豪州 事ヲ力説シ本件ニ付 い何人ニモ ル ル 乍ラ日本ハ華府会 モ 国論ノ反対ヲ惹 ハ容易ナラ ノ意ヲ表 会議 ル 、事ヲ得 明 2 1)円満 いシテ等 ブ関 デ Ξ 2 . Я ル ニオ サ 仏 ナラ 1 筈 ス ナ τu Ň 伊 サ $\dot{\nu}$ IJ

次 ナリト 伊 我方ト 件ニ付テハ松平大使ヨリ「マクドナルド」首相及 起シタ 場ハ全ク「インデペンデント」ニシテ要スル 題ニ煩ハサレサル 長官ハ英米間ニハ均勢ヲ維持セサル Ի ケ長官ノ切実ナル考慮ヲ促シタル 時ニテモ貴長官ト 要上早目ニ少クトモ米政府ノ諒解ヲ得タキ趣旨ナ 大使ニ懇談スル筈ナルモ両者共ニ当分倫敦ニ帰ラサ 致終始一貫シテ要求スル処ナルコトヲ重ネテ敷衍説明シ本 ル ハ 此ノ際成ルヘク速ニ何分ノ御意向ヲ承知シタク自分ハ何 (ニ本使 処い真実ナル海軍縮少及七割要求ノニ点 ノ間ニモ同様ノ問題アル処日本ノミ斯 相談ノ上何分ノ ル 告ケ置キタ シテハ全権ノ本邦出発前会議ニ関ス Ξ コト累次御話セル通ナリトテ七割ノ比率ハ リ前回 一貴長官ト ŋ ハ 御挨拶ヲナスヘシト答ヘタリ右会談ノ ノ間ニ予備的話合ヲナス用意ヲ有スト 誠ニ羨シト云ヘルニ付本使 · 会談 ノ際巡洋艦総 ニ長官ハ何レ篤ト大統領 ヘカラサ 1 、如キ困難ナル 二過 ル準備ヲナス必 心噸数 = ル主張アリ 一我方ノ い日本ノ ーキサ بر بر 瓮下方 ル ニ付テ 挙 ル ル 1 ズ」 欲 一方 次第 国 告 立 仏 際 = ス 問

N

カ

後

۲۲J

首

相ト

· 会談

ノ結果右低下ニ付何等見込付キタ

リ其

ヤノ

付更ニ英国側説得ニ努メラルル御方針ノ由承リタ

テ或ハ協議スヘキ事項、各事項ニ付進行セシムヘキ程度	伊国ハ連盟ノ軍縮事業ニ協力シ居ルヲ以テ来ルヘキ倫敦
式協議へ従来ノモノトハ稍其ノ性質ヲ異ニスル	フ見サル事
国政府ノ招請受諾セラレタルニ就テハ今	セル伊国ノ見解ハ其ノ後国際政局ノ変転ニ拘ラス何等ノ
機密第六四番電(十七日)	等ニ就テハ客年十月九日付対英回答「ノート」中ニ開陳
軍省 10月18日前9時	口総噸数主義欧州大陸海軍国トノ均勢維持主力艦艦齢延長
	タルモノ
対英米非公式交歩に関し意見具申について	留保ヲ含マサルハ伊国ノ軍縮問題ニ対スル誠意ヲ表明シ
17 昭和4年10月17日 山梨海軍次官、末次軍令部次長宛 (電報)	幵伊国ノ回答カ各国ニ先シ且会議ヲ困難ナラシムルカ如キニ
多 対 4 = 垂 25 = 1	以テ公表セラレタルカ之ニ関スル各新聞ノ論調ヲ綜合スル
た、ムニ耶をヒンムカヲ懸念セリ	関スル伊国ノ回答十六日「ステファニ」通信
シ	第八四号
一層困難ヲ予想シ得ヘシ又艦種別制限ハ其ノ軍縮ヲ齎ス	· 省 10 月
於テスラ一致セサル点アルニ顧ミ五国間ノ会談トナラハ	Н
ノアリ「テペレ」「ポポロ、デ、ローマ」ハ英米関係ニ	新聞論調要旨について
・ル事ヲ特	軍縮会議招請へのイタリアの回答に関する各
答中ニ何等留保ヲ記載セサルノ事実ハ何等予メ「	17 昭和4年10月17日 幣原外務大臣宛(電報) 在イタリア松田大使より
ルカ「ジオルナル、デイタリア、メツセジエロ」中ニハ	
会議ト寿府トノ関係ヲ重視スル事ノ諸点ニ於テ略一致セ	米仏ニ郵送セリ
ト報ス	の記事について
ヲ拒絶スルニハ充分ナル理由ヲ見出シ難カ	七割比率要求に関する
政府カ六割、六割五分乃至	17 昭和4年10月17日 幣原外務大臣宛(電報)
日本ニ譲歩スルハ毫モ他国ノ安全ヲ害スルモノニ非サルヘ	
トスルハ日本ニ戦意ナキ証拠ニシテ一万噸巡洋艦比率ニ付	英ニ転電シ英ヲシテ仏、伊ニ転電セシム
defensive parity ナリ日本カ英米ヨリノ低比率ヲ受諾セン	テ渡(英?)ノ心組ナルコト充分ニ看取セラレタリ
ケントセル結果ニシテ一万噸巡洋艦ニ付テハ七割ハ最低ノ	尚往電第三七五号及前記会談中国務長官自身米国全権トシ
ナリ華府会議ニ於テ六割ヲ受諾セルハ太平洋防備制限ヲ設	統領会談ノ件ハ極秘ニ付セラレタシト特ニ付言セリ
態ヲ考慮セル defensive parity ニシテ七割比率ハ即チ之	ルカ如キ事無カルヘシ
ナルコトヲ例証シ比率ニ関シ日本ノ要求スル所ハ地理的状	N
ル亜細亜大陸トノ交通ヲ確保セントスル全然防禦的ノモノ	半球ニ於ケル英国ノ洋上防備撤廃ニ関シ種々懇談アリシモ
ルヲ強調シ特ニ日本ノ現在補助艦勢力	付テハ別段討議シタル事実無シ又防備撤廃問題ニ付テハ西
期ニ於ケル帝国海軍ノ勢力ヲ挙ケテ其ノ常ニ防禦ヲ目的ト	ニ長官ハ世上種々ナル憶説流布セラルルモ海洋自由問題ニ
牟キツツアル	カ倫敦会議ニ上議セラルルカ如キ事アルヘキヤト尋ネタル
東京通信ヨリノ書面通信ヲ主要欄二段ニ亘ツテ掲載シ相当	備撤廃等ノ問題議セラレタルヤノ新聞報道アル処之等問題
十六日「タイムス」ハ Japan and naval parity ト題スル	最後ニ本使ヨリ「マ」首相ト大統領ト会談ノ際海洋自由防
第三八六号	キ見込アリト云ヘリ
本 省 10月17日後着	低下セシメ得
ンドン	ト尋ネタル処長官ハ大型巡洋艦ノ割当ニ付テハ決定スル処

3 会議招請及び非公式交渉関係

第一三〇号(極秘

本省 パ ŋ 10 10 月19 18 日後発

し意見上申について

本会議準備に関 会議招請に関する仏国の対英回答並びに軍縮

昭和4年10 月 18 Н 幣原外務大臣宛(電報)在ペリ佐藤連盟事務局長より

180

米仏伊ニ郵送 と IJ

裂セシ 角倫敦 解 委員会ノ予備的性質ヲ有スルカ故ニ倫敦会議ニ於テハ何等 障碍ヲ除去スルヲ得ヘキ処目下ノ最大障碍ハ陸海空三軍連 比率英米ノ潜水艦廃止希望ノ如キ諸問題ハ何レ ナラントノ仏国政府ノ意向ヲ反映スルカ如キ仏国新聞 各艦種別 繋問題ニシテ右ハ英米ノ主張ト衝突ス海軍会議ハ軍縮準備 ナ ムルニ非ラサレハ会議ノ成行困難ナル旨ヲ述へ各国カ兎 N ン 明カニ英米交渉ノ結果ト矛盾ス之ニ加フルニ仏伊間 カ同紙 Д ニ会合スル ル ニ依ル噸数及備砲ニ関スル協定ヲ遂クルハ不可能 ニ充分ナルヲ挙ケテ和衷協同之カ論議解決 ハ次ノ三ケ月間ニ於ケル非公式話合ヒハ会議 事ハ好意ノ 表象ナリ ト結 \sim 1] モ会議 ラ決 シ見 ニ努 1 1 -

歩調ヲ 帝国政府ニ於テモ既ニ御考慮中ノ事ト存スルモ元来仏国ノ 方トシテ如何ニ措置スヘキヤハ慎重考慮ヲ要スル儀ニシテ 若シ往電第一二一号及往電第一二七号仏国当局ノ所言ノ 程迄主張スヘキヤ モノ 在本邦仏国代理大使ノ申出ト仏国政府対英回答文ト 在仏大使宛貴電第一八五号ニ関シ 謂フヘキモ全般ヨリ観テ我方トシテハ陸空軍制限方式維持 ヲ主張スルハ我方ト 今春軍縮準備委員会ノ決定セル方式ハ我ニ取リテモ最有利 陸軍問題ニ対スル主張ハ略々我方ト其ノ主義ヲ一ニシ殊ニ Ի ク スレハ右回答ノ内容ハ最後ニ至リテ大イニ緩和セラレ ヲ ス ヲ条件ト ナルモノ 仏国全権カ陸空軍ノ制限方式ニ関シ満足ヲ得ル 維持 ヘキコ シテ海軍問題ノ解決ニ同意スト ノ如ク従テ仏国カ倫敦会議ニ於テ三軍一括主義ヲ シ · 延 テ ナル ኑ Ξ シテ海軍問題ヲ議スルト謂 ス 勿論ナル ル ヲ以テ仏国カ倫敦ニ於テ強硬ニ右方式ノ維持 「セシ ノ要 ハ今後ノ交渉ニ俟タサレハ予断シ難キモ ル ヘク此ノ際陸空軍ニ関 ナク且英米側 シテモ陸空軍ニ関シテハ却テ好都合ト 卿 1 次回準備委員会ニ於ケル活動 ノ思惑 ノ態度ニ出テタ フカ如キ程度迄仏国 心ヲモ スル制限 '考慮ス ル場合我 事ヲ条件 · ヲ 比照 ル 方式 如何 タル ヲ要 如 1

= 何 要求 セラレ 国カ 待セラル 件ハ全ク小官ノ希望ニテ大使カ新ニ訓令ヲ希望シ若ハ ヲ期シ度ニ付成可ク速ニ発令アル様御配慮ヲ得度追テ本 ル セラレ 英米ヲシテ其ノ協議 方ヨリ持掛クル話モ特別ノ場合ノ外英米別々ニ之ヲ進 ヲシテ我ニ対スル 如キ情況ニ導カサルカ如クスル ン ル能ハサ 松平大使、対英米接衝方針 $\tilde{\nu}$ シ • 英首相 ムルカ如キコト無カラシムルコト極メテ肝要ト 一方ト提携シ他方ニ当ラン ニ対スル英米ノ諒解取付方訓令アリ 従来モ之ニ基キ将来モ亦之ニ拠リ交渉ニ当ラント ツツアリ従テ先般英首相着華前出淵大使ニ対シ我 ル意味ニ非ス ルヘシト 「ド」大使帰英後ニアラサレハ開始ノ運ニ至 、共同 ・思ハ (ノ趣ヲ共同ノ ル シ ルモ当方ノ研究準備ニ遺憾ナキ 「フロ 7 トス ント」ヲ造ラシ ト同時ニ英米何レ シテ今次 答トシテ我ニ答フ ルニアラサル ġ ノ協議 ル際モ少カ ・メス = ヤヲ疑 ニモ ハ 即我 英米 確信 ル 我 期 ラ カ メ

> 179 府ト 大使トシテハ事前ナラハ格別両度共既ニ事後ニテ或ハ近 付 ŀ キ将来適当ナル上申 ラハ格別然ラサレハ同問題ノ取扱ニハ深甚ノ考慮ヲ要ス 昭 和 4 ノ意見ニテ或ハ右趣旨ノ意見上申ア ニテ御参考迄 · ニ 談合 年 10 ノ結果ナ 月 (18)日 Ż ルカ或ハ英政府ノ腹ヲ確メタ 幣原外務大臣宛 機 会ナカ N へキ 2(電報) ルヤモ知レス本件 カト存シ小官 N う 思 上 ナ

等

ニ関シ改メテ大使ニ訓令セラルル

御内意アルニ非

ス

ヤ

ハ

248

モ察セラルル所若シ其ノ御内意アラハ本非公式協議

会議招請に関する仏伊両国の対英回答に対す

るタイムスの論評につい $\dot{\tau}$

P ンド 2

本

省

10 月 18

日前着

第三八七号

vourable 掲載(仏伊ヨリ夫々報告済ミト存ス 回答カ十六日当国外務省ニ手交セラレタル旨及右 十七日各紙ハ モノナル事ヲ報ス ニシテ細目ニ亘ラス招請ノ無留保受諾ニ 主要欄ニ仏伊ノ対英回 答「テキス N ニ付省略ス) ٢ Ļ 「等シ ハ 全文ヲ 且我方 fa-キ

尚右両国回答ニ対スル論評ヲ掲載セ N ハ 「タイムス」 1 ξ

ス

シ居ラレ又今回ノ帝国全権華府立寄ノ件モ英首相ト

· 米 政

驚カレ若事前ナリシナラハ充分意見具申スヘキ旨漏ラ

会議招請及び非公式交渉関係 3

軍縮会議招請状へ の回答に関する談話

昭 和 4 年 10 月 18 Ε 幣 原外務大臣談話

182

六 ኑ - 云フニー 内容 新聞論調ハ仏伊カ無留保回答ヲナシタ -賛同セ 致 ス ル モ 1 ニアラズ論議 ハ今後開始 N モ決シテ ルセラ ν 議 \mathbf{v} 車

Ŧ ヲ ッ 渉 = ,開始 **>**ツアル 促サレ予定以上ニ速ニ発送セラレ ハ軍縮準備委員会ノ定ムル方法ニ従 「デ」海軍少将ノ説明ニ依レ ス ル ヲ指摘セル ヤト 尋ネタル 文句カ重点ナリ又仏ハ英米ニ 所三週間後ナラン ハ仏ノ回答ハ伊国 タリ回答文中英米交 ヒ円満解決ニ向 · ト 答 7 内交渉 1 回 Ŀ 答

ኑ 仏関係ヲ作ルハ絶対ニ之ヲ避クルヲ要スルニ付右回答篤 ラス一方折角有利ニ進行中ノ対英米交渉阻礙ノ恐ア 加以外小国支援ノ下ニ仏 ν 致ヲ理由ト 如 底意アル米国カ却テ本年四月「ギ」氏声明 御詮議ヲ要スルモノト認ム何分ノ御回訓ヲ乞フ 仏案ニ正面反対出来ス伊国モ亦仏国ニ賛スル キ感アル シテ之ヲ除外スル三国条約ヲ成立 モ理論トシテハ ハ意外ノ形勢ヲ馴致セストモ限 相当根拠アリ仏伊両国 ノ丁質ヲ セシ Ի セハ参 メ 間 (取ラ ル 2 不 対 Ի

軍備縮少ヲ作リ 及日本ノ交錯 縦 意見右 ノ都 合 5 如ク Ξ 1 IJ 、上ケン ・比率ヲ 仏ノ軍備縮少態度 比較シ著シ ŀ 避ヶ各国自主的決定 ・スル ク趣ヲ異 モ ノニシテ従来ノ英米交渉 、伊国 ハニシ 一見水ヲ差ス ト に二依り 1 ,関係及小国 -----般 カ 的

3

Ξ 日迄ノ親交ニ鑑ミ極メテ率直ニ又無遠慮ニ仏国ノ見解及 実ニ軍備縮少ヲ望ミ出来レバ英米ノ割当ヲ更ニ切下ゲ 当噸数ヲ増加ストセバ寧ロ軍備拡張ト テ結構ナルカ総噸数主義ニ依ルモ結局相対的ニ見テ比率 \sim 日本ノ為必要ト認ム キ位ナリト述ベタル処先方四名交々之ニ反駁シ閉口 ኑ ノ会談ハ絶対秘密ニセラレ度云云 終二 右ニ対シ小官特ニ意見ヲ述ヘス只仏案ハ誠 ラレ仏案ニ対スル日本側ノ御意向内密ニ承知シ度本 ナル日本カ必要噸数ヲ主張シタル時英米カ之ニ基キ 「デ」 少将ハ日本愛好 ル建議ヲナセリ就テ ノ余リ又古賀及貴官ト ナル ハ之ヲ東京ニ伝 コト日本ハ = 一理論的 ノ今 セ Ή IJ *A* 切 柏 -

П シテ永久ニ累ヲ残ス比率ニヨ 力総噸数幾何ヲ以テ満足スト主張セスヤ仏国ト ノ趣旨ハ日本モ ノ会議ヲ以テ華府会議ノ継続ト見做ヲ許ササル 賛成セラル ルコト ル 軍備ニハ反対 ト信ス ナリ $\hat{\boldsymbol{\mathcal{V}}}$ 恐ラ モ テ 1 ハ 今 77 -

> 受ケタリ其要領左 ス ኑ 五国会議ハ参加各国ニ対スル ル タリ そ軍備縮少ノ趣旨ニ従ヒ国家安全ノ為必要ト ス即チ一昨年ノボンクウル融通案ニ基キ各国 体面問題 ト説キ日本カ七割要求ヲ以テ国民ノ声 ニスルニ先立チ主義問題ヲ決定スヘキヲ 心ナリト ノ加シ ナスナラハ何故之カ許容ヲ英米ニ スヘク決シテ英米 法廷ニアラス各国 如キコト 所以ニアラスト アル , ナ N ヘカラス Ξ y 自主的 主張セ 平等 ス Э IJ 、強制 ŀ N Ի 兵 シ シ ハ 1

-, 国家ノ 受ケ 乞フガ如キ態度ヲ捨テ堂々日本ハ英米ト平等ノ権利ヲ有 縷々右融通案カ既ニ日伊外五国以外ノ小国多数ノ賛成ヲ 決シテ一般的軍備縮少ヲ成立セシムル $\boldsymbol{\mathcal{V}}$ 仏ハ会議 セラレ若クハ其ノ裁決ヲ受クルカ 立場ヨリ自由ニ其ノ主張ヲナ ニ必要ナル総噸数ヲ決定ス均勢比率問題ニ触ル

(電報) (電報) する仏国海軍当

和4 年10月18 Η

181

昭

次第ナリ以上陸海軍代表トモ打合済ミ

英米へ転電

シ

伊

 \sim

暗送シ仏へ転報

セ

IJ

申

シ置キタル

希望ニ堪エス本件ニ付テハ往電第一二三号ヲ以テ不取敢上

モ仏国側ノ態度ニモ鑑ミ重ネテ愚見申進ス

N

就テハ全権出発前是等諸点ニ関シテモ篤ト

御

打合置相成様

究シ置

クコト最緊急ト思考ス

ノ会議

ニ臨ムニ当リテハ陸空軍問題ヲモ今日ヨリ

へ置クノ要アリト思考セラルル

ニ付テハ今回

小官一人官房長

「デ」少将ヨリ午餐ニ招カレ後任予定者

ルウズ大佐列席三時間余懇談ヲ

、充分ニ

研

ダ 日 以

ルラン大佐第二班長及ド

下ニ準備ヲ整

ハ開催

1ニ至ルヘシト予測セラレ本邦ニ於テモ万事右予測ノ

連盟総会ノ形勢ヨ

リ観ルモ軍縮本会議

ハ恐ラク明後年中

÷

シ

テハ最近松平大使宛訓令ノ趣モアリ当方ヨ

IJ

ハ監督要務

トシ十七

外ハ海軍省出入ヲ差控居タルカ招請状受諾ヲ機

ル

(連盟総会三全権発往電第四四号参照)ヲ未然ニ防

コトトモナラハ頗ル好都合ト存セラル之ニ加フル

ニ本年

正

ーシ得

本月上旬帰京セル仏国海軍卿ハ軍備縮少ニ関シ小官ト シ度内意アル趣ヲ其親友ヨリ伝聞セシカ仏伊(両国)ニ対

会談

250

軍縮会議への仏国の態度に関

局 との懇談の要領について

海軍省 1 1) 10 10 10月19日後2時30分着10月18日後6時40分発

機密第三四番雷

会議招請及び非公式交渉関係

会議招請こついての公国の付英可答及び公尹 淪	昭和4年10月19日 幣原外務大臣宛(電報) へん国安達大使より ス	英ニ転電シ英ヲシテ仏、伊ニ郵送セシム 同	ーンス」 ハ 顧問 タル ヘ シ ト 幹 シ 居 レ リ パー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	、 「」、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	全権タルコトニ決定セルカ米国全権ハ或ハ同長	□十七日華府発「エー、ピー」其ノ他新聞通信へ国務長官 →		要セサルヘキ見込付キタル為ナルヘシ(紐育「タ	仏国ヵ倫敦会議参加ニ決定シタルハ英米カ潜水艦廃止	分不可能ナリ(市俄古「デイリー、ニユース」)	「ニユース」小海軍国側ノ態度ニ顧ミ潜水艦廃止ハ当 仏	ハ尤ナリ(華府	- ヘラルド、ツリビューン」)	、 、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	延期スルニ等シ蓋シ連盟ノ軍縮事業カ遅々ト	ヲ発生セシメントスルニ在ルナラハ右ハ海軍軍縮ヲ無	(2仏伊ノ真意カ連盟ノ同意ヲ待チテ倫敦会議取極ノ効力	-	米国政府又ハ他ノ二国トモ同様利害共通ノ問題ニツキ非	成功ヲ来スノ素地ヲ作ラントノ趣旨ニ外ナラナイ故ニ政府 ル	ヲ感スル問題ニツキ其ノ調整ヲ容易ナラシメ迅速ニ会議ノ	ケントスルモノテナイコトハ勿論テアツテ日本カ特ニ利害	式協議ノ結果何等第三国ヲ害スルカ如キ協定又ハ合意ヲ遂ニ	議ヲ遂クルノ点ハ政府ノ特ニ重キヲ置ク所テアルカ右非公 (問題ニ関シ之ヲ会議ノ一般討議ニ付スルニ先チ非公式協 / T日仏	帝国政府ノ回答中英国政府ト駐英大使トノ間ニ格別重要ナ 往電
、ヨー・「ニャジット・二、国大党テンプ専リロマー	(伊)仏間ノ「パリチー」ハ到底之ヲ承認スルヲ得スト 53ス仏国ハ伊国ト地理的及作戦上ノ事情ヲ異ニスルヲ以テ	、 キョー・ローロン 「 マート・マート・マート しょうしょう しょう 日本語 ノ成功ヲ容易ナラシムル為ノ下相談ニ過	アラスシテ日本カ其ノ対英回答中ニ言及セル予備交渉	本件交渉ハ仏伊間ニ特別協定ヲ締結セントスルモノニ	口仏伊間内交渉開始ニ関シテハ十九日「エキセルシオル」	- ナリト論シタリ	其ノ特殊ノ事情ニ基キ其ノ必要トスル軍備ヲ保存シ得へ	張ヲ拋棄シタルモノト見ルヘキニアラス又各国ハ何レモ	、ル上同回答ニ留保ナキコトヲ以テ仏国カ其ノ従来ノ主	盟ノ一般的軍縮ノ一部ヲナスヘキモノナルコトヲ強調シ	仏国側ノ特ニ重キヲ置ク点ナリトテ五国会議ノ事業ハ連	方法ニ従ヒ主義上ノ談合ヲ行ヒタルモノナリ云々ノ項ハ	右回答中英米ノ交渉ハ連盟軍縮準備委員会ノ決定セル	↑軍縮会議ニ関スル仏国ノ対英回答ニ関シ十七日「タン」	八号	(1) 10月19日後発	間内交渉開始に関する新聞論調について		、態度ニ付論シ居レルカ其ノ大要左ノ通	、外別段論評ヲ加へ居ルモノ無ク各紙トモ主トシテ仏伊	「ウワールド」カ右ハ極メテ懇切ナルモノナリト述へタ	ク事ノ肝要ナルヲ説クモノ多シ	前ノ予備的会談ニ依リ諸般ノ難問題ニ付話ヲ纏	居レルカ各国回答ノ速ニ出揃ヒタルヲ慶賀スルト	1仏ノ回答ニ付十七、十八両日ノ主要新聞何レモ社説ヲ	往電第三六五号ニ関シ

3 会議招請及び非公式交渉関係

対英帝国回答ニ関スル幣原外相ノ談話

英国政府ノ軍縮会議招請状ニ対スル帝国回答ハ本日発表シ ニ対スル帝国ノ態度ヲ簡明ニ示シタモノテアル タ通リテ殆ント説明ノ必要ナク欣然会議参加ヲ受諾シ会議 (四、一〇、 一 乙

層高ムルノ結果ヲ齎スヘキコトヲ確信スルト同時ニ軍事費 国ヲモ脅威スルコトナク不戦条約ニ基ク各国ノ安全感ヲ一帝国政府ハ来ルヘキ会議ニ於テ採用セラルヘキ軍縮案ハ何 為メ他ノ海軍国ト トスルモノテアツテ政府ハ之等遠大ナル目的ヲ達成センカ ノ削減ニ対スル一般ノ慾求ニ対シテモ充分ノ考慮ヲ払ハン 協力シテ全幅ノ努力ヲ尽ス覚悟テアル

成功ヲ来ス、 ヲ感スル問題 式協議ノ結果 議ヲ遂クル, 帝国政府ノ国 ハ米国政府 ケントスルエ ル問題ニ関シ

公式協議ヲ開クコトニ聊カモ躊躇シナイ

252

要スルニ政府ハ来ルヘキ会議ノ結果我国民ノ宿望タル国際 希望ヲ持ツテ会議ニ赴クモノテアル ノ平和及了解カ著シク増進セラルヘキコトヲ確信シ充分ノ

昭和4年10月(19) 幣原外務大臣宛(電報)在米国出淵大使より

183

軍縮会議招請受諾の各国回答に対する米国各

紙の論調について

本 ワシントン 省 省 10月19日後着

第三七八号

三十万ノ陸兵ヲ輸送スルノ必要アルヲ指摘シ 伊 国 ト ノ	明シ単ニ軍備ノ制限ノミナラス縮少ヲ力説シ之亦当初ヨリ
「パリチー」ニ反対ヲ表明セリ	「フーバー」大統領ノ主張セル所ナルモ仏伊ノ回答ハ之ニ 25
三尚新聞報 = 依レハ当国海軍大臣ハ十八日仏国ハ今次ノ対	言及セサルハ海軍縮少ヲ実現不能ト為スカ為ヨリモ寧ロ会
英回答ニハ何等ノ留保ヲナササリシモ今後適当ナル機会	議ニ於テ該問題ニ付何等「コムミツト」セサラムトスルノ
ニ於テ右留保ヲ提出スル意向ナリト言明セル趣ナリ	決意ニ出ツ又日本回答ハ不戦条約ノ精神ニ満腔ノ賛意ヲ表
英、米、伊ニ郵報ン、連盟ニ通報セリ	セルモ伊ハ一言モ之ニ言及スル所ナク仏国モ亦之ヲ重視シ
	居ラス更ニ仏ノ回答ト日本ノ夫レトノ最モ顕著ナル精神並
18 昭和4年10月00日 在英国松平大使より	ニ意図ノ相違ハ前者カ最モ明白ニ来ルヘキ会議カ軍縮準備
する日・仏・伊三	業促進ヲ目的トセサルヘカラストノ見
たテレグラフの論	ルニ対シ日本回答カ軍縮準備委員会及一般軍縮会議ニ何等
ロンドン	言及シ居ラサル点ナリ英米両政府ノ意図カ五国会議ノ協定
	ヲ幾年後トナルヤモ知レス且理想ニ過キサル前記二会議ノ
第三九三号	決定ヲ待タス別個且即時ニ実施セムトスルニ在ルハ周知ノ
十九日各主要新聞ハ海軍軍縮会議招請ニ対スル我方対英回	事実ナルト共ニ陸海空三軍連携ニ関スル仏伊ノ主張モ依然
答全文又ハ主要部分ヲ掲載セルカ同日「テレグラフ」論説	(実?)行セラレ居ラス最後ニ日本回答ハ会議前英政府ト
ハ日、仏、伊三国回答ヲ比較シテ要旨左ノ如ク論ス	ノ非公式談合ヲ強調セルカ会議ノ成功ハ実ニ来ル三ケ月間
仏伊両国ハ英米予備交渉ヲ白眼視セルモ参加ヲ拒絶セハ英	元分ナル
米ノ真摯ナル企図ヲ軽視スルノ嫌アルヲ以テ渋々招請ヲ受	米、仏、伊ニ郵送セリ
諾セルカ日本ノ回答ハ之ニ比シ遙ニ明白ニ同情的態度ヲ表	
18 昭和4年10月21日 格原外務大五宛(電廠)	テレグラフ」ハ五国海軍会議ニ関ス
国務長官	要旨左ノ通ノ対英回答ニ関スル同紙外交記者通信ヲ掲ケタルカ其ノ
本 省 10月21日前着 ワシントン 10月21日前発	目的を方ちょうまでレ、月カークムま、長ークトで、そろノ重要ナル相違アルヘキモ日本回答カ一般的ニ会議ノ英米ト日本トノ間ニハ予備交渉ニ於テ考慮セラルヘキ数
(極秘)	ルヘキ会議ヲ以テ自主独立ニシテ之ニ提起セラルヘキ特
往電第三七五号国務長官ノ申出ニ対スル帝国政府ノ御意向	問題ニ関シテハ最終的決定ヲ為シ得ヘキモ
日文ですべ事言及りしていてきてして右申出ヲ受諾セラルルニ於テハ全権ノ	シ居ル事英米ニ劣ラス更ニ喜フヘキ事ハ日本カ従前ト異レリ又日本ハ単ナル軍備ノ制限ニ止ラス真ノ縮少ヲ希望
会スルコトトナリ居ルニ付夫迄ニ何等ノ儀承知シ置クヲ得し、一日封えこイ電素ニニシシスイシーロニ国オ共富ニュロ	ナリ何等疑惑ヲ示サスシテ最近ノ英米接近ヲ歓迎セルノ
都合ト存ス	カ其ノ安全ニ対ス
	障タリ極東ニ於ケル敵対行
187 昭和4年10月(2)日 幣原外務大臣宛(電報)	吾国民ノ妾丘ニな)ま,可ノカカ日ドニサノド之宜勺焦共同動作ヲ齎スモノナルヲ看取セリ日本政治家ハ二大英
新聞報道について軍縮会議招請への我が対英回答に関する英国	ヲ洞察セリ何トナレ
は 「「 0]211111	カ英长妾丘ニ寸日本ト司羕思鸞アレ乱屛ヲ采ノ导ナレハー機ニ際シ自制和解ノ為努力スヘキヤ必然ナレバナリ仏伊
:	

3 会議招請及び非公式交渉関係

二、二十日 サス ル ラ」作成中ナルカ米国側意見ハ英国ハ中立船舶臨検 自由問題ヲ解決セン事ヲ希望シ居レリ目下 於テ重大ナル意見ノ相違ナカラシメムカ為年末迄ニ 派員通信トシテ米大統領及英首相ハ来ルヘキ倫敦会議 利ヲ放棄シ米国ハ攻撃的交戦国ニ対スル物資ノ供給ヲ為 に事ナク 但シ 米国自身之ヲ決定スヘシト云フニアリ 攻撃国ナリヤ否ヤ 「サンデ Í, タ 1 ハ Д スし 海牙或ハ寿府ニ干渉 ハ 「オ 9 ・「フオ ワニヨ ŕ y レセラ ル 報 海洋 Ξ ノ特 シ権 ス ユ = N

ж 仏 伊 Ξ 郵送セ IJ

188 昭 和4年 -10 月 23 日 幣原外務大臣宛在米国出淵大使と 2(電報)

比率問題に関するスティ ムソン国務長官と Ø

会談について

ワ 本 · シント 省 $\boldsymbol{\nu}$ 10 10 月24 23 日後着

第三八 八八号 (極秘)

二十三日国務長官ニ面会シ貴電第三四七号全権渡英日 内報シタル処長官ハ全権カ華府ニ立寄ラル ル ニ対シ満足ノ意ヲ表シ外部ニ対スル説明振ニ付テモ全然 ル コトト ・ナリ 程 ¢ ラ

ラ英米間

1

関係ヲ議ス

ル

建前

ナリ

2

関係上進

A

テ

討議

ス

ル

同感ニ \sim タリ テ過日来其ノ 心持ニテ新聞記者 「ニ接触シ 居 ル 趣ヲ 述

256

要スヘシト答ヘタリ 付テハ種々ナル噂伝ヘラレ居ルモ確定迄ニハ今暫ク時日 全権タ 次テ本使ヨ コトハ確定シ我方ハ尚一二名ヲ任命ノ筈ナル ル コト及「リ IJ ·米国側 | ド 1 、 顔 触 「ロビン = 触レ タ シンレ ル 処長官 両 カ其ノ顔触 氏ノ全権タ ゝ 自 分 カ首 ヲ Ξ ル 席

シ得ラル 会談 海軍側ニ於テ 数ヲ減スルコトニ付屢々御話ノ次第アリタル 容易ニ其ノ態度ヲ明カニシ得サルコト 困難ナルコトニ付テハ屢々申上ケタ 向ヲ承知シ度ク就テハ何日頃本問題ニ付本使ト意見ヲ交換 日 タ 右会談終リタル後本使ヨ モ自分モ予テ申上ケタル通熱心ナル軍縮ノ意向ヲ有スルモ セラルルコト 帝国政府トシテハ準備ノ都合上一日 ルコトト思料スル (往電第三七五号)後長官ニ於テ相当考慮ヲ進 ヘキ見込ナリヤト尋ネタル ・ ト 存 ハ中々強硬ナル意見行ハレ英国カ三十三万九 (ス)過般来貴大使ヨリ米国側大型艦ノ 処日本全権ノ出発期モ愈確定シタル リ比率問題ニ ニ対シ長官ハ本問題ノ ル通ニテ米国側ニ於テ 言及 モ速 ハ貴大使ニ於テモ察 (シ去ル 三米国政府ノ意 カ実ハ大統領 十六 7 ラ Ħ 今 ν

斯ル訳合ニテ遷延シ居ルモ成ルヘク速ナル機会ニ於テ本問 割主張ハ総噸数ニ対スル儀ナラハ兎ニ角米国ノ保有セント 之亦強硬ナル態度ヲ持シ中々困難ナル立場ニアリ日本ノ七 依 次第 語 Π 題ニ付貴大使ト意見ヲ交換シ度キ考ナリ目下米国側ニ於テ 側トノ間ニモ難カシキ関係ヲ生シ頗ル困難ナル事情ニアリ スル大型巡洋艦ニ対シテ主張セラルル次第ナル 首相ニ於テモ吾人ト同シク軍縮ヲ希望シ居ルモ英国海軍 大型二十一隻ヲ主張セサル タ ヲ 三五七号長官ト 千噸以下ニ切下ク ン」トノ会談ニ於テ同氏ハ日米 了次第会談ノ運ヒニ至ル IJ 為 ル ノ会談 リタル次第ハアル 英、米、 好ク シタ 処首相い日本 シ 早速大統領 承知 ルコトアリ ノ際日本 スト ノ巡洋艦ノ詳細ナル表ヲ作成中ナルニ付右完 ノ会談ニ言及シ N Ż = 述 1 ,主張 Э ヤト尋ネタルニ長官ハ貴大使 モ)過日 直接報告 主張スル比率問題ニ関シ何等カ ヘタ Ի ヘシト語レリ尚右会談ノ際往電第 -、既ニ N 同意 丈 二 ヘカラスト $\overline{\boldsymbol{v}}$ 「キヤンプ」ニ於ケル英首相 セ テ 倫敦ニ於テ松平大使ノ話ニ 尚英首相ニ (往電第三六七号「コ ノ関係ハ議ニ上ラサリシ旨 サ 「キ ル 限リ 固執シ居リ一方「マ」 ヤ シプレ モ自 ハ米国側ニ於テ ヲ以テ英国) 分 、会談 ン御 Ξ ノ討議 IJ ツト 話 い専 伝 ハ ~ 1

> 189 軍縮ニ関スル対英米下協議モ近ク開始セラ 機密第二七番電 英ニ転電シ ニ至ラサリ 的ニ見タル 一、当方面ニ於ケル帝国ノ補助艦七割比率 ラズ 帝国ノ 海軍大臣又ハ海軍ノ主張トシテ伝ヘラレ国民的要求又 昭 和4 進につ 軍縮に関する対英米下協議開始に際し卑見申 国防方針ニ基クモ 英ヨリ仏、 キト述へタ 左記卑見御参考迄申進 年 10 月 24 いて 日 IJ 伊 (電報) (電報) Ξ 転電 1 海軍省 パ ナリ セ IJ シ Ի ス 10 10 月 25 24 日前7 10 Д 1 印象ヲ一般ニ与 ル ハ従来主ト べ キ 時時 15 付全般 ご 分 着 発 2 \sim 居

3 会議招請及び非公式交渉関係

257

2

、態度

Ξ 関

2

テ

ハ新聞

紙

ハ

依然多少ノ

不安ヲ

漏

ラ

テ

5

本ハ五国協定ニマ

レ三国協定ニ

マ

レ只只英米ニ追従ス

ル

シッツア 仏伊

ルモ帝国ノ態度ニ付終始極メテ楽観的ニシテ日

ハ艦種別ニ七割大型巡洋艦ニ付テハ英米ヲ刺激スルコト大	テ満足セントスルノ極メテ尤モナル態度ニ出デタリ日本
会議ハ仏国ノ妥協ニ依リ成功ノ見込ナリト認ム帝国トシテ	時ニ対英米関係ニ於テハ従来ニ劣ラザル地位ヲ得ルヲ以
仏国政変ノ大体ハ機密第二八番電報告ノ通リニ帰着ス五国	感シ居ラス三国会議ニ於テハ国民ノ負担ヲ軽減スルト同
仏海機密第三六番電(二十八日)	ニ就キ述ベテ曰ク日本ハ華府条約ノ主力艦比率ニ不満ヲ
10月29日前7時	トシテハ相当ノ難関アルヘキヲ論シタル中ニ日本ノ態度
	ハ理想ニ依リ今日迄案外順調ニ進展シ来レルモ実際問題
の旨上申について	一、十九日ノ雑誌「エコノミスト」ハ大体今次ノ軍縮問題
補助艦総噸数に限った比率七割主張が却って	佐藤大佐発
19 昭和4年11月21日 山梨海軍次官、末次軍令部次長宛	第二五番電
日口	海 軍 省 10月25日前8時着 ロントン
ナシ	/ :
キテハ殆	縮問題に関
リ且ツ米国側ニハ日本ノ地位ト困難トニ対スル十	(
論セサルヘカラサルモノナルモ今ヤ日米間ニハ非常ノ好嬴キ辺ヘラヒク出率ノ問題ハ聶モ隔意ヲクEツ許紙ニ諸	19 昭和4年10月2日 山梨毎軍次言、末欠軍令部次長宛(1) 昭和4年10月2日 在英国島津大使館付武官より
日「タイムス」華府入信ハ日米間ノ予備交渉	米仏伊ニ転電アリ度シ
割ヨリ稍良キ比率)ニアルニアラスヤト思ハル	ノナル旨内話シタリ貴官内密ノ御含迄
就キ七割ノ比率ヲ繰返ツ要望スヘキモ掛値ナキ処ハ(六	「マクドナルド」首相カ在英伊国大使ニ勧告セルニ基クモ
ノ要望スル処ハ制限ニ止ラス縮少ニアリ今回モ巡洋艦ニ	議前ニ仏国政府ト内交渉ヲ開始スルコトトナリタルカ右ハ
二十四日在京伊国大吏本大臣ヲ来訪ノ節伊国政府ハ論教会	ニ我七割北率要求ノ点ニ関ン未ダ全然見込寸カス当地ニ
第二六九号	渉ヲ曖昧裡ニ葬ラントスル底意ナルヤモ量リ難シ要スル
リア大使より内話について	在中外交上的行事辞令ヲ満喫セシメ結局本件ニ関シ内交
ロンドン会議前に仏伊間内交渉開始の旨イタ	全権ノ来華ニ藉口シテ七割交渉ヲ遷延シ然モ全権華府滞
190 昭和4年10月24日 在英国松平大使宛(電報)	ヨリ推スニ(米発外務大臣宛三百六十六電報参照)米ハ
	於テ全然顧テ他ヲ云フガ如クナル「スチムソン」ノ態度
着前結了セシムヘキモノト思考ス	スルハ相当危険ナルノミナラズ最近出淵大使トノ会見ニ
モ下協議ハ対英対米別個ニ推進シ全権ノ「ワシントン」	ルルモ一行「ワシントン」滞在中ニ七割問題解決ヲ期待
テ是非共取付ケ置クコト緊要ニシテ米国ノ態度ヨリ見ル	四、全権一行ノ華府経由ハ全般ヨリ見テ結構ナリト考ヘラ
会議方策決定上ノ出発点トモ云フベク此ノ際下協議ニ於	ナラサルヘシ
得ハ啻ニ会議ニ於ケル帝国ノ目標タルノミナラズ対倫敦	ノ効果ハ単ニ帝国補助艦ノ対英米比率ヲ定ムルコトニ外
テロンドン会議ニ臨ムヲ得策トスベシ斯クテ七割比率獲	ノ目的ヲモ完全ニ
テ所要兵力主義ニ形式転換ヲ行ヒ仏伊ト同様ノ立場ニ立	国カ仮令協定ニ達シ得タリトスルモソハ条件付協定ニシ
房機密第一〇二番電ノ三ノ主旨ニ依リ寧ロ比率論ヲ離レ	算無シトセ
得ヲ確実ニシテ初メテ会議ニモ邁進スベク然ラザレバ官	仏伊ノ要求ハ遂ニ英米ノ容ルル所トナラスシテ五国会議
得シ得サルヘシ加之前記三事情ヨリ見テモ七割比率ノ獲	結果従来仏国ノ抱持セル主義上ニ両国ノ連衡成立シ他方
協議ニ於テ解決ヲ得ザル限リ本会議ニ於テハ到底之ヲ獲	官電報ニテ御承知ノ通ナルカ現ニ進行中ノ仏伊内交渉ノ
リモ寧ロ却テ後退シタルカノ観アリ思フニ七割比率ハ下	三、軍縮ニ対スル仏国ノ態度ニ関シテハ九月二十六日ノ武
於ケル一般的感想ヨリスレハ松平大使ドーズ会談当時ヨ	モノノ如キ印象ヲ与ヘツツアリ

3 会議招請及び非公式交渉関係

要ス	
真な、「いういう昭和六年度末現者量ラ下ハニトナキラ	英ニ転電シ英ヨリ仏、伊ニ転電セシム
>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>	ニ至ラスト語レリ
リ各国ト協調シ我保有量ノ標準ヨリモ縮減スルニ吝ナ	決定方重ネテ申出テタルモ大統領ニ於テハ今以テ決定スル
二帝国海軍軍備ノ要旨ニ悖ラズ且所要比率ヲ失ハザル限	使ヲ適当ト思考シ過日来大統領ニ進言スル所アリ昨日モ右
昭和六年度末ニ於ケル我現有量(表参照)ヲ標準トス	決定セスヤト尋ネタルニ長官ハ極秘トシテ自分ハ「ド」大
二、補助艦制限保有量ノ標準	次テ本使ヨリ米国側ニ於テハ三全権ノ外ニハ未タ他ニ顔触
巨補助艦比率ハ米国ニ対シ少クモ総括的ニ七割ノコト	フコトニスヘシト答ヘタリ
(七八、四九七噸)ヲ保持スルコト	クトモ来来週中ニハ貴大使ト意見交換ノ運ヒニ至ル様取計
江潜水艦ハ比率ニ関係ナク少クモ昭和六年度 末 現 有 量	ハ華府ニ帰ル筈ナレハ成ルヘク速ニ内部ノ話ヲ纏メ来週遅
ŀ	ニ申訳ナキ次第(apologize)ナリ「ド」大使モ来週末頃ニ
☆二十糎砲搭載大型巡洋艦ハ特ニ対米七割ヲ保持スルコ	スルニ至ラス従テ貴大使トノ会談ノ機会遷延シ居レルハ洵
一、帝国主張ノ要点	両氏ニモ詳細説明シ相談ヲ重ネ居ル次第ナルカ今以テ議熟
(昭和四年十一月十一日稿)	大統領ニ報告シ又全権ニ内定セル「リード」「ロビンソン」
倫敦海軍会議ニ対スル帝国海軍ノ方針説明資料	官ハ先般来貴大使ヨリ屢々御話アリタルコトハ最近繰返シ
料	号会談ニ基キ軍縮ニ関スル意見交換方ニ付催促シタル処長
ロンドン軍縮会議に対する海軍の方針説明資	三十一日定例会見日ヲ利用シ国務長官ニ面会往電第三八八
	第四〇〇号(極秘)
195 昭和4年11月11日 海軍側資料	本 省 11月1日後着
ワシントン 10月31日後発	セリ然レドモ米国海軍ノ研究ニ依レバ 西太平洋ニ於ケル根
たスティムソン国務長官との会談について	国内ノ輿論ニ鑑ミ六割以上ニ増率ノ要アルコトヲ屢々耳ニ
比率問題に関する米国側意向開示方を督促し	テ各国所要巡洋艦ヲ建造スル方法ハ日本ノ必要ヨリモ寧ロ
19 昭和4年10月31日 幣原外務大臣宛(電報)	私見トシテハ今日ニ於テモ総噸数ヲ制限シ其ノ範囲内ニ於
	関アリ特ニ大型巡洋艦ヲ区別シ話合ヲ進メタルニ依リ然リ
御参考迄 二十九日	同海軍少将曰ク「軍縮会議ハ一見容易ナルカ如キモ諸種難
ハ英米間ニ未ダ話合無シ云々ト	要領左ノ如シ
及対内策ニ外ナラズト認ム駆逐艦潜水艦ノ保有量ニ関シテ	軍備縮少問題ニ関シ十月二十七日 Long 海軍少将ト会談ノ
艦廃止ヲ提議セルハ寧ロ了解ニ苦シム所ニシテ英国ノ利益	機密第二十二番電
易ナルベシ参加国ノ内三国ノ拒絶明ラカナルニ拘ラズ潜水	軍 省 10月30日前6時40分
ルニ難問題ハ巡洋艦、潜水艦ニアリテ駆逐艦ノ解決最モ容	-
	資源に見る魚に同言でていた法国とれてのな
ニシテ移民問題ノ外懸案無ク両国ノミナレバ容易ニ解決シ	Į
ヘシ但シ両国ノ感情ハワシントン会議当時ニ比シ頗ル良好	13 昭和4年10月2日 山梨海軍次官、末次軍令部次長宛
論等ノ関係アルニ付之ヲ承認スルコトハ左程容易ナラサル	王を回反予大吏帝
ハ難問題ナラズ云々ト答ヘタルニ彼日ク米国ニモ対内策興	ス
防禦ニ存シ米国ヲ攻撃スルコト絶対不可能ナル故之ガ容認	国間ノ調停的立場ヲ占メ終極ノ目的ヲ達成シ得ベシト思考
右ニ対シ小官ヨリ最近我国内輿論ノ概要ヲ説キ且我七割ハ	方針ヲ変更セラルル時ハ仏伊トノ関係モ自然有利トナリ四
拠地設備不足ニ依リ日米勢力比二対三以上ヲ要ス	ナルニ鑑ミ会議前ニハ総噸数七割ノミヲ獲得スルコトニ御

3 会議招請及び非公式交渉関係

		運	測練	掃	潜	砲	敷	潜	駆	艦	洋	<u>س</u>	補	航	主		
	備考一	送	量習 砕 氷 ^標	海	水 母		設	水	逐	旧 型	軽	砲二 十	補助航空母艦	空 母	力	種	有力
、対表米	***	艦	示 艦的	艇	艦	艦	艦	艦	艦	巡	巡	艦糎	荷艦	艦	艦	艦齢	/
二、表中ノ有効艦齢対米七割ヲ保有ス	海軍ノ			一 六	1	110	110	1 11	 六	110	110	110	110			/	細
ハル	本年度補			六			四	七一	105		110		11		10	隻 数	有
府針	・助け			, Ш			五	七八、	1 11 11'		九四	一0八、	一 五、	五三、	二九二、	噸	効艦齢
軍軍備制	充計画ニ	1		、六九〇			、九九〇	、四九七	、六一五		、六五五	、国00	040	、八〇〇	、国〇〇	数	内
三国海軍軍備制限会議ニ於ケル仮協定ニ準ジタルナリ	対スル我新					1	-1		一 五	九	1					隻 数	艦齡
於 ケル	新補充計															噸	超
仮協定	計画ハ					1,1	六四		九	六六、〇	μ, Ψ						過
こ準ジ	目下發					11110	国110		八八〇		七 六 〇					数	艦
シタルモノ	目下詮議中ニシテニ十糎砲搭載巡洋艦ニ	一八	<u>t</u>		四	111										隻数	(制
・ ナ リ	テニ十綱	111111	五三、		. 11	Ξ,										噸	(訓令記載ノモー酸限外艦
	砲搭載巡		、七六五		、 一 五	、九八〇									1	数	ノビ船
	心洋艦 ニ 関	一八	t	六	四	1 11	六	七一	一一九	九	= 1				10	隻 数	合
	ス	111111	五三、	11,	, 1 11	Ŧ	,111	七八、	1 == 1,	六六、	九八、	一 〇 八、	一 五	五三、	二九二、	噸	
	ル限リ少ナクモ	, 01111	、七六五	、六九〇	、 一 五	, 11100	、 四10	、四九七	、四九五		四一五	、 四 〇〇	, 040	、八〇〇	、 国 〇〇	数	計

付表

昭

和六年度末

(一九三二年三月末)

帝国現有兵力

262

Ξ 制限外艦船

制限外艦船ヲ定ムルニ ハ左ノ考慮ヲナスコ Ի

四

補助艦ニ関スル事項

各舷一基宛即チ合計二基ヲ越

ユ ル Э

ト

一類別制限方式及制限方式ノ適用

()攻撃的性質ヲ有スル軍艦ハ之ヲ制限ス

(口) · 艦型、武装、 行動力等小ナル為専ラ防禦的用途ニ充

ツル軍艦ハ制限外トス

(h)商船ニ僅カノ改装ヲ行ヒテ容易ニ付与シ得ル 、程度ノ

戦闘力ヲ有スルニ過キサル軍艦ハ制限外ト ス

以上ノ 、主旨ニ基キ制限外艦船ノ規格標準ヲ定ムル 7 ト 左 Ī

如 シ

H 六 百 噸 以 下 制限トス ノ水上艦ハ其ノ性能ノ 如何 ニ拘ラズ全部 無

い潜水艦

回軽巡洋艦、

駆逐艦

()二十糎砲搭載大型巡洋艦

右ノ各類別毎ニ最大合計噸数ヲ定メ其

ノ噸数以内

三於

口排水量六百噸ヲ越エ速力二十節以下 ノ水上艦ハ次 トス ニ述

フル性能ノ何レカ一ツヲ有セサル限リ無制限

(1日径十五糎ヲ越ユル砲ヲ有スル コト

(1)口径八糎ヲ越ユル砲四門ヲ越ユルコト

3 会議招請及び非公式交渉関係

ス

(1)補助艦各艦種 此融通スル

ノ制限保有量間ニ其

ノー定量ヲ限リ

彼

ルモ将来建造ノモノハ其ノ保有量ヲ可成小ニス

ル ヲ

要

噸以上ノ駆逐艦ニ就テハ現有ノモノハ其ノ儘保有シ得 自由ニ委スルヲ可トス又排水量二千五百噸未満千五百 テ制限艦型以下ノ艦船ヲ各国任意ニ建造シ隻数ハ之ヲ

 (\cdot) 〕魚雷発射ノ計画又ハ装備ヲ有スルコト

に装甲ヲ有スルコト

は飛行機艦上帰著装置ヲ有スル Э ŀ

◇飛行機発進装置ハ中央線ナラバー基舷側装置ナラバ

ナシ 艦、 駆逐艦ノ二艦種ニ類別シテ制限スル

スルヲ可トス但シ大勢如何ニ依リテハロハ更ニ軽巡洋 左ノ三類別ニ従ヒ基準排水量ヲ以テ其ノ保有量ヲ制限

ニ同意シ差支

転加スルコトヲ除クノ外差支ナシ而シテ一艦種ニ増

ハ二十糎砲搭載大型巡洋艦ニ他ヨリ融通

三回愛/ 壱定トクー 豆頂以下/ モノニア ノテ、二十	
代換艦齢ハ一万噸ヲ越ユルモノニアリテハ二十六年	噸迄又主砲口径三十六糎ナラバニ万五千噸迄縮小シ
(1)艦齢ノ延長	艦型へ主砲制限ト関連シ主砲口径四十糎ナラバ三万
ヲ廃スルコト	() 艦型縮小
ニ依ル航空母艦ノ定義中一万噸ヲ越ユルノ件ノ制限	十年ヲ越ユヘカラス
空母艦保有量中ニ包含セシムルノ目的ヲ以テ同条約	造期間五年ヲ越エズ且現有主力艦ノ代換艦齢最長三
(1一万噸以下ノ補助航空母艦ヲ華府条約ノ規定スル航	代換期間へ可成之ヲ伸長スルヲ可トス但シ一艦ノ建
範囲ニ於テ変更スルヲ有利トス	(八代換期間ノ伸長
軽減ニ貢献スル為同条約ニ依ル航空母艦ノ制限ハ左ノ	軍費ノ軽減ニ貢献スル所アルヲ以テ之ヲ希望ス
タルベキ艦船ハ可成小量ニ制限スルヲ可トシ尚軍費ノ	モ同条約ニ依ル制限ヲ左ノ範囲ニ於テ変更スルコトハ
帝国ノ国情ニ稽ヘ航空機ヲ帝国ノ近海ニ持チ来ス仲介	主力艦ノ廃止又ハ其ノ協定隻数ノ変更ニハ同意シ難キ
(1)航空母艦	()主力艦
年迄延期スルコトニ同意シ差支ナシ	更ノ範囲及程度
上可成短キヲ可トスルモ大勢已ムヲ得ザレバー九三六	五、華府海軍軍備制限条約ニ規定セラレアル事項ノ一部変
代換開始期ノ延期ハ工業力ノ維持並ニ代換期間ノ伸長	スル老齢艦ノ量亦前項ニ同ジ
代換艦齢、二十六年迄延長シ差支ナシ	協定成立ノ際ニ於テ制限保有量以外ニ保有ヲ必要ト
い艦齢延長	洋艦五隻駆逐艦十六隻)ヲ保有スルコトヲ必要トス
ズ	ニ限リ制限量ノ約二割(帝国ノ関スル限リ最小限巡
スルモ練習又ハ警備等特殊ノ用途ニ充ツル為水上艦	い軽巡洋艦
(1)代艦ノ建造ヲ了セル補助艦ハ之ヲ廃棄スルヲ原則ト	ŀ
換スルコトヲ得	排水量一万噸以下七千五百噸以上ニテ可成小ナルコ
(1代換艦齢ニ達スルトキハ制限保有量内ニ於テ之ヲ代	備砲口径二十糎
田代換法	(第二十糎砲搭載大型巡洋艦
場合アルベシ	三補助艦ノ艦型制限ニ関シテハ概ネ左記ニ準拠ス
協定艦齢内ニ於テモ代換シ得ル如ク規定スルヲ要スル	シ及代換スルコトヲ得ルモノトス
換実施ノ調節並ニ工業力維持上既成艦ノ一部ニ就テハ	網艦、河川用砲艦、モントル、スループ等ハ之ヲ保有
水艦十三年トスルヲ適当トス但シ各国勢力ノ権衡及代	艦タルノ性能ニ欠クル処アル現有ノ海防艦、敷設艦、
補助艦ノ代換艦齢ハ巡洋艦二十年、駆逐艦十六年、潜	口制限外艦船ノ範囲ニ属セズ且巡洋艦、駆逐艦若ハ潜水
四代換艦齡	号ノ場合ヲ除クノ外噸対噸ニ拠ルヲ適当トスベシ
排水量二千噸以下	ご補助艦各艦種間ニ於ケル制限保有量ノ彼此増減へ前
備砲口径十三糎ヨリ大ナラザルモノ	シ差支ナシ
()潜水艦	トトシ差支ナシ此ノ場合其ノ増加標準ハ大勢ニ順応
排水量二千五百噸未満	ズル量ニ若干量ヲ加ヘタルモノヲ後者ニ転加スルコ
備砲口径十三糎ヨリ大ナラザルモノ	ル場合ニ於テハ
い駆逐艦	は二十糎砲搭載大型巡洋艦ノ制限保有量ノ一部ヲ其ノ
排水量七千五百噸未満二千五百噸以上	小ナルヲ可
備砲口径十五糎ヨリ大ナラザルモノ	加シ得へキ保有量ハ帝国ノ所要ヲ充シ得ルヲ程度ト

264

差支ナシ

主砲口径ヲ三十六糎未満ニ縮小スルコトニハ同意セ

年トス

265

迄延長シ差支ナク一万噸以下ノモノニアリテハ二十 代換艦齢ハ一万噸ヲ越ユルモノニアリテハ二十六年

大巡(8′′)又へ 小巡(6′′) シ脳, 潜水艦 196 潜水艦 シ脳 N テモ予備交渉ヲ開キ出来得ル丈諒解ヲ得置キ度ク自分ハ頗 問題続出セル為会見ノ機会無ク今十一日一時間ニ亘リ会談 譗 嬱 Ξ = セ 第四一三号(極秘) 大巡(8'') _____ 「マ」首相帰来後直ニ面会ヲ求メ置キタ nulı + 多忙ナル N 万噸巡洋艦(八时) ()米保有量 口日本保有量 水上補助艦 昭和4年11月(12) 6 カ首相ハ直ニ会見出来サリシ次第ヲ謝 米ニ対シテ均等八万噸ノ潜水艦 米ニ対シテ総括的 米ニ対シテ七割ノ 駆逐艦 の各問題に関するマクドナルド首相との会談 日英予備交渉開始、 について 七割 縮少ノ内訳 ニ付或ハ外相ト話 7 (米ガ駆逐艦150,000潜水艦80,000ト想定ス) 大巡 35, 957 150,000105, 500 545, 500 465, 500 補 180,000 80,000 30, 000 日 1七割 助 八吋砲艦 (米ガ8'' 砲艦 (21隻トスルトキ)(18隻トスルト 小巡及驅 幣原外務大臣宛(電報)在英国松平大使より 艦 英米妥協点低下及び比率 ++38,6001 ×0.61= Х Х -76,060 - 35, 957 1, 503 ×0.7= 補助 サ ×0.7= 1.0 =0.7= 七 ル ル事 船 本口 割 ンド 154,850 ŀ 八萬屯潜 381, 850 126,000 80,000 21,000シテ可 省 ルカ先週中議会ニ \sim シタル上何時ニ 11月12日後 + 1,503 +17,600 - 55, 060 -35,957 ナ 又 175, 850 (0. 62) ĩ ・モ先ッ 着 # 潜水艦 遡 수 八吋巡 我小巡及駆逐艦へ 175,850 ニシテ米ノ六割二分ニ 料設備等ノ不足等詳細説明シ首相ノ同意ヲ求メタル処「マ」 比利亜等ニ於ケル 交通確保食物工業材料輸入ノ必要其ノ通商路ノ保護支那西 七割要求ノ理由 方針タル何国ヲモ侵サス何国ニモ侵サレサル原則ヲ説明シ 求セルト同シク我方ニ於テ重要視シ居ル旨ヲ述へ我カ根本 括的七割ヲ要求スル旨ヲ述ヘ此ノ点ハ米ノ「パリチー」ヲ要 合ニハ約四万噸ヲ要スル事トナリ国民ノ期待ニ背ク虞アル タク若シ米十八隻ノ如キ標準ニ定マル時ハ日本ハ約二万噸 同情ヲ述へ詳細ナル点ハ後廻シト為シ日本政府ノ最モ重 シ 備アルノミナラス出来得ヘクンハ大要ニテモ今日御話シ度 米ノ七割 水上補助艦 何フニツテモ大割強トナル 分ニ相当メ 小巡及駆逐艦ニ充ツベキモ 潜水艦ニ於テ八万噸 ヲ更ニ増加セサルヘカラス若シ二十一隻ヲ有スルカ如キ場 巡洋艦ニ関スル英米間ノ妥協点ヲ成ルヘク低ク決定セラレ ヲ置ク点ハ二アリトテ軍縮会議ノ真ノ目的ヲ達スル為殊ニ = 当分ハ自分ニ於テ当リ差支無キ旨ヲ述ヘタルニ付本使 日本現有勢力 ハ之等ニ対シ即答スルコト ニ付更ニ一層ノ努力ヲ希望スル旨並ニ日本政府ハ補助艦総 回縮少量 トテ先ッ首相ノ英米諒解ノ努力ニ対スル(日本)政府 政府ヨリ訓令ニ接シ居ルニ付今日ヨリニテモ話ヲ為ス準 (三日本現有勢力(建造中及既定計画/駆逐艦ヲ加フ) 若シ米ガー万噸三隻ヲ 澎 339, 310 417, 807 132, 495 108, 400 78, 497 98, 415 417, 807 381, 850 トシテ我国海岸線ノ長キコト海外領土ト 居留民 (掃海艇ヲ ヲ要求ス 6'' (米545,500ノ ノ保護緩急ノ場合ニ於ケ レン ハ困難ナルモ英国ニ於ケル各領 霘 加ァ ト変更メレ 154, 850 7 7 7.7割ニ · × 136, 11 シテ米ノ六割 185) 相当ス) 相当メ 'n 造船材 ~ + 既 1 1

艦型ノ縮小ニ関シテハ

大勢ニ

順応シ差支ナシ

米ノ545,500ニ対シ総括的七割へ日

381, 850

4

5

266

之ヲ分類シテ考フルトキハ 大巡(8″) ニ於テ七割|

我主張ノ解説

3 会議招請及び非公式交渉関係
本 省 11月13日後着	ル処首相へ然ラハ数及其ノ大キサニ対シ制限ヲナシ度キ旨
新聞論評についてロッドン	モ之カ廃止ニハ到底仏国トシテ同意スル能ハサル旨述ヘタ
念日	仏国ノ輿論即チ各方面ヨリ新聞ヘノ投書等ニ依リ判断スル
198 昭和4年11月(1日 幣原外務大臣宛(電報)	艦ニ関シ仏国ノ意向ヲ尋ネタルニ付自己ノ思付キトシュ
	ルニ付右以上深入リシタル話ハナササリキ尤モ「マ」ハ潜
米、仏ニ転電シ仏ヲシテ伊ニ暗送セシム	第ナルカ予備交渉ノ実質ニ付テハ未タ何等ノ訓令ニ接セサ
方ノ注意ヲ之ニ集中セシムル様試ミタリ右通報ス	タル次第ナル旨答ヘタリ右ヲ政府ノ訓令ニ依リ尋ネタル次
ヲ譲ルヘキ旨ヲ述ヘ先ツ第一回ニハ既報ノ二点ヲ力説シ先	ヲ述ヘタルニ付自分モ先夜市長晩餐会ノ席上其ノ旨ヲ述ヘ
居ルモ詳細ニ亘リテハ紛糾スル虞アルニ付次回ニ其ノ説明	ルモ「フーバー」ハ来ルヘキ五国会議ニハ提議セサル意向
我意向ヲ尋ネタルモ本使ハ本件ニ関シテハ既ニ訓令ニ接シ	ニ関シテ尋ネタル処「マ」ハ本件ハ大統領ト話シヲナシタ
ハ七割要求ニ関連シ潜水艦ニ関スル件並代艦問題ニ付テモ	タル処「マ」ハ何等進展セサル旨ヲ答ヘ二ハ海洋自由問題
ハ十六日頃帰任ノ筈尚往電第四一三号首相ト会談中「マ」	為サレタル話合ニ更ニ一層ノ進歩ヲナシタルヤ否ヤヲ尋ネ
合ノ上帰任後非公式ノ話ヲナスコトト思ハル又「ドーズ」	問ヲナシタルカ一ハ首相渡米ノ結果「ドーズ」大使トノ間ニ
リ伊国大使ハ明日帰国スル由ナルカ何レ米国政府ト直接打	前ニ於テ非公式交渉ヲナス意アル旨ヲ申入レ先ツ二ツノ質
内報シ今後モ随時我方ノ交渉経過ヲ御話スヘキ旨申置キタ	ル趣ナルカ自分モ同日首相ト会見シ仏国新政府ハ会議開催
報致スヘシト述ヘタルニ付本使モ昨日首相トノ談話要領ヲ	十一月十二日仏国大使来訪昨日貴大使首相ト会見セラレタ
シ置キタリ今後交渉ヲ始ムルニ於テハ時々其ノ模様ヲ御通	第四一四号
スル「グローバルトンネージ」主義ヲ適当ト思考スル旨話	本 省 11月15日後着
述ヘタルニ付自分ハ之ニ対シ仏国従来ノ主張即チ各国ニ対	ンドン イドン 1 3 1 5
使より内報について	ケラルルニ至ルモ日本ハ国防ノ安全上大型ニ於テ優勢ナル
マクドナルド首相との会談要領に関し仏国大	ル事最モ希望スル所ナルモ貴国ノ都合上米国トノ差異ヲ付
19 昭和4年11月(1日 幣原外務大臣宛(電報)	ル能ハス単ニ我方ヨリ言ヘハ英米同数ノ大小巡洋艦ヲ有ス
	ニ於テハ米国ト立場ヲ同シフシ居ルニ付大型艦ニ無関心ナ
米へ転電シ仏、伊へ暗送セリ	ト近似シ居ルト同時ニ他面海軍根拠地ヲ各地ニ有セサル点
通報ノ筈ナリト述ヘタリ	分諒トスルモ日本カ一面通商保護ノ必要ニ於テ英国ノ立場
ニ関シテハ一月廿一日頃ノ積リナルカ一両日中外務省ヨリ	維持ストハ思ヘストテ難色アリタルニ付本使ハ其ノ事情充
下確メ中ナルカ其ノ上ニ於テ更ニ付加スルヤモ知レス会期	トシテ七割ト言フコトニ成レハ英国トノ関係ニ於テ均衡ヲ
リナルカ米国側ニ於テ或ハ五名トナルヤノ噂モアルニ付目	キコトニ付テハ同意スルコト能ハス日本ニ於テ米国ヲ基礎
自分ノ考フル所ニテハ自分ノ外外相及海相ノ三名ニスル積	ニ考慮スヘシト言ヒ居ル次第ナリ併シ二十一隻ト言フカ如
タリ尚本使ノ問ニ対シ「マ」ハ英全権ハ未タ決定セサルモ	シ必要上十八隻ヲ希望スルナラハ自分ノ方ニ於テモ好意的
認メタルモノヲ送ルヘク其ノ上ニテ充分討議致度シト述へ	八吋トノ威力ヨリ考慮シ「パリチー」トナルコト能ハス併
ニ付今日述ヘラレタル処ヲ篤ト研究シ自己ノ見解ヲ覚書ニ	ー」ノ意味ニ於テハ応諾スルコト能ハス何トナレハ六吋ト
意セラルル事ヲ切望スル旨述ヘタル処「マ」ハ即答ハシ難キ	自分ハ米国ニ対シ八吋十五隻ニ対スル十八隻ト雖「パリチ
三対スル総括的七割ノ	四隻又ハ二隻ノ如キ増加ニ対シテハ同意スルコト困難ナリ
「パリチー」ニ対スル希望ハ先ツ承諾シタル後談判ニ入レ	総テノ点ヨリ考慮ヲ要スヘキ処日本側ニ於テ一万噸級八吋
基礎トシ又ハ何隻ヲ要スル如キ問題ハ後トシ兎ニ角米国ノ	ト困難ナル旨ヲ述ヘ七割希望ニ対シテハ噸数隻数備砲等ノ
国ノ均衡論ヨリ説キテ容易ニ動カス本使ハ然ラハ何レカヲ	要スル事情ヲ説明シ十五隻ノ大型巡洋艦ヲ更ニ減少スルコ

土トノ連絡及交通通商路保護ノ必要等ヨリ多数ノ巡洋艦ヲ

方ヲ基礎トセサルヘカラサル次第ヲ説キタルカ「マ」ハ三

268

3 会議招請及び非公式交渉関係

269

第四一五号

ヘ居ル処其ノ主ナルモノ左ノ通段ニ於ケル食糧輸送船ノ自由ニ関スル提議ニ対シ論評ヲ加十二日各新聞ハ休戦記念日ニ於ケル米大統領ノ演説特ニ後

- シメントスル実際的且直接ノ事業ヲ控へ居ル次第ナル ナラシムヘキニ於テヲヤ Ξ 以テ斯ル仮定的問題ノ為五国海軍会議ノ成功ヲ妨 ニモ明カナ 非ス況ヤ該会議 海洋自由 N ノ問題カ仮定的問題タル パ所ナル ノ成功ハ本問題ノ論議解決ヲ頗 カ吾人 (タイムス) ハ来ル可キ海軍会議ヲ成功 事 ふ 米大統領ノ シヘキ N 容易 演説 ヲ セ
- ス ル 玉 献ヲナスモノ メテ米国 \sim 戦時封鎖 N 牛 モ セ ハ サ ヤ或ハ右主張ヲ醸成セル情況今ヤ全ク変化セル 不断ノ反対者ニシテ本提議ハ米国従来ノ伝統ヲ履 処米大統領ノ提議、以上二目的ノ達成ニ顕著 ノナル処「マツク」首相ハ英国従来ノ主張ヲ固守 ルコ ニ同意スヘキヤ英国ノ二大目的 ト及戦時其ノ人ロヲ飢餓ニ陥レ (ノ権利ニ対シテハ英国ハ不変ノ主張者 、ナリ (ガーデイヤン) い戦争 レサルコト うノ渦中 ナ タ ヲ認 N 1) Ξ 貢 存 米 = ス ×

三、重要食料品ニシテ同時ニ火薬製造ニ必要ナルモノアリ

米 ニ 設的ナリ 者ハ供給ヲ断タル ニ依 例 ニ対スル態度ハ英首相ノ ニ慎重考慮ヲ要スヘシ要スルニ米大統領ノ海洋自 N 転電 ヘク且両交戦国ノ食糧補給カ一ハ海路ニ依リ他ハ \sim ル場合本提議ニ依レハ前者ハ無制限ニ供給ヲ受ケ後 ハ油脂穀類其 ス (テレグラフ) ルモ右ハ不法ト ノ他食料品ハ工業用酒精製造ニ用 如ク楽観的放任的ニ非スシ ナラス従テ本問題 日問題 陸路 テ こ更 Ł 建 ラ

270

199 昭和4年11月13日 幣原外務大臣宛(電報)

大戦休戦記念日に際しロンドン軍縮会議の成

功を期待した大統領の演説概要について

本 ワシントン

11月13日後着

十一日大戦記念日ニ際シ大統領ハ 及シタル後同条約ノ企図スル各国民間紛争事件 ミ平和維持ノ肝要ナル所以ヲ述へ次テ不戦条約 ン」主催ノ会合ニ於テ演説ヲナシ先ツ世界大戦 第四一五号 7 メ IJ カ × い教訓 ノ成立ニ言 ノ平和的解 y 1 三鑑 ヂ ヤ

阻止スル 年ノ 争平 海軍ノ 議 ヲ 球 ŀ ナ 有スル最初ノ平和的解決機関ナルカ吾人ハ同省ヲ更ニ 差支ナシ ヲ E I 好国ノ関係セル 略国ヲ輿論ノ監視下ニ置ク為ニ紛争事件ヲ紛争当事国及友 カ吾人ハ右方法ヲ取ルコトヲ拒否スル者ニテ少クト 条約ヲ一層拡充スルコト及権威アル国際法ヲ完成シ尚適当 ナラジムルコトヲ要ス又吾人ハ平和的解決ヲ目的トスル諸 決方法ハ未タ充分ナラス而シテ我国務省 開始セリ IJ ト緊密ナリトスル者ナリト述へ軍縮問題ニ関シ軍備競争 こ於テハ強制方法ノ必要ナク単ニ輿論ノ力ヲ以テ暴力ヲ ス強制条項ヲ含ム連盟規約モ亦平和維持ノ一ノ方法ナ ル留保ノ下ニ国際司法裁判所ニ指示ヲ与フルコトヲ必要 、生ス 試練ヲ経タル後ニ非サ 疝 提 唱スルニ当リ既ニ英国ト均勢ニ付合意ヲ遂ケタ 的解決方法ヲ確立 serious reduction ٢ ル危険ヲ除去センカ為余ハ再ヒ海軍 ニ充分ナリト確信ス従テ吾ハ直接行動ヲ抑制シ侵 1 余ハ来ル倫敦会議 確信ヲ生ス 共同調査ニ付スル方法ヲ一層発達セシムル N $\overline{\tilde{v}}$ ν ノ行ハレンコトヲ希望ス凡 モ 又侵略ヲ阻 1 い適当ナル国防ヲ放棄ス ノ成功ヲ確信スル者ニテ右会 ニ非ス故 止 スル ニハ 米国自身 = 余 輿論 ーニ関ス ハ 国防 1 力 N モ ŀ 1 協議 西半 「有力 ル ソ紛 ル シ タ カ 多 N テ モ カ X

困難ト 論 論ト 下 国防ハ相対的ノモノナルニ付我国ハ他国ニ比例シテ海軍ヲ 並ニ相互尊敬ノ念ヲ養フコトコソ平和 モ モ政府ノ提案トシテ提出セラレタルコト 右ハ単ニ一般ノ考慮ヲ求ムル為ニシテ如何ナル国ニ対シテ 由 縮少スヘキヲ以テ他国側ニ於テ如何ナル程度迄切下 = 方法ナリトテ予 ス ル Ξ カヲ明カニスヘキ筋合ト キ紛議ノ範囲ヲ討究シタ ニ適当ナル用意ヲ備 出 モ非ス余ノ提案ハ食糧船ヲ病院船ト同様ニ取扱 ノニ非サルハ勿論今次ノ倫敦会議ニ提出セントス ノ問題、国際紛争平和的処理方法確立セハ単ニ学究的 = ルヲ廃止セサル 者ニシテ今後ハ饑饉ニ瀕セシムルコトヲ戦争ノ一方法ト ケモ低キニ過クトナスカ如キコト モ ナル タル次第ナル 結論 ス ヘキモ余ハ此処ニ之カ実際的解決ヲ提案セント ル 点及希望スル処ヲ理解シ得 ラ与ヘスシテ成 ノ南米訪問及英首相ヲ迎 カ吾人ハ何等約束ヲナサス又如何 可ラスト論シ最後ニ国際間ニ親善及友好 へ置 -ナルヘク ル クヘキコ 者ニシテ如斯クシテ相互 シ得 \sim 米国ト キ建設的行動及起 Ի ナシト述へ更ニ海洋自 ヲ主張ス尤モ適当 い吾人 ノ為ニ最モ ヘタ ナク又今提出ス シテハ 如何 N ハ各自 ハ右ノ趣旨 有力 シント ナル · ケ得 1 IJ テ ル 、限界 間 得 ナル モ テ N ス 1 ル ス 議 切 = 可 議 ル N

3 会議招請及び非公式交渉関係

第四二一号(亟泌)	201 昭和4年11月13日 幣原外務大臣宛(電報)
往電第四一九号ニ関シ	海軍軍縮に関するイタリア海軍省官房次席局
テー	員の内話について
キ軍縮会	1
草中ナルカ遠カラス回答ノ運ニ至ルヘシト極ク内密ニ洩シ	本 省 11月14日後着
タルコトアリタルカ長官ノ今回ノ書面及之ニ関シ長官カ敷	第九四号
衍説明シタル事項ニハ腑ニ落チサル点モアリ不取敢本使限	海軍軍備縮小ニ関シ伊国各新聞ハ近来其ノ記事ヲ増加シタ
リノ意見トシテ腹蔵ナク応酬シタル次第ハ同電申進ノ通ナ	ルモ孰レモ英仏各新聞記事ノ転載ニ過キス特ニ伊国政府ノ
ルカ長官ノ申出ハ要スルニ比率問題ニ関スル我方ノ主張ヲ	意見等トシテ記事ナキモ潜水艦保有率ニ関シ仏ヨリモ低率
斥ケ実際的ニ何等カノ解決ヲ計ラムトノ下心ヲ有スルモノ	ニ甘ンスルモ可ナリトスル趣旨ノ新聞記事(「ナポリ」発
ト思ハルル処此ノ辺ニ対スル我方ノ主張ヲ明カニスルト共	行「マチノ」記事トシテ九日「タイムス」ニモ転載セラル)
左ノ通内話アリタル趣ナリ	テ其ノ他ニハ外務大臣海軍大臣等噂ニ上リ居ル趣ナリス新ノ国長で男中でスジル、シリクスフェノミル住宅主
↑伊国ハ水上艦ニ於テ仏ト同一比率ヲ保持シ得ハ均勢上潜	在米大使へ転電シ英、仏へ暗送セリ
国ヨリモ多数ヲ保有セリ水艦ノミハ低率ニテ可ナリ現ニ仏国ハ潜水艦ニ於テハ伊	202 昭和4年11月13日 在英国松平大使宛(電報)
□其ノ他ノ各国間ニ於テモ水上艦比率ニ甚シキ差異ヲ付セ	比率問題に関し英国自治領側の不安除去方訓
サル限リ潜水艦ノ必要ヲ特ニ認メサルモ真ニ潜水艦ハ弱	1 1 3 日後2 寺
者ノ武器タルコトニ変化アルナシ	第二八三号(極秘)
三海上自由問題ニ関スル「フーバー」氏ノ主張ニハ同意ス	「マクドナルド」首相ハ帰英早々ノコト ニ モ ア リ「ドー
ヘキ点アルモ更ニ深ク研究スルトキハ之カ解決ハ不可能	ズ」大使モ未タ帰任セサル模様ニテ往電第二六一号円ノ非
ナルヘシ(英「モーニングポスト」ノ所見トシテ「メッ	公式会談ヲ直チニ進行セシムル運ヒニ至リ難キ実情ト推察
サジロ」ニ載セラレタル所ト符合ス)	セラルル処我カ全権一行ノ出立期モ本月末ニ迫レルコトニ
仏、伊間ノ予備交渉ハ仏政変ノ為其ノ後進捗ヲ見ス新聞	モアリ一日モ速カニ比率ニ付テノ我カ要求ニ対スル英米
紙上互ニ自論ヲ主張シ譲ラサルカ如キモ内情ハ然ラス当	両国側ノ大体ノ意見ヲ知リ会議ニ対スル我カ方針ノ決定ニ
事者間特ニ海軍間ニハ相当ノ理解アリ孰レモ大勢力ノ保	資スルコトト致度キニ付貴官ハ成ル可ク最近ノ機会ニ於テ
持ハ経済上之ヲ許ササルヲ以テ何トカ協定ヲ見ルモノト	「マ」首相ニ面会ノ上非公式会談ノ開催ニ付打合セヲナス
思考スト	ト共ニ在米大使宛往電第三三五号後半ノ趣旨ヲ以テ比率問

3 会議招請及び非公式交渉関係

尚倫敦会議ニ於ケル伊国全権ハ未タ決定セラレサルモ本官

、得タル情報ニ依レハ現司法大臣「ロ

ッ

٦ L

ハ予テヨリ軍

題ニ付懇談ヲ遂ケラレ度ク右ノ機会ニ於テ過般寿府ニ於ケ

273

ル会談ノ際首相ヨリ日本ノ比率要求ハ大型巡洋艦ニ重キヲ

内ニテ世界平和ニー層貢献シ得ヘシト述ヘタ

y

英ニ転電シ、 英ヲシテ仏ニ転電セシム

200 昭和4年11月13日 幣原外務大臣宛在米国出淵大使上 、 (電報)

比率問題などに関する国務長官への回答要旨

回示方禀請について

本 ワ シ ント 省 V 11 11 月13日後着

> ウズ」大使トノ会談ノ際引用セラルルコトト存スルニ付統 一ヲ保ツ為英文ニテ電報アリタシ ル右回答内容ハ倫敦ニ於ケル松平大使ト ニ覚書全般ニ亘リ明確ナル回答ヲ為スコト必要ト思考セラ 「マ」首相及「ド

> > 272

成ルヘク詳細ニ御回示相成度シ 尚右回答ニ関連シ本使ヨリ特ニロ頭ニテ説明スヘキ事項 ハ

英ニ転電シ、 英ヨリ仏、 伊ニ転電セ Ŷ Д

昭和4年11月13日 幣原外務大王宛(電報)在イタリア吉沢臨時代理大使より

本 204 昭和4年11月11日 204 昭和4年11月11日 204 昭和4年11月11日 本 204 昭和4年11月11日 204 昭和4年11月11日 本 本	203 昭和4年11月13日 幣原外務大臣より 第三六五号 極秘 第三六五号 極秘 第三六五号 極秘 第三六五号 極秘 第三六五号 極秘 第三六五号 極秘 第三六五号 極秘 第三六五号 極秘 第三六五号 極秘 第三六五号 極秘 末次ク多トスル所ナリト電二八三号ニ関シ 度ニ関シ重ネテ 報読フル務長官ト面会ノ上比率問 度ニ関シ(何等カノ誤解ヲ抱クカ如キ情勢アルニ顧三族テモ割 (マ)首相ニ対シ海軍協定ノルお果英国海外領殊ニ豪州ニ於テオカ国ノ能 大型巡洋艦ノ保有量日英両国間ニ ニ満足スルモノニシテ七割比率ノ要求ハブヲ容易ナラシムル ホ次第ナルコトヲ説明シ本来我カ国トシテハ劣勢ノ海軍力 ニ満足スルモノニシテ七割比率ノ要求ハ英米ニ対シ何等者 の容易ナランムルニ至リタ ルン次第ナルコトヲ説明シ本来我カ国トシテハ劣勢ノ海軍力
米、仏、伊ニ転電アリ度シ	側ニ於テ何等不安ノ念ヲ抱ク点アルニ於テハ我カ国トシテキコトハ之ヲ確言シテ憚ラサル所ナリ然カレトモ万一英国
本電内容在米大使ヨリ国務長官へ内話ノ筈」方向ニ導ク様御留意アリ度シ	テ英帝国海外領土ニ対シ政治上ノ野望ヲ抱クカ如キモノ無ヲ想像スルコト不可能ナルハ勿論我カ国民中誰レ一人トシ
張ナルカ故ニ今後	国民ノ信念ト化シ居リ両国間ニ戦端ヲ開カルルカ如キ場合
挙ケンコトハ比率問題ト並ンテ我カ国ノ最モ重キ	ニ出ツルモノナリ又日英両国間ノ友誼ハ伝統的ニ我
ヲ誘ハレタシ、将タ又各国保有噸数ヲ一律ニ低下シ軍縮ノリ進ンテ之ヲ指摘スルコトナク先ツ英首相ヨリノ意見開示	スルモノニアラス我カ回答中特ニ不戦条約ニ言及セルハ此ル意味ノ国防及通商路ノ保護ニ在リテ何等侵略的意図ヲ蔵
斯クノ如キ英国側ノ不安ヲ除クヘキ具体案ニ付テハ我方ヨ	ト云フヘク本来我カ国カ七割比率ヲ要求スル所以ハ厳格ナ
カル協定案ヲ考量スルノ意向ナルニ付右御含アリタシ尤モ	ノコトナラハ右ハ全ク根拠ナキ
求ニ対スル同意ヲ容易ナ	「マ」首相ノ率直ナル回答ヲ求メラレ度ク若シ斯カ
依リ英国並ニ其ノ海外領ノ不安ヲ除キ以テ我海軍力比率ノ党ノ主張ニ反スルモノニ非スト察セラレ若シ此種ノ協定ニ	求ノ承認ヲ困難トセラルル事情ニテモ存スル次第ナルヤヲ安ヲ抱キ之ニ対シ異論アリ為メニ英国当局ニ於テモ我カ要
/ 三長ニススレモ/ ニドスト家 ニラノ苦/ 七重/ 功三	回二二十八是帝(一)帝(二)王国自司:《二)王戈刀

側ニ対シ脅威ヲ感セシムルモノトハ夢想タモセサリシ次第

々

ヲ打明ケ或ハ英国海外領殊ニ豪州方面ニ於テ我カ態度ニ不

判条約等連盟規約若クハ不戦条約ノ精神ニ基ク協定ハ労働

ノ保障条約等ノ締結ニハ反対アルヘキモ調停条約仲裁裁

アリ度シ尚ホ労働党ノ主張トシテ政治的色彩ヲ帯ヒ易キ個 点ニ付何等考案モアラハ承知シ度旨申入レ其ノ回答振回 ルコトヲ躊躇スルモノニアラサルカ故ニ若シ首相ニ於テ此 ハ之ヲ一掃スルカ為メ適当ナル保障ヲ与フル方法ヲ考究ス

電

274

府発貴電第三号)実ハ我カ国ト シ困難ナル立場ニ陥ルヘシト 巡洋艦保有量著シク近接シ英国政府ハ此点ニ於テ輿論ニ対 措キ米国ノ保有量ヲ標準トスルモノナル結果日英間ノ大型

ノ趣旨ヲ述ヘラレタル処(寿 シテハ我カ七割比率カ英国

3 会議招請及び非公式交渉関係

275

第四一八 号

見合 分ハ香港、 内閣時代ニ大ニ事態 党内閣ハ該根拠地工事ヲ停止スヘキコ ν 議ノ決定ハ新嘉坡海軍根拠地問題ニ影響ヲ及ホスヤ 十三日海軍大臣 米ニ転電 矛盾セサ 針ハ各自治領 ローダウン」)停止スヘキ サル 寄付ニ依ル セ会議ノ結果ヲ俟ツニ決定セル旨並ニ一九二五 ニ付政府、目下施行中 $\tilde{\boldsymbol{v}}$ N 仏伊 ヘシト 馬来連邦 コトヲ述ヘタ ニ通知セラレ自治領各政 = ハ下院ニ於 郵送 信スル旨答弁 ノ変化ヲ来シタ ス モノ ł N ケ カ更ニ他ノ質問ニ答ヘテ右方 ジーランド」 ノ工事ハ凡テ之ヲ遅ラ ル質問ニ対シ来 ハ凡テ停 セ IJ N コト トニ決定シタ 府 止シ新規工事 ノ差当リ ・及ヒ右経費ノ半 海峡植民地ヨリ ル ヘキ ノ見解ト 立年労働 ルモ前 モ計 · 海軍 ~ セ 、之ヲ 「「ス 5 슾

205 昭 和4 年 一 11 月 (14) H 幣原外務大臣宛在米国出淵大使 (電報) J

覚書手交及び右に関する同長官との会談につ スティ ムソン国務長官より比率問題に関する

別 電 +一月十四日着在米国出淵大使より幣原外 い

Ť

付 記 +比率問題に関する国務長官覚書並びに仮訳 務大臣宛第四二〇号 一月十五日付古賀海軍省副官覚

276

国務長官覚書に対する意見

本 ワ シ ン ト 省 ~ 11 月 14

日前着

十二日国務長官ノ求メニ依リ往訪軍縮問題ニ 第四一九号(極秘) 関シ会談 1 結

果左ノ

通

☆先ッ長官ヨリ過般来貴大使ヨリ 解シ居 比率就中米国ノ保有スヘキ大型巡洋艦ニ対ス 上代リニ認メタ 特ニ申上度キ事 ルカ 分一己ノ 張ハ如何ニモ困難ナル問題ニテ遂今日迄回答遷延シ居タ 堅苦シク テートメント ル次第ナルカト言訳シタル上本日 右ニ対シ説明ヲナスニ先立チ万一ノ誤解ヲ避ク N 点ア 、ナル事 考ヲ率直ニ開陳シタル一ノ ÿ 」 ヲ差上ク ル ふ ふ ኑ 免レサ 物事 モノニテ今後会談 セ ハ何時タ ハ之ヲ書付ニ認メル場合ニ ル次第ナリ ル積リニテ此処ニ用意シ置キタ y (再三申 トモ喜テ訂正スル覚悟ナ ハ会談ノ基礎 ノ結果自分ニ於テ誤 此 「テンタティブ、 出 ノ覚書ハ ヨラレ ル タ ホ 七割 ኑ N シノ ハ自然 ・シテ自 補 ル為 1 助 П ス 主 艦

口次ニ長官ハ右覚書 ヵ 如 告 ν ロセラル ハ 其 キコト無キ様特ニ御配慮ヲ得タシト念ヲ押シ 1 ル場合ニハ辞句ノ末ニ於テ無益ノ誤解ヲ惹起 点ヲ特ニ諒解セラレ本日ノ会談ヲ貴国政 (全文別電第四二〇号ノ通)ヲ手 ル タ 府 IJ Ξ Ξ 報 ス

第ニテ漫然実際的ノ事情ニ依リ協定ヲ遂ケ 軍縮ニ関シ協定ヲナス以上何等カ 切ト思考スル旨ヲ繰返シ述ヘタルニ付之ニ対シ本 成可ク避ク ツツ要処要処ニ付敷衍説明シ先ツ第一ニ比率ナ ル コト ŀ シ実際的ニ解決ノ途ヲ計 ヘシト思考ス米国側ニ於テ ノ標準ヲ必要ト シト ル ス Э ルモ容 一使ヨリ ト 最 適 言葉 ス ル 主 次 $\dot{\boldsymbol{v}}$ 25

巨次テ長官ヨリ日 易ニ其 張セラ 題ノ歴史ニ徴シ其 ト応酬シ置ケリ ル ノ目的ヲ達シ得サル ル ーパ 1本側 リテ ノ態度ノ変更ト認メ ニ於テ七割ヲ主張 1 モ実ハ比率ニ外ナラサ ル ニセラル ノ外 ナ N , 7 ハ

モ 一人ト 所ナリ自分 度ヲ変更セルモ 助艦ニ関シ飽迄七割ヲ主張セラル 感想ヲ最モ良ク承知シ居ルモ 重 換言スレ 利 右ニ対シ 豪州等ノ 騰スルニ至ルヘク独リ比島ノミナラス本国ヨリ 面ニ於ケ 近迄比律賓総督タリ 1 ーー「セキ 1 ナル シ 、本使ヨ ~ル米国 カ今長官 テ参与シ 英領諸島ニ於テ必ス問題起ル ハ Η ハ予テ ーユウリ 本 ノナ [人ハ頗ル不安ニ感シ必ス種々ナル議論沸 リ本日長官ヨリ日本ノ ハ タ 审 六 ノ述ヘラレタ テ 上ケ 1 割 ル関係上或ル程度迄ノ知識ヲ有ス リトノ御話ヲ承ル シ関係上防備問題 」ヲ得ラレ 1 、比率ト タル通リ華府会議当時) N ·防備 ナ タル 加藤全権ノ陳述ナ ルコトヲ知ラ ル カ日本ニ於テ若シ補 ノ現状維持 、七割要求 ;次第ナリ ニ関ス ハ真ニ意外ト ヘシト語レ ル うい随員 に其 、隔絶 米国人) 自 分 ハ比島方 二依 IJ N ス い最 IJ 1 セ モ ル 1 ル 態 1 ル

同意シタ ナリ タ ル ij 1 Ξ ナ ラ ^ス別ニ 太平洋防備協定 Ξ 依 ŋ 頗 ル 右

3 会議招請及び非公式交渉関係

於テ新ニ斯

N

主張ヲ固執セラル

ル

ハ会議

ノ円満

ナ

N

進

É

I本側

軍

-縮問

N

 \sim

シ

行ヲ期ス

N

ニ非サ

N

へシ

トテ華府会議ニ於

加藤全権

主義上米国側

ノ提案ニ同意シ

述へ

依

'n ノニ 陳述

明

ナ

ý

É

奉

ハ当時事実上補助艦ニ関

Ŷ

テ

モ 1 =

六

割

ヲ Ξ N

唯会議 カ会議

1

円満ナル進行ニ貢献

スル

為難キヲ忍

Ē

テ主力艦

モ

非 カ

スシテ他

ノ艦種ニモ適用アル

コト当時

記 対

録

ノ当初ヨリ

七割ヲ主張シ居リタル

コ Ξ Ի

Ի

ハ

明瞭

デナリ

ラ援用

シ五五三ノ比率ハ

独リ主力艦

1 ケ

Ę N

ス

Ξ 1

テ六 ハ

割

ノ比率ヲ其

ノ儘是認

シタ

ル タ

次第 ルコ

ハ ヲ

7

ラ

ス タ

H ル

本 趷

タ

問題ナリ 認メラル 努 ム 分 断 7 カ 米国ハ serious reduction ヲ希望スル旨言明セラレ $\hat{\boldsymbol{v}}$ ス ム ケ 隻ヲ議論 英国ヲ説キ補助艦総噸数就中大型巡洋艦ノ数ヲ減少 N N 、拡張ヲ 飽迄協調スへ ヲ望ム旨申述へ置キタル E IJ 行七 ヲ N 米国カ英国ト ル ル ル必要ナキ へ シ IJ 以 モノ コトヲ得ラル ル 長官ニ対シ保有総噸数殊ニ大型巡洋艦ニ於テ ラ テ米国 モ ミン居ラル 白本 、要スル ・ナスモ ト認 N \mathbf{F} 1 ル ナ ハ思考スルモ) 「ニ於テ此 -ノ主張スル メラル ル 於テハ キ Ξ I ニ比率問題ト比率ニ達ス 1 ノ間ニ大型巡洋艦ニ付二十一隻乃至十八 1 ナリ ナラス英米側 ル ŀ N コト ト申ス迄モナシ ニ於テハ日本ハ同艦種ノ ヲ ヘク日本カ軍縮会議ヲ控 第ト 日 Ի ノ上トモ極力英国 - ハ英国ト 本ニ 所ハ総体的勢力ニ於 観方ニ依リテハ拡張ヲ ノ御意見ハ甚タ カ若シ米国ニシテ此 諒 於 解 テ ノ真実ナル軍縮遂行 セ ラ モ 1 出来得 均勢維持上 昨夜大統領 ν タ N ヨヲ引摺 /当ラサ 2 迄ノ Ի ル / 噸数ヲ増 1へ 乍ラ軍備 限 切言シ ケ 、主張セラ 一相当理由 「ノ演説 リ軍 建 N 1 IJ ル 上下 縮 造 七 モ タル 三対 縮 置 割 1 セ 切 小 ハ \bar{v} 別 加 モ ヲ Ի 中 T 丰 -ナ

田長官ハ今日米国ニ於テ大統領始メ熱心ニ 付却テ拡張ノ結果ト ニ臨 米国同様「セキユウ Ξ 日 スト応酬シ置 ハ真実ニ海軍ヲ縮小セ IJ 本 Η ・ノ同情ヲ得幸ニ感 ムニ当リ 本ハ 真実ニ軍縮ヲ希望シ居 ť + **]**割 ヲ タ j) 、主張 ナルニ非サル ij シ居 ムコ チ 1 セ ラル 亡ノ ŀ N 次第ナル ニアリ /問題ニ帰: N ヤト述 ニ於テ N 次第ニ Ĺ カ日 ノ点ニ付テ $\overline{}$ ハ 希望シ居 着 テ現 「本カ軍 大型巡洋艦 タルニ付本使 ス ル Ξ Ξ 屢 縮 5 外 N 終始 会議 I R ナ ኑ 自 Ξ

会議招請及び非公式交渉関係

3

相違アル 基クモ 各方面 玉 タ IJ ル ル当惑シタ ルルヤ其 リ淡白ニ - ニ関 タル国情食糧原料等ノ自給自足不可能ナル 日本ニ於テ七割ヲ主張スル ハ斯クスル N ニ付本使ヨリ右ニ付 1 Ξ 米国 長官ニ 通商商路ヲ有シ居ル シ不安ヲ感スル ナ 1 ĩ 'n 理由ヲ承リ得 ニ非サレ 態度ヲ示シ カ カ英国ニ対 一伺ヒ度キ 右ニ関シ進ム ハ 米国 民 ヘキヤ カ為ナリト逃ケタ 米国カ英国ニ対シ均勢ヲ主張 シ何故ニ絶対的均勢ヲ主張セ ハ国情及天然資源ニ於テ著 テハ屢々御話シタ コト其 根本的動機 テ議論スルニ先立チ本使 - ト反問シタ ハ其 ハノ他種 1 気取 ハル処長官 セキ N N R (通日本 、ニ付本使 ナ コト ij -ユウ ív モ 事 並 直 ý 情 世 に頗 2 ハ サ 島 ス ラキ . 界 ラス ヨチ E -

シ太平洋防備現状維持ニ関スル提議ヲナシ関係国ノ 型巡洋艦ヲ必要トスル事ヲ他日ニ留保シ又仏国全権 本ニ於テ今般補助艦ニ付七割ヲ主張スルハ華盛頓 チ英国全権ハ補助艦ニ関シ大体米国原案ノ比率 実完全ニ同意成立シ居ラサリ 意味合ヲ表明スル ル限リ米国案ニ絶対ニ反対 三至リ英米間 ニ依リ日本ハ補助艦 . ヘ ク . コ ト 諒解シ居ラルルカ如キモ斯 ムシタル Ξ テ防備現状維持 ノ比率ヲ承諾 ーアラ 右両者カ二重 ハ当時ノ記録ニ依リ明瞭ニ諒解 二過 、日本ハ両者ヲ併セ ニ大体話合付キタ ーキサ ト共ニ英国ノ国情上多数 ス ルト同 ニ付テモ六割ノ比率 ル次第ナリ又長官 = ハ六割ヲ受諾 日 本 ハシタ 時 シ補助艦比率問 1 ニ右承諾 京ル協定ヲ ル次第 タ y セキ ス N モ N 為 1 ユ ŀ セ ハ 加藤 同 関 . 認 ラ ナ ヲ IJ ブ小 = 1 ハ 不 付 連 題 補 ニル 2 受 チ 意 7 シ 得 我全権ハ関係各国ニシテ補助艦ニ関 上 会議 盛頓会議以後ニ於ケ テスレハ大体ノ 助艦割当ニ関 意 タ ル 東成立シ居リタル 実ナリ貴長官ハ英米ノ関スル限リ巡洋艦ニ関シ均勢 ヘキニ付更ニ研究シ置ク ハ所謂均勢ナルモ 一本日 N |味合ヲ述ヘタ 態度変更ニアラサルコト特ニ念頭ニ置カレ度 モ ニ長官 1 ルニ於テハ米国側ノ提議 ノ前提ト ノナル 「御話シタ ノミナラス現ニ い 実ハ今般初メテ軍縮問題ヲ研究シタ シ シ何等協定ヲ見ルニ至ラサリシ事周 ,諒解 ĩ テ英米間 リト記憶ス兎ニ角華盛頓会議ニ於 事柄ニ付テハ多少調 1 カ如ク語ラレタ ハアリ N ニ付適確ナル約束ナカリ 英米ノ関係ニ徴シ歴然 · ヘシ ト Ξ N 昨夜大統領ハ タルニモセヨ 「パ モノニシテ断シテ日本政 ヲ考慮スル 語 IJ チ ル V 1 マシ何等 モ自 IJ 査洩

/ ニ 吝

ナラス ノ協定

テ

ハ ト -

補 1 達

知

ノ事

カ

 ν

1

点

モ

7

N

ル関係

(シト述

 \sim

278

府

従テ其

1

ハ

漸

日ク最近

張ス

ル場合ニテ右七割

ハ前ニモ申シタル通リ華盛頓会議

ル主力艦問題ハ之ヲ切放シ其ノ未解決ナル

補助艦

一二付主 解決

四長官

ハ日

「本ニ於テ当初ヨ

リ七割ヲ主張セラレ居ル

Ξ

ኑ

ハ

御話ノ

、 通 ト

シテ七割主張ノ論拠ヲ承リ度シト論鋒ヲ転

Ŷ

会議

三於

テ

右

Ξ

関

ス

N

比率纏ラサリ

ッシニ 鑑

3

既

Ξ

セ

Ի

-ヲ 高

唱

「セラレ

Я

ij

1 公開

成

立 1 8

シ

Ø

ル

Ξ

席 N Э 題

Ë

一倫敦

モ ŀ ŀ

1

7

- 実際問

シ

テ

ý

、華

分

パノ見ル

「所ヲ以

アノ約

ラル

Η

助艦

三関

ス

同意スル

 \hat{v}

即

諾シタ 全権

ル

パモノ

٢

1

陳

述

タル事実ナキ

イ」ヲ 帯条件 ヲ得タ

、保障ス

ル

ル次第

=

ŀ

· 称ス

=

関シ大体六割

Ξ

=

於テモ当初

ヨリ

>主張

シタ

承不承同意ヲ表

数ヲ減小シ度キ意向ナリト語レリ
数ヲ減小シ度キ意向ナリト語レリ

出右会談 別ルルニ臨ミ長官ヨリ米国ノ当惑シ居ルハ日本ヨリ 付ニヨリ遠慮無ク所見ヲ述フヘシトノ前提ノ下ニ行 カ ヲ 国側ニテハ若シ日本カ比率問題ヲ前提トセス何々艦ハ之 シ米国ノ保有量ニ対スル七割ヲ主張セラル ナル抜差シナラヌ比率ヲ提議セラレ而モ大型巡洋艦ニ対 覚悟ナルニ付他ノ点特ニ含置カレ度シ尚本日ノ覚書ノ性 タルモノニシテ可成リノ議論ヲモ戦ハシタル次第ナル処 保 実際問題ニ付申出テラルルニ於テハ充分考慮ヲ加 有 $\ddot{\mathcal{Y}}$ ハ約一時間ニ亘リタルカ双方共ニ本日ハ当座 度 シト カ何々艦種ハ 是非共何隻ヲ必要トス ル点ニ在リ米 、七割 N 7 一ノ思 ハ N ŀ ν

> 本電別電ト ラレタシト繰返シ説明シ尚自分ハ明日ヨリ 質ニ付テハ会談ノ始ニ特ニ申上ケタル通ナリ又米国政府 ヲ得タル ハ飽迄日本ト協調シタキ精神ヲ有スルコト ハ日本ノ協調的態度ヲ深ク感謝シ居リ今回ノ会議ニ付テ ニ付次回 共ニ英ニ転電シ英ヨリ仏、 ノ会談ハ来週始ト致度 伊ニ転電セン シト述ヘタリ 数日間 ハ充分諒解 ラ休 Д 睱 セ 280

(別 電)

No. 420

Aide-mémoire

as the type armed with 8- inch guns. of 5-3 but 10-7 and you have suggested that Japan classes to be dealt with You have asked me for to the proposed ratio for Japan in in the cruiser class particularly at the London Conference, an expression of my policy desires the ratio not several as ಕ

You will realize that one of the great difficulties of the Conference will come in the desires of France and Italy to keep same ratios with each other and it may well be said(?) that the word "ratio" will be

an unfortunate word in the London Conference. It may be possible that the eventual settlement will be made as a result of actual conditions in ships rather than ratios.

our with for stating final positions. understand problems and wishes, sentatives forward to the positions on the topics that are to matters and hope to go to the Conference with no fixed that light you will understand my answer. have reduction which delegation both at Geneva and Washington. great frankness and not guardedly as if I not reached final opinions on Conference đ also I am speaking what is get a personal meetings with your reprethe Japanese delegation afforded and recall the effective support knowledge of come up. your in my particular You I look mind were will In

I do not believe that a change in the attitude of the Japanese Government on its ratio in the cruiser class increasing it to 10-7 is likely to be conducive

to the success of the Conference. I desire to state quite frankly and at some length my reasons for my belief.

tive and craft carriers but also all If and the United States was that a building United States should agree that their end the competition was that Great Britain and the formula which was proposed by limit naval armament in order to remove Government will find that the original formula proposed result in satisfactory naval strength in Japanese waters. to build would be gone. The formula between be equal, the theory being that inasmuch as future The you will refer to of specifically Washington Conference was an attempt one nation to build against another. could not covered covered change that equality, the incentive the record of the not only auxiliary combatant cruisers, capital ships and that Conference ratio of 5-3 destroyers, Conference fleets the by should craft, incen-Japan would The and airthis you ಕ đ

submarines. This proposition was accepted on behalf of Japan by Baron Kato.

He said : "Gladly accepting therefore the proposal in principle Japan is ready to proceed with determination to a sweeping reduction in her naval armament."

for conclusively that she had never in view preparation or the British Empire. lishment had any And offensive war." again he said : "Japan intention of claiming to have equal to that of Her existing plan will show either the has never United a naval estabclaimed States nor

result gave Japan a naval position in the East which waters within a large radius from Japan. maintain the status quo to military stations in Pacific Great by Article 19 am Later the position of emphasizing Britain and of the at the moment is that the the Treaty Japan was United States undertook under which greatly solidified The point Japan, net to

> more than adequately protected her interests without any increase in the 5-5-3 formula. Under these circumstances it would seem that to increase Japan's ratio to 10-10-7, would in view of these restrictions on American and British defenses in Eastern Waters, tend to increase her strength beyond that which is necessary for defensive purposes.

> > 282

agreement as agreement as to bases is dependent on statement of naval policy attending their utterance, the Washington Conference, in view of the circumstances Therefore I had considered that I statements made ಕ bases, on in as a largely dependent behalf the same considered and of way should it. Japan that on at accept final the the the

After the Washington Conference, it is true, there was substantial building in the cruiser and submarine classes by various nations, and the race for armament seemed again to be forcing a needless and dangerous financial burden on the nations.

To attempt to deal with that situation the Geneva Conference was called, and if you will refer to the invitations to that Conference you will remember that it was called in an attempt to carry on the principles laid down at Washington.

was desired a large nations class, and to put that limit down as position that she desired to limit the tonnage in each States, and in that Conference Japan always took the difficulties The Geneva Conference failed largely not willing to accede would between agree. number of cruisers; the United States Great At that time Britain and the Great low because as Britain United other of

or the Japanese position, feeling that it which help to discuss such questions when the MacDonald communications Recently we have entered into the communications you know about with Great Britain. we have and 'n not discussed the Japanese our conferences with representawould not In Mr. those ratio

> tives of Japan were not present, therefore what I am now saying to you is in no wise a statement of the British position, nor am I informed whether or not the British agree with what I am saying.

The general range of our discussions with the British has been as follows:

had, felt that, if submarines were not to be either Japan or France and Italy would so agree. We the submarine entirely. found that both of us would be tonnage, probably above any ratio of 5-5-3 idea as to submarines although we knew that Japan expected that Japan were willing to limit the building of them, and we We built and building, a very substantial submarine considered the submarine category together and would probably have We felt doubt as to willing to abolished we the abandon whether same

When we came to discuss the destroyer class we found that the United States was at the moment possessed of a large number of destroyers built for

glad as practicable, and we talked of a limitation, between class with Great Britain and feel that we should be the purpose of the last war. We have discussed this 150,000 and to put the limit of this 200,000 tons destroyer class as low

284

mise sary a matter which could safely accord with our historic naval views. We 5 should make tal ship replacements but suggested that, all Great Britain did not take any final position as to capipointed out, would mean a large saving in money. a minimum of replacements other than those necesgestion was that there should be no replacements or Conference battleship In respect to capital ships, the accord with this last ಕ Great Britain work out in 1936 the perhaps some to consider it and feel that 25,000 tons. We are not inclined replacements in a smaller type suggestion as it is be 5-5-3 left United States' ratio. to the London have That, out nations ij sugproof of as is

tons Omaha class (7,000 ton 6-Great Britain suggested should consist fleet as greater age and inferior gun calibre of the measurement which would make due some method of providing a common yardstick for would be old. Suggestions were mede between us inch gun cruisers, a year until 1936, making a total of 14 replacements. with replacement program of, say, two cruisers with about 50 units with tonnage of about 340,000 finally made suggestion that they would be satisfied and lower tonnage than they asked at Geneva. They effort was to persuade Great Britain to be satisfied 192,000 tons smaller 6- inch cruisers, many of which That would make the 1936 cruiser status with what we regarded as small number of When we came to more difficult cruiser class in 1936 (this is about their compared with American cruiser fleet which, total of 146,000 tons, and inch); 18 of 10,000 present strength), of allowance for 10 fifteen 8of British about units our our oo 1 of മ

were ing gun type to make up for the disparity in displacing should have at least 21 of the 10,000 ton 8-inch ers gun cruisers to accomplish parity with Great Britain inch situation the matter has been left. the matter safely tonnage. When we reached this point we thought we under such terms as we might agree on as constituton total cruiser equality. United States naval advisclass and a further number of smaller near enough agreement with Britain the other hand felt that the United to the conference, and in ರ 6-inch States leave that

(右訳文)

比率問題ニ関スル米国務長官覚書(仮訳)

使ニ手交) (昭和四年十一月十二日「スチムソン」 長官出淵 大

会議招請及び非公式交渉関係

巡洋艦殊ニ八 吋砲装備ノ艦船ニ付五―三ノ比率ニ非スシテ 要求比率ニ付予ノ政策ヲ表明 ----0 官 ハ倫敦会議ニ於テ取扱 ÷ ノ比率ヲ希望スル旨ヲ申述ヘラ ハル セ $\boldsymbol{\mathcal{V}}$ \sim キ数艦 Э トヲ求 $\hat{\nu}$ 種ニ タ メラレ 関 IJ ス 且. 日 ル日 奉 本 ふ 1

種

ニ於テ一〇-

七二

増率

セ ラレ

タ

ルコト

ハ恐ラク会議ノ成

功ニ発スル

所ナカ

所信ノ理由ヲ

陳 述セ ルヘシト

シト

欲ス 信ス予ハ

3

恰カモ最終的意見ヲ述ヘントスルカノ如キ慎重ナル言葉使 題並欲求ヲ知ランカ為貴国代表諸氏ト親シク会合センコト 接シ居ラス且会議ニ上ルコトアル 能ナルヤモ知レス予ハ未タ会議ノ事項ニ関シ最終的意見 予ハ日本政府カ其 中ニ蔵スルモノヲ極メテ率直ニ陳述シツツアルモノニシ 於テ貴官ハ予ノ回答ヲ良解セラルヘシ貴官ハ又予カ予ノ胸 ヘラレタル縮少ニ対スル有効ナル支持ヲ回想ス此ノ意味ニ ヲ鶴首ス又予ハ寿府及華府ニ於テ日本代表カ米国代表ニ与 ル見解ヲ持セスシテ会議ニ臨マント欲ス予ハ貴国ノ特殊問 ロ艦船ノ現実状態ノ結果トシテ究局的解決ヲ遂クル カ ス 貴官モ御察知ノ通今次会議ノ最大難関ノーハ仏伊両国カ其 ヒヲナスモノニ非サルコトヲ了 1 ラサル文字ト云フコトヲ得ヘシ或ハ比率ニ依ラス ヘク従テ倫敦会議ニ於テハ「比率」ナル文字ハ甚タ面白 相互ノ間ニ於テ同一比率ヲ保持セント希望スル ノ比率ニ 関スル 解セラル 態度ヲ変更セラ ヘキ問題ニ付何等確定セ **ヘ**シ v コ ト シテ寧 巡洋 コト = 存 テ = 可 艦

285

率直ニ且稍詳細ニ右予

包含 原提案ハ テ同 サ ル 分 本 ハ 式 キ キ ~ ル 所 キコ テ ŀ サ 2 競 府 誘 ~ シ 会議 英国 ナ $\overline{\mathbf{v}}$ ル海軍 Ň 米国 争阻 会議 因ヲ除去セ ý 特 カ ٢ 、右提議、 主力艦及航空母艦ノミナラス 一及米国 = 1 正 ノ記録ヲ参照セラル 故 Ξ ハ 一巡洋艦、 平力ヲ日本 7 或 1 = ノ目的ヲ以テ同会議 訚 建造ノ誘因 リ即チ将来ノ N ノ方式 5 ンカ為海軍軍備ヲ制限 -----加藤男爵カ日本 其 Ξ 駆逐艦及潜水艦ヲ包含 -ニ 与 いと艦隊 ヲシテ他国ニ対シ 六五 ラ 万 、ヘシト /建造 はヲ均勢タ 除去セラル ー三ノ比率 ル ルニ於 三依 シ - 為ス ヲ代表シテ受諾 右 デハ 均勢 ラシ IJ 一切ノ ニアリ若 ハ日本近海 \sim テ セ テ 貴官ハ シト ラヲ変更ス 4 提 躗 ン セ N 議 ኑ 造 補助艦艇ヲ シ 굸 Э セ ス ヲ 米国 コ シ貴 ラレ 為 7 Ի N n セ ۲ 三於 試図 Ξ サ · ヲ 見 出 ラ 政 官 7 I 同 Ŗ シ ý 府 ν テ Ի -意 ル ナ Д シ充 タ モノ 日能ス方 IJ \sim

加藤男爵 明ノ大々 的削減ニ着手ス ハ 『故ニ 日本 ~ ル 右提案ヲ主義 1 、用意アリ ć Ê ኑ 一受諾 述 ヘラレ シ日本海 Ŗ IJ 軍 寅

未タ曽 1 同男爵ハ更ニ 、海軍ヲ ス N テ 1 · 有 七 攻撃戦争ノ準備ヲ企画 意思ヲ有シタ ンコト 『日本ハ未タ曽テ英国又ハ ヲ 、主張 ル I ኑ シタ -ナシ日本 2 N タ コトナク又之ヲ主張 ル Ξ ノ既定計 ኑ 米国ノ海軍 ナキヲ 画 前確 ハ 日本 ŀ · 均 勢 Ξ セ 立 ヵ ン

Þ

ス 制 Ο 果ハ ヲ ル ヲ ラ 其 1 / 現状維持 コト 充分保 ル ī v 限ニ鑑ミ日本ノ 中 ノ後日 極東ニ ノ嫌ア 七ニ増 ·心 ト Þ -ニアリ右 ジ即 護シ得 シテ長距離 本ノ地位ハ華府条約第十九 「加スル 一於テ五 N ;ヲ約定 チ $\hat{\gamma}$ 同条ニ依リ日本、 ヘキ以上 ノ事情ヨリ考フレ 勢力ヲ Ц |ー五ー三ノ比率ヲ増加 セリ予ノ茲ニ力説 ኑ ピノ行動 ハ 防禦 東部海洋ニ 1 範囲 、海軍力ヲ日本ニ ノ目的 内ニ在 英国及米国 い日本ノ 一於ケル ニ必要 セ 条ニ依リ $\boldsymbol{\nu}$ ル要塞及海軍根拠 セ ኑ (ナル 、比率ヲ 与 ス 此等英米防備 ス こ、太平洋・ ヘタ ^テ大ニ ト N -モ 其 点ハ 以 $\frac{1}{0}$ £ N = 此 確保 モ 1 Ë 増 ノナ 利 ノ結 日 加 本 1 ----益 地 セ

証

ス

へシ

ኑ

述

 \sim

ラ

 ν

タ

y

286

レタ Ξ カ海軍政策ニ依拠スルト 右陳述ノ為サレ 故ニ予ハ華府会議 関スル協定ニ依拠スル N モ レナリト タ ĩ 解スル = 当時ノ 於テ日本ヲ代表 モノ コト 同様ニ海軍政策カ主ト /事情ニ ナリ ヲ熟考ノ上最終的 鑑 い根拠 ムシテ為 地 サ Ξ ν 関 Ξ シ タ テ 陳 ス N 板 述セ ル 陳 協定 拠 述 ラ 地 ゝ

観 華府会議後各国ニ依リテ巡洋艦及潜 ラ呈 · 軍備 競争 セ IJ 六再 此 ノ事態ニ処センカ為寿府会議召集セラレ と各国民ニ危険ナル 水 財政的負担 艦 1 多大 ラ強フ 1 建 造 タ ル 行 N 1 ハ

 \mathcal{V}

Ħ 官 カ若シ貴官ニシ 的ヲ以テ召集セラレタルコト ハ右会議ハ華府ニ於テ規定セラレタ シテ英米間ノ難局ニ依リテ失敗セリ テ同会議招請 状ヲ参照 ・ヲ記憶セラル ル原則ヲ続行ス セ ラ N . ヘ ジ N ニ於 テ N ハ 貴 1

> カ ŀ

= セ

シ ハ吾人

,尚日本

カ既成及建造中ノ

モ ル

1 ノ意図

ヲ

Ŧ. ル

ーニノ

ハ

其ノ

建造ヲ制限

ス

、有ス

I

Ի

ヲ

明

IJ 得

其際英国

~

巡洋艦

ノ多数ヲ要求シ米国

ハ ヲ

之 = 、欲スル

同

意

ス

N 張

1 セ

造セラレ 駆逐艦種

タ

ル多数 討議

ノ駆逐艦ヲ有ス

ル

コ

Ի

· ヲ 注意

人

ろ 建

1

Ξ

当 リ

~ 吾人

ハ

米国

カ

世界大戦

1

E

的

1

為

英国ト

本艦種ヲ討議シ駆逐艦種ヲ実際上出

I 来 得

ル セ

限 IJ

IJ 吾

制限

ヘキ最低限度迄右制限

ヲ 1

低下

セ

 $\bar{\nu}$

I

Ի

旨主

=

ニ於テ日本

ふ

常

ニ各艦種

噸数ヲ制限シ他ノ諸国カ

合意シ ,同会議

タ

IJ

右制限 率 ヨ

ニ付テ

ハ

日

「本モ 大ナ

同

禄ノ

意

向ヲ

有

セ

サ コ 2 ヲ

N

 \sim

シ

期待 セ

2 モ 比

IJ

一恐ラク

遙

=

ル潜水艦ヲ

ィ有ス

ル 合

> ŀ Ŧ

ヲ I

承

知 ŀ

ñ

寿府会議

い主ト

푬 푬 ス 立. ν 列 Η 意 -7 最近吾人 心ナカリ 二場ニ非 本 入 入 ル ハ 席 マクド ナ セサ ハ 1 ヤ 1 潜 英国 ý 、地位ヲ討議 否 ポス又予ハ 小艦 Ŧ - ナルド 5 N + 故ニ今予 際右ノ 貴官御了 1 ヲ 知ラサ 1 -」氏ト 討議 = 英国 考慮ヲ ノ貴官ニ述ヘン 如キ問題ノ セ í 1 ル 知 一般 [カ予 コト ナ ノ会談ニ於テ吾人 1 加 ij 如ク英国ト 節 \sim ナシ蓋シ吾人 1 > 討議 双方共 言 範 囲 1 戚ヲナスモ ۲ ハ $\boldsymbol{\mathcal{V}}$ 次 -交渉 潜 ト ス ル所 1 ス 、日本 2 *4*0 N Ξ 益ナ 次決 日 入 1 所 -> 全廃ヲ 本 V -果シ IJ 2 ż ~ 1 テ英国 ,代表者 Ի 比 右 「率又 信 交渉 ナ テ 向 ス シ 意 並 ノ タノ 2

意 用 意 ス ル ヲ ヤ 有 ス = ル 付疑ヲ感 コト 種 -ヲ 明 セ IJ カ ハニシタ 又若シ潜水艦 ルカ日本又ハ仏伊カ右 小船 ニシテ 、全廃 ルセラ ニニ同 ν ス 1

約

シ

タ

ル

モ

右

ハ倫敦会議迄未解決

ノ儘

残

サ

N

ル

モ

差支ナ

丰

之三 艦 的 ヲ ナ 主力艦ニ関シ ス 小 ヲ交換セ 三依 記主張ヲナ 意味ス へ ク 限 スニ 議 同 ハ ノ代換ヲ行フニ止ムヘキ 吾人 意ス IJ 必要ナル代換以外ニ 十五万噸乃至二十万噸 若干ノ代換ヲナス へキ IJ N ノ海軍 ÷ ノ意 米国 サ ヲ指摘セリ ý 心ナシ 吾人 = シカ各国民 ン 関 ----ス 九三六年ニ 英国ハ主力艦代換ニ関 ル 、英国 歷 \sim ハ何等代換ヲ行 史的 シト提議セ . コ ト 1 ハニ万五千噸程度 間 見解ト · ヲ 提 議 於 テ 五 ニ右ヲ考慮 ニ於テ右制 · 合 致 ジ イ 右 IJ 1 Ŧ. ハ ス サ 限 セ ーニノ ハ 多大 サ \sim ゝ 1 2 N = > 何等最終 + 右最 小型 関 N カ コ ヲ 1 又 2 比 戭 節 意見 Ի 以 い最 後 率 ヲ テ 闘 約 1 Ի

Japan sweeping reduction is ready ಕ 謂ハレナキモノニシテ華府会議以後華府条約ニヨリ 武装等ニ於テモ革新的発達ヲナセル事実 艦ハ何等ノ拘束ヲ受ケスシテ今日ニ及ヘリ且其ノ艦型及 立ニ終リタル事項ニ関スル会話等ヲ引用スルコ ル事態ト ルコトモアルヘキヤニ想像セラルル所同会議ニ於テ不成 シテ之ヲ考察スルヲ至当ト 認 Д = 鑑 「ミ全ク Ի ハ全ク 補助 新 ナ

テ何等其ノ態度ヲ変更シタルコト モ同様ノ主張ヲナセシハ周知ノ事実ニシテ今日ニ至ル be proposed with regard to the tonnage fully weighed in the examination of the plan. With essential to its security. This requirement must be 会議ニ於テ帝国ハ replacement of the various classes of vessels. this requirement in view, a few must be provided with such armaments 繰返シ七割 ヲ主張シ又寿府会議ニ於テ ナシ modifications basis as will 尚同 are for 7

即チ Ի 述ヘタルモ、 Ħ will be universally 同時ニ左記ノ条件ヲ付シタル次第ナリ admitted that a nation

fore, in her naval armament proceed with determination to a 華府会議ニ於テ加藤全権ハ Gladly accepting, therethe proposal in principle,

準トシテハ予メ比率ニ依ルヲ必要且便宜 状ヲ按配スルコトニ何等異存ナキモ、夫ニ達スル迄ノ 察セラルル所最後ノ決定ハ貴方ノ云ハルル如ク各艦ノ ル テ テ英米両国カ保有量ノ実数関係ニ到達スルニ先チ「パ モ 1 貴) 方ニ於テハ比率ナル言葉ヲ避ケタキ意向ナル ー」ナル主義ヲ認メタ ト思考ス N ハ之ト同一ノ趣旨ニ トスルモノニシ カ 出 如ク テ 標 実 タリ

三、華府会議ニ於テハ補助艦ニ於テモ六割比率受諾

1

意

7

リタルコトヲ指摘シテ、

今日ノ七割主張ヲ排斥セントス

 (\cdot) 同 質問スルコトモー策ナル ス ハ 全然無関心ト云フ訳ニハ行カサル N 1時ニ稍機微ニ豆ルモ仏、 先方ノ考モ機会ヲ捕ヘテ聞キ置クノ必要アル 出淵大使へ返電起案資料 ヘシ 伊ノ保有量 ۳ 一一、一五) ヲ以テ仏、伊 ニ対シテモ 兰対 Ε \sim シ 本

Ի ス ル場合日本ノ保有量ニ対スル 米国 1 率直ナル 考フ

> 同問題ヲ未決ノ儘残シタ 英国トノ間ニ於テハ最早ヤ協定ニ近ツキタル ノ点ヲ会議迄未決トスルモ安全ナリト信シ且右事情 y モノニシテ右 ア下 = 288

付 記 数ヨリ少ク且低キモノト吾人ノ考フル点ニテ英国ヲ満足セ

ハ吾人ハ英国ヲ説服シ英国カ寿府ニ於テ要求セル隻数及噸 問題ナリト思惟ス一層困難ナル巡洋艦問題ノ討議ニ当リテ

シメント努力セリ英国ハ遂ニ一九三六年迄ニ毎年二隻宛総

計

スヘキコトヲ提議セリ右ハ英国ノ一九三六年ニ於ケ

、ル勢力

隻(是レ殆ント英国ノ現在勢力ナリ)ノ勢力ヲ以テ満足

〒四隻ノ代換ヲナス計画ニテ同年ニ於テ約三十四

一万噸五

昭和四年十一月十五 H 省 副 官

別紙案ヲ供覧セル処大臣ヨリ 一、米覚書電文ヲ見ルニ日本ノ主張ニ対シテハ頗ル重大ニ 考へ慎重ニ取扱ヒツツアルカ如シ我方ニ於テモ 左ノ申付ケアリ タ ý 慎重ニ 考

-, 慮シテ取扱フヲ可トスヘシ ナシ但シ左ノ意味ノコトヲ付ケ加ヘテ外務省ニ申入ル 別紙回電案ハ米覚書内容各条ニ対ス ル 「所見ト シテ異存 ル

(1) 様取計フコ 比率ナル言葉ヲ避ケ話ヲ進ムルコ ムルヲ得サルモノナルヲ以テ此ノ考ヲ捨ツル フ訳ニハアラサルモ各国保有量ハ相対ノ考ヲ離レテ定 ŀ Ի ニ強テ不同意ト ラ得サ ル 궄

共通ノ尺度ヲ作成スル方法ヲ講スヘシトノ提議アリタリ右

ク又劣勢ノ大砲ヲ有スル艦船多キヲ以テ之カ調節ヲ計 ナリ英国艦隊ヲ米国巡洋艦艦隊ニ比較シ英国側ニ老齢艦多 洋艦十九万二千噸(右ノ中多数ハ老齢艦ナリ)トナスモノ ヲ八吋砲巡洋艦十五隻総噸数十四万六千噸及小型六吋砲巡

ル為

米国艦隊ハ英国側ノ提議ニヨレハ「オマ

ハ」級(七千噸六

数量ノ問題ニ入ルコトニハ異存ナキコ コ ツルモノニアラス、 ۲ 勿論ニシテ亦我補助艦総括的七割ハ決シテ之ヲ捨 此ノ観念ヲ持チツツ同時ニ具体的 ኑ

こノ基準

右ト関連シ英米協定案ニ依ル英米保有量ヲ大体

洋艦ヲ有セサ

ñ

ヘカラスト信ス此ノ点ニ達シタル時吾人

、

(口)

ル

ナリ然レトモー方ニ於テ米国海軍顧問ハ米国ハ噸数ニ於

不平等ヲ調節スル為少クトモ二十一隻ノ一万噸八吋砲巡

シテ右ハ英米ノ巡洋艦勢力ヲ同等ナラシムルモ

ノト

・シテ吾

人カ合意シ得

ヘキ条件ノ下ニ

一英国ト

ノ均勢ヲ成就ス

N

モノ

ケ

付)十隻、一万噸八吋級十八隻及小型六吋砲巡洋艦数隻ニ

289

四、帝国カ補助艦ニ於テ最大海軍国ノ七割ヲ保有セントス

一ニ国家ノ自衛ノ見地ニ立チ国防ヲ全フス

ル

最

小

N

へ

ロンドン	
11月15日後発	

日英間非公式交渉の内容漏洩防止に対する配 慮方禀請につい τ

208 昭 和 4 *年11月15 日 幣原外務大臣宛 (電報)

米仏ニ転電セリ

十四日「ポスト」 リテイ」ニ非スシテ地中海ニ於ケル ハ 促進セシメ得ヘシト 国間ニ「パリテイ」ヲ受諾セシメ従テ五国会議ノ協定達成ヲ ヲ 驚クヘシト論ス 紛争ノ渦中ニ投セ 為仏国筋ヨリ出タ 馬巴里ニ於ケル反響ヲ掲載シ本件 リテイ」ニ対スル ルニアル処右英国 「ドラモンド 海軍軍縮ニ関スル仏伊間ノ目下ノ難関ハ仏カ一般的「パ 援助スヘキヲ約セントス 」ノ職権外ニシテ労働党政府カ両羅典国間 \mathbf{v} ノ被侵略国援助保障提議ハ右部分的「パ ルモノナル 仏国側ノ主張ヲ緩和スル (保守党系)ハ本件報道ニ対ス ノ趣旨ヲ掲ケ次テ十四日同紙巴里通信 ኑ ス N カ N モノニシテ其ノ結果ハ仏伊両 ヘキ処相互保障条約ノ如キ 如キ条約ノ締結ヲ考慮スル ハ輿論ニ探リヲスレンカ 伊国ト ニカア ノ均等ヲ主張ス ý ト N (寿府羅 ·報 ス ハ ハ 1

本演説ニ対シテハ右ノ外当局ノ平和論者ハ反動的傾向ヲ有 シ趣旨ニ於テハ賛成シ居ル旨伝ヘラル ル ヘキ モ先ツ考慮ヲ要スル コト い規約第十六条ハ 尚 米 別

対論ア 本案ニ関シ上院方面ニ於テハ大体ニ於テ其ノ実現如何ハ 国ノ援助ナクシテハ実施不可能ナルコト是ナリト論セリ Ի

Ŧ 補 限度 次声明セル所ナリ然ルニ這次提示セラレタ ヲ一掃シ平和保持 的軍備カ何等他国ヲ脅威ス 丰 ニシテ即チ相互ニ相侵サス且脅カサレザル ノ結果ニヨル英米ノ保有量ハ 帝国カ軍備制限ニ止マラス縮小ニ進ムヘシ :助艦ヲ整備シ今日ニ及ヘリ而テ此ノ最小限度ヲ下ル ハ国民ハ絶ヘス不安ヲ感 ト信スル所ニシテ此ノ七割維持ヲ目標トシ逐次 ノ目的ヲ達成スル基調ナリ ルモノニアラサル スルニ至ル 米大統領声明ノ主旨 ヘシ斯 い国民 N コト 英米間談合 ŀ 1 、ス 如 ロニモ反 キ守勢 ノ不安 ハ明白 ル ハ 屢 Ի

ヘシ シ稍大ニ過クト思考セラル ラハ帝国トシテハ若干ノ造艦ヲ余儀ナクセラルル ルモノニシテ若シ斯ノ 如ク Ξ 三至ル ナ

六、主力艦ニ関シテハ艦型ノ縮少艦齢延長ニ Ξ ŋ ~軍縮 ノ目

t 的ヲ実現スルヲ最モ妥当ナリト認 英米両国ハ潜水艦廃止ニ同意ナル旨ノ所元来潜 A 北艦 ハ

Ի

劣勢海軍国カ守勢的ニ国防ヲ完フスルニ極メテ重要ナ 要トスル 的環境ニ基キ比率ニ関係ナク一定量ヲ保有スル ハ言ヲ俟タス、 帝国ハ潜水艦ノ廃止ニ同意シ難ク又地理 ヲ絶対必 N

所ナリ

条ヲ修正シ従テ連盟ノ制裁ヲ弱ム

ル

コト

Ի

ナ

ル

 \sim

シ

Ի

ノ反

206 昭和4年11月(14) 日 幣原外務大臣宛(電報)在米国出淵大使より

テリ

に関する提案に対する各紙の論評について 大統領の演説中の軍備縮小及び海洋自由問題

本 ワシント $\boldsymbol{\nu}$ 省 11月14日後着

第四二二号

往

述へ居レル外紐育 示シタ 関スル大統領ノ提案ニ関シ多数新聞ハ各種ノ議論生スル ナラストハ言ヘス大統領ハ本問題解決方法考慮ノ 対スル挑戦的言葉ト解スヘシト述ヘタリ又海洋自由問題ニ ハ米国人ノ一斉ニ支持スル所ナリト ハ低キニ過クトハ為サスト シテ海軍ヲ縮小スヘク如何ニ切下ケ行ハルル 日ニ亘リ論評ヲ掲ケタ ムス」ハ右ハ大統領ノ誓約ナルト同時ニ他面他ノ諸国 電第四一五号大統領 ハ当然ナルモ此ノ種ノ議論アルカ故ニ同提案ノ意義重大 ル モノニシテ将来ニ亘リ充分考慮ノ価値アルヘシト ー ワ | N ノ演説 ・ルド」 カ其ノ大部分ハ米国ハ他国 ノ演説中ノ一項ヲ特ニ掲記シ右 ニ関シ各新聞 、本提案、連盟規約第十六 ノ趣旨ヲ述へ紐育 ~ モ米国トシテ 十二日及十三 出発点ヲ 三比例 -9 Ξ =

イ

第四二一号

207

昭

和

4 年 11

月 (15)

日

幣原外務大臣宛

(電報) より

国際連盟事務総長ドラモンドの地中海保障条

約提議などに関する報道について

本 р

省 $\boldsymbol{\mathcal{V}}$

11月15日後着

ンド

英ニ転電シ英ヨリ仏、

伊ニ郵送セ

シ

ム

IJ ス

称賛ヲ博シ居

V

ÿ

ル

向等モ夫々ノ見地ヨリ賛意ヲ表シ居リ

テ当国各方面

Ξ

十三日「ヘラルド」(労働党機関紙)

寿府通信ハ目下帰英ノ途ニアル連盟事務総長「ド

ラモンド

英外相ニ対シ地中海保障条約(Mediterranean Locarno)

カ Ξ

仏伊両国ニ対シ其ノ一方ヨリ

攻撃ヲ受クル場合被攻撃国

関スル提議ヲナスヘク右ハ「ロカル

2

条約ノ如ク英国

ハ

- フルニ付簿に送り見合サレンニトラ希望フネシ強ラやり主	至フハ奴 ノツサラコェ」 ーリフーナ」名々十五日 ラ
ンニナるコンク見合トンシュ、ウェ夏く告ノ食トンク英国政府ハ之ニ対シ会議ノ前ニ於テ回答スルコト困難	ー女、レル「~ ハトビニュー「、 リブ ニート・ 一 1 1 ニシテ仏国其ノ他ノ輿論カ之ニ反対スル謂レナシトス
*************************************	ル低率ニテモ受諾スヘシトスル伊国ノ立場ト合致スルモ
リヤト尋ネタル処「マ」ハ篤ト考究	テ海軍ノ縮少ヲ行フ限リ
十一月十八日「マ」首相ニ面会先ッ本使ハ過日御話セシ件	及び(少ヲ齎ス効果アルヘク嚢ノ「ムソリニ」声明即チ他ノ欧州び(少ヲ齎ス効果アルヘク嚢ノ「ムソリニ」声明即チ他ノ欧州
第四三六号(極秘)	岸 多クハ「フーバー」提案ハ戦時ニ於ケル通商擁護兵力ノ減式
本 省 11月19日後着	交 興論ヲ刺戟シ今日迄論評ヲ試ミタルモノ少カラサルカ其ノ渉
ンドン 11月18日	、羯 米大統領ノ十一日ノ演説中海洋自由ニ関スル部分ハ当国ノ係
ナルド首相より提案について	第九四号
日英米間の巡洋艦隻数による均衡論をマクド	省 11
21 昭和4年11月18日 幣原外務大臣宛(電報)	ローマ 11月15日
	提案への各紙の論評について米国大紀録の演訪中の法洋自由問題に関する
米ニ転電シ英仏ニ郵送セリ	
シト指摘セリーンに招加いたので、「「「」」」では、「」」」」、「」」、「」」、「」」、「」」、「」、「」、「」、「」、「」、「」	21 昭和4年11月15日 格原外務大五宛(電報)
也、,基各圭歩,侖処、汀爭彡睪ヲ受ムレコ、トウレ伊国ノ主張ハ根拠ヲ失フニ反シテ仏国ノ「アフリカ」:	米へ転電シ、仏伊へ暗送セリ
来仏国トノ「パリテイ」維持ヲ戦時食糧供給確保ニ置キタ	語レル趣ナリ
トモ思ハレス万一採用ヲ見ルニ至ラ	ラスシテ今少シク簡単ナル方法ニ依リ調整シタキ考ナリト
ヴエレ」(十五日)ハ不戦条約成立ノ同日「フーバー」ノ	定ヲ考慮スルノ意思ナク仏伊間ノ関係ハ斯ノ如キ協定ニ依
ハ余リニ重大問題ニテ只今ノ処英国政府ハ何等斯ノ如キ協	省
等「ドラモンド」ヨリ申出テタルコトナク本問題	ロンドン 11月15日
タル処同局長ハ右ハ全然新聞記者ノ想像説ニシテ之ニ関シ	長の談話こついて 軍翁を謁除を其日に降する夕永省ファーナル
尚若杉ハ往電第四二一号地中海協定ニ関シ同局長ニ聞合セ	国宿会援利会児ヨニ匂ける小务省?↓ノ 幣原夕老才臣ダ(雷率)
答来ラス確定セサルカ確定次第更ニ通知スル趣ナリ	20 昭和4年11月15日(茶原をあて三位(素良)
開会ヲ主張シ居ルモ米国以外ノ関係国ヨリハ未タ同意ノ回	方ョリ見タル懸念ヲ忌憚ナク申上ケ切ニ御考慮ヲ仰キ度シ
方期日衝突スルモ差支ナキ意向ニテ予定ノ通一月二十一日	~結局我方ノ立場ヲ不利ニ導ク惧アルヤニ思考ス
ノ理事会ハ左シテ重要事項ナキ故	カラサル不便ヲ感スヘク殊ニ当地輿論ニ
七日ニ繰下ケシムル様「ドラモンド」ヨリ申入アリ目下交	於テハ先方ニ対スル徳義上ノ責任ニモ背キ今後非公式交渉
ニ付本件海軍会議開催日ヲ二	右ノ如
ヲ大国ノ都合ニ依リ変更スル	処未タ「マ」首相ニ於テモ決定的回答ヲ為シタル次第ニモ非
期開催日ト定メ関係国政府ノ同意ヲ	直自由ニ論議スル上ニ極メテ便宜ヲ感シ居リタル様子ナル
処ニ依レハ右ハ事実ニシテ英政府ハ一月二十一日ヲニ・ションダーノナ	非公式交渉ノ内容ハ英米ノ場合ニ於テ何等漏洩セス為ニ率
ヲシテ外務省亜米利加司長ニ問合センメタル処司司長ノ語ニアノ東新見新一:幸之・ニニ 見ノニムシュー チーヨ日ネオ	モ譲ル能ハサル旨ノ方針ヲ掲ケ一般ノ注意ヲ喚起シ居レリ
ナル趣所聞紙上ニ報道セラレ居ルヲ以テ十一月十五日吉彡 総一フ沪盟国系総長 ラヨンー」 … リウ国政府ニ交換中	張ノ二点トモ拒絶セル旨及之ニ対シ海軍大臣ハ七割ヲ一歩
方連盟事務念長「ご ラモノビー ヨモ国際連盟理事会期日ト搗合フ為	「マ」首相及本使ノ会見ニ於テ「マ」ハ我方
海軍会議開催期日ニ関シ英国政府ハ一月二十一日ト予定シ	本十五日「タイムスー「テレグラフー其ノ他ノ新聞ニハ東
	第四二三号本省 11月16日前着

293

勧告ス テ日本 首 H 却テ変更ヲ困難ナラシム 論ヲ刺戟シ同時ニ日本側 国政府ノ態度 如 ヨリ種々専門的見地ヨリ面倒ノ事ヲ持出シ世論ヲ 気ヲ尋ネタル処「ド」ハ ス Ξ 7 「ドウズ」大使帰任セルヲ以テ十一月十八日会見過日「マ 相ト L___ 焦ツ 本ノ 際七割 ル キ状態アリ実ハ全ク自分一己ノ思付且極秘ノ話ナ セ ヘシ但シ自分ハ国務長官ニモ意見ヲ述ヘ置 ル事 ス寧 テ突止メント 会見セル趣ヲ話シ我要求ニ対スル米国政府部 比率ニ関ス ニ不利トナル 1 μ 如キ比率ヲ強テ主張ス ハ日本側ニ於テ此ノ際七割 所要 (国務長官非公式 1 ル希望ニハ好意ヲ有シ居レ へキ スレハ 額ヲ以テ調節ヲ計 華府ニ於テ「ネ ル ニ付自分 ノ輿論モ 米国人 、惧アリ (ノ覚書) ノ癖ト ル事ハ徒ニ米国海軍及興 ハ切ニ 自分ハ予テ申シ 刺戟セラレ 1 ラ 、比率ヲ 日本 ハ) ビ ν シテ反動ヲ 、変更セラ $\boldsymbol{\mathcal{V}}$ リ併 米国側 事 ; I, 友人 以テ + Ξ 刺戟 ボ 7 シ会議 タ タ i 内 ノ 空 態度 IJ 起 N N N ן וי Ի ル ープ カ此 カ米 如 例 シ 2 ル ス 7 事 ル 1____ ν テ 却 前 モ

本 P ンド 省 ~ 11 月19日後着

比率問題への米国政府 大使の内話につ i, Ť Ø 態度に関す る ۴

ズ

於

ケ

ル

七割要求ニ対シテ

5

英国自治領方面

ニ異存ア

 \mathcal{N}

次第

聞

側従来ノ主張 詳報 う次 次 ____ 7 ル ハ 第四三三号 (極秘

第ヲ述 電ヲ請 掃 尚 両 第ナキ旨ヲ述ヘ何等興味モ必要モ認 会等ニ於テモ亦自治領政府等ヨリモ何等質問又ハ申出 ル シ キ ナ ۲ 四目下 ス , A ÿ 77 Ξ ヲ喜フモ過般新聞等ニ此ニ類スルコトヲ見タ 亡及 付万一斯ノ ルコ ヤ ル ー ハ ヘタ 7 ノ方法ヲ講スル ト尋ネタ ኑ 77 ノ態度ヲ察知 最近英米間 ル ナ 」 ノ話ニ依リ 処自分ハ勿論其ノ方面ヲ注意シ居ル シト述ヘタ ル 如キコト 、処首相 ホセラル コト Ξ 商 アラハ日本政府ハ何等カ誤解ヲ ル い今日迄い何等斯 議 大体英米ノ連絡及我方ニ対 ヲ躊躇セサル旨貴電御訓 ニ付本使ハ斯ノ如 2 ル , 発展ア 処右ニ対シ至急回答振御 X y サ N タ 様見受 ノ如キ IJ キコ ト言ヒ又「ド」 N ルモ未タ議 コト Э ኑ ケ 示 ŀ Ø ナ カリ ヲ ス IJ モ 1

千噸 キヤ 隻、 及自国 国防 同様 ス 張 セ セス ケ 何等矛盾 一要義 第 而 何 ハ 如何ニモ矛盾スル如ク見エサルニ非ス ラ ġ ナレ 前段ニ対シテハ往電第四三三号「ド ヘキ セ ŋ シテ日本政府 $\tilde{\nu}$ 米十八 ・ノ国ト ラ Ĺ... 右日本ノ中ニハ 且又提議ト云フ深キ意味ニテモナキカ英国三十三万九 米国三十一万五千噸ノ数ニ対シ日本カ何程 ル態度ニテ全ク友誼的且非公式ノ話トシテ政府ヲ拘束 N ノ保障ト ノ説明ヲナシ後段ニ対シテハ何等矛盾セ 級モアリ ルカ 共若シ最大勢力ヲ高キ程度ニ決スルニ於テハ 一人保有量ヲ低下シ以テ軍縮ノ本義ヲ達セントス コ ル トシテ已ムヲ得ス増艦ヲナササ Ի ν ナシト説明セ ; ヲ 申 ヲ唱 隻 モ同シク国防ノ安全ヲ図ル ハ 日 信シ居リ -出サレ 本 若シ日本カ之ニ同意セラ 日本十二隻ト言フ ノ見解 へ乍ラ他面ニ於テ比率ヲ増加セ カ 古鷹級モア 一面ニ於テ英米協定率ヲ成 研究スルコト ル処首相ハ之ヲ諒シ更ニ極メテ打解 此ノ範囲ノ下ニ ጉ シテハ最大海軍勢力ノ七割 N コ ヘク又英国 ኑ モ Ի 一策ナリ大巡英十五 N 於テ出来得ル コトヲ第一要義 ウズ」 ニ述 ト述ヘタ ナサ ル ヘカラス此 N ナラ 7 ハ ス即チ日本 /中ニハ ヘル可ク 如何 ントス ノ数ヲ要求 ルニ付本使 ふ ヘタ 、国防第 自 丈英米)) 間 ラ以テ ナ ル次 低下 分 N ŀ ル N 3 = ハ \sim シ 5 Ի ハ

置 後 近キモ 能ハスト述ヘタリ本使ハ隻数ヲ本トシ十二隻ト為シ之ヲ全 隻ト言へハ納得シ得ヘキモ噸数ヲ基礎トシ若シ更ニ日本側 「マ」ハー般 艦齢 ヲ得 握手ス 次第ヲ政府ニ 点ヨリ見テ協定不可能ニ非スト思ハレ 部一万噸ト為スカ或ハ代換ノ際一万噸級ニ為サ ニ於テ二隻ヲ増シ十四隻トナラハ英国人ハ断シテ納得ス 点、日本政府 否ヤ未定ナリト言 級代換ノ際ハ ナ ヲ取リ得ルモ \sim キ ν キタリ ノ御意図 ハ日英米間 ノ達スル迄ハ其ノ儘ト為スモ其ノ際一万噸 ト ヘシト モノ故何等 ノナル ヘシ勿論他国 更ニ本使ハ貴電第二八三号ノ御趣意即チ日本側 ロラ承知 シ人ハ隻数ニ重キヲ置クニ付英十五隻、日十二 述ヘタル ハヘク又斯 報告シ其ノ回答ヲ待ツテ御話シス 一万噸ニ代 ノノ如キモ噸数ニ於テハ米ノ約六割 ノ同意ヲ得ル ニ均衡 「コンミツト」スル セサ ヒタ ニ付本使い右英国十五 ŀ バノ如キハ ル ルニ付本使ハ隻数ニ於テハ一見均衡 1 「エクリ ,関係モ ニ付深入スル 、ヘラル コト困難ト思ハルト述ヘタ 「マ」 ル趣旨ナリ ブリアム」ヲ維持スル アリ又会議ノ際総テ決定ス コト出来サルモ右 コ ノ隻数ニ重キヲ置 タ トヲ避 ルモ帝国政府ノ最 ヤト尋ネタ 隻ノ中「ヨ ~ 、米七割 ケ シ ト - 応右 ニ付此ノ 為 ーク」 ス 述 N ル コ 1 = ~ 1 2 Ξ ル 処 ヤ 処 ኑ 数

294

会議招請及び非公式交渉関係 3 噸

シ米大十八隻小十八隻ト

ナ

ル

モ

1

ト思

ハ

ル

1

話

三依

ŋ

、綜合

シ今朝ノ両氏会見ニ依リ英国

更

Ê 数

一確力 ご対

X

ノ上申進スへ

シ ~

英米大使

~

転電

シム、

伊

暗送

七

IJ

212

昭

和

4

年 11

月 (19)

Ъ

幣原外務大臣宛(電報) 在英国松平大使より

3 会議招請及び非公式交渉関係

少乃至廃 次第ナリヤト試ニ尋ネタ 引続キ仏国ニ於テ論議サレ居ル様ニテ ヘキ理由ナシト思ハル ノ後何等記事ナシ)右ハ何等今次ノ対仏交渉ト ニ達スルコト困難ナラサ 往電第九四号「マチ 尚会議期日ニ付テハ伊国政府ハ理事会トカチ合 来リ他ノ方面ニ充分ノ保障ヲ得ル (「¤ン」) ŀ ŀ 止ニ絶対反対ナリシモ其ノ後関係部内ニモ議論分 - 答へ い事実ナ 止ヲ考慮スルモ差支へナシト タ ハ仏側 ŋ N モ今ノ処全ク抽 ン Ź 右ノ如キ伊国ノ提案ニ何等反対ス ルヲ以テ此ノ N ルヘシト信スル旨再三繰返シ居 処局長い潜水艦問題ニ付テハ ノ記事ト同様ノ趣旨其 象的議論ノ域ヲ脱 ニ於テハ潜水艦ノ縮 「ライン」 ニテ協定 ノ意見ヲ見 (当国新聞 -関連ア = ン ル 2 ニ至 ハ其 後 セ ル モ 口各国保有噸数ヲ一律 機密第二十八番電 216 カ 如 シ 率問題ト共ニ帝国 ノ論拠及其強硬 昭和 4 年11月 20 H

ニ於テ サ ハ ル ☆帝国カ補助艦比率七割ノ要求ニ対シ当方面ノ新聞論調ハ 軍縮問題其ノ後ノ情況ニ鑑ミ左記卑見御参考迄申進ス 曽テ之ヲ不合理トセル 以テ限度ト ニ強調スル ハ之ヲ当然ノ要求ナリトスル論説ヲ掲ケタリ但シ我主張 ス ハ英米ニ対シ帝国ハ財政能力上現勢力維持ヲ ル ヤ ノ度ニ関シ 1 ノ最モ重ヲ置ク所ナ 三低下 印象ヲ与ヘ却テ比率問題解決 モノナク最近「エコード、 テ シ軍備縮少 ハ尚充分ニ ル ノ実ヲ挙グ 徹底 モ今日之ヲ シ居ラ パ 1 N 、過度 , サル 、障害 八比 IJ Ĺ

比率問題などに関する意見申進について 海軍省 IJ 11月21日前10時25分着

Ξ

 ν

IJ

分 ス 題ニ付テハ伊 力ヲ維持スルコト

ハ実際上ノ縮少ヲ目的トスル限リ仏

「ノ提示

ヘキ限度ヲ受諾スル

ノ用意ヲ有スルト云フニアル

処自

次

ノ声明ニ明カ

ナルカ如ク

伊カ仏ヨリ劣勢ナラサル海軍

ヲ仏ニシテ認ムル

ニ於テハ保有量ノ問

報)
報)

俞電

英ニ転電シ 英仏ニ暗送セリ

英国政府ニ回答セリ 一月二十一日トス N モ反対 セ サ N \sim シ 此 1 趣旨 Ξ テ 既 Ξ

Ξ, 本件会談ニ当リ伊国側ノ採ルヘキ 「ライン」 ゝ 既ニ累

務省係官連盟局長「ロソ」ヲ往訪本件成行キニ付質シタ 処其ノ内容左ノ通リ ` 数日 ナルヘク自分ハ未タ報告ヲ受ケサルモ事実ナル = $\boldsymbol{\mathcal{V}}$ ナ IJ ゝ Ξ 対英国回答ト同時ニナシタ 愈々仏政府モ安定シタルヲ以テ交渉ヲ開始シタ 在巴里大使ニ対シ必要ナル訓令ヲ発シ居レル ルジタリア」ニ依リ交渉停滞ノ責伊国 ニ 在 十月十八日付交渉ノ基礎ヲ示サンコトヲ求メ来レ ニテ引続キ交渉不能トナリタルカ ル伊国側申入ニ対 (十七日ノ「ジ y ヘシ シム側 ŀ N モ Э ル E

」ノ非難ニ対シ此ノ間ノ事情ヲ指摘シ居レリ)此ノ間 ナラスシテ「ブリアン」内閣倒潰後継内閣成立行悩 カ同大使 ル処 「タ 1 ル

トヲ望 ñ ニ於テ ノ慣例通 ヘキ 4 ハ Ц

昭和4 年 11 湏 20 日 幣原外務大臣宛(電報)在イタリア吉沢臨時代理大使より

会議招請及び非公式交渉関係 3

ル

Ξ

当初廃

 ν

四

ス ν

云々

ヲ

好都合ト

認

A

ル

モ他

ノ関係国

Ξ

シ

テ同意ナ

N

299

第九八号

軍縮会議開 会期日などに関し英国大使より通

報につ 5 τ 214

昭

和4

年

ii 月

19

日

在英国松平大使宛幣原外務大臣より

(電報)

英ニ転電シ英ヨ

IJ

仏

伊

ニ転電セ

シ

ム

ル

ト語レ

IJ

本省 11月19日前11時45分発

談ヲ開始シタル旨十九日夕刊ニ伝ヘラレタ

在仏伊国大使ハ「ブリアン」ト

· ノ 間

ニ倫敦会議予備交渉会

ルヲ以テ当国外

い倫

第二九二号

+旨申越シタルニ付同十四日付書翰ヲ以テ帝国政府 会議参加各国カ専門家ヲ其ノ全権委員ニ任命セサ 所ニ関スル細目ヲ追報スヘキ旨並英国政府ハ従来 催シ度帝国政府ニ於テ異存ナキニ於テハ右会合ノ日時及場 敦海軍会議第一回会合ヲ明年一月二十一日火曜日午前中開 トヲ希望スル処帝国政府ニ於テモ右ニ同意センコ 一月十一日付書翰ヲ以テ在京英国大使ヨリ英国政 府

米 仏 伊ニ転電アリ 、度シ

右申越ノ趣ニ異存ナキ旨回答シ置キタ

IJ

215

ロッソ外務省連盟局長の談話について

仏伊両国間の軍縮会議予備交渉などに関する

1 7

省 11 11 月21 20 日後発

本 P

ノ施サレ表題ハ修正融通案ト記ス修正サレタル主ナル事案、英仏妥協案及今回ノ英米交渉ヲ実際ニ加味シテ修正頁参照)ト同様形式ノ具フルモノニシテ内容 ハ 右 妥 協妥協案(昭和二年陸軍省兵器局印刷会議経過概要六十七	218 昭和4年11月21日 山梨海軍次官、末次軍令部次長宛(電	GATH THE
	仏国案紙目及当方ノ意見佐藤ト協議ノ上後電ス	NO NAKABA
今回ノ仏国案ハ第三回軍備縮少準備委員会ニ於ケルニーイニシ	来週中決定案ヲ示スヘシ云々	VP .
二、仏国案ニアラストナス	定ヲ求メタル爰国方会議ニサスルコトトナリ居ルニヨリテ陸軍省航空局大蔵省ト内議済ニシテ一両日中ニ閣議決	
縮減数量ヲ提示スヘキモノニシテ決シテ法廷ニ臨ムモノ会議ノ序幕ナルコト各国平等自由ナル立場ヨリ自主的ニロノ会議ハ華床会議ノ延長ニフラスシテ夷床軍備編少本	タルトコロ再ヒ仏国案細目ヲ説明シ且本案海軍省案トシ国外務大臣ニ既ニ申進セル所故差支無シト思考スト答へト尋ネラレタルニ依リ小官ヨリ本件仏国代理大使ヨリ帝	
- **後、** 11 **後、*************************	四、今後日仏海軍間ニ於テ意見ノ交換ヲ行ハント欲ス如何就テハ容レラレサレハ旗ヲ巻キ帰ル考ヘナリト	
D少将説明要領仏海機密第三十九番電	ト質シタルニ勿論快諾スルノミナラス仏国ハ此ノ問題ニ置クコト必要ナル旨小官ヨリ意見具申致度思ヘトモ如何	
海軍省 11月22日前11時25分着	モノナルカ伊国ノ態度如何ニヨリテハ貴国ト了解ヲ遂ケ	
三、潜水艦問題ハ帝国政府ニ於テモ強硬ナル決心ヲ有	成ラサル限リ英米間海軍交渉ハ永久ニ不可能ナリトセル	
モノナラハイサ知ラス有リ得ヘカラサルコトナリ	セスンハアラス英米下協議ノ劈頭米ハ「パリチー」ノ了解	
二、潜水艦ニ対スル伊国ノ態度変更ハ秘密外交政策ニ交渉シタルコトナシ	殊ニ最近一般情勢ヲ察スルニ大使所言ニ多大ノ共鳴ヲ感シツ、アル旨漏ラサレタルコトアリ三国会議当時ヲ顧ミ	
ルノミニテ何等具体的進展ヲ見ス仏伊海軍間ニハ絶対	意ノ度明確ナラサル為英米側トノ応接上大ナル不利ヲ感	
一、仏伊間交渉ハ昨日伊国大使仏国外務卿間ニ会見アリ	四曩ニ小官等松平大使ト会談ノ節七割主張ニ対スル政府決	
見セシニ先方談話ノ要領右	利ナリト思考ス 此際内外ニ徹底セシムルハ会議ニ於ケル我目的達成上有	
	: ラ	
海軍省 11月22日前7	ル為ニ帝国海軍カ(不明)ハ当然来ルヘキ(不明)代換	
リ 11 月 21	拡張ニシテ大型巡洋艦ニ於テ彼ノ七割ヲ保持非言:キニノン里注注系が、またフィリアに対	
当局との会談要領について仏伊間軍縮交渉の現状などに関する仏国海軍	ヨ英枨ハド協義ニなンハ米国巛羊監ハ势力其ハ現势力ニ北中スルヲ有利ト認ム	
21 昭和4年11月21日 在仏国三浦大使館付武官より	此際下協議ニ於テハ最重点タル比率問題ノ解決ニ専心集従テ問題ノ紛糾ヲ避クル為兵力縮減ハ之ヲ会議日ニ譲リキニ反シ軍縦ハ公開ノ席上大呼シ得ル絶好題目ナリ	
府ニ徹底セシムルハ帝国ノ主張貫徹上極メテ必然ト	ニ比率問題カ下協議ヲ措テハ容易ニ目的ヲ	
ケル戦論上二方ノ指針タラシムルト共ニ之ヲ英米両国フ女シュ書男スラマ国ノ系文男スファララシー披言。	四一九号参照)	

3 会議招請及び非公式交渉関係

田『リ杉村公仗究郵送済」右ニ依レイ同外務大臣イ	十二日ノ国務長官覚書ニ対スル我方回答ニたデル护産衜諂
□ > ※廿☆豆豆豆豆豆豆豆 / ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓	日,国務委官會書言は、シ党庁回答言けて、行身即四三号(至急極秘)
客月末伊国政府ヲ訪問セル「ドラモンド」ト同国外務大臣	本 省 11
第一五一号	ワシントン 11月23日
本 省 11月24日前着	
y	比率問題に関する国務長官覚書への回答電報
相の内話について軍籬会諦へのイタリアの態度に関する同国外	22 昭和4年11月23日 幣原外務大臣宛(電報)
4年11月23日 格原外務大臣宛(電報	在米大使へ暗送セリ
开奏車星事务司を代	ナル役ヲ努ムヘシト思ハル
答電報方至急御詮議ヲ請フ	ヲ単純化シ穏健ナル解決ヲ見出ス特徴アルニ依リ相当重要
発期日トノ関係上来週火曜日ニ長官ト会見シ得ル様本件回	素人ナリト云フモ特殊ノ財政外交方面ニ於テ複雑ナル問題
先方ノ態度ヲ探リ置クヲ好都合ト思料セラル就テハ全権出	アランコトヲ望ム旨述へ置キタリ同氏自身ハ軍縮問題ニハ
ナリ居ルニ付全権出発前ニ我方回答ヲ提示シ一応ナリトモ	能ク我カ立場ヲ諒解シ大局ヨリ会議ノ円満ナル成功ニ尽力
慣トナリ居ル次第ナルカ一方帝国全権ノ出発期日モ間近ニ	シ日本ノ念トスル所ハ平和人道ト国防ノ安全ニ在ルヲ以テ
謝祭ニ当リ当日前後ヨリ週末ニ掛ケ休暇ヲ取ル事一般ニ習	ナル
関係モアリ来週トナラハ御承知ノ通二十八日(木曜)ハ感	軍縮会議ニ出席方相談ヲ受ケタルカ一ケ月後ニハ巴里へ出
長官ハ来週ノ初ニ本件ニ関シ会談ヲ行ヒ度キ旨申居リタル	廿二日「モロウ」米国大使ハ本官ニ対シ先月帰国ノ節倫敦
議中ト存セラルル処往電第四二一号末段ニ申進メタル通リ	第一二〇号
	•
11	艦カ制限外ニ置カルルモノトシ九万噸然ラスンハ十二万
メキシコ 11月23日前発	四、潜水艦ニ対スル廃止ニハ絶対ニ反対ス六百噸未満潜水
米国大使モローの軍縮会議全権任命について	ハ主力艦噸数砲種口径引下ケ艦齢延長ニ同意ス
21 昭和4年11月23日 幣原外務大臣宛(電報)	三、以上ノ案ニシテ原則的ニ容認セラルル上ハ仏国ニ於テ
ニューション・ション・ション・ション・ション・ション・ション・ション・ション・ション・	ナル日本ハ比率ニ捕ハレ過キサルヤト云ヘリ
於ケル交渉ノ内容心得ノ為承知致度	干渉セントスルハ自然自己ノ噸数ニモ干渉ヲ許スコトト
国大使館付武官ヨリモ電報アリタリトノコトナルカ東京ニ	引キ下ケント考フルカ如キハ大ナル誤ナリ他国ノ噸数ニ
致度之ニ依リ仏伊交渉ノ内容ヲ探知シ得ト思考ス尚東京仏	カ屢々軍備縮少ヲ強調スルハ可ナルモ頑強ニ英米噸数ヲ
スルニ付今後モ時々意見交換ノ形式ヲ以テ応酬スルコトト	更ニ減少スルコトカ日本ノ希望ナリト述ヘタル処、日本
ノ実情ヲモ考慮シ適当ニ友誼的接触ヲ保ツコトハ必要ト存	日本モ文句ナカルヘシト云ヒタルニ付小官英米ノ噸数ヲ
ルニ対シ不即不離ノ御趣旨ハ充分了解シタレトモ尚内交渉	ヲ充テ日本ニハ夫々百万及八十五万噸ヲ与フ斯クスレハ
仏国海軍カ帝国海軍ニ対シテノミ以上ノ如キ好意的表明ア	英米ニハ第一欄百二十万噸トシ第二欄ニ今回ノ協定噸数
(意見)	万乃至八十万噸第二欄ハ其ノ四分ノ三トナスモノノ如シ
対策アラハ内示セラルレハ幸ナリ	カ察スレハ仏国ノ第一欄ハ海軍法ニ定メタル噸数約七十
見交換ノ形式トシテ特ニ貴海軍ニ内報スル次第ナリ何カ	以上説明ニ当リD海軍少将ハ屢々具体的数字ヲ以テセル
在ルカ故他ニ拘束セラレサルヘキハ充分了解シ居レト意	一年前之ヲ予告スルモノトス
五、終リニ臨ミD少将ハ日本ガ目下英米ト内交渉ノ道程ニ	会議ニテ決定シ連盟国ハ右融通ヲナサントスルトキハ

(回融通方法 右艦種別ノ相互融通量ハー定噸数トシ之ノ

同意シ難シ

四千噸ヲ要求ス艦型制限三千六百噸以下トスルコトニハ

302

満潜水艦ヲ制限外トス

3 会議招請及び非公式交渉関係

303

Ξ 兀 _ 二十日倫敦ヨリ帰寿セル連盟事務局英部員 222 倫敦ニテ労働党議員ニシテ「ヘンダ 第一五三号 英米伊ニ 多少旧聞ニ属スル カ原田ヲ来訪内話セル所左ノ通 帝国ト 容ヲ検討 所 軍軍備ノ制限縮少ヲ協定スルニ当リテハ特ニ此事情ヲ考 テ帝国ハ此等潜在勢力ニ於テ列国ニ劣ル所アルカ故ニ海 及工業力等ノ潜在勢力モ亦其一部ノ要素ヲ成スモ 比率及兵力量ヲ確保スルコトヲ要ス 勢ニ顧ミ海軍兵力ニ付自衛上絶対必要トスル最少限 負担ノ軽減ヲ図リ外ハ列国間ノ平和親交ヲ増進スル 量セラルヘシ ルヘキ方法ヲ主要海軍国間ニ協定スルニ在リ ノ制限縮少ニ関シ内ハ我国防 ナル 軍備ノ実力ハ単ニ正規ノ兵力ノミナラス資源、 我国防ノ安固ヲ期セムカ為ニハ帝国ノ国情並四囲 英米両国補助艦勢力均等ノ原則ハ帝国政府ノ異議 今次ノ会議ニ於テ帝国政府ノ目的トスル所ハ海軍軍備 昭和4年11月23 い 英国労働党議員の戦艦全廃案提出の意向につ ノ協定ニ適用スルノ当否ニ付テハ右測度規準 モ両国間 倫敦海軍会議帝国全権委員ニ対スル訓令案 τ 暗 2 送 タ シル上帝国 ノ協定ニ適用シタル勢力測度規準ヲ其儘 シ仏へ転報 モ御参考讫 日 幣原外務大臣宛(電報)伊藤連盟事務局長代理より ノ態度ヲ決定スル セ ノ平和親交ヲ増進スルニ足ノ安固ヲ期スルト共ニ国民 1] 1 本パ ソ ど 省リ コ 「ジリア 11 11 月24日前着 ŀ 1 ŀ 秘 ス 書 商 ノニシ ウ 船 度 タ ラ内 ナ ス ン 状 + 隊 ル 1 九 七 六 223 英**、** ミノ儘 八 所要ノ比率ヲ保持スルト スル 於テ現有勢力ノ拡張ヲ見ル アル 進ンテ軍備縮少ノ実ヲ挙クルコトヲ要ス セラルヘシ メ会議本来ノ目的タル海軍問題ノ解決ニ困難ヲ ニ応スル措置ヲ協議スヘキ旨ノ条項ヲ設クルコトヲ要ス ニ付重大ナル脅威ヲ感スルニ至リタルトキハ締約国ハ之 生シ之カ為締約国ノ一国カ其海軍力ニ依ル国防上ノ安全 ナル方面タルヲ問 会議準備委員会ノ決定事項ニ累ヲ及ホサ ルカ如キ場合ニモ陸軍、 国防ノ安固ト国民負担ノ軽減トヲ調和セ 国民負担ノ軽減ヲ図 陸軍及空軍問題ニ触ルルコトハ徒ラニ論議ヲ錯雑セシ 会議ノ結果成立スヘキ条約ノ ヲ以テ之ヲ避ケ万一此等ノ問題ニ論及スル必要ヲ見 モ右協定ノ全部ヲ秤量シテ軍備制限

ハス著ク海軍ノ現勢ヲ変更スル

ノ事態

有効期間内ニ世界

1

如何

米へ転電アリ度シ 国側ニテモ之ニ応シテ既ニ烽火ヲ揚ケタル趣ナリ尚 自由党ノ連中ト共ニ民間ニテ気勢ヲ挙ケン事ヲ企テ居リ米 ハ ス 1 ニテ本案賛成ノ声ヲ揚クル様致度シト依頼セル リ本案ニハ「フーバー」モ賛成ニシテ英国労働党ノ連中ハ ٦Ľ ソン」及「スノーデン」ハ今回戦闘艦全廃案(代替ヲ行 「ジ」ニ対シ右ノ趣ヲ杉村公使ニ伝へ日本ニ於テモ民間 艦齢ニ達シタル分ヨリ廃棄ス)ヲ提出セン事ヲ熱望シ居 仏 1 昭和4年11月26 カー ロンドン海軍軍縮会議全権委員に対 伊へ暗送セ 」ニ面談ノ際「ベ」ノ語ル所ニ依レハ (転電済) 1) 日 閣議決定 いする訓 由 \neg 令 ナリ聞込 ۲×٦ $\mathbf{\mathcal{V}}$ ダ ハ

日伊国政府ノ態度ノ最モ顕著ナル

変化ハ潜水艦ニ

ル

英

ノ用意アル

点ニ 関ス

ー在リ

希望ヲ以テ同会議ニ臨ムヘシ

米提案ヲ討議ノ基礎トシテ受諾スル

· 内話

セ

ル趣ナリ

₩伊国政府ハ倫敦海軍会議ヲ以テ一般軍縮会議ニ

到

Ň

階

ラ 1

梯且其ノ準備ト考へ居リ従来屢々解決困難ナリト認メ

レタル或ル種ノ問題ヲコノ機会ニ於テ打開セントス

ル

について 付

記 たき事項 全権に与うる訓令中陸軍として包含せ十一月十四日陸軍省梅津軍事課長持参 しめ

昭和四年十一月二十六日閣議決定

3 会議招請及び非公式交渉関係 五

ル

ヲ以テ両国交渉ノ

推移ニ付テハ絶ヘス注意セラル

 \sim

シ

大海軍国タ

ル英米両国ノ保有兵力量ヲ縮少シ以テ一般

=

305

1

仏伊両国ノ要望スル比率ハ亦帝国ノ利害ニ関スル所ア

方途ニ出ツルノ外ナシ仍テ兵力量ノ協定ニ当リテハ最 共ニ彼我保有兵力量ヲ減少スル 我

Д カ

為

-

ゝ

ラム

カ為

=

ハ補

助艦協定

1

部

=

ノヒムナキニ至ルコ

ŀ

アリト

三 止

マ

ラ

ス

更

=

空軍ニ関スル国際連盟軍備縮少

、加フル虞

サルコト

=

留

意

各国保有兵力量ヲ逓減スルコトニ力ヲ致 サル \sim シ

- +果ヲ減殺スルカ如キコトナキヲ要ス 体ノ存続ヲ危クシ若ハ現存ノ制限ヲ緩和シテ同条約 訂ヲ議スルノ用意アリト雎既定ノ基礎ヲ変改シテ条約自カ為帝国政府ハ関係列国ト共ニ特定ノ事項ニ関シ之カ改 負担ノ軽減ニ資スルハ亦帝国政府ノ重要視スル所ナリ (担ノ軽減ニ資スルハ亦帝国政府ノ重要視スル所ナリ之華府海軍軍備制限条約中一部ノ条項ヲ改訂シ以テ国民 シ効
- ス 頼ノ念ヲ深クスルニ足ル 絶チ各自国ノ国防ニ関スル危惧不安ノ因ヲ除キテ相互信 ニ脅威ヲ感セシムルカ如キ軍備拡張ノ新計画ヲ避ケ国民一列国間ノ平和親交ヲ増進セムカ為ニハ各国共ニ他国 ノ間ニ猜疑、敵視ノ感情ヲ生セシメ易キ製艦競争ノ弊ヲ ヘキ協定ノ途ヲ講 ス N コト -ヲ要
- + _ 旨トセラルヘシ シ特定ノ国ト結ヒテ他ニ当ルカ如キ感ヲ与ヘサルコトヲ-二(会議各参列国ニ対シテハ等シク公平中正ノ態度ヲ持
- 十 三 突シテ事態紛糾ヲ来スカ如キ場合ニハ帝国 項ノ趣旨ニ依リ何レノ一方ニモ偏倚セサル 或ハ英米ト仏伊ト 1 間 或ハ仏伊両 E 国全権委員 一ノ間 ト共ニ我立場 ロニ意見衝 (八前

議 ニ不利 ノ円満ナル進捗ニ努力セラルヘシ ノ影響ヲ来ササ ル限リ調停斡旋ノ労ヲ執リ以 テ会

- 十四 次善ノ策トシテ其成立ニ協力スルノ用意ヲ有 当事者トナル サル場合ニハ帝国政府ハ日、英、米三国間 主要海軍国タル日、英、米、仏、伊五国共ニ協 コトハ素ヨリ望ム所ナリト雖事情已ムヲ得 三限 ス ル協定 定 モ 1
- 十 五 認 ム 業ニ付テハ帝国政府ハ従来常ニ誠意ヲ以テ之ニ賛同 最実際的ニシテ又国際連盟ノ事業ニ寄与ス 後モ引続キ之カ完成ニ協力スルノ方針ナリト雖必スシモ 主要海軍国ノ間ニ先ツ海軍軍備問題ニ関 陸海空軍全部ニ互ル協定ヲ同時ニ成立セシムルノ要ナク 一般軍備ノ制限又ハ縮少ヲ目的トスル国際連盟 シテ協定スル N 「所以ナリ シノ今事 ŀ ハ
- 十六 海洋自由 相反スルノミ シメテ一挙ニ協定セムトスルニ於テハ会議ノ紛糾ヲ来ス ナル攻究ヲ要スルモ ハ改訂ニ関スル問題ニ付テハ従来英米両国ノ主張スル所 ノ虞ナシト セス従テ会議ノ形勢ニ伴ヒ前記国際法問題ヲ ナラス我国トシテモ其利害得失ハ別ニ慎重 こノ問題其他海戦法規又ハ中立法規ノ制定又 ノアリ且之ヲ軍備問題ト直接関連 セ

セラルヘシ 原則ニ限リ以テ海軍協定ノ成立ヲ阻礙セサ 議題トスル必要アル場合ニハ討議ノ範囲ヲ極メテ少数 n コト ・ニ留意 1

徴シ適宜折衝セラレ万難ヲ排シテ一意会議ノ成功ヲ期

ニ依リ又海軍専門事項ニ関シテハ海軍首席随員

ハノ意見ヲ

セ

機微ナル任務ヲ嘱スル

ニ当リ叙上ノ趣旨ト左記ノ方針

<u>۱</u>

- 審議ノ順序其他折衝ノ方法ニ付深甚ノ注意ヲ シ ヲ可トスルニ依リ此目的ヲ達セムカ為会議 ÷ ル際ニ於テモ主力艦ニ関スル協定ハ尚之ヲ成功セシ 補助艦ニ関スル協定不幸ニシテ完全ナル ノ大勢ニ鑑ミ 成功セシムル 、加ヘラ シ皮
- 十 八 早ニ本会議ニ上程セラ・テ之カ達成ニ努メラル 努メラレ 了解ヲ遂クルコトハ帝国政府ノ最重キヲ置ク所ナルヲ以 補助艦比率及兵力量ニ関シ予備的非公式会談 度シ ヘキハ勿論右了解ノ成立ニ先チ過 如 キコト ハ極力之ヲ避 = 於テ
- 十九 補則トシテ了知セラルヘシ リ関係国駐在帝国使臣ニ与ヘタ 会議ノ議題ト ・ナル \sim キ諸事項ニ関シ従来帝国政府ヨ ル累次 ン訓電 い本訓 令ノ
- 二 十 前途並世界ノ政局ニ至大ナル影響ヲ及ホスヘキコト言フ ヲ俟タス政府 会議 ニ於テ帝国 ハ茲ニ深ク帝国全権委員ニ信頼シ此重要且 一ノ執ル ヘキ態度 ŀ - 措置 ト ハ 我国 家 1

ラレ 帝国海軍軍備ノ要旨 ムコト 記 · ヲ 望 4 的

ルヲ要ス

=

補助艦所要兵力量及比率

国家存立 以テ我国土ノ安全ヲ期スルト共ニ帝国ノ特殊国情ニ基キ 太平洋方面ニ於テ或ル一国ノ使用スル海軍兵力ニ対抗シ 帝国海軍軍備ハ国家ノ自主独立ヲ擁護スルヲ目 ヨリ何等侵寇的意図ヲ有スルモノニ非ス之カ為ニハ西部 |ニ必要ナル海上交通線ヲ防護スル 二足 N モノタ ŀ シ固

和六年度末ニ於ケル我現有量 務達成ニ必要ナル帝国ノ所要補助艦兵力ハ量ニ於テ昭 (付表参照)ヲ標準

又比率

キニ於テハ

☆華府海軍軍備制限条約ノ存続スル現状ニ於テ前号ノ

任

11所要兵力量ノ標準右ノ 如シト雖帝国海軍軍備ノ要旨ニ

悖ラス 且所要比率ヲ

、失ハサ

ル限リ各国ト協調シ之ヲ

、米国ニ対 シ少クモ総括的 Ξ 七割 ŀ ス

ŀ

シ

縮

二、表中ノ有効艦齢リ少クモ対米七初	備考一、米国海軍ノ本年度補	習標的測量砕氷艦		設 艦 艦	潜駆水逐艦艦	旧 型 巡 i	圣 《 二十糎砲艦		! 力		効 艦	付表 昭和	い艦齢ノ延長、艦型ノ涼	廃スルコト		⒄商船ニ僅ノ改装ヲ行ヒ	ル軍艦ハ制限外トス	い艦型、武装、行動力等	制限外艦船ヲ定ムルニハ	四、制限外艦船	スルヲ要スル場合アルヘ	ノ一部ニ付テハ協定艦齢	国勢力ノ権衡及代換実施ノ調節並	得ルヲ程度トシ可成長ク之ヲ協定スル	代換艦齢ハ軍備縮少ノ本	三、補助艦代換艦齢	コトニ属ス	洋艦、駆逐艦ニ於テ多少	メムカ為ニハ帝国海軍
表中ノ有効艦齢ハ寿府三国海軍軍備制限会議ニリ少クモ対米七割ヲ保有スル方針ナリ	助艦新補充計画ニ対ス			二〇 四 五、九九〇	一三 六一 七八、四九七一六 一〇四一二二、六一五			二 五三、八〇〇	一 一 〇 二 九 二 、 四 〇 〇	隻 数 噸 数	有効艦齢内	昭和六年度末(一九三二年三月末)	艦型ノ縮小ニ関シテハ大勢ニ順応シ差			ノ改装ヲ行ヒテ容易ニ付与シ得ル程度ノ		小ナル為専ラ防禦的用途ニ充	概ネ左ノ考慮ヲ要ス		Ŷ	内ニ於テモ代換シ得ル如ク#	ノ調節並工業力ノ維持上既成艦	之ヲ協定スルニ異議ナシ但シ各	代換艦齢ハ軍備縮少ノ本旨ニ鑑ミ軍艦固有ノ任務ニ堪			少ノ犠牲ヲ忍フハ已ムヲ得サ	ムカ為ニハ帝国海軍軍備ノ要旨ニ悖ラサル限リ軽巡
譲ニ於ケル	ル我新補充計				<u>一</u> 五		-			隻数	艦齢	帝国	ッ 差 		-	¥ 闘		允 ツ 				ク規定	<u>成</u> 艦	ッ 各	- 			サ ル	軽 巡
ル仮協定ニ準	画い目下				九、 八 八 〇	六六、〇四〇				噸 数	超過艦	現有兵力	三右ノ外条約	支ナシ		ニ依ル	空母艦	(1)一万噸	左ノ範囲	費ノ軽減	タルヘキ	帝国ノ国情	□航空母艦	代換開始期	い艦齢延長	口艦型縮小	⑴代換期間	費ノ軽減	同条約ニ依ル
シタルモ	詮議中ニ	一 八七	四	=						隻 数	載限		1			航空母艦	空母艦保有量中ニ包含セ	以下ノ	ニ於テ変更スル	軽減ニ貢献スル	ヘキ艦船ハ成	ニ稽		期ノ延期	長	沂	間ノ伸長	軽減ニ貢献ス	依ル制限ヲ左
ノナリ	シテ二十糎	二二三、七六五 二二三、〇三三		三、九八	1	I	1			噸数	と船(訓令記		ニ重大ナル			ノ定義中一	ニ包含セシ	助航空母艦	更スルヲ有利	ル為同条約	ルヘク少量	「航空機ヲ帝		ニ関シテハ大勢ニ				ル所アルヲ	ヲ左ノ範囲
	テ二十糎砲搭載巡洋艦ニ	<u>三</u> 五 一 八七六			 - 七一 一九		= =		10	变 隻 数	 合	-	効力ニ重大ナル影響ナキ小変更			ル航空母艦ノ定義中一万噸ヲ超ユ	イムルノ目的	補助航空母艦ヲ華府条約	有利トス	ニ依ル航	ニ制限ス	国ノ近海		大勢ニ順中				ルヲ以テ之ヲ希望ス	ノ範囲ニ於テ変更スル
	関	二 五三、三		т Щ Щ	七二、	ホナ	一 七 〇 八 八	二 一 五 三 〇	• •	噸			小変更			ユル件ノ制	的ヲ以テ同条約	約ノ規定ス		空母艦ノ制	ルヲ可トン	ニ持チ来ス		順応シ差支ナシ				希望ス	Ц
	スル限	〇 七 六 三 六 九 三 五 〇		三 1 1 1 0	四 四 九 九 五			0八 七〇 〇〇		数	計	a				制限ヲ	回条約	ヘル航		制限ハ	シ尚軍	く仲介		テシ					ト ハ 軍

曰二十糎砲搭載大型巡洋艦ニ於テハ特ニ対米七割ヲ又潜

但シ潜水艦ニ付テハ此限ニ在ラス

五、華府海軍軍備制限条約ノ一部変更ノ範囲及程度ハ左記

308

力ヲ有スルニ過キサル軍艦ハ制限外トス

減スルニ吝ナラス

此等ノ要求ヲ補助艦対米総括的七割ノ主張ト両立セシ水艦ニ於テハ昭和六年度末我現有量ヲ保持スルヲ要ス

⊖ ニ 一 主 加 ル

主力艦ノ廃止又ハ其ノ協定隻数変更ニハ同意シ難キモ

3 会議招請及び非公式交渉関係

	小型巡洋艦及駆逐艦ノ保有量ニ求メムトスルモノナル	的試案に関し回訓について
311	ハ潜水艦ノ保有量ト補助艦総括的七割要求トノ調節ヲ	日本政府の補助艦対米七割主張に基づく具体
	協定成立スルモノト仮定スルモ我方トシ	226 昭和4年11月27日 在英国松平大使宛(電報)
	ゴ巛羊監全本/呆有量英国三十三万九千頃、米国三十一次第ナリ	英、米イ転電、仏イ転報シ、白、伊、蘭へ暗送ス
	故ニ比率ヲ重要視スルコトモ自然深カラサルヲ得サル	延期取計方希望スル旨申入レタル由
	勢ナル保有量ヲ承認セムトスルモノナル	外務大臣ニ対シ右ノ趣ヲ通シ米国政府ト交渉ノ上倫敦会議
	一趣旨ニ出ッ殊ニ我国トシテ	交渉スヘシトノ意見ナリシニ付二十六日事務総長ヨリ英国
	ノ通ニテ英米間商議ニ於テ均勢ノ原則ヲ基礎ト	シ仏国、西班牙ハ寧ロ倫敦会議延期
	比	別ニ異議ヲ称ヘサリシモ事務局原田ヨリノ情報ニ依レハ独
	問題トナルコト	
	保有量確定セサル現状ニ於テ交	海軍会議出席ノ都合アルニ付開会予定日(一月二十日)ヲ
	テ自国ノ保有量ヲ決定セサルヲ得	伊国外務大臣ヨリー月理事会ニ自身出席ノ希望ナル処倫敦
	ク之ニハ固ヨリ何等異存ナキ次第ナルモ英米ヲ基準ト	第一五五号
	(ニハ自然噸数ヲ取扱ヒ按配スル	本省 11月28日前着
	ハ比率ナル用語ヲ好マサル模様ナル処	パリ
	貴電第四三六号ニ関シ	見 ミキーく ろうし 見っこ 十幸し つ
	第三〇四号、 植私	軍縮会議開会期日の変更こ関する情報こつい
		22 昭和4年11月2日 幣原外務大臣宛(電報) 在バリ伊藤連盟事務局長代理より
		関するイタリアダ教省保管の内部にてして
	米へ転電シ英、仏へ暗送セリ	6
	他ノ国程之カ必要ナキモノト思フ	ム尹間の軍宿会義予備な
	スルコトヲ可トスルコト新聞論調ノ如ク伊トシテハ特ニ	22 昭和4年11月27日 裕原外務大至宛(電報) 在イタリア吉沢臨時代理大使より
	ヲ以テ寧ロ伊トシテハ各国ト共ニ潜水艦ヲ減少又ハ廃止	
	何レモ潜水艦ヲ保有スル時ハ伊ハ甚タシキ脅威ヲ感スル	異存ナキ由)
	三、潜水艦問題ニ付テハ仏其ノ他ノ地中海ニ面スル諸国カ	昭和四年十一月十四日陸軍省軍務局梅津軍事課長持参(海軍(杜夕雪、と
	アリテ互ニ専門的ニ深入セサル事ト思フ	(闌小记式)
	テハ両国ノ所要標準ヲ一般的政治的ニ協定セムトスルニ	セラルルコトハ絶対ニ阻止セラレタシ
	ニ入ルハ明年一月六日頃ヨリナルヘシ尚両国交渉ニ当リ	制限スルコトハ希望スル所ナルモ我防備ヲ現情以上ニ制限
	ルモ仏ハ目下基礎案ニ付研究中ナル由ナレハ具体的交渉	ノ情勢ニ依リ英米ノ太平洋ニ於ケル防備ヲ現情以上ニ更ニ
	二、仏伊間ノ予備交渉ハ其ノ後進捗セス伊ハ議案ヲ完成セ	防備問題ヲ我ヨリ進ンテ提議スルノ趣旨ニアラサルモ会議
	テ海軍大臣「シリアニ」ノ任命セラルルハ確実ナルヘシ	防備問題ニ対スル陸軍ノ方針
	一、伊国代表ハ未タ決定セサルモ「グランヂー」ヲ長トシ	コトハ極力阻止セラレタシ
	ル趣ナリ	空軍問題ニ関スル軍縮準備委員会ノ決定事項ヲ覆スカ如キ
	「ペリゴネー」大佐ヲ往訪シ質シタル処左ノ通内話アリタ	トセラレタシ若シ万一之ニ論及スルカ如キ場合ニモ陸軍、
	二十七日最近ノ新聞記事ニ付丹羽武官カ当国海軍省官房長	陸軍、空軍問題ニ関シテハ本会議ニ於テ論議セサルヲ方針
	第九九号	タキ事項
310	省	全権ニ与フル訓令中陸軍トシテ包含セシメ
	ローマ 11月27日後発	(付記)

3 会議招請及び非公式交渉関係

ク仏伊モ日本ト利害関係ヲ同フス又軍縮問題ニ関スル日本	待ツヘキモ実質的縮少ヲ行ハムカ為英米「パリテイ」
限ニ反対スルコトハ其ノ地理的事情ヨリ見テ当然ト謂フヘ	(い会議招請国、英国ナルヲ以テ日本全権、英国側提案ヲ
関シ同日ノ「タン」ハ日本カ潜水艦ノ廃止若ハ急激ナル制	与セラレ居レリ
ル帝国政府ノ訓令ノ内容ナルモノヲ詳細報道シタルカ右ニ	及駆逐艦ニ於テヨリ少ナキ比率ヲ受諾スルノ権能ヲ付
二十七日ノ当地各新聞紙ハ東京電報トシテ軍縮問題ニ関ス	「パリテイ」要求貫徹ノ場合ニハ日本全権ハ軽巡洋艦
第四〇六号	求但シ一万噸級ニ於ケル七割比率及潜水艦 ニ 於 ケ ル
省 11月29日	有潜水艦廃止反対三軽巡洋艦及駆逐艦ニ於テモ七割要
パリ	(A) 工八时一万噸巡洋艦ニ於テ七割口現有潜水艦噸数ノ保
ついて	尚略之ト同様ノ路透通信各新聞ニ掲載セラル
軍縮問題に関する日本の主張への新聞論評に	スル訓令同日御裁可アリタル処其ノ要点ハ左ノ如シト報ス
22 昭和4年11月28日 幣原外務大臣宛(電報)	イムス」二十六日発東京特電ハ倫敦会議帝国全権--・
米ニ 転電 仏ニ 男送 セリ	
水艦十三年	は 省 1138日後音
ス主力艦二十五年、巡洋艦二十年、駆逐艦十六年、潜	開掲載記事について
至二万噸ニ減スルニ賛成ス巨左ノ如キ艦齢制度ニ賛成	軍縮会議日本全権への訓令内容に関する各新
スルニ賛成ス印航空母艦ニ付テハ噸数ヲ一万五千噸乃(二主九艦ニ付ヲハ噸数/二万王千噸口谷/十四匹ニ洞	227 昭和4年11月(2日 幣原外務大臣宛(電報)
一百万盐,丁作、黄色、二万五二 夏口香、一 口寸	
ノ標準低下ヲ提議スヘシ	在米大使へ転電アリ度シ
テハ将来誤解ナキ様明確ニ留保シ置カレ度シ	四前項ノ趣旨ニ依リ試ニ具体案ヲ立ツレハ終局ニ於テ一
山主弘ノ扰勇ミ意明フハモノニフラサルニ作山点ニた	キニ留意フリア
長、加寒れまたなション・シュ自動に言うという	,
ムコトヲ主脹スルモノニンテ前類ノ試案へ夬ン	シ十二隻ニテ満足スルモノトノ印象ヲ先方ニ与ヘサル
縮少ノ実ヲ挙ケムカ為各国ノ保有量ヲ出来得ル限リ低	保有セムコトヲ要求スヘシ(日本ハ米国ノ十八隻ニ対
シテ試ミニ立案セルモノナルカ帝国政府トシテハ軍備	総噸数十二万六千噸ヲ超過セサル範囲ニ於テ十三隻ヲ
田以上ハ米国ノ八吋砲巡洋艦保有量ヲ十八万噸十八隻ト	已ムナキ情勢ナルニ於テハ米国ノ十八隻ニ対シ我国ハ
ナルコトヲ充分ニ了解セシメラレ度シ	トシタキ意向ナリ然レトモ隻数ヲモ同時ニ規定スルノ
ル小型巡洋艦ニシテ其勢力ハ噸数比例ヲ遙ニ下ルモノ	ハ噸数ニテ之ヲ定メ隻数ハ拘束セス自由ニ委スルコト
含ムカ故ニ一万噸級八隻以外ハ実質ニ於テ甚タ劣勢ナ	ハ隻数ニテ協定セムコトヲ欲スルカ如キモ我方トシテ
古鷹級四隻及新ニ建造スヘキ小型八吋砲巡洋艦二隻ヲ	トセル七割即チ十二万六千噸ヲ要求スヘシ英国側ニテ
容ヲ検スルニ「ホーキンス」級ニモ比スヘキ劣勢ナル	米国十八万噸ニ決定スルモノトスレハ我国ハ之ヲ基準
渡期ニ於ケル一時的便法ニ過キス而カモ仔細ニ其ノ内	現状ニ於テ最終的具体案ヲ提示シ難キ次第ナルカ仮ニ
シク英国保有数ニ接近スルカ如キ観アルモ要スルニ過	三八吋砲巡洋艦ニ関シテモ英米ノ保有量未タ決定セサル
スルモノナリ尤モ此場合ニ於テハ隻数十四隻トナリ著	ヲ得サル次第ナリ
及古鷹級四隻ト加ヘテ合計十二万六千噸ヲ保有セムト	ルト共ニ補助艦総括的七割ノ主義的要求ヲ提出セサル
満ノ小型八吋砲巡洋艦二隻ヲ建造シ現有一万噸級八隻	砲巡洋艦ニ付テ其最大保有国タル米国ノ七割ヲ要求ス
ルモノニシテ古鷹級代換迄ノ過渡期ニ於テハ一万噸未	ル数字ニテ示スコト不可能ナリ仍テ我国トシテハ八吋
二万六千噸隻数十三隻ノ八吋砲巡洋艦ヲ保有セムトス	数判明セサル今日巡洋艦全体ニ付テノ我要求ヲ正確ナ
万噸巡洋艦若干隻一万噸未満巡洋艦若干隻合計噸数十	結果(往電第二一二号四)未タ駆逐艦潜水艦ノ保有噸

312

3 会議招請及び非公式交渉関係

313

英 視スルカ如キコトナキヲ望ムト論結 両国ハ自国ノ都合ノミヲ考慮シ他関係国ノ 米ノ容ルル所ト ノ主張ハ其ノ実際的必要ヨリ出テタル ж 伊へ郵送シ連盟事務局ニ通報セ ハナラサルヘシトノ観測ヲ下シタル上英米 セリ モ IJ 1 ナル 実際的必要ヲ無 モ恐ラク 英

229 昭 品 和 4 车 11 月 28 H 在米国出淵大使宛幣原外務大臣より (電報)

つい 比率問題に関する国務長官覚書に対し回訓に τ

本省 11月28日後7時発

貴電第四一九号ニ関シ 第三九二号 (極秘)

一国務長官ニ対スル シ書面ヲ以テ回答スルコトハ之ヲ避ケ次回会談 シ論議ヲ硬化セシムル虞アルニ付此際同長官覚書ニ対 居リ且意見ヲ文書ニ認ムルコトハ双方ノ態度ヲ窮屈ニ 貴官ノ説明ハ大体我方ノ意向 シン節ニ ヲ 尽 ÷

白覚書ニ引用セル加藤全権ノ陳述ハ貴官ヨリ説明 ハ 左ノ各項ノ趣旨御含ノ上可然応酬セラレ度シ 1 、通帝

> N 保有噸数及比率等ノ問題ニ関スル具体的意見ヲ示 国政府ノ態度ヲ一般的ニ表明シタル主義上ノ声 モノニ非ラサル コト ハー読シテ明ナ ル所ナリ ,明ニ Ŷ Я テ 314

希望 捉ハル 我要求ニ対シテモ米国側ニ於テ徒ラニ過去ノ行懸リ 時ノ論議ヲ穿鑿スルモ格別有益ナル結果ヲ齎スヘシト 成立ニ終リタルモノナルカ故ニ今日ニ至リ華府会議当 関シテハ殆ント 力艦問題ニカヲ傾注スルコトトナリタル結果補助艦 意見ノ調和ヲ図ルコト到底不可能ナル情勢ナリ 元来華府会議当初ニ於ケル米国提案ニハ補助艦協定ヲ ニ付協定ヲ行ハントスルモノナルカ故ニ比率ニ関スル ミ過去ノ行懸リヲ離レ全然新シキ見地ヨリ補助艦問題 モ思ハレス来ルヘキ倫敦会議ハ右華府会議ノ失敗ニ顧 モ含ミタルモ ス N コ ト ナク新シキ見地ヨリ之ヲ考量セン ノナルカ同問題ニ付テハ会議参加国間 •討議ヲ行フ運ヒニモ至ラスシテ協定不 シ為主 Ξ ኑ ヲ Ξ Ξ Ξ

三我国ト ニ対スル具体案トシテ数字ヲ示スコト不可能ナル事情 ハ在英大使宛往電第三〇四号ニテ御了知アリ度 シテ比率ニ重 キヲ置ク所以及差当リ巡洋艦全体 2

田英米仮協定ニ拠レハ駆逐艦保有量ハ英米各十五万噸乃 四 混乱ヲ来タスカ如キコトナキ様暫ク倫敦ニ於ケル 非公式会談ニテ先ツ八吋砲巡洋艦ニ関シ具体案ニ依ル 我方ニ於テモ一方比率ノ主張ハ飽ク迄之ヲ維持ス N 通報スヘク又 右非公式会談ノ模様ハ松平大使ヨリ逐一「ド」大使ニ 意見交換方在英松平大使ニ電訓シタル趣長官ニ内話シ 必シモ無用ニ非スト認メ倫敦ニ於ケル「マ」首 同時ニ他方実際的事情ニ依ル解決方法ニ付攻究スル ニ付倫敦、 進捗ヲ待ツコトトシ度旨懇談シ置カレ度シ 華盛頓両地ニテ同時ニ具体的協議ヲ進メ 「ド」大使トモ同様ノ会談ヲ行フ次第ナ 相 会談 N ŀ 1 ハ ŀ

在英大使へ転電ア

IJ

度

シ

本問題ニ関ス

ル仏伊ノ

態度ヲ質シ置カ

レ度

2

要求ス

N

モ 1

ナ

ルカ敢テ英米ト

ノ均勢ヲ主張ス

モ

1

ヲ Ξ

スルコト

ニ対シテハ我国ニ於テ何等異存ナキモ

ルカ故ニ英米ニ於テ我保有量ヲ超過セ

ル ル

噸数

1

、ナル ~要求 アラサ

旨ヲ説明シ置カレ

度ク其機会ニ於テ参考ト

シ

テ

230

昭 和 4

年11月29日

幣原外務大臣宛(電報)在英国松平大使より

向について 日米間予備

P ンド

 $\boldsymbol{\nu}$

交渉回避に関するド

·ズ大使の

意

円潜水艦ニ付質問アル場合ニハ 我方ノ重キヲ置ク所ニシテ比率ニ関係ナク右保有量ヲ 目標トシテ計画ヲ進メ来リ 低下スルニ非サレハ全般ニ於テ軍備拡張ノ ル ヲ阻礙セ 危険多大ナリト認メラル 、実情ナル旨内話シ且潜水艦ハ弱者ノ武器トシテ特 $\boldsymbol{\nu}$ 1 Ի ヲ避ケムカ為漸ク八万噸ニ タルモ 我海軍ト ノナルカ協定ノ成立 ・シテ 、ハ十万噸 ,結果 切 ĵ 下 ŀ 5 ナ Ξ タ ヲ N

至二十万噸トナリ居ル処我方ノ見ル所ニテハ更ニ之ヲ

以上ハ特ニ政府ヨリ ン居リタルモ米国政府ニ於テ既ニ多数ノ全権ヲ任命シタ 得 相ニ述ヘタルコトヲ詳細説明シ米国政府ノ好意ア 十一月二十九日「ドウズ」ニ会見往電第四五〇号 ト交渉シ尚貴大使ニ対シテモ訓令ニ依リ総テ隔意 ハ喜テ為スヘキモ実ハ従来大使トシテ訓 第四五一号(極秘) !タキ旨述へタルカ「ド」ハ右ノ話ヲ米国政府ニ取次クコト 訓令ナキ限リ今後貴大使ト discuss 本 令ノ下ニ 省 11 11 月 30 29 日 後発 , ル考慮ヲ ナ 英国政府 「マ」 首 ク 御話 ス ル 315

云フ迄モ ナ 界各国カ其 ケ V ハ ナ ナク軍備縮 ラ ノ相互ノ関係ニ於テ一切 ナ く 之カ為 小協定 ノノ徹底 Ξ ハ 関係各国 ヲ 期 ノ誤解及猜疑ヲ除去シ ス ル ノ国防上ノ安全感 為 = ハ 宜 シ ク 世

317

為ニ外 期スルコト 世界 ニ至ツタ 1 1 イ 、招請ヲ ,大目的 -。 帝国カ 2 ナラ 平和ヲ確立シ国民ノ負担ヲ軽減シ軍備縮小 コト 欣然受諾シ不肖等ヲ全権委員ト ニ対スル誠意ノ一表現ニ過キ ナ 曽テ華府会議及寿府会議ニ参加シ ハ 1 帝国政府ノ伝統的政策テアル モ亦 モ) 此ノ帝国政府ノ意 ŀ ・確信ス N 0 ノア ・ナイ。 N シテ特派 所 コト云フ迄モ ヲ 今次倫敦会議 タ 徹底 1 / モ実ニ此 セラ 1 、実現ヲ セ Д N ル ナ カ

任ヲ辱 訓 云フコ ノ下ニ於テハ 令指導 肖 通軍備縮小 陳フルコトヲ得ルハ最モ光栄ト感ス 2今般大命ヲ拝 シメ ŀ 並国民ノ支持激励ヲ得微力ノ最 ハ出来ナイ。 サ 尚幾多ノ曲折アルヲ免 ル ノ事業ハ各国国情著シク コ Ի シテ倫敦ニ使ス ヲ庶幾スル 不肖微力菲才ナル 次第テア ル $\overline{\nu}$ Ξ 和異 ル所 ス前途坦々 際 ル。 善ヲ致 モ幸ニシ 2 テ セ -----言 N 7 今日 2 ル 所 - テ政府ノ テ テアル 0 懐 御承知 此 1 1 ,情勢 ブ重 ~---端 ኑ

若槻全権 「メ ッ セ ージ

テ 使

シ

ハ

然ラハ隻数

ジ上

Э

リ見

V

ハ米十八隻ニ対

シ英十五

隻

=

昭 和 四年十 一月三十 Ė

マ」ハ実ハ其 何ト 到底英国民ノ同意ヲ得ラレ 提議 述フヘシト述ヘタリ カシテ之ヲ抑 ハ 重要ナル ノ通ニテ国民ノ同意ヲ得ル事困難ト思ハ ニ付静カ ヘン ト苦心シ居ル次第ナリ日本 = 研究 サ 1 スル ルニ非スヤ 1 上成 Э ル IJ 、隻数ヲ N ŀ \sim -述ヘタ ク 、基礎 速 Ξ 意見 タ 1 ル ト 今 ル 処 シ 不 ヲ

回 N

1 モ

関 出 以 ヘタル 府 其 尚当分調停ニ付テモ噸数ヲ基礎 ヲ申 カ カ本使ハ我方ニ於テハ噸数ヲ基礎 $\dot{\sim}$ (同首相 (上何等 ス え リ会議 (ノ内何噸ノ者ハ何隻ト言フ如ク計算ス 転 ル ル 電 = . カ 要点ヲ記 $\tilde{\boldsymbol{v}}$ シ希望 ኑ ノ批評又ハ反対ヲ述ヘサリキ文書ニ依リ意見ヲ [Y] ニ於テモ右ノ方針ニテ審議シ ~仏伊 ・ハ避ケ度 エニ依リ単 ハ我方ノ説明ヲ聞キ居リタル \sim 載 暗送 シタ (キ旨 ĩ セ 「述へ首 IJ モ ナ ル非公式心 1 ヲ交付 相モ同感ナル旨申居 <u>۲</u> ・シテ方針ヲ立テ居リ ス N 覚 タリト承知ス Ξ ~ Ի Ի 事ヲ希望 シテ殊 ŀ ノミニテ夫レ セ IJ = IJ N 2 旨述 数 タ 提 寿 ル N =

年 ii 月 Η

日本出発の際の若槻全権の

メッ

セー

ジ

昭 記和4 **30**

232 米

3 会議招請及び非公式交渉関係

便宜 職務 於テ従 関連シ 大使ト 令 ル ル 淵大使国務長官ノ間ニ話始マリ国務長官ヨリ覚書迄提出ス 右 ニ話 ス ス虞ア ニシテ ス予備交渉 ル ノト考 ヲ報告ス ラ出 ニ至リ ルコ コ 何 連絡ヲ面倒 ٦ ۲ ٢ セラ ハ会議ノ開始ト同時ニ生スルモノ ኑ $\dot{\nu}$ チ 思考ス 来 テ交渉 Ξ ~ ゥ Ի N モ シテ米大使ニ御話ヲス ハ頗 ニケ所ニ於テ話ヲ為スコト シ 1 セヨ タ Ξ タ ズ」ノ態度ニ対シテ考フル ル ヲ ヘキ旨述へ我説明ニ付テハ何等 ム 如 ル ル ル 便宜ト思考シ此ノ点ハ出淵大使ヨリモ国務長官 付英国政府ト ハ単ニ外交的ニ意見ヲ交換ス ル 機微 コト ル ル 7 え 筈ナリト ----コト等ノ為交渉ヲ避ケン ト思ヒ居ルコト ルモ前記ノ ルニ 様華盛頓ニ於テ話セラ 隔意ナク 7 」首相ト話シ居ルコト ト予期以上ニ多数代表ノ任命ノ ノ関係ア 一非サ -述へタ ۲ ۲ ν 如キ次第ニ付特ニ国 ノ交渉ト ŋ ハ纏 ル処 ル ኑ ト日本ノ要求カ 述 「ド」ト 次第ナリ仮令非公式 IJ 付 ヘタ ٦ ٢ 関連シ当地ニ於テ御話ヲ カ ニ既ニ華盛頓ニ於テ出 ハ動 、ト思ハル ル サ Ի ル - セル ハ モス シ 1 ル次第ニ付 ニ付本使ハ ル 1 ル 、不取敢右 间 次第ニ 同時 コ 批評ヲ避 |務長官 モ 、困難ヲ Ի ν Ξ 話 ・必要ト N ニ米国側 1 ハ混乱ヲ来 ,結果内輪 付 カ 1 シ /来スモ 全 ノ交渉 Ξ 2当地 ニ ト思 自分 Ξ ス ケ ラ次第 恵 IJ N ・タリ ナ 権 訓 方 モ ラ 5 ハ ŀ ハ

> 米 = 転電 シ 仏 伊 Ξ 暗送ス

ル

昭 和 4 年 11 月 (30) Ē 幣原外務大臣宛(電話) 報

231

吋 砲搭載巡洋艦の隻数などをめぐるマ ク

ルド首相との 会談につ in τ

ナ Л

П ンド 2

本 省 11 月 30 日 後 着

第四 五〇号(極秘)

様一般 接近ス 於テ十二隻ト 六千噸カ英ノ保有量ノ七割ヨリ遙ニ シ 度即チ之カ廃止ニ反対ナル次第及我保有量八万噸ニ +主張ヲ米宛貴電第三九二号ノ趣旨ニ依リ ハ比率ヲ重要視スル我理由 1 一月二十 カ八吋搭載巡洋艦ニ対スル我方ノ申出ニ対シ 次第ヲ詳細説明シ尚之ニ関連シ潜水艇ニ対ス N ノ人ハー見隻数ニ重キヲ置クヲ以テ斯 処ニ対シテ同意ノ頗 九日「マ ナルコト 」首相ニ会見シ貴電第三〇四号御訓 二対 エニ対シテ シ頗ル当惑 ル困難ナル ハ何等批評ヲ加 超過スル ノ色ヲ表 意ヲ表 説明シタ Э 1 シタ 如 ~ ۲ テハ十二万 N 我方 キ シ前回同 及隻数ニ N 白英ノ ヘサリ =[7] 対スル ル 二本 ノジ態 示

和 ν 最少限度迄ノ大々的縮小ヲ実行スル ル程度 何国ニ対シテモ 余地ヲ無カラシメナケレ シ倫敦会議ニ於テ此ノ帝国ノ主張カ各国ニ依ツテ受諾 ツテ帝国ノ ヲ確立シ各国 ルコ ノ保障ヲ確立スルモ 要求スル所ハ要スル ኑ ノ軍備テア ኑ ・ナレハ各国ハ内ハ国民負担ヲ軽減シ外 主張ハ実ニ公正ニシテ合理的ナモノテア ハ相互ノ国情ヲ諒解シ苟クモ疑念ヲ挾ム 攻撃戦争ノ準備ヲ企画シタコト ル 帝国ハ何時ニテモ此 ノテアル。 ニ他国ノ攻撃ニ対シテ防禦ス ハナラナイ。帝国政府ハ未タ曽 ノ用意カアルモ 息カアルモノテア 此ノ意味ニ於ケル ハナ い世界平 / ク帝国 ル ル ニ足 0 \sim セ ラ 若 テ 丰

事業成 望 堅ク決意スル 不肖 シテ 二 任 止 就 7 |ノ重且大ナルヲ自覚シ鋭意最善ノ努力ヲ尽サム ノ為充分ナル協力ト支持トヲ与ヘラレ ナイ モノテア モノテア ルカ国民一般ニ於テモ此ノ世界的 ル。 ムコ ኑ ヲ希 天 ŀ

233 昭 和4 +年12月3 H 幣原外務大臣宛(電報)在米国出淵大使より

比率問題などに関するスティ との会談につい t ムソン国務長官

ワシント 本 $\mathbf{\dot{\nu}}$ 省 12 12 月 3 日後着

際ノ必要ニ基キ且日本国論ノ一

致セル

処ナル

=

付是非ト

第四六二号(極秘)

貴電第三九二号ニ依リ二日国務長官ニ会見軍縮問題ニ ----時間余ニ亘リ懇談ヲ遂ケタル結果左ノ通 関 シ

318

↑先ッ本使ヨリ十一月十二日貴長官ヨリ手交セラレ ヒタ 当時補助艦ノ比率ニ関シ何等協定ヲ見ルニ至ラサ 認ヲ与フルト共ニ特ニ次ノ二点ニ付長官ノ 使限リノ腹蔵ナキ意見トシテ申上タル事項ニ対シ大体承 書内容及当日会談ノ次第ハ早速本国政府 ニ対シ本使ヨリ先般来屢々御話 論ノ容易ニ容認シ得サル 回補助艦ニ関シ夫ヨリ大ナル比率ヲ定ムル テ主力艦ニ関スル五五三ノ協定成立シタル 訂 ŀ \sim \sim ル タ キ旨申越セリト前置シ貴電第三九二号ノ口ノ 処右ニ対シ今般回訓ニ接シタル 正スヘキカ只茲ニ特ニ御諒解願ヒタキハ華府会議ニ於 ハ成程貴説ノ通ナルヘシ自分カ態度変更ナル言葉ヲ用 ル ル処長官ハ本使ノ提言ヲ熱心ニ聞キタル上華府会議 ハ或ハ実際ニ当ラサルヤモ ヘキコト シタ ナリト述へ 知レサル カ政府ハ右会談 ル通七割 ニ電報シ置 ニ付 I 事実ニ鑑ミ今 注意ヲ喚起ス タル ኑ ノ主張ハ実 、要旨 ・ハ米国国 此 ニ付是 ノノ点 ÿ い際本 タ シュ ヲ キ N 述 タ 覚 ハ

ヲ 過日覚書中ニ述ヘラレタル実際ノ事情ニ基キ意見ノ交換 同意ヲ得タキコトアリ モ 述ヘタル ŀ ニ長官ハ日本側 シ モ 、試ミル 倫敦会議ニ対スル根本方針ニ付卑見ヲ述ヘ ヲ認メラレタルコト テハ右主張ハ飽ク迄之ヲ支持スル建前ノ下ニ貴長官カ 貴国側ノ同情アル考慮ヲ求メサ 後御話ノ途中別問題ニ移ル嫌アルヤ コトニ付テハ素ヨリ異存ナキ処ナリ ニ於テ右ノ如キ意見ノ交換ノ トテ次ノ い自分ノ深ク満足トス 如ク語レ ルヲ得ス尤日本政府 y 幣原男 、ル処ナリ ŀ モ計リ難 有益ナル ・述へタ 1 御 + F コ ル Ի

口華府会議当時米国政府 想ヲ 議ノ 事情 陳述シ互ニ 公開 Ի Ξ シヤ否ヤハ今日批評スルコトヲ欲セサル ン スル タル為関係各国ヨリ恰モ米国ハ自己ノ成案ヲ 関係各国ノ海軍縮少ニ関シ一定ノ案ヲ携ヘテ会議 述 結果最多ク 1 三顧 席 モ |へ引続キ秘密会ニ於テ各国夫々其ノ希望ス ノナリ F ミ今回ハ華府会議ト 胸襟ヲ開 ニテ各国全権 ノ犠牲ヲ払フノ已ムヲ得サル ŀ ノ誤解ヲ受ケ又米国自身ト キ所見ヲ交換シ大体ノ ノ執リタル Ξ IJ 軍縮問題ニ 全ク行方ヲ変へ会議 態度カ果シテ適当 モ当時 関 協定ニ達 ス -シテ ニ至リ ル 押付 7米国政 各 ノ劈頭 ル 自 ハ ġ 同 ス 処ヲ ケ = ナ 1 臨 ル 玾 N 슾 A 府 IJ

> 三次ニ本使ヨリ補 如ク 府ノ所見ヲ申上 テ御返事ス 次第ニテ先ツ松平大使ヲシテ 際ノ事情ニ基キ討議ヲ進ムルコトモ一ノ方法 付論議ヲ重ヌル 事態ヨリシテ協定ニ達セントス ハ華府会議ノ際ト 时 ル 砲巡洋艦ニ付談合ヲナ 飽迄モ七割 ヘシト思考ス ヘシト述ヘタリ タルカ要スルニ日本ト ノ比率ヲ支持ス モ詮ナカルヘシ 助艦ト比率問題 ルモ兎ニ角早速電報ノ上何分 ハ事情変化シ居リ今更既往ノ行懸リ サ ý [Y] ル ル ኑ ŀ Д い勿論ノ 趣意ナリ ノ関係 ル ノ意見ニテ専ラ新ナル コ ト 首 ・シテ 相ト = ニ付先刻日 · ノ 間 、次第ナ 決 而 ン . 今日 2 ኑ シテ前述ノ -認メタル 同 ニ不取敢 ノ儀改 大使 ル Ξ カ実 [本政 於 Ξ テ 22 メ

ナ 右 ニ対シ本使ヨリ 御話シノ次第ハ 幣原大臣ニ於 小 テ モ 同 感

見込付キタ ッ ク 新聞記者ニ材料ヲ与フル 以テ日本政府 知ラシム 右ニ関シテハ何レ関係各国トモ追々相談致ス ルカ如キ仕組トシ始メヨリ議論ニ花ヲ咲カ ル場合ニ適宜会議ヲ公開シテ其 1 賛同ヲ得タシト カ如キコトト · 切言 ナラサル様致シタ セ IJ 1 ,結果ヲ \sim キ カ 世 先 セ Ŀ

「 ド

既ニ「マ」首相ト

一応ノ会談ヲナシ其ノ結果逐一

大使ニ御話ヲ致シ

タ

ル筈ナレ

ハ既ニ

[بر ا

大使ヨ

y

報告

る

月 9 (電報)

昭和 4 年 12 Ĥ 幣原米国 **外務大臣宛**

234

英ニ転電 セ

ĺ)

酬 ニ至ル 文化的提携ヲ促進スル 最モ本懐ト 為ニ努力ヲ シ ル ル 海軍問題ハ倫敦会議ニ於テ必ス円満ナル解決ヲ見ルニ ヲ満足ニ解決スル様努力シタキ決心ヲ有スル次第ナル 心得居ル ŀ 相違ナキヲ以テ此ノ傾向助成ノ為努力スル 「フーバー ニ長官 述へタリ右ニ関連シ本使ヨリモ自分ハ日米間 セ Ø 可ク又排日立法修正問題モ親シク日本ヲ承知セラル IJ N 一人ナ ヘシト確信シ居ル旨ヲ特ニ思フ処アリテ付言シ ト共ニ差向キ海軍協定及排日立法修正 ハ排日立法通過ノ際ニハ自分モ深ク之ヲ遺憾ト 試 」大統領及貴長官ノ在任中ニ円満解決ヲ見 スル処ナリ右ノ点特ニ幣原男ニオ伝 Ξ ルヲ以テ将来適当ノ時機ニ至ラハ右修正ノ ル 積 テ コト IJ \mathbf{F} -極メ ヲ以テ自分ノ重要ナ テ 熱 心 ナ ル態度ヲ以 コト ニ経済 ヘヲ ル使命ト 27 ノニ問題 自 テ応 請 分 タ 至 的 7 カ N ル 1

(七) 通リ 分 米国ノ 最後 論指導ニ負フ処大ナル 更ニ重 万噸乃 サ \sim 主張スルモノニ非サル ν 以テ何等回訓ニ接セス又潜水艦ニ関シ日本 ヲ述ヘタ 親善関係増進ノ為益 ----X ŀ 八万噸ヲ必要ト思考シ居ルノミニテ決シテ「パ 居ル 二 己ノ シテ幣原大臣ハ海軍問題ノ円満ナ タル 相当世人ノ注意ヲ喚起シ居ル ス ル パリチー」ヲ主張スル考ナル旨過日来新聞紙ニ伝へ É ル ヲ以テ八万噸ヲ主張セラルルコ ニ貴電第三六五号御訓令ノ要旨ヲ述 「本ニ対 、輿論概 処ナリ ニ長官 |キヲ置カス他日充分相談ノ余地 旨ヲ告ケタル 至二十万噸ハ日本側ニ於テ多キニ失スルモ 容易ニ為シ得 ル ニ長官ハ い米国 ス Ի シテ友誼的ナル - 述へタ N ____ 般国論 米国 々貴長官ト協力シ ニ長官ハ自分トシテハ駆逐艦 ノ現在保有量ハ約七万五千噸ニ過キ リ次テ英米側 ル処ニ非サル ヘク右ハ日本政府ノ多ト ニ付其ノ点誤解ナキ様願度シ ノ国論指導 1 、良好ナ ハ長官始メ政府当局者 如キモ日本政府ニ於テ ル協定 ル モ ĩ ノ駆逐艦保有量十五 ۲ しアル 如 タ コ 幣原男ノ見ラル ハ甚タ米国 Ի + キ意見ナ へ日本ニ対 ヘジト 六八 ハ ハ ニ依リ日 微 ΤĒ リチー -シ 居 力 = 万 事 しノ意外 N 問題 1 ナ 語 噸 実 ŀ N 米 ス Ի I ル 1 V ָ שו 妩 輿 N 認 述 ハ ラ ル 自 Ի リハ 1 = 1

四右ノ機会ニ貴電第三九二号ノ四及松平大使発閣下宛第四 承知ス 所ナル 心得居 テ日 五一号末段ノ次第モアリタ テ Ի 報告スル一方松平大使ト随時意見ノ交換ヲ行ヒ倫敦ニ於 テ行フハ混乱ヲ来ス虞アル 難ヲ感スヘント ルモ 使 ニ於テ松平大使ヨリ聞込マレタルコトハー々詳細華府 テモ同意ヲ困難ト 「ド」ヲ指図スルコト ノ際実際ノ事情ニ基ク意見交換ヲ華府及倫敦ノ ・思ハ 次第ハ一応尤モナルモ暫ク熟考ノ時日ヲ与ヘラレ 隔意ナク談合行ハレ居ルコトハ自分ノ頗ル満足ニ思フ ヨリ報告ニ接シ居レリ尤モ未タ篤ト研究ヲ遂ケ居ラ 英米三国間ノ談合進行ヲ促進スルコト適当ナラスヤ 右松平大使所 カ実ハ ルト述ヘタル ル N 所 モ日本其ノ他ノ国ト ナシ又今日 「ド」 ハ 英米間 ノ意向ヲ洩ヲシ 「述ノ貴国政府ノ希望諸項ハ米国ニト スル所ナルカ英国政府 ニ長官ハ モ種々ナル事情ヨリ不便ナリ貴見 ノ時期 ルニ付本使ヨリ長官ニ対シ ニ付「ド」大使ニ就 松平大使ト ニ於テ日米関係ニ関シ ノ関係ニ付テハ ノ談合ニ関スル方針ハ能ク 「ド」ノ間極メ <u>۱</u> シ テハ最 未タ深 派キ 同大使 腉 度シ モ ク = 此 サ 困 IJ = 間 御話ノ次第東京ニ電報シ置キタルモ折角考究中ト見エ今 テ ル ル

ニ接セラレタルナラント述ヘタルニ長官ハ確ニ「ド」

大

ŀ

述ヘタ

IJ

320

内次テ本使ヨリ各艦種ニ言及シ主力艦ノ問題ニ付テハ先日 **伍次ニ本使ヨリ実際ノ事情ニ基ク意見交換ニ付日本政府** 見ノ開陳ハ 長官ハ兎ニ角尚篤ト考慮ヲ廻ラシタキニ付右ニ対 張ト何レニ重キヲ置カル 洋艦ニ対スル七割 共ニ重キヲ置ク点ニ於テ毫モ異ナル点無シト答ヘタ 処右ニ付テ長官限リ 以上日米間ノ具体的解決案ヲ有セラルル 貴長官ニ於テ実際ノ事情ニ基ク意見交換ヲ主張 ヲ切リタル迄ナル次第ニ付其ノ辺誤解ナキヲ希望ス将又 実ハ仮ニ米国ニテ大型十八隻ニ同意スルモノ 於テ別段異存ナキ次第ハ前ニ申上ケタル通ナル ニ長官ハ暫ク考ヘシ後日本側ニテハ米国保有ノ大型巡 次第ニシテ松平大使ノ「マ」首相ニ申 ハ日本側トシテモ一定ノ具体案ヲ提示スル ノ談合カ的確ナル具体的協定ニ達シ居ラサ 今少シ待タ ノ比率ト補助艦全体ニ対スル七割 ノ御意見ヲ承ルヲ得ヘキ ν A ルヤト尋ネタルニ本使ヨ Ŷ ト述ヘタ IJ カト -出テタ -察セラル ŕ コ ル ト看做シロ 瓜セラ カ英米国 ŀ N Ի 現状ニ於 リ両者 ・述へタ コト ス 困 ル ジ主 N N 難 = 意 ル ル ナ モ =

官補
の
談話に
っ
ら
τ

第四九三号

本ワ シ $\mathbf{\dot{\nu}}$ ኑ 省 \sim 12 12 月 月 10 9 日 日 i前後 着発

322

(-)御承知 通当地 ルヘシトテ極メテ悲観的観察ヲ下シタ ク ス一方伊国ノ対仏 比率ヲ補助 1 N 「クロ 所 事態ヨリ考フルニ倫敦会議ハ満足ナル結果ヲ得ラレ 処同 ニ依レ 「ス ウデル」ニ面会ノ際夫レトナク其 2 大使ハ仏国ト 「フランク、 ター い艦ニ其 ハ日本ハ七割ヲ要求シ居ラル 」 紙ニ寄稿シ居レ 「パリチー」要求モ容認不可能 ノ儘適用スル事ハ絶対ニ承諾スルヲ得 シテハ華府会議当時ト同様主力艦 サイ モ ンズ」 ル 処八日夜仏 ハ往電第四九二号 IJ ル趣ナル ノ底意ヲ探リ 国 カ之等 ナリ 大 聞 サ 使 1 タ 1

仏ニ対 コト 付同 スコ 仏ハ補助艦ニ対シ華府条約ノ比率以上ニ多大ノ要求ヲ ハ :官ノ腹蔵ナキ意見ヲ求メタルニ大要左ノ通 ト並英国ハ仏ニ強大ナル補助艦ヲ与フルヲ欲 ハシ補 周知ノ事実ナリ昨年英仏間 ■助艦ニ付 「パリ チー 」 乃至可成大ナル比率ヲ ノ海軍協定成立 セル セ サ 際 ルナ

認

Ъ

N

秘密協定成立セル旨伝

ヘラ

 ν

Я

ル

コト

7

ý

シモ

米

(二九日

「キヤツスル」次官補ニ面会シタルニ仏伊

1

関

係

-

持 最終的ノモノト 察 国政 フ セラル尤モ伊モ仏同様今回ノ会議ニ対シ非常ニ熱心ト云 リ ハ 分 際連盟ノ承認ヲ前提トスル如キ主張ヲナシ居タル 悲観論ヲ有セス尤モ極ク内密ノ御話ナル 守 ゝ ハ カニシ置キタリ仏国トシテハ連盟ト ロウデル」大使来訪ノ際依然トシテ倫敦会議 旁ラ米国ト ニテ其ノ後ハ主トシテ「ブリアン」カ衝ニ当ル模様 結局何等カノ妥協 V 実ハ米国政府ニモ余リ良ク解リ居ラス唯最近 独リ海軍 素ヨリ吾人ノ念頭ニ置カサルヘカラサル ホセラル 次第ニハ シ度キ考ト ハ同会議ノ決定ハ 的ニテ比率問題ニ就テ可ナリ強キ主張ニ出ツヘシ ハ 府 伊八 ~ ルモ 斯 対仏 非サ ノミナラス陸軍及空軍ニ就テモ仏ト均勢ヲ維 シテハ仏ノ態度ニ対シ新聞紙 ル事 ·認メラ 「タ」自身ハ会議ニ二十三日出席ス ・セサ テナシ ル 「パリチー」ノ主張ヲ幾分緩和 Ξ ルル処海軍ニ関スル仏伊交渉ノ真相 ト認ム トニ付テ 点ヲ発見 ルコトヲ主張スヘシト思ハル definite 「タ ルシ得 ハ申ス迄モナシト and final ナル ル ルニ ジュウ」 ノ関係上倫敦会議ヲ 至 ル カ実ハ最近「ク ノ伝フル 内閣 \sim 処ナリ又伊国 キカ ノ決定へ国 述へ大体 シ Э ノ情報ニ 27 ト思考 ツツ ニ付自 ル Ի カ N 相 ルカ右 如キ 三付 ノミ 1当保 ヲ ト 7 明 観

英ニ転電シ、 = 於テ全ク 英ヨリ 、悲観シ居ラサ 伊ニ転電セン ル模様ニ見受 Ъ ケ タ IJ

仏

昭 和 4 年 12 月 9 Ē 幣原外務大臣宛在英国松平大使 (電報)

非公式会談内容漏洩防止に関する希望及び隻

235

相の談話につ 数による均衡論などに関するマクドナルド首 (s τ 本口 $\boldsymbol{\gamma}$ К 省 1 12 12 月 月 10 9 日前着

第 四 其 ラ 悩 十二月九日 希望シ置 N ŀ タ Ξ ヲ 思 ν 述 マセル ') ル 後 二付 居 以テ直ニ シ ヘタ 七 到着 ル N 一号 キタ 如 コト ル 本使ハ交渉ノ初メニ当リテ或ハ漏洩セ ルコト迄日本新聞ニ現ハレ之カ為多少反英気分煽 東京通信電報ヲ当地新聞ニ 7 セ キ模様ア ・アリ ルカ其ノ後何等漏洩セル 政府ニ電報シ極秘 ル日本新聞記事中 」首相ニ会見ス「マ 、トテ非公式会議ノ内容殊ニ自 ルコト -ハ 頗 . = にニ付ス ル迷惑ト ハ L____ 既ニ帝国政府当局カ言 ーテ見タル 如キ報道ヲ見 ヘキ手段ヲ講 ハ -スル所 先 (ツ 甚 コ N 分 ナ 2 ルニ非スヤ ኑ ý う 貴 ク え ス 7 Ի 自 、尤モ N IJ 述へ (大使 分 様 タ Ĵ

建造シ 有 付 相 散見セルモ右ハ素ヨリ正確ナルモ 明 セ テ満足セラレサ 八隻ヲ以テ満足シタ 底英国民ヲ納得 兀 ス 七割四分ヲ占メ居ルニ付夫レ以上ト コトニ付テ ス 無キ様希望ス Ξ Ի 1 ハ「エ ナリ 付 ス テ 六年又ハ七年ニ至ル迄十四隻ヲ日本ニ於テ維持ス ル ル ハ隔意ナク自由ニ意見ヲ交換シ居ル際ナル故会見 セ 建造ヲ許ス事ト ノミナラス仮ニ日本ノ云フ如ク更ニ過渡期ニ於テ二隻 ル ハ日本ニ於テ八 コトトスヘキ旨ヲ述ヘタリ テハ素ヨリ ル我方針ヲ貴我交渉ニ適用 所 一時 ツツア ク 二 比 ŋ 的ノ便法ト ハ篤ト考慮ヲ加 ブリ シ更ニ ル八吋搭載艦ノ噸数ハ既ニ英国ノ夫レニ比シ ル旨述へ本使い至極同感ナルニ付尚一層注 ル セシム 秘密ニ付スル要無キモ内容ニ関シテ 7 ニ付自分ト セハ古鷹級ノ艦齢ヲ二十年ト看做シ一九 ^ ム」ヲ保 一万噸 万噸ヲ要求セラル ル次第ニモアラス又日本モ十二隻ヲ ル事能ハサ 一云フモ可成 ッ ヘタル ノ拡張ト シテ \sim キ旨繰 「マ」ハ前回述ヘラレ シ記事ヲ作成シ居 2 ミリ長期 ル カ日本カ現ニ建造シ又 ノニ非スト 英十五米十 ナ ヘシ米ニ於テモ未 ナスコト ルコ Ŋ 返 英国ノ ~三豆ル事 シ Ի タ · ハ 頗 -述へ タ IJ ハ 有ス 現在日本 又潜 八 い困難 H **ト** ル 1水艦 + ノ事実 N ナリ ル ハ ル モ 漏洩 処首 所 Э タ タ 1 以 +1 い 意 ヲ 1 ŀ 到 ト ル 1

打切リ八 十四隻 得 水艦 思 Н カ 割[IJ モ 於 = 百九十七 二十七噸建造中 数 N 算ヲ立テ ニモ見ラ 山本ハ 英国 達 本使 シ 八代 モ へキ 三下 1 ŀ テ多少差異ア 。 已 ム ル何 = 多少相違ア セ ノ現在ニ関 比 艦期 国防安定ニ シ ŀ モ ル ハ第一ノ ノ保有量ト 噸ト v ヲ得 ÷ŀ '英国側 万 ナ 迄更ニ減縮ス シ三万噸ヲ V Д ニ セ ルモ 噸ヲ以テ N ルニ付必スシモ 後ニ造ラル ル Î ヘカラ ナ サ 民シテハ首. こま貴総理 ý ŋ 点 的 リ約八万噸ト 古鷹級及新造セラ N 1 = 一関スル 於テ米国ノ十八隻ヲ認ム 本使ハ日本ニ於テハ既製艦六万六千六百 次第ナリ 二付 タ ヲ モ 同数ニ下 超過 サ 満足スル次第ナル 有 1 ル F シ 居 一万一千八百七十噸合計七万 \sim N ル テ ニ付更ニ双方研究ス 丰 既定ノ方針上 ブ御話 ニ付其ノ結果英国側 ス 相 コトモ差支ナカル ハ 日英両国ノ ÿ IJ 隻数ヲ以テ論ス 十三隻ノ勢力ヨ ラ有 又第二点ニ関シ ル 、 居 レ コ タ ナ ñ ジ居 Ի ル ハ帝国政府ニ報告ス 次第ナ N Ի モ ハ之亦日本 右 ナ ル ヘキニ隻ヲ加 , 旨 ヲ |米国ヲ標準 数ト本使ノ有 Ξ ル ハ 今回 ル ノ関係 Ի テハ ヘク ル 述 ル IJ N テ カ将来十万噸 難 必要モ 、劣勢ト IJ コ 1 ŀ 1 ~ / 会議 隻数 ,又米国 絶ヲ示 数ヲ ノ比率 ト ニ於テ ኑ タ N へタ ŀ Ի Ь 低下 ナ セ カ = 八 Ŷ \sim ナ Ξ シ ナ テ計 千 居 シ N カ IJ 数 鑑 + ル 於 ν 1 ハ 2 七 首 迄 应 潜 様 ヤ Э テ F ハ 数 タ = Ξ N シ

伊 先ッ欧 相 軍 述 側 ヲ 如 ク ヲ 両 策 必 IJ ハ キ論議スル 主張ヲ押 「大佐ヲ -武官ヲ ~要ヲ 述へ居 ŀ $\tilde{\sim}$ 到 + 希望スル ハ ナリ 各国ノ所有量ヲ制限シタ ニ於テ前回述 ノ意向ニ付何等通報ニ 尚潜水艦ニ関 述 タ 底協定ノ成立ヲ見ル ハ 述 或 Ի リ尚大分時期 州諸国ト ヘタ シテ シ通サ 差 申居リ ヘタ IJ ハ ル暇ナク N タリ 欧大陸諸国 モ多数海軍国カ之ニ反対ナ 田 N = 米国局長 ス ノ振合ヲ シト 付 此 積 タ カ ヘラ シテ N 次回ニ譲ル ÿ [ץ] ノ点ニ付テ 本使モ全権一行既ニ v ス ナ Ξ モ迫リ来レル 付 タ ル ハ 2 ヲ却テ刺戟スル虞ナキ IJ ー接セス併 ハ 考量 英国 2先方ヨ 如 コト不可 ル 細 カ ν 主張ヲ飽迄維持 キ希望ナ + コト コ ト 1 1 ハ セ サル 面 ・シテ既 IJ + ギ 通報ア 「点ニ付 二付 能 シ日 ト 会人等多数来訪 ハ 1 無カ Ļ セリ N ナ ヘカラス今日 出 発 ルコト 本ニ於 カ此 Ի 成 ル = , 首 相 模 表明 ル IJ 会談 テ N パセラル へ ク ヘン併 様 5 セ 1 次第佐藤、 、点ニ 或 ・ヲ恐ル い最 セ N ヤ ケ = セ 、 ル 八 ・ヲ憂フ シ 付 N ニ付促進 急ク必要ア ハ 貴館 のノ為引続 関 Ъ ル 後 迄 2 決 如 万噸 未タ N ル旨ヲ $\hat{\boldsymbol{v}}$ 成 2 = ニ日本 7 於テ 行海 全廃 島 モ N テ N テ 旨 仏 右 津 -----1 ハ \sim ノ

324

昭 和 4 年 12 月 11 日 幣原外務大臣宛 (電報)

236

交渉行詰 IJ ō

明セラ 考量中 処既ニ 往電第四 七三号 IJ 1 ハ ・レ居ル ル -模様ナキコ 今日迄累次ノ報告通リ 既ニ首席全権ニ対シ御訓示相成居 1 有之此 コ 七 印象ニテ ኑ 一号「マ (極秘) 二拘 ・ナル 1 ,上同様 Ի ラス我方今日迄ノ ヘク又会議ニ於テ帝国政府最 Ļ シ 首 ۲ ۲ 旧相ト

付テ

第

þ

方針

ナ

N

=

於テ

N

シ

ŀ

· 思考

N

而

艦 観

= 察 得

於

テ

米

1

÷ 2

セ タ

ラル

而

, テ 万

力

或

ハ

小

7

Ի

モ 示 ム セ

'巡洋艦

ニ関ス

ル部分ヲ

会議開催

=

ウ

=

面

夽

1

際

L_-

ハ

矢張政

府

Ξ

IJ

訓

令ナ

キ

限

Ð

議

7 \sim

成

功

セ

シ

一
於
テ

ショ

開

セ N ラ ~ 割

ラレ

ル通 応諾

テハ右非公式会談ニ依ル予備的交渉ニテ協議ヲ纏メ置キ化倫敦会議ノ議事方法ニ関スル国務長官ノ意見ニ対シテハ対英回答中ニモ明記シタル通会議開し倫敦会議ノ議事方法ニ関スル国務長官ノ意見ニ対シテハ貴電第四六二号ニ関シ	RALL − ペテ ヽ 〒 ∧ 蚕音 = テ U☆ぶ Μ マラレレア 小米国側ヨリ重ネテ主力艦問題ニ関スル我方付先ツ以テ此点ニ付協議ヲ纏メ右協定ノ見込立開始期ノ延長ニ付テハ各国トモ強キ反対ナキ模キ艦型ノ縮小ヲ採用シ度キ意向ナルカ何レニスキヲ以テ我方トシテハ右ノ如キ困難ナル問題ヲ
協力アリ度旨申添ヘラレ度シ味ニ於テ会議開催前ノ予備的交渉ヲ是非成功セシムル様実証ヲ中外ニ示シ度希望ナルニ付国務長官ニ於テモ此意本会議開会ノ際ニハ最モ平和ナル空気ノ中ニ国際和親ノ	英大使宛往電第三〇四号ト共ニ仏伊ニ暗送セシメラレ度シ英ヘ転電シ英ヲシテ往電第三九二号及貴電第四六二号並在致度シ
2 上率問題に関する日米の争点を紹介したタイ 2 4 2 4 5 4 5 5 6 8 6 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	十―十―七ニ変更方ヲ提議スヘキハ疑ナキカ
	問題ニ就テハ朱々可等公式ノ言及ナント進台日本ノ申出ニク同時ニ右ハ米国ノ承認ヲ得ル能ハサル事モ亦明白ナリ本
大臣宛第四七九号ア、電「十二月十二日在英国松平大使より幣原外務	国側カ如何ナル反対理由ヲ持出スヘキヤハ予言ス
ロンドン 12月12日後発右タイムス記事内容	受り:見言 こうレレ生 1, ミラス恐ラク米国ハ日本全権 ニ
七八号 本 省 12月13日	規定ヨリ切離シ得ヘキモノニ非サルコト注意スヘシ即ヨ 戸彡系、ナラ・、ファロー シューン 言言になってん
スー通信員へ時々大統領国務長官ニ面会シ居リ其ノ通信ハ「ドウズ」過般華府ニ立寄リ帰任シタル際在華府「タイム	ト太平洋防備現状維持ヲ規定スル華府条約第十
ニ サイト 、 目白と意くレス、 ペレイ テヨウ岳イ マレス 、 其ノ筋ヨリ「インスパイヤ」サレ居ル様子ニ付今後該通信	密接ニシテ若シ根拠地ニ関スル自制的協定ナカリセハ五ートハ直接関係アリ米国政旅ノ長ル処ニ依レハ在関係ハ競ル
タルカ別電第四七九号ノ如キモ或ハ其ノーニ非サ	司寺ニ宮倉十八条及ま,四宮庫頂フ厚客スレニドナノ、と五―三比率ニ同意スルコト殆ト不可能ナリシナルヘク従テ
別電ト共ニ米ニ転電セリモ思ハルルニ付御参考迄ニ詳報ス	引夏ヲ Justa / 吉哥産けAtt義 / Ex レ巻漬x レ頃形はノ重要ナル変更ハ不可能ナルヘキ処如斯ハ頗ル多数E. スターンション
(別電) ロンドン 12月12日後発	国間関係ノ改善ヲ阻止スルノ虞アリ尤些少ノ譲歩又
十一日発「タイムス」華府特電本 省 12月13日前着	議規定ノ基礎的事実ヲ変更スルヲ欲セサルコトヲ示スモノ細目ノ改正ヲ妨クルモノニ非ス要スルニ右ハ米国カ華府会
	「西日国皇子」の王子子の子子・フィック

3 会議招請及び非公式交渉関係

米へ転電セリ 渉ヲ為スコトヲ避ケ居ル旨申居リタリ 「マ」ト本使トノ交渉ニ立入リ又ハ本使トノ間ニ非公式交

237 昭和4年12月11 日 在米国出淵大使宛幣原外務大臣より (電報)

会議の議事方法及び主力艦問題などに関し回

訓について

本省 12月11日後6時発

ヲ齎シ減少ノ程度ニ依リテハ比率改訂ノ必要ヲ生スルニ

第四一三号(極秘)

> (1)我方ニ於テ実際ノ事情ニ依ル解決方法ノ攻究ヲ倫敦ニ於 三主力艦協定隻数ノ減少ハ保有隻数ノ少キ国ニ不利ノ結果 体案ニ付テノ交渉ヲ両地ニテ同時ニ行フトスレハ実際上 華府ニ於テ為スコトヲ避ケムトスル次第ニハ非ス唯タ具 テ為サムコトヲ希望スルハ固ヨリ日米間ノ非公式会談ヲ トトハ存スルモ為念同長官ニ篤ト説明シ置カレ度シ テ此辺ノ事情ニ付テハ国務長官ニ於テモ何等誤解ナキコ ノ問題トシテ混雑ヲ来タス虞アルヘシト考ヘタル為ニシ

十二月十日在京英国大使館参事官外務次官ヲ 240 ||伊国 米 ニ コ ト ナリ 旨ノ覚書ヲ手交シ帝国政府ノ所見ヲ求メタル ム 米ニ転電シ 第 239 第三二〇号 往訪シタルカ其ノ聞込左ノ通 ニ」ニ発表セラレタルカ右事実確カメ旁十三日 ムス」ニ掲載セラレタリト 伊国ハ潜水艦問題ニ付英米ト協調スル 比率ノ維持モ交渉可能ナ 将 セリ スポ IJ 何ニ関スルコト スルモ差支ナシトノ意向ヲ有シ右ハ会議開催後ノ形勢如 _____ ル >」「ビン 昭 0 華府 次第ナリ 大ナルヲ確信シ日本ニ対スル各艦種ヲ含ム五ー五ー三 ハ華府会議等ノ伊国全権顧問タリシ人ニシテ「ル 昭 転電シ仏ニ郵送セ 和和 リ」ハ寿府会議ニ伊国 会議の議題及び議事手続に関し英国側より 八 和4 書手交につい ハ場合ニ依リテハ潜水艦全廃又 に関するロ 軍縮会議 4 年 号 ニ於テハ日本全権ト 英 年 12 ヤ」ハ従来連盟軍縮会議事業ニ関係アリ 12 月 13 日 仏 月 13 ~ n Ξ y ŀ H y τ 暗送シ仏ヲシテ連盟事 ナ 1 ルヘキヲ以テ何等予メ態度ヲ決 の談話について タリアの態度及び全権の顔 IJ 幣原外務大臣宛在イタリア吉沢的 在英国松平大使宛幣原外務大臣より ルヲ信シ居レ ノ倫敦電報十二日夕 「オブザーバ ノ接触ハ協定ノ成立ニ資スル 本省 本 Ħ %(電報) ニ決 シ 1 IJ 制 省 7 12月13日後6時発 (電報) ן ר ר ,務局 限 シ 12 12 月14日後着 タ ニ付次官 来訪シ左記要 1 問題 「ロソ」 Ξ 「ステフア ル ・シテ 覚 転 旨 触 ショ討議 報 ータ ,出席 いセサ スポ ー セ シ ヲ 1 一会議ハ 該協定ノ基礎ハ将来ノ会議ニ於テ改訂セラルル and on the limitation of war vessels on the basis 覚書別紙 英国政府ハ成ル可ク早目ニ帝国政府 国海軍ノ規準タルヘキモノトス 達成セラルヘキ日時ハ一九三六年十二月三十一日タルヘク mutually accepted strengths ト定メンコトヲ提議スル reduction of existing naval strength and programmes, ノ所見ヲ回示 開催ス 第一回 IJ ナルコトヲ日本国政府ノ内密ノ参考迄ニ申進ス右均衡ノ Ξ ス ハ ŀ

 (\Box) 巨伊国全権 左ノ通 態ナルカ右仏回答ニ対シテハ其ノ後ニ態度ヲ定ム ヘシ 迄ニ何等解決ヲ見サ 寿府軍縮準備委員会ニ提出シタル所ヲ繰返シ提出シ居 「ブリアン」外相ヨリ在仏伊国大使ニ対シ手交セ モ伊国ハ尚交渉ノ成立ニ希望ヲ繋キ居レリ万一会議開会 ・ナルヘキ処最近仏国側ノ態度硬化ノ徴アルハ確カナル ル通知ニ付研究中ニシテ自然対仏交渉ハ一時中 ·伊国政府ハ差当リ英国政府ヨリノ会議 procedure ニ対 伊国側ノ提案ニ何等直接触ルル ハ 昨日 確定シ英国政府 ルニ於テハ倫敦ニ持越ス -通 コトナク伊国側カ嚢 知 シ タ ル カ其 ノ外ナ ルコト ル回 5 цĿ. 顔 デ状 カ 触 ル 答 V Ξ 328

外務大臣 Grandi

海軍大臣 Sifianni

在倫敦伊国大使 Bordonaro

上院議員海軍大将 Acton

尚専門家トシテハ外務省側ヨリ 両大佐其ノ他数名任命セラル リハ軍令部長 Burzaglo カ顧問タル外 ヘシ右ノ内「アクト ハ自分 ſſ¤ Raireri Biscia y Ь Ľ 海軍側 大

3 会議招請及び非公式交渉関係

研

究

ノ上追テ何分ノ回答ヲナスヘキ旨挨拶シ置キ

Ŗ

IJ

議長及事務総長ノ選任ヲナシ英国首相ノ歓迎演説

々縮ノ歴史ヲ概説スルニ止メ何等具体的提案ヲナ

Ξ

IJ

第一回公開総会

、一月二十

一日午前十

一時開会シ議長副

(簡単

公開総会ハ

上院 ヂ

μ Д スレ

1

ヤ

ル

ギヤラリ

ĺ

ニ於テ

セ

2

ŀ

I

イ

宮ニ於テ之ヲ開催ス但

シ

セ ラ

V

 $\boldsymbol{\mathcal{V}}$

I

٢

ヲ

、希望ス

カ ;右提議

Ξ

対

ス

ル

何

分

迄引続キ列

of

モ

英国政府ハ会議

シ目的ヲ

đ

attain

agreement

on

the

議

ヲ

開始シ又ハ各国ノ立場ヲ陳述スル

モ

1

二非

3

7

ル

=

関スル英国政府ノ所見ヲ日本国外務大臣ニ提示ス

英国大使

ハ来ルヘキ海軍

十会議

ノ議題案及同会議

ノ議

車

手

続

サス)

及各国首席全権ノ一般的答辞

(各全権

ノ会議ニ対

ニ海軍

覚

スル協力及会議ノ成功ニ対スル希望ヲ宣明スルニ止メ討

四会議 241 米へ転電シ仏伊へ暗送アリ 尚本件覚書ノ原文ハ直接英国外務省 昭 和 ノ公式用語ハ英仏語ト 4 年 12 月 13 日 在米国出淵大使宛幣原外務大臣より

(電報)

十四日国務長官ヲ往訪会談要領左ノ通

☆本使ヨリ貴電第四一三号☆ノ趣ヲ述ヘタ

N

=

長官ハ

深

ク

貴電第四一三号及第四

一七号ニ関

2

度

5

意ヲ表シタル旨内話セリ 満足ノ意ヲ示シ英国政府 Ξ 一於テモ 大体米国側 1 意 向 = 同

三本使ヨリ貴電第四一七号ニ基キ新聞発表 口次テ本使ヨリ前記貴電口ニ付篤 ヘタリ 細報告スル タ 府ニテ話合ヲ継続スルコトト致シタシ尤前回 明セル処長官ハ軍縮問題ニ付テハ現ニ当地ニ於テ貴大使 ナク会談ヲナスコトト ト意見交換シツツアル ル通「ド I 1 ኑ ズ」大使ハ松平大使ヨ ŀ ナ ノリ居 ナリ居ルニ顧ミ今暫ク従来通リ ノミナラス近ク日本全権ト ルニ 付右御含ヲ 1 御趣旨ノ リ承リタ 願 ノ件 存 Ł 度キ旨申 ルコ = ス Ξ ーモ御話シ 付 N 7懇談 処ヲ説 ト モ 腹蔵 Ц 、 詳 添 華 シ

(四) 米国 カラス此ノ点重ネテ幣原男ニ電報相成タシ尚比率問題 辞去スルニ当リ長官ハ本使ヲ引止メ今回 メテ重要ナ 案文ヲ考へ置クヘシト答ヘタ 輿論指導上極メテ有益ナルヘシト考 <u>ጉ</u> シテ シ ル会議ト認メラル 日 本ノ真実ナル 協調ト援助ト ル処其 y ハノ目的 \sim ラ ル ノ倫敦会議 い 達成ノ為 · ヲ 求 ル = メサ 付 <u>;</u>適当 ル Ξ ハ Ξ 極 \sim ハ 1

タルニ長官ハ日本全権ト

会談後何等カノ

公表ヲナス

 \mathbf{F}

ヲ計 側 談 本ノ主張ハ既ニ幾度モ申述ヘタル通日本政府ニ於テ特ニ 度ヲ以テ述ヘタリ右ニ対シ本使ヨリ比率問題ニ対スル 見込ニ依リ幣原大臣ニ伝ヘラレ度シト極メテ熱心ナル態 ナ ŀ 際本使ヨリ日本全権ノ 及貴大使ノ出席ヲ希望ス Ξ リ有益ト認メラルルニ付来ル十七日ノ貴長官帝国全権会 ニ不可能ナルモ実際ノ事情ニ基キ意見ヲ交換ス 重キヲ置ク処ナルヲ以テ右ニ関スル主張ヲ棄ツ ル ル ル解決案ヲ発見シ得ヘシト ニ基キ意見ヲ交換スルニ於テハ必ラスヤ両国間 ヨリ 限リハ互ニ胸襟ヲ開キ所要海軍力ニ付太平洋 ルカ倫敦会議ニ於テ本問題ニ付議論ヲ戦ハス事 リー二名ヲ出スニ止 シテ ヘク之ヲ避クル様致シ度ク少クトモ日米両国間 紛糾ヲ来シ甚タ面白カラサル (長官ハ表立チタル形式ヲ避クル為自分ノ外国務省側 N 事ト致シ度シト応酬シ置ケリ尚二日長官ト会見 腹蔵無ク具体的意見ヲ述ヘラ ハ日本側 ノ御趣旨 華府滞在 4 ル積 ト語レリ) ノ在ル処 確信スルニ付其ノ辺ノ事モ御 リナリ日本側ヨ 結果ヲ招ク虞アル ハ短時日 ハ充分ニ諒解 レ予備的商議 ノ如キ場合 ロナレ IJ ハ 予 ~ ル事絶対 、ル事素ヨ ニ満足 こノ各事情 2 Ξ ハ 両全権 、会議 居 ノ関 ニ付 X ハ 1 米国 促進 米国 \mathcal{N} 日 1 ナ ス 成

る新聞発表の形式など連絡方について 本省 12月13日後6

我が全権と大統領、国務長官との会談に関

ढ

口非公開ノ総会ハー月二十三日午前十時開会シ議事手続ヲ

 \sim

シ

討議シ且二個ノ委員会ヲ任命ス

議ノ順序ハ委員会之ヲ決定ス(各艦種ニ付各別 第一委員会、各艦種ノ凡テニ付別個ニ且順次ニ

一討議

ス

討

ノ委員

シ 会

発表ノ形式内容範囲等遅滞ナク電報アリ リ 帝 第 迄新聞紙ニ発表スルコト輿論ヲリ ヲ刺激セス又第三国 ト認メラルルニ付右予メ米国側ト 国全権及大統領国 四 ____ 七 号 ノ疑惑ヲ招カ 務長官ノ会談 ード サル 三関 打合セノ上会談終了後 範囲 シテ スル見地ヨリ 度 3 丙 ハ 二於 不必要ニ世論 ふ テ或程度 、必要ナ

242 昭 和4 ·年 12 月 14 日 幣原外務大臣宛 、 (電報)

会議の議事方法、

比率問題及び輿論指導方法

||第一委員会ノ議長ニシテ同委員会ノ任務終了セリ

ト思考

ŀ

・ス

スル場合ハ其旨会議ニ報告シ

会議へ総会ヲ再開ス

 \sim

シ

ス

Ξ

リ

入手セ

ラ

 ν

度

2

第四九九号

)(極秘

本 ワシント

省 $\boldsymbol{\gamma}$

12 12 月15 14 日後発

事日程及議事手続ノ問題ヲ取扱フヲ以テ其ノ目的

第二委員会ハ議事手続ノ問題ヲ取扱ヒ各国ニ名以下

1

全

議

権委員ヲ以テ構成

シ会議ノ当初並会合ノ各階程ニ於テ

ヲ得

慮ス又一般的又ハ専門的性質ノ小委員会ヲ任命ス

ル

Ц

ŀ

カラスト思考ス)本委員会ハ艦種間ノ噸数融通問題ヲ考

ヲ設クルハ各艦種間ノ interconnection ヨリ見テ望マ

などに関する国務長官との会談について

付テ

ハ

屢貴大使ヨ

y

~ 主張

ムセラレ

タ

ル次第モア

ý

,米国政

府

331

330

時発

就ク積リナルニ付是非共其ノ前親シク内状ヲ打チ明ケ懇談 軍縮問題ニ付深キ相談ニ与ル機会ナカリシカ(往電第三二 十四日「キヤツスル」ニ面会ノ際「キ 第五〇〇号(極秘) ハリ最近ノ経過等ニ付知ル処アリ何レ当地出発赴任ノ途ニ 一号末段参照)今回駐日大使トナリシ関係上連日会議ニ加 い此ノ際主力艦廃止問題ヲ考慮スル ()潜水艦問題ニ付テハ日本ハ仏伊ト何等協議シタ ニ非ス 特ニ潜水艦ノ割当ニ充当スル為例へハ小型巡洋艦又ハ ニハ賛成スル能ハス 以テ満足スル以上欠クヘカラサルモノニシテ之カ廃止 駆逐艦ニ付テハ七割以下ノ噸数ニテ満足スヘシ潜水艦 シ六百噸以下ヲ無制限トスル要求ハ之ヲ主張スル ナク日本ノ所要量ハ其ノ独自ノ立場ニ基クモノ 上必要ナル噸数ヲ保有セムトスル い日本ノ地理的状態ニ鑑ミ並ニ日本カ劣勢ナル海軍ヲ 昭和4年12月14 ズ少将の不満に関するキャッスル新駐日大使 日本の大型巡洋艦対米七割要求へのジョーン の内話について 日 幣原外務大臣宛(電報)在米国出淵大使より 本 ワシント ヤ ハ時期尚早ナリ モノナルカ右ノ場合 $\boldsymbol{\nu}$ 省 ハ 12 12 月15日前着 自分ハ暫ラク ナリ ル 、尤モ モ Э 但 ኑ 1 第五一三号 ケ居レルカ其ノ大要左ノ通 ヲ繰返シ挿入スヘキヤ否ヤ 付テハ最大海軍国ノ七割ヲ要求シ潜水艦ニ付テハ国防 について ハ同会議ノ 本

状勢如何ニ依リ

は日本ハ不戦条約ノ精神ヲ尊重スル に新嘉坡軍港問題ニ付テハ英国ヨリ何等特ニ聞ク処ナキ 日本ハ将来右廃止問題ヲ考慮シ得ヘキ時機到来セム モ日本トシテハ進ムテ同軍港廃止問題ヲ今次会議ニ提 モ ノニシテ同条約ヲ I

スティムソン	補助艦比率問	245 昭和4年12月18日	英ニ転電シ英ヨリ仏、	ルモノト認メラル	事ヲ殆ト其ノ儘掲	国ノ七割ヲ主張セ	融通セムトスルモノ	特ニ重要視シ居ル	□紐育「ウワールド」	場合ニ付議論スル	ルモノニシテ右	(《倫敦:於テハ三	定ルモノニシテ
ワシントン 12月18日前発スティムソン国務長官との会談について	率問題をめぐる若槻・財部両全権と	幣原外務大臣宛(電報)在米国出淵大使より	伊ニ転電セシム		ケ居レルカ右ハ全権ノ応答ヲ誤解シタ	七割ヲ主張セサルヘシト述ヘ華府「ポスト」モ同記	ニテ大型巡洋艦ニ付テハ必スシモ米	ル為ニ之ニ割当ツヘキ噸数ヲ巡洋艦ヨリ	ハ右記事中日本ハ駆逐艦及潜水艦ヲ	ヲ得ス	ノニシテ右五国協定不成立ト言フカ如キ仮定的ノ	敦ニ於テハ三ケ国間ニ協定成立スヘキコトヲ確信ス	モノニシテ今直ニ何等言明スルヲ得ス

時ニ於ケル日本ノ態度トハ如何ニモ一致セサル点モアリ 大型艦ニ関スル対米七割要求ハ不条理ニテ殊ニ寿府会議当 致タシト語リ尚昨日ノ会議ニ於テ「ジョウンズ」ハ日本 244 英ニ転電シ英ヨリ仏伊ニ暗送セシ タ諒解ニ苦シムト熱心ニ語リタル旨極秘トシテ述へタリ Д Ĺ 1

332

昭和4年12月 (18) 日 幣原外務大臣宛本米国出淵大使と (電報)

若槻全権の記者団への応答に関する新聞記事

243

英ニ転電シ英ヨリ仏、

伊ニ転電セ

シム

長官ニ対シ前記ノ趣旨申入置キタリ

題ニ関スル全権会議ヲ催シ居ル次第アルモ本日モ重ネテ 申入置キタル処最近国務長官ハ連日長時間ニ亘リ軍縮問 旨注文シ尚「キヤツスル」ニ対シテモ特ニ同様ノ趣旨ヲ 側ニ於テ準備ヲ進メ具体的意見ヲ交換シ得ル様致シ度キ

ワシントン

省 12月18日後着

☆両全権ノ記者団接見ノ際ニ於ケル若槻全権ノ記者側質問 ニ対スル応答ニ関シ十七日ニ各新聞ハ主要欄ニ記事ヲ掲

(日本ハ巡洋艦駆逐艦及潜水艦ノ補助艦総噸数ニ付総括 的七割ヲ要求スルト同時ニ各艦種間ニ多少噸数ノ融通 ヲナシ得ルコトヲ主張スルモノニテ即チ大型巡洋艦ニ

3 会

起スル考ナシ

\$	送井刀主 11	び非公式交渉関係	
5	識 伯請及	い非公式父佐関係	

トヲ希望ス

333

軍縮問題ノ出発点トスルコトニ賛意ヲ表スルハ言フ迄

ナキモ倫敦ニ於テ成立スヘキ協定中ニ同条約ノ趣旨

両全権ヨリ

第五一五号(至急、

極秘)

本

省

12月19日前着

モ

7

y

ス

V

335

ン

サ

使ヨ

1

約ヲ成 良好 復新ニ ヲ見 争ヲ避 ッド 現状 半以上 ルモ 米間 ナラシ 従テ華府会議 根本精神 結ヒ会議 寛容ナル 来リ 足ル 全感 本国 一年ニハ米国ハ ルモ カニセサ 申出アリ 的御考慮ヲ仰カサル 共関係諸国 ルニ必要ナリトノ基準ヨリ 立場ヲ棄テ競争心、 -考フル E ?シ実際ノ事情ニ即シテ解決スル 機会ニ長官ヨリ 仮協定ナル い維持 ノト ÿ IJ 心ヲ動揺 ル フ ト ノ感情 ŀ 1政府 ノナ シカ七割 ナリ 立 競争ノ現出セル = ケ ヲ放棄シ更ニ日本ニ近接スル モ ッピン」「グア メンカ為 エ 1 度 過去七八年間 ントスル 謂フヲ得ヘシ米国 (ノ成功ニ資ス 態度ヲ執リ其 25 1 ヲ諾シ始メテ同協定ヲ見タルコト セシメ得ルニ至レリト ル為話ヲ進ムル根 Ŗ 程度ノ勢力ヲ保有セント モ由来日本ハ ÿ 1 タル 列国間 ・ス」ト R ノ融和セル 訓令ニ基キテ申上ケ来リ居リ既ニ御承 ル処日本ハ勿論喜テ之ヲ講究スヘキモ英米間 ノ賛成ヲ得度キ点ナリ故ニ之ニ対シテハ同情 セシメサル事即チ攻ムル 日本ノ要求スル比率ニ付テハ予々 ハ 伺 モノノ Ի 全然成功ニハ非サ ハ華府会議 ニ努力シ尚日本側ノ不安ヲ除カンカ為 世界第一ノ海軍力ヲ保有セルニ拘ラス其 ヒタル処ナル ハ即チ日本近海ニ於テ防衛 ・確信シ居ル コトニ存シ 御洩ラシヲ願フ事ヲ得ハ最便宜カト ニ相互信頼 ,内容殊 ヲ得ス本件ニ付テハ先頃出淵大使ニ 猜疑 ル ム」島ニ関シ防備現状維持 其ノ軍備ノ根本義ト コトヲ認メ居ラ ノ犠牲ニ於テ最先ニ立チ始 ハ吾人ノ甚タ遺憾 = 華府条約 ニ努メタリキ全権 い協定其 仏拠ヲ欠ク ハ 心 割出サレタルモノニ ニ大型巡洋艦ニ関スル タル 当時有シタル カ現ニ斯ノ 処ナリ要スル ノ時代ヲ現出 嫉妬心ヲ去リ軍縮ヲ容易 ノ感ヲ有シ居レリ ル次第ナル ý シテ努力モ ニ規定ナ ノ方法ヲ講 バノ大ナル ż 領土ニ於ケル ノ嫌アル ニハ足ラス守ル Ի ル 如 ル ŀ 1 -シテ国民 ・スル所 キ艦種 ·米国民 一の両国 南ノ目的ヲ達ス カ 如ク又出淵 感想モ行 セ ニ華府会議ノ 海軍拡張案ノ ニ於テ今日日 実際 原因 ニ付 い出消 'シ主張 Fre セン シメ軍備競 ーシテ是非 点ヲ詳 シ状況 コヲ為 __ 九 二 可或へ 大使 ニシ 防備ノ Ի 知 1 1 1 X = /関係 一付又 約 テ条 ・ ノ 御 ーブ モ = 1 1 ハ 此 テ セ 大 ヲ = č⊞ Ŷ ハ 安 事 カス ル (三米国 二質問ノ他ノ点ナル ↓御質問 ラサ 艦二 製スル ル 率 タ悪シ 協定ニ達シ得 拡張案ヲ作 近寿府会議失敗ニ終リタル以来再ヒ軍艦建造ニ着手ス 態ヲ造リ上ケタル華府会議ニ関シ米国国民ハ米国カ大 カ 徴シ国民 分自ラモ充分ニ之ニ考究ヲ加ヘ又種々 F 意見ヲ求 ル ル ニ右拡張ニ伴フ N 協定成立セサル I ル = 議ニ持越シ差支ナキモノ ヲ得ヘシト ニ三隻ノ相違ハ他艦種ノ間ニ融通シテ何等カ協定ヲ見 淵大使ニ申上ケタ ニ切リ下ケ然ル ノ進言ニ基キ二十一隻ヲ要求セシモ英国側ハ之ヲ十 ル次第ナルカ今回ノ会議開催サルルニ至リシ基礎的事 トノ已ムヲ得サルヲ感スルニ至レリ即チ議会ハ二三隻 モ若シ モノトシテ決シテ時代後レ シ ヘカラ コトヲ得サル 大型巡洋艦ノ ニ至レリ尤モ 関シ隻数ヲ如何様ニス ヘカラストノ 国 関 変更ハ不公平ナ ル 民 ヘキ スル キ印象ヲ与へ毫モ会議 ノ運ヒニ至ラサル現状ナ ノ英米協定特ニ大型巡洋艦ニ 其 ノ意ノアル所ヲ察知 ハ今尚戦艦 メ ラレ ヨリ .成スルニ至レリ右ハ ヲ答ヘタ ノ見地ヨリ之レ丈ケノ仮約束ヲ其ノ儘倫敦会 1 、勢力ヲ サル限リハ他国ノ海軍力ニ是非 米国 Ŗ 点ニ重キヲ置クコトヲ示スモ 丈ノ他ノ補助艦ヲモ建造セム 旨ヲ決議スルニ至リ 限リ大統領ノ裁量ニ依リ右建 建造ヲ大統領ニ要求 モ尚高キ比率ヲ要求スルコト ヘキモノナリト ルト 「ヨリ大ナル比率」 ル以外ニ何物 ñ IJ 減縮スル カ ハ当初此 其 モ 自 キ余ハ率直ニ右 ノト感ス ルヤノ実際ノ トノ見込ヲ付ケタリ 1 分ハ米国 、海軍力 シテ得 ノモ ノ成功ニ寄与スル ノ競争ニ ノ協定ニ達ス ý そ無ク米国ハ海軍側 米国民カ何等カ満足 ノ意見ヲ有セリ ノト パノ 中 \sim ノ大多数 シ 加之米国海軍側 8 関 シ而モ何等カ いた頃日 N 関係者 数字ハ -心 ナ 1 ト考フ ハ ~~ ス 加ハラサ ;結果ト ,米国民 問題ニ 考 ル 協定 ĩ ル い斯 へ居ラス然 1造ヲ阻 未タ之ヲ作 ;共対抗 ノ意見ヲ 尤モ其ノ三 コ 事 ル ヲ述へ余ノ 1 ト -シテ申 ロ本ハ主力 -シテー大 付 所 · ۲ ý 止ノ シ 三対 ኑ ヲ モ 1 ロテハ シモ 嘗 如 以 考 1 ヲ 確 1 (顧問 得 ドキ比 シ甚 ヘサ テル い更 止ス 列国 僅 亢 テ 信 ナ = セ

ル

. =

Ŀ モ 自 考スト ·述へ タ N

処

行

但シ長官微恙ノ為会場ハ長官私宅トナリ先ツ若槻ヨ 本十七日午後三時予定ノ通国務長官ヲ往訪(出淵斎藤同

ニ意見ヲ開陳ス

ルモノナル

カ日本ハ予

テ中 IJ

外

ハ

分ハ貴全権ノ言 対シ為シ来レル

ハレシ如ク倫敦会議ノ

成

功ヲ望ム

モ

1 ナ

ナ

N

隻

Ш

N

カ

カ

単ニ

制限ニ止マラス実際ニ減縮ノ実ヲ挙ケン事ヲ希望

ŀ

ニ声明 自分ハ率直

カセル

通切ニ倫敦会議ノ成功ヲ祈リ而モ其ノ協定

「スチムソン」ハ自分モ貴全権ト同シク亦予々出淵大使 =

IJ

自

通虚心坦懐ニ所見ヲ申述度思フ次第

併 テ今此 防備 五 コ Ξ 用 供 制 モ 防備現状維持ヲ米国ニ於テ自制 居 · 2 軍 1 其 ኑ 五 ハ 意 犠牲ヲ Ē 艦種ニ付是非共七割要求ヲ貫徹 ·縮会議開 シ当時主力艦以外ノ ヲ N モ セ 1 三ノ 国防 次第 心セサ 行 アル ラ 1本側亦防備現状維持ヲ約 ハ 主張ノ貫徹 1 ,現状維持 事 ν 1 Ł ・実ナリ 問題ヲ 比 バ ノ 上 ヨ N 払 タ タ = モ 一テ右 率 催 \sim Ŀ IJ ル次第ナリ ____ カ 般ノ抱懐セ ハ華府会議 タ Ի 1 、巡洋艦 パラス - リ従テ新 改 IJ 、場合 ノオ話ナ い既 セ Ի 、不安ヲ感ス サリ 言 X 、テ論 ŀ ラ事 Ξ Ξ 、艦種ニ付テ何等決定 ^ 米国側 = 国民ノ信念ト ハ シ事ニ付国民カ深ク遺憾ト ノ国論 、華府会議 付テ 議 N ノ際 ニ今後会議 N ヲ説明シ国 :遺憾ノ ニ上ス モ日本側ニ於テモ同 你確定 ジ Ի = ニ於テ軍艦抛 タル ナス シテ セラ 万噸 前 念へ コ ニ於テ協・ セ 、現状ナ ,万一之ヲ ラ開ク ・ナリ Ի Ξ モ \mathcal{V} サ 民中之ヲ諒解 ラ限 決定 拭フ ショ ハ 1 ル 毫 、ニシテ ヘカ 居 ý ニ至ラ ナラ 廃ノ Ի 定 ~ 度 モ セ V 考 勿論 得 ラ カ N ハ セ ŀ IJ 特難キ場合 ス モ ス ラ ラ \sim 居 主力艦 ス ル サ 1 Ի ν セ シ ý コ ラ -為 サ 今 ル 居 ス シ 後 ij Ի シ シリ モ

艦型 軍軍 テ反対 ナル 主力艦 来 実際状態ヲ基準 分 時 1 = タ -と ト こ居ラス + 非スシテ各国共ニ 点 ノ見 1 噸 ハ セ シテ今日軍縮問題ヲ議スル 思付 数ヲ -次第 、カ斯ノ ラ レル事 非 備ヲ縮少ス ハ 充分ニ 加二付テハ 縮少、 ス N サ 、依然軍 増 ら態ナレ ナ ル 処 -ル ノリ決シテ テ申 如 加 モ主力艦ノ勢力ヲ減シ其 モ ハ 代換期間 御 実 セン キ 1 ·縮減 ルコ 「備ノ中 日本ニ於テモ決 :諒承ヲ願ヒ度 三其 Ŀ ハ = ŀ 此 シテ ク ٢ ハ N 言 Ի 7 ノ通 貴長官ノ議論ニ対シテ反駁ヲ 利益ヲ受ク ノ点ヨ ニ依リ利益ヲ -必要ナリ -核 ト ラ 7 こノ延長等ヲ考慮シ然 研究ヲ進メタ = ,如キ考 ハ非 ナ ス併シ英米間 -考へ IJ y ,見テ華府 ,尚成 ハ当ヲ ス 2 居 レ 日 い全ク ŀ ŀ 2 ・ノ見方ヨ 、受ク) 本国 N テ 휜 IJ 、 之 ヲ 得 シ \sim 1 **冷**条約 就 ナシ右 余力ヲ N 地ヨ ኑ ク 民 Ξ サ 莳 ノ御 比 ノ信 テ 於 ハ ル 率 独 IJ IJ ハ 代 I 1 テ ル 낈 成 ショ 艦齢 比率ヲ モ 趣 念ト IJ \sim 後 ŀ = ハ 言 「テ巡洋艦 決 H シ 先ッ 旨 N V Ի 主張シ 反 シテ 試 本 シ ŀ 1 \sim Ի 考 = · 均勢 テ 自 ・ノミ 延長 基 ハ A ク フ セ 1 . ~ 礎 ____ 強 ス ル 考 海 思 此

何国ト云フコト ----決定 , 兵器 シタ モ 発達シテ状況ハ既ニ其 N カ 斯 ナシニ次第ニ一万噸級増加シ来リ N 巡洋艦 ハ 当時 ハノ当時 存セ サリ ŀ ハ非常 シナ ÿ シ相異 其 其 1 1 ラ 他

事 タ

ハ N

避ク

N

モ日

山本側

ン 処

初ヨ

リ七割ヲ主張シ居

ル次第

=

テ

ゝ

車

実

ハナリ

今此

ニ華府会議

ノ結果

ニ付彼此評

ス

ル

遣リ

ニ軍備縮減ヲ強要セラ

ル

ル

=

ハ

非ス

ヤ

ŀ テ

1

、感ヲ抱キ

日本国民ハ貴長官御話

1

通華府会議ニ処

 $\widetilde{\mathscr{V}}$ ノ感想

ハ

或

ハ

無理

ゝ

余リ

利益

シ

無

ホキヤ

Ŧ

知

V

サ

 ν

Ի

モ自

分

=

依

V 迈 モ

ゝ

本側ノ感情ヲ同

2

・ク率直ニ

申上

度シ過去ノ

、歴史ヲ繰

ス

堪ヘス今米国国民ノ感情ヲ率直ニ話サレ

タ

N

カ

自

分

Η

又日本ノ態度ニ同情的考慮ヲ加

 \sim

ン

۲

1

御言葉

(1) 欣快

-

縷述 日 力 然 所 任 無論欣 Ξ ハ P ン ヲ テ劣勢ヲ サ ル ル 比率ヲ要求 立 ハ 増加 一本側 協定 傷ク ラム 次第 ハ米国 三付 ル 比 Э 遠 ツ戦艦ノ ニシテ同 ノ途次日本ニ立寄リシ際岡田大臣ヨリ \sim 埊 ク レセラレ カラ 事 キ旨申上ケタル次第ナリ 御了解ヲ願ヒ テリ セムコトヲ申出ラレシ際稍失望ノ念ヲ禁スル ヨリニ十万六千噸ノ巡洋艦勢力ヲニ十二万六 Ξ 執リ ル ヒト ノ問題ヲ離レ現実ノ状態ヲ基礎トシテ討議 ,押付 到 達 圓 カ如キ協定ニ調印ヲ求ムル 3 ス高価ナル代換ヲ開始セサ ッ 来レ ,従テ余 ・欲ス勿論自 ふシ 居 ラル タリ併 大臣 勢力ヲ縮減シ其ノ財政 ス トシテ甚タ不利 七 ケムト ル所ナリ日本側ニ其ノ希望ア ムコ N ハ若シ此ノ点 ホイ日本側 増艦政策ヲ考慮ニ シ自分等 ト然ル タシ従テ予テ出淵大使ニ対 ス ル巡洋艦ノ勢力ヲ増大 N 「分へ如何ナル モ $\hat{\vec{v}}$ 六日本 ノニ非ス又其ノ名誉及 ニ於テ比率問題ヲ提起 ノ地ニ陥ラシム ニ付列国間 ኑ 即チ日本カ先 考 1 Ξ / 余力ヲ以 スレ 国家ニ \sim モ 於テ五対三ノ比 N 居 可力 ノニモ非ス此 何等カ ν ニ協定出 親シク承 対 ハセム ラサ IJ ル ル 従 ハシテ モ 事 Ξ テ - 巡洋艦勢 にテ自 、ノ了解 、十対七 シテ 1 ኑ ル次第 ハ (自尊 自 ス モ セ Ի セ 来 ハ ラ 千 強 率 ν 能 分 ル モ 1 感 ラ サ 分 噸 Ż ノ寧 点 ٠ů. ヒレスル 就 ハ ヲレ N ハ 1 =

> 次テ若槻 慮ヲ 低下 協定 以テ 迄其 割 自分ノ申上ケシ事 有ス然 トヲ ニー九二七年ニ於ケ 目 畄 y 承諾 加 -スル ~ニ達 的物ト $\hat{\boldsymbol{v}}$ 満足セムト ノ海軍力ヲ サレタル数字ヨリモ現有ノ二十万六千噸ヲ以テ へ度 モ Ξ ν 圧スル IJ Ի ニ於テハ米国モ亦喜ムテ之ヲ低下ス シ居リ米国海軍 ノア シト モ自 考ヘタ リタ Э 考 切下 分 シ居ルノミナラス Ի シ日本 二日本 難 N こ居 ヲ ルヨ 良ク御聴取 ホカラ 儀 ケ各国ニ N ナリ自分ト イノ要求ヲ カ防禦 リモ其 モ ふ サ 英国 1 ル ナリ $\hat{\sim}$ 対 ノ為 7 Ξ 1 セ)出来得 ・シテ 英国カ更ニ其 巡洋艦勢力ヲ ト思 ラ ij ኑ IJ タ 答 モ N = 「更ニ少 N N 現実ニ必要ナ ハ比率ノ関係 \sim ゝ 事感謝 ル ナラ タ N IJ 限 現 + IJ N É. ハ /減ス 何等 ,キ勢力ヲ ハノ勢力ヲ 英国 同情 1 1 ,覚悟ヲ 至 , 討議 ル ナ 的 ハ カ ル Ξ 既 IJ 考 Ц 点 y 1

上ヶ度シ 時間 ヲ進 的決定ヲナスモ亦一方法ト謂フヘシ夫レ故尚此 タル次第ナ ヲ 、 原 則 纏 ヲ与ヘラル L メタシト ルニ至ルモノト承知ス之ト同シク標準ヲ定メ ヲ定メ之カ ト考フ N カ実際問題トシテ自ラ比率ヲ含マセ ノ意味ニ於テ日本ノ希望スル比率ヲ ルナラハ其ノ方面 適用トシテ具体的数字ニ研究ヲ ヨリ見タル具体案ヲ申 1 テ具体 上下 申 加 上ケ · テ話 \sim 話 モ

338

「ス」 察シ 算シテ 千四百 ヘキ筋合ノ数字ニ過キスト言フ テ優勢海軍国ノ方ヨリ数字ヲ下ケテ来ラルレハ自ラ下 望ノ感ヲ抱キタリト 本カニ十二万六千噸 尚稍話ハ前後シタル 、ノ通七割 具体案ヲ有セラルル I 噸 ノ ノ御話ナル 大巡洋艦ト約九万噸 ト言フ ヘシト想像スル 比率ヨリ割出サレタ ノ御話アリシカ之ハ察ス ト言フ数字ヲ持 モニ十万六千噸 ナラハ伺ヒタ コトハ御承知願度 1 処此ノ二万噸 小巡洋艦トノ噸数ヲ合 ;i 出 シ ノ現有勢力ヲ シ 9 N モ ル レノニシテ従 ル コト ニ十万八 う差ハ $\tilde{\boldsymbol{v}}$ 낈 ハ ヘテ日 稍 御 失 N

「若」 考フ ヲ仮ニ十八隻ト ኑ 夫レ 前置シテ八 ナラ ハ茲ニ申上ケテ御考慮ヲ願フ方好都 时一万噸巡洋艦ニ関スル米国 日本ニ於テハ一万噸巡洋艦若干一 国ノ保有量 合 1

、ス

 ν

ハ

吝ナル 対スル腹蔵ナキ御意見ヲ聞ク事ヲ得 側ノ案ニシテ長官ノ御考量ヲ煩シ度ク長官ヨリ モ ムト 日本 Ξ ŀ 自衛的武器ナリ今日日本ノ有スル造艦計画丈ニテハ実 考フル 軍ヲ保有シ且島国 Ξ IJ 級四隻一万噸未満二隻ト言フカ如キ劣勢ノモノヲ含ミ居 代即 隻古鷹級四隻及一万噸未満二隻合セテ十四隻ト 有 万噸未満ノ巡洋艦若干ヲ合セテ十二万六千噸十三隻ヲ保 保有量ヲ減少セ ノニ非ラス尚小巡洋艦駆逐艦等ニ付テハ他国 ハ非ス其ノ比率カ七分ノ十ト ス 一万噸八吋砲巡洋艦ヲ揃ヘテ有スル海軍勢力ニ対シ遙 劣レルコトハー目瞭然タリ次ニ潜水艦ニ付テハ シタキ希望ナリ然レトモ之ハ結局ノ数字ニシテ過渡 ル現勢ニ鑑ミ現有勢力七万八千五百噸ヲ以テ満足 シ居ル次第ナリ ハ不充分ト思ヒ居ル次第ナルモ軍縮会議モ開 チ古鷹級代換迄ノ期間ハ今日現有ノ一万噸巡洋艦 モ ハ一見隻数多キカ如キモ其ノ実力ヲ検スル ノニ非ラス之即チ現状ニ ラルレ タル関係ヨリ見テ日本トシテ 乍併他国ニ向テ均勢ヲ要求スルモ ・ハ日本モ ナル 従 即シテ案出シタ ス幸ナ テ減少ス モ何等異議ヲ有スル IJ ル 此 ^ハ必要ノ Ξ ニ於テ其 シ ・ ル日本 決 (劣勢海 ノ案 カレム ニ古鷹 タ シテ シト = 1 セ ふ 八 時

「若」 御病気中 1 処長時間会談セラ ν タ ル \exists ٢ ハ 誠 Ξ 多

別

電

十二月十八日在米国出淵大使より幣原外務

カレスシテ自分ハ此ノ感想ノ非ナル 共自 セ ナ ル 分ハ決シテ日本ノ = 一付喜 テ íŁ ラ上 、提議 一共討議 コ ト = 対 -ヲ証明 ヲ 継 シ門 続 246 昭 和4 ~ 国務長官より日本の補助艦対米比率増率要 の不満の意向を記した覚書手交について 年 12 月 18 H

幣原外務大臣宛在米国出淵大使· ((電 報)

英ニ 転電 シ 英ヲ $\dot{\boldsymbol{v}}$ テ 仏 伊 *=* 二転電セ シ Д

言モ会議 尚新聞ニ対シテ 内容ヲ 洩 ハ 共同 サ ÷ 声 ル ,明書ヲ コ ኑ = 一申合 É え セ Ц タ ŀ IJ Ի , 共同声 シ夫レ 以外 ,明特電 ~ ____

応ヲ受ケ引取リタ ŋ

再ヒ会見ス 右ニテ話ヲ N 打 コト 切り 雑談 ニ決 シ ノ末木曜 ,別室ニテ E 「ス」 夫人ヨリ Ŧ -九日) 午 -前十時 茶菓 1 Ξ 饗 IJ

考フ 若シ専門家間 自 米側ト大体ノ協議ヲ遂ケ置クコト 定ヲ重ネタシト考フ何レノ途此ノ問題ハ会議開催前 ハ ŀ 一行中 ス 分等出発後モ ル所ナリ本問題 ノ適当ナルモ ニ討議ヲ行ハシムルコト可然 出淵大使ト ハ或ハ当地 ノヲ其 引続キ協議ヲ続ケラレ ノ任ニ当ランメ差支ナシ ニ於テス ハ是非共必要ナリ従テ い倫敦 ŀ ・ノ御考 ニ於テ ・タシス 三英 テ ラ Ի

様致ス

テモ宜

|シク又倫敦ニ行キテ後御目ニ掛リテモ宜シク或 ヘシ若シ御希望ナラハ御出発前今一度御目 行ク事

ふ

真ニ有益ト考フ今述ヘラレ

タル具体案ハ先頃出

ス」彼様ニ双方ヨリ忌憚無ク意ヲ吐露シテ御話

ラ重

ネ

淵大使ヨリ伺

ヒシ処ト同様ト考フル

モ之ニ対シテ

,米国側

ルニ於テハ

欣テ

左

Ξ

一掛リ

カ今一度考量ヲ加フル事ヲ希望セラル

339

求

ートヲ 得

米国海軍力ノ低下ヲ要求スル

モノナリト

ノ感想ヲ与フル 加ヲ意味シ

他方

通

噸ナル数字 結果ニ到着スル

い一方 ニ 於テ日本海軍力ノ増

事い仲々困難ナリト思考ス二十二万六千

ス ル

必要アル

モノト考フ

唯一万噸級巡洋艦ノミヲ取リ ル通リ米国民ヲ満足セシムル

・ テ論

如

7

レハ曩ニモ申述ヘタ

一万噸級ニノミ議論ヲ集中セス他ノ艦種ト併セテ考量ス

取計ヒテモ可ナリ唯一般的感想ヲ申上ケレ

、此

、問題ハ

貴全権一行中ノ何人

カト

米国側顧問ト打合ヲサ

ル 1

ル

事

=

い

戸ヲ閉

鎖

え

ル

. 考ヲ

有

シ Э

サ

Ň 免

ヲ虞ル然

 $\tilde{\nu}$

シ度シト考
第五一六号(至急、 スティムソン国務長官より手交の覚書 大臣宛第五一七号 極秘) 本 ワ シントン 省 省 12 12 月 18 18 日 後 着

ŋ

アル リト 英ニ転電シ英ヨリ仏伊ニ転電セシム ルヲ以テ全文電報ス尚右ノ内ニハ国民ノ感情ヲ刺戟スル惧 シ同官ニ対シテハ本日 往電第五一四号会談後長官ハ別電第五一七号ヲ斎藤ニ手交 両全権ヨ 部分モアルニ付関係者以外ニハ極秘ニ御取扱相成度シ 説明シタル趣ナルカ内容会談中談及セラレサリシ点ア ノ準備トシテ作成シ置キタル 心覚ナ

劎 電

517 (Urgent)

Washington, Dec. 18th, a.m

programs. restriction we have delayed rapidly in the unrestricted classes. Pending attempts at countries except the Since the Washington Conference nearly all other Rec'd, United States have our cruiser and submarine Dec. 21st, a.m., 1929 been building

ences which makes agreement more difficult.

More-

and obligatory passage of other nations were doing. our people evidently determined that this must cease was reached. unless an international agreement of naval limitation After the failure of the Geneva Conference, however, that the the to building twenty-three large United States must build up to cruiser bill by Congress This was shown by the making cruisers what it

340

ways, program for the United States in proportion to desires publicly before the Conference it concentrates program public, other countries were doing. It is a very large program, the attention of the press of the world on the differvery large indeed. board of the navy also presented a To make agreement easier, we have In the furtherance we must either build or because It brings us to the parting of of this armament the if each nation states its reach an agreement. general building not made general what this the

good will rests. that this tends to the creation of confidence on which be reduction rather than an increase, for we believe over, we hope that in this conference the theme will

should have there generous possessions. edented agreement not to fortify our western Pacific At that time we categories would still hold in seeking the agreement. which Japan was willing to agree to in 1922 We have now so will be pressure regret anything that would in any way agreement, especially in the H taken for granted that the same happy the basis gave ω to discuss our relation then discussed what we with thought bases again. Japan that we almost unprecis changed for all was upset basis We හ

holds an agreement, if the money saved thereby is to be used reduction in the battleships It would, of course, be difficult for us to make any to be the core of the fleet, which our naval in which we have board

> time advisers so strongly believe, and in which we basis. double disadvantage remainder of the fleet, would seem to now a treaty giving us a 5 to 3 ratio, in a new competition in other classes that Japan To reduce battleship strength in which insists on a higher on a different place ratio at the same us in at a hold our the

take tonnage in the tage if that is possible. We should like to work out some plan that account so far as possible unrestricted classes of without disadvan-Japan's present would

from fears with confidence contacts on this subject have bred in ness because from the Washington These comments are made with the utmost frankthe us so that step by step we may and suspicions that arise from minds in your desire to of all the people work out these problems of Conference, our both naval building remove all the us а nations complete

二、費府 得 為問題ハ困難ト 7 カルヘシト信セラル ハ英米保有量カ数字的 サ ハ却テ軍拡トナルヘキ処此ノ矛盾ハ日本始 N 処ナリ 「レツヂヤー」 ダン ・ナリ 共本問題ハ結局二隻カ三隻カ タ ルモ大型巡洋艦ノ隻数カ英米相異ル ル ニ均等ナルニ於テハ大ナル反対 次第ナリ若シ日 日本ノ主張スル七割 山本カ対 メ各国ノ好 1 米七割 1 比率問題 、小問題 ヲ ナ

343

カ其ノ重ナルモ _____ 議ニ際 米国ノ政策ノ基礎トセルニ依ルモノニテ当時ニ於テハ右 認メ其ノ大国ナルヲ尊敬シ且其ノ目的ヲ信頼ス 較スルニ格段ノ差アリテ右ハ「フユーズ」カ日本要求ヲ 協定成立セサリシ為議会ニ於テハ之ヲ非難スル 誠実ナル協同者トナリタル次第ナリ ハーノ「リスク」ナリシモ其ノ後日本ハ平和 ルコトヲ実証シ得ヘシ即チ同会議ノ前後ノ日米関係ヲ比 渉シ居ル事実ニ徴スルモ同会議カ外交上大成功ヲ収メ 成功ヲ想起セサルヲ得ス同会議ニ於テハ補助艦 トナリ居レルモ現ニ日米両国カ互ニ他ヲ依頼尊敬シテ交 紐育「ワールド」 シ米国人ニ大ナル教訓ヲ与フルモノナリ ノ左ノ通 日本全権ノ来米ニ際シ華府会議 右ノ成行ハ今般ノ ノ為ニ最モ ハルコトヲ コト常例 ニ関スル 숲 タ 1

全権ノ記者団ニ対スル声明並ニ記者ノ質問ニ対スル応答ニ 第五 関シ当国諸新聞ハ十七日及十八日ニ豆リ論評ヲ掲ケ居レ 一九号 ル

省 12月19日後着

本ヮ シント $\boldsymbol{\gamma}$

評について

昭和4年12月(19) 全権の記者団との応答に関する主なる新聞論 Ε 幣原外務大臣宛在米国出淵大使と (電報)

248

英ニ転電シ英ヲシテ仏伊ニ転電セシム

第ナル旨力説シタル上華府ヲ辞去セ 問題ニ付テハ本会議前ニ夫々解決セムコトヲ切望ス 念スルモノナリトノ印象ヲ残シ且今回話題ニ上リシ重要 ヲ主張スルト共ニ飽迄協調的態度ヲ以テ会議ノ成功ヲ祈 外ノ英米両国間ノ談合等ヲ聞質シタル上適当ノ機会アラ Ի 我主張ニ対スル先方ノ意見ヲ聴取シ且主力艦問題ヲ初 ル心組ニシテ日本ハ今回ノ会議ニ於テハ弗々ト其 ハ仏伊ノ態度並之ニ対スル米国側ノ胸算用等ヲモ質問ス シテ補助艦全部ニ豆ル米国ノ主張並八吋搭載巡洋艦以 ム方針 ナ í) ハノ要求 N 次 X

> Ξ 制限 テハ補助艦問題ト防備制限問題トヲ関連セシメ一種ノ交 サ 大ニ考慮ヲ要スト思考ス 換条件タラシメン腹ナル ナル論議ヲ為スニ至ラサリシカ米国ノ態度ハ見様ニ依リ モ昨日ノ会談い往電第五一五号ノ如ク此ノ点ニ関シ深刻 第ニシテ吾人ノ取ラサル所ナル旨ヲ陳述スル積リ 華府条約ノ根柢ヲモ動揺セシムルニ至ルヘキヲ恐ル 討議スルコトトナレ 更防備制限撤廃ノ如キ軍縮平和ノ精神ニ逆行セル問題ヲ 主力艦比率ノミ決定ノ場合ニ考慮セラレタル既決ノ問題 ニシテ補助艦問題ト 会談中先方ノ希望ニ依リテハ専門委員ノ会談モ差支ナ ル可カラス斯クテハ折角国際平和ノ為大ナル貢献アル ハ米国ノミナラス日本モ之ヲ行ヒタ ハ日本ハ勢ヒ主力艦比率ニモ言及セ ハ全然関係ナキ旨ヲ力説シタ 如クニモ察セラレ ル次第ニテ勿論 此ノ点ハ今後 ナリ ,ル上今 ル次 $\dot{\boldsymbol{v}}$

第五一八

(極秘)

両全権ヨ

1) 号 247

昭和4年12月18日

幣原外務大臣宛(電

報

談

への対策につい

τ

本ワ

省

12 12 月19 18 日後発

·シント

2

国務長官との会談に関する感想及び今後の

숲

等左ノ如シ

会談ニ於

ケル先方ノ態度ハ妥協的ニ

シテ厚意ヲ示

2

メラ

iL Η

而シテ長官ノ話シ振リハ慇懃注意周到ニシテ遠慮深ク先

方ニ於テ会談ノ為用意セル斎藤手交ノ心覚へ(往電第五

ノ協調点ヲモ遂ニ会談中切リ出シ兼ネタル模様

本ト協調ヲ計リ以テ会議ノ成立ニ努ムルモノト認

昨十七日国務長官ト

ノ会談

三関 ス

ル感想及之カ対策

1 、要旨

フルコトトセリ キ旨申置キタルモ一般ノ状勢及時日ノ点ニ観テ之ヲ差控

四 却テ我態度ヲ弱ムル ヘキ点ハ全部説明ヲ了セシ次第ナレハ此ノ上ハ主トシテ 明十九日ノ会見ニ於テ我方ノ主張ヲ更ニ ノ虞モアリ且既ニ我方トシテ主張ス 繰返ス Ц Ի ゝ

於

二、会談中若シ先方カ日本ニ於テ七割ヲ飽迄主張ス テハ米国ハ自然防備制限撤廃問題ヲモ考慮セサル可カラ サル旨言及スルカ如キ場合ニハ当方ニ於テハ日本ハ防備 N Ξ

ナリ 一七号)

3 会議招請及び非公式交渉関係

居レリト応酬シ置キタリ	トナレハ貴大統領ニ於テ充分御承知ノコトト存ス何分ト
余リ自由ニ動カスコトハ協定ノ精神ニ反スルモノト考へ	務長官ニモ申入レ尚出淵大使ヨリモ予々説明シ来レルコ
種間ニ融通ヲ認ムルモ差支ナキモ或ル艦種ニ付テハ之ヲ	リ割出サレタルモノニシテ此等ノ点ニ付テハ自分ヨリ国
考へ居ラルルヤト問ヒタルヲ以テ(若槻)ハ之ニ対シ艦	率ヲ要求スルハ全ク国民ノ安全感ヲ動揺セシメサル点ヨ
ニ例ヘハ二割五分ト謂フカ如キ融通ヲ認ムル案ヲ如何ニ	ルカ補助艦ノ関スル限リ最大海軍力ニ対シ七割ノ
日本側ニ於テハ嘗テ仏国ノ提議シタルカ如ク艦種相互間	□日本ハ事国防ニ関スルヲ以テ慎重考慮ヲ加ヘツツアル次
曰 (大統領) ハ繰返シ難問題ナリ難問題ナリト言ヒタル後	
シメサル可カラスト考へ居ル次第ナリト答へタリ	創意ヲ以テ倫敦会議開会ノ発意ヲ為シタルコトヲ
案ハ現ニ夫ニ考慮ヲ加ヘ居ルモ結局必要ノ比率ヲ包含セ	切望スルモノナルカ大統領カ其ノ卓絶
ナリ	☆若槻ヨリ今回ノ軍縮会議ハ日本側ニ於テ大ニ重要視シ居
七割ノ比率ヲ主張スルモノニ非ス全ク国防ノ立場ヨリ其	ノ機会ヲ得タルカ
ニ付(若槻)ハ日本側ニ於テハ決シテ自尊心ノ見地ヨリ	十二月十八日大統領晩餐後喫煙室一隅ニ於テ大統領ト会談
於テモ其ノ点ニ考慮ヲ加ヘラレタル事アリヤト尋ネタル	両全権ヨリ
ニ依リ解決スル事然ル可シト考へ居ル次第ナリ日本側ニ	第五二一号(極秘)
クル虞アリ寧ロ夫ヲ離レテ何等カ他ノ「フヲームユラ」	本 省 12月19日後着 ひゃうしょう 1月19日後着
居レルカ自分ハ比率ノ問題ハ動モスレハ国民ノ自尊ヲ傷	
其ノ点ハ予々出淵大使ヨリモ申出アリタルニ依リ承知シ	率。食糧船の自由
尽力アラムコトヲ切望スト述ヘタルニ対シ(大統領)ハ	
モ同情的ノ考慮ヲ之ニ加ヘラレ円満ナル解決ヲ来ス様御	49 昭和4年12月19日 在米国出洲大使より

本ハ倫敦会議ノ成功ヲ確保スヘキ役目ヲ果セリト謂 抱キ居ラサル事実ハ討議ノ前途極メテ有望ナルヲ思ハ 両国カ率直且善意ヲ以テ交渉シ互ニ敵意又ハ猜疑ノ念ヲ ニテ之カ為会議ノ失敗ヲ招クヘシトハ信シ難ク殊ニ日米 若シ率直カ外交談判ノ秘訣ナラハ 、ノ問題ニ 一触レ フヘ Ħ シ Æ 以上トナスヲ重要ト認ムル理由ハ解シ難シ クル惧 防備現状維持ヲ含ム政治的譲歩ヲ得テ始メテ六割ニ低下 日本ハ会議ニ於テ英米ノ共同提案ニ抑へ付ケラレサル中 サル要求ヲ持チ出シタルモノナリト述へ(十七日)更ニ 越セル勢力ヲ有シ居ルニ付補助艦ノ比率ヲ主力艦ノ比率 モ ス ノ際早速此ノ機会ヲ利用シテ最少限度ナル動カスヘカラ ノ望ヲ少クスルモノナルモ一般ニ軍縮ノ気運満チ居ル此 リ終始一貫之ヲ主張シ来レル処ニシテ唯同会議ニ於テ 尚華府「ポスト」ハ元来日本ノ主張ハ普通ナラハ協定 ル ノニシテ日本ハ其ノ地理的位置ニ顧ミ他国ノ侵害ヲ受 コト ナキノミ トシタル次第ナリ然レ共右条件ハ今尚存続スル ナラス亜細亜ノ如何ナル国ニ対シテモ優 ハ

344

三、華府「スタ

1 Ļ Д

疑ヒナシ要スルニ日本ノ主張ハ確固タルモノナルト同時 部ヲ示シ概括論ニ逃避セスシテ進ンテ個々 ニ他国側トノ調和ヲ熱心ニ計ラムトスル精神ハ全権声明 タリ唯補助艦噸数ヲ如何ニ融通スルヤニ付テハ之ヲ明ニ シ日本全権ハ華府到着後僅ニ数時間後ニシテ其ノ手札全 核心タリ吾人ハ其ノ目的ヲ一致シ互ニ他ヲ信頼シ サリシモ右ハ会議ノ状勢如何ニ依ルヘキモノナルコト 属スルモノヲ欲セス且不戦条約ノ精神ニ依頼ス ル 他国 モ 1 仏両国ノ右態度ハ偶然一致セルモノナルヘキモ結果ハ同 抗セントシ居ルカ仏国亦同様ノ立場ヲ採リ居レリ尤モ日 ニ率先シテ最少限度ナル要求ヲ提出シテ英米ノ連繫ニ対

セ

四、紐育「タイムス」 日本全権ハ寿府会議当時ト同様友 好的態度ヲ示シ居レリト称揚シタル後日本ハ七割ヲ要求 ナルニ付会議ノ成功ハ確保セラレ居レリ 求ヲ意外トスルモノア スルト同時ニ現実ノ軍縮ニ賛成スルモノナルカ右七割要 ルカ如キモ日本ハ華府会議当時 Ē

英ニ転電シ英ヨリ仏伊ニ転電セ

シ Д ルカ此ノ点ハ会議ノ最弱点ナリト述ヘタリ

(十八日)

一ニシテ要スルニ右ハ予備的商議ノ不充分ナリシカ為ナ

=

3 会議招請及び非公式交渉関係

四 キ 争ノ終止ニシテ第二ハ財政的節約ナリ仮ニ第一ノ点丈ニ テ失望シ居ル次第ナリト述ヘタルニ付 英国側専門家ニ於テハ之ニ反スル意思ヲ表明 国ニ仰カサルヘカラサ 問題ヲ提起シタル次第ナリ蓋シ食糧船ノ自由ハ英国ノ如 先頃英国ノ国家安全ノ程度ヲ増加スル意味ニ於テ食糧船 フコト ルヲ得ハ米国モ日本其ノ他ノ諸国モ夫ニ伴ヒテ軍縮ヲ行 少シテ平和ノ確立ニ資スルコト大ナルヘシ第二点ニ付テ テモ之ヲ達成スル ニ資スル所大ナルヘシト考ヘタレハナリ然ルニ ハ其ノ根源 (若槻) (大統領) (日本モ之ト同様ト思考スルモ)島国ニシテ食糧ヲ外 ヲ得問題ヲ余程緩和スルコトヲ得ヘシ従テ自分 ハ第一ノ競争終止ノ点ハ全ク同感ナリ次 ハ由来軍縮問題ニハ二箇 い英国ニアリ英国ニシテ其ノ海軍力ヲ縮小ス コト -ヲ得 ル立場ニアル国ニ付テハ国家安全 ハ国家間ノ軋轢及猜疑心ヲ減 ノ要点アリ第一 $\hat{\boldsymbol{y}}$ 一意外ニモ Ŗ = N 食糧 趣 ハ 競 シ <u>ت</u>

船ノ問題ニ付テハ日本亦貴大統領ノ御趣旨ニ同感ニ ト考フル旨ヲ述ヘタ (脱 ノ自由 ハ軍備縮少ニ有害ナル基礎ヲ提供ス ŋ ル シ モ テ 1

(田) (大統領) ハ米国ノ一部人士中ニ ハ 西部太平洋ニ於ケ ル

六尚主力艦問題、今回ノ会議ニ上程セラル 側 モ シテ工業力ノ関係上成ルヘク製艦ヲ毎年平均ナラシムル 十六年迄代換ヲ延期セムト希望スルモ英国ハ之ニ反対ニ 主力艦ノ縮減ヲ必要ト感スルモノニシテ米国ハ千九百三 リ之カ縮減ヲ行フコト然ルヘシト考へ居ルモノナルカ此 ヲ 率 日防備問題ヲ論議スルコトト ラ 家ニ於テモ主力艦ノ必要ニ付今日 ナラス他方其ノ期間ニハ自ラ事態ノ変遷ヲ来シ海軍専門 I ノ点ニ関スル貴見如何ト尋ネタルニ(大統領)ハ自分モ 処日本側ハ艦齢ノ延長艦型ノ縮小代換期間ノ延長等ニ依 ν タ 防備ノ問題ハ比率ノ問題ト緊切 根本ヨリ動カスコトトナリ甚タ難問ヲ生スヘシ ŀ ノニシテ五年間延期ハ一方ニ於テ経費節約トナル ノ問題ヲ論議セサル可カラス結局華盛頓条約其ノ サル補助艦ニ就テハ関係無キモノト考へ居レリ若シ今 ル主力艦ニノミ関係アルモノニシテ同条約ニ規定セラ ニ於テハ防備ノ問題ハ華盛頓条約ニ依リテ規定セラレ サルモノト看居ルモノ多シト述ヘタルニ付若槻 ヲ必要ト 主張シ居 $\overline{\nu}$ リ乍併自分ハ其ノ必要ヲ見 ナレハ自然主力艦ニ関 ナル関係ヲ有シ離 1 ハ別個ノ見解ヲ持 ルコト ト考フル ト答 ハ日 N ノミ シ比 サ モ \sim ス N) 本 ~ カ 346

ナリト語リタルニ付 N へ置キタリ -至ル ヤ モ 知 V ス (若槻) 此ノ点ニ ハ自分モ同様ノ考ナ 関シ特ニ重要ト考フ リ ル ŀ モ 答 1

(七) 対 シ 乍ラ自分ノ各方面ヨリ聞キタル処ニ依レハ潜水艦ハ最早 衛上是非或ル程度即具体的ニ言へハ現有ノ勢力ヲ保有セ 諒解シ得タリ但出来得ル限リ其ノ保有量ヲ減シ以テ経 撃スルカ如キ意思毫モ 義ニ対シ賛意ヲ有スル ヒ数年ノ後ニハ全ク不要ノ長物トナルヘシ 今日ニ至リテハ何等ノ実力無ク飛行機其ノ他ノ発達ニ伴 シ(若槻)ハ日本側ノ見ル処ニテハ島国タル関係ヨ 節約ノ実ヲ挙ケム事ヲ切望スルモノ セムト欲スル ム事ヲ主張セサルヲ得スト答ヘタルニ(大統領) (大統領) 米国 ノ諸国ニ於テハ (若槻)ハ嚢ニモ申述ヘタル通日本ハ海洋自 モノナ 種々 い潜 y ノ事情ヨリ之ヲ必要ト 水艦ノ全廃ヲ希望スル ト答 無シ単ニ防禦ノ具ト モノニシテ潜水艦ヲ以テ商 ータ ŋ ナリト述ヘタ ・シテ ト言 ス モ N 1 , 之 ヲ ロヘリ之ニ 事 ŕ ハ笑ヒ 「船ヲ攻 由 ル シ N , 使用 リ自 バニ対 充分 ラ主 カ 費 他

> 英ニ転電 consideration ヲ加フヘシト述へ会談ヲ終レ モ ラレン事ヲ切望スト 述 ヘ タ ル 分ハ猶軍縮問題ニ関シ考慮ヲ重ヌヘキモ貴大統領ニ 此ノ上トモ日本側ノ立場ニ対シ充分好意的考慮ヲ \bar{v} , 英ヨリ 仏 伊ニ転電セシ ニ(大統領) Д y ハ utmost 加 於 テ \sim

250

昭和4年12月19日 幣原外務大臣宛 、 (電報)

比率問題などをめぐる日米両国全権第二回会

見について

第五二二号 (極秘 本 省

ワ シン ŀ $\boldsymbol{\mathcal{V}}$ 12月19日後発 後着

12 月 20 H

3 会議招請及び非公式交渉関係

事ヲ感謝ス倫敦会議開催迄ニ

ハ相当ノ期間

モア

ル ラ

ニ付自

象トシテ感謝ニ堪ヘス尚其ノ際大統領

ハ時間ヲ割

キ自

々ニ対スル御好意ノミナラス日本国ニ対スル

(若槻)

ハ貴大統領カ自分ノ所見ニ対シ傾聴セ

 ν

タ

N

回列席者ノ外 十九日午前十 両全権ヨ

「ジ

Ξ 1

ン

ズ」少将出席)

IJ

時国務省ニ於テ第二回会見ヲ

行

Ł

タ

N

カ

副

(若槻)

一昨夜大統領ニ於テ懇篤ナ

N 「盛宴ヲ

催

サ

 ν

Ŗ

ル

=

我

347

友誼ノ表 ハ単

(三) [尚潜 見 言フカ 日本国 巡洋 紙 此 見ヲ -1 ル ナ 答 ス カ ヲ N 今 玉 来 是非共務 -モ 切 IJ トヲ求メラレ 付 用 ヺ 部 コ E 熱 モ 参列 、長々 誤 ル + ヘス 今日又繰 1 ノ見地ヨ Ť 肁 間 ナリ セ ク華府会議以前 「艦勢力ヲ 7 北艦 モ -Ի , 疎隔ヲ 心 1 ケ ,両国 ラ 申 ラ モ Ξ ニ於テ軍縮問題 2 Ξ 至ラシ ÷ · ヲ 益 タリ Ē 求 漏 三研 Ξ レタ ル \sim 如 面 米国 · 述 フ ト御話 1 ス 伺 キカ Э Ξ ル ž + 渡 シテ目下同僚並ニ国民 + 2 N × ハ Ł 白 就テ 、誘致ス IJ 究 ・感想ヲ残ササル方式ヲ案出シ度希望ヲ有 ト言フカ如キ或ハ主権 自然 国ノ立場ヨ ኑ Ŋ E Ŗ 1 R ニ当リ ル 返シ申上 タ 好感ヲ以 タ カ ル日米間 , 先 日 以テ 自分 パシ居 困難ナラシムル Ξ ኑ N 自 ム 危険ナキ此 ,キ考ナリ此 ル ラ コ タ モ 次第 強キ反対ヲ ハ 分 N 1 チ ኑ 出来サ N ヲ 通リ之等ノ 御承 確 . モ 感情ヲ尊重シ或 、充分 ヘキ 出淵大使ト ・ト致度 米国ヲシテ対抗 ハ米国民及議会カニ十二万六 ル次第ナリ 此 N = カ 信 チ ケタ 感情ア 一於テ 本 1 ヲ論議スル テ結 リ之ヲ観察ス 1 ノ良感情ノ変更又ハ減少 ナリ 知 ノミ ス ル N Ė 良好ナル感情ニ最重キ ル カ + ノノ見地 〈シ自分 次第ナル ハ風邪 1 = シ い ノ席上ニテ 、悪感情ハ 有 , リ タ 通 モ 此 F ハ ν 熟慮シス議員 ナラス満足ナル 甚タ難局ヲ 虞ア 数字又 共ニ申 セリ 米国政府 1 ノ考ヲ 1 ツツアリ自 = /リ然ル + 点 Ի Ξ ハ華府会議 1 1.的 増 艦 為声 従テ華府会議 ٢ リ閣下 1] = ル 1 ノ侵迫ヲ加 ハ無理矢理 ル ニ付旁簡明淡 、懐ク Ŀ 間 次第 付 ハ単ニ Ξ ハ ハ ハ数字ヲ挙 比率 事実 三出 現出 閣下 テ ケ Ξ ゙ヲ ハ之ヲ商船破壊 、嗄ラシ ア 9 斯 ハ 8 \sim 分 = 1 ヘナリ ,御質問 キ 両国 -ヲ挙 消 解決 「淵大使 自 N ナ ル 「 シ 居 N ハ倫敦会議 モ = ヘタ /セサ 御記憶 分 同 Э ス I 解決方法 = 滅 ヲ 依 Ŧ 劣勢ヲ 居 ニ於テ 併 置 ヲ見 Ի IJ 僚 ŀ 1 ケ 間 ケ シ IJ 白 1 -噸ノ 、テ御 ・去リ シス両 観 余儀 笮 新 IJ ル様 2 テ 1 ヲ惧 Ξ ナ 三対 Ξ = IJ 意 感 察 ラ Æ 間ル ス Ի IJ 1 モ 招 所 余 何 モ ヲ Ξ 等潜 感情 墼 ラ 敦会議 セラル ル 従 ラ 潜 見 セ 1 ル 長 ノ輿論 ラ 国議会モ \sim ル 使用ノ制限 造ヲ縮減シ ル 頼ヲ置キ余リニ其ノ噸数ヲ増大スル 切望ス シ テ $\hat{\nu}$ 条約 にと得 レタ い既ニ 結論ニ ハ ニシ 玉 ハキ海 趨向 N 至 1 小艦濫用 1 次第ナリ 米国モ亦其 即 ル 水艦 タ Ξ ナ ラ = 誘惑ニ陥 誘惑ヲ感セシム ~ ルモノ フ察シ y $\hat{\boldsymbol{v}}$ 禍 ル約 ル テ IJ 岸線ヲ有スル = Ξ チ 1 ニ於テモ華府会議ノ際ト同趣旨 サ ,従テ日 ・モ更ニ大 、米国 閣下 達 徴スル 至ル スル コト ・ルカ Ξ 此 成立センコ ŀ N Ъ イスル 対抗ス 述へ 米国ト ル セラレ 大戦中コ ヲ 1 八万噸ノ数字ハ 勿論他国ニ於テ此ノ点 、熱心 数字 如キ 取締 ヘケレ ノミナ Ξ Ի モ ナルコトヲ信シ居レ N ハ之ヲ認ムル リ御話 シ軍 訳 本 尚日本国民 ノ惧 ニ米国民 シテ欲ス 1 -ニ於 ・シテ ŀ \sim 小曩ニ ン 状 ナリ日本ニ於ケ N キ 備 国ハ ラス ト希望 ハ 그 言 7 1 ル 況ノ下ニ於テ商船 条約ヲ締結 ナリ -艦種ヲ ĩ **シ**アリ , 、 批難ヲ蒙ムリ ノ惧ア 1 ハ 此 米国 -ヲ切望ス N サ 申 数量ナリ (ノ感情ヲ 米国国民ヲシテ右 三堪도 1 ル 述 モ

8

N

カ自分

ハ

会議 関ス

= N

於

テ

ル

輿論ニ

御意

少

ク

ŀ

・ モ 此

ノ

「ノ艦種建 , 意見ヲ

N

モ

, ニ シ

・ テ 従 - 非人道的

1 1

潜

山水艦ニ

ス

タ

N

如

+ 種 2 ル

モ

1

Ի

考へサ

 \mathcal{N}

ヲ Ξ

得

サ ス Ξ

<u>北</u>攻撃

Ż

用

供

ニ付別様

有

セ

際日本

1

加

ヲ

IJ N

、従テ余リ

ニ之ニ 参

信 得

ハ結局戦時

法規

シ御答 セ ム ŀ

ス

348

白先日モ申上 数字 国行政 サ 信ヲ以テ申上ケ 自ラ決定ス 1 ル 批評ヲ加 ・ナレ ふ モ 部 米国民ノ 1 / ニシテ実 ハ日本 ニ於テ へキ タ へム N 通 5 ++-心理ニ圧迫ヲ Ի) Э 右数字 自 数字カ高率ナ ナル軍備ヲ要ス ニ縮減ヲ希望シ居ル ハ大統領モ失望 ル Ի ス ル 分 ヲ得ス軍備縮少ヲ 申ス迄モ モ テ比率ヲ増 ハ 日本ノ ノニ非ス 日 、増大ヲ要求セ ノ考ハ ニ付多大ノ失望ヲ禁ス 本 御承知 処以上ノ 加フル ナシ併乍ラ先日 ノ防備上 米国 N 如 ニ於テハ 之い全然日本政 シ軍 セラレ ル 7 1 如 モ コ 1 増艦ヲ余儀ナク -----シノ大統領 · 求 メ |備ヲ 国 ノ 次第 サ Ի 1 如 ノ必要ニ付 · 当然 の両洋 居 ナ N 、島嶼 パナル 米国 増 ッ ル \sim ル l 御提出 大 次 カ ッ Э Ի 処米国 民 7 ラ セ ナ Ξ Ξ 第 ル ۲ ハ N 輿論 2何等 ス 跨 能 ヲ ス IJ モ 府 ム ナ ۲ Ի モ 成 N セ 米 IJ 米 確 ハ 1 1

「スチムソン」

(二) 扨今日

ハ

前

Ŀ

タ

ル

諸

付閣

下

ノ

御意見乃

至御

下 ν 分等

ノ会見ニ

於テ申上

- ケタ

N

内容ノ要領ヲ

陳

述

 \tilde{v}

置

+

N Ē

Э IJ

ኑ 我

ハ R

多ト

スル 務

処ナリ右話ノ際自分ハ

一昨日

閣

1

任

ニ関ス

ル御話

ヲ為ス機会ヲ与

ヘラ

タ

IJ ŀ タ

批評

<u>-</u>ヲ聞

7

I

Ի 申

ヲ

得 ケ

ハ

幸甚

ナ 点

IJ =

☆喜テ貴需ニ応

セ

ム

考

Ť

Ŋ

閣

下

ゝ

余

Ξ

虚

心坦懐

ナ

ラ

Д

I

数字ヲ危険

ý

考

フ

~尊重

ス F

 \sim

キ ኑ

Э

ኑ

ヲ

多数建 ヨシテ

造ス

ル

1

余儀

ナ

 \sim

カ

ラ

ス

従

テ

会議

1

成

功 丰 ヘタ

ル ኑ

日米間

ノ良好

ナ

ル

ノ感想ヲ

,抱カシ

Д

に商

船攻 挙ケ 関 いテ倫

、駆逐艦

及軽

巡洋

艦

ス而

シテ閣下

>

	ニーニレ炙亡ぬ月引き申長な	「 2 1 0
	ノ起工隻数ヲ成ルヘク英、米毎年一隻日本隔年一隻	ロンドン 12月19日後発
	ハ、代換第一艦ハ規定通一九三一年ニ起エスルモ以後	ギー外務省アメリカ局長の談話について
	ロ、 艦型ヲ備砲十二吋(三十糎)排水量二万五千噸トス	軍縮会議への英国政府の意向に関するクレー
	イ、艦齢ヲ二十六年ニ延長ス	251 昭和4年12月19日 幣原外務大臣宛(電報)
	→主力艦	
	リトテ各艦種ニ就キ提案セムトスル処ヲ左ノ如ク語レリ	英ニ転電シ英ヲシテ仏伊ニ転電セシム
	取次カレタシ尚日本政府ヨリモ同様ノ開示ヲ得ハ幸甚ナ	新聞公表特電ノ通
	タル処然ラハ英政府ノ意向ヲ開示スヘキニ付日本政府ニ	右ニテ会見ヲ終レリ
	モ自分等ハ今直ニ内容ヲ示シ得ヘキ立場ニアラスト答ヘ	
	政府カ之等各種ノ問題ニ付研究シアルコトハ申上ケ得ル	ス又同時ニ我方ヨリ洩レタルモノト疑ハサランコトヲ望
	ノコトニ付本使ノ予メ指示シタル処ニ従ヒ佐藤ヨリ日本	良ク承知シ決シテ貴方ヨリ洩ラサレタルモノト疑ヒ居ラ
	艦其ノ他ニ関シ現在ノ意向ヲ示シ合フコトニ致シタシト	「スチムソン」自分モ米国新聞紙ノ如何ナルモノナルカハ
	一、右説明ノ後先方ヨリ相互事前ノ研究ニ便セムカ為主力	ヨリ出シ居ルモノニ非サルコトヲ御承知アリタシ
	ギー」ヲ訪問セシメタル処	同意見ナリ近来新聞紙等ニ現ハレ居ル数字ハ決シテ我方
	堀参事官佐藤、島津両武官ヲシテ外務省米国局長「クレー	ノ不可ナルコトヲ述ヘラレタルカ日本政府ニ於テモ全ク
	従ヒ我補助艦ノ勢力ニ関スル数字等ヲ明確ニ説明セムカ為	(若槻)申忘レタルカ新聞ニ数字比率等ヲ掲ケテ議論スル
	往電第四七一号末段本使「マクドナルド」打合セノ趣旨ニ	シタキ旨ヲ述ヘタリ
	語リ尚今日モ前回同様共同新聞公表案ヲ作製スルコトト	カ他日専門家等ノ間ニ細密ニ亘リ談合ヲ行ハシムルニ於
	ナル解決ニ到達シ得ヘシトノ強キ希望ヲ抱クニ至レリト	日申上ケタル事ニモアリ茲ニ詳シク繰返ス事ヲ避クヘキ
	(日)貴全権等ニ御目ニカカリ倫敦会議ニ於テ必ス満足	武器トシテ之ヲ必要トスルモノナリ兎ニ角之等ノ点ハ先
	アルヘク又引続キ出淵大使トモ相談致スヘシ 自 分 ハ 今	ノ考慮ニ出ツルモノニ非ス劣勢海軍国タル立場上防禦ノ
	「スチムソン」只今ノ御話ノ通倫敦ニ於テ尚御相談ノ機会	元来日本カ潜水艦ヲ保有セント欲スルハ決シテ商船攻撃
	間ノ関係愈良好トナラン事ヲ切望シテ巳マス	御話ノ条約ヲ締結スル義ハ日本ノ最賛意ヲ表スル所ナリ
	閣下ノ友誼的且率直ナル御話ノ通倫敦会議ノ結果両国民	スレハ日本亦低下シ差支ナキモノナリ又潜水艦ニ付唯今
	アル事ト思ハルルニ付同地ニ於テモ更ニ御相談致シタク	局相対的ニ割出サレタル数字ニシテ他国ニ於テ之ヲ低下
	願ヒタク尚又倫敦到着後会議開催前ニ時	御批評アリシカ其ノ際モ申上ケタル通巡洋艦ノ噸数ハ結
	ナラシムヘシト思考スルニ付自分出張後モ出淵大使ト引	唯今閣下ヨリ巡洋艦及潜水艦等ニ関シ先日ノ数字ニ付テ
	決定ニ達スル事ヲ容	テ脅威ヲ与フルト云フカ如キ事到底想像シ得サル所ナリ
		ク国防ノ見地ヨリ保有シ居ルモノナルカ故ニ外国ニ対シ
	キサルモノナリ(此ノ時「モロー」ハ長官ノ傍ニ来リ頻	依レハ日本ハ英米等ヨリ軍備劣勢ナルノミナラス右ハ全
	悪シキ防備ヲ不可トスルニ	ヲ繰返スノ考ナク唯一言シ置キタキ点ハ日本国民ノ考ニ
	感情ニ付テハ充分御諒承願ハサルヲ得ス日本ハ比率ノ増	置カルル事ハ自分ノ欣トスル所ナリ余ハ本日余リ同シ事
	侵ササル比率ヲ要求シ之ヲ認メラレサル場合ニ抱クヘキ	成良ク諒察セリ同時ニ又日本国民ノ期待感情等ニ重キヲ
	精神ニハ全ク同感ナルカ夫ト同時ニ日本国民カ何国ヲモ	(若槻)率直ニ米国当事者議会国民等ノ感情ヲ種々御話相
350	国民間ノ感情ヲ尊敬シテ解決ニ達シタシト云フ閣下ノ御	ンコトヲ付言セリ
	ライ自い谷訪解出来社~キヨー思考ラ岸打角長好フル団	終起い ひと信事会語:方う所被…厚とう角む:多フィ

繰返シ又ハ倫敦会議ニ於テ胸襟ヲ開イテ解決ニ努力セ

テハ自ラ御諒解出来得ヘキ事ト思考ス尚折角良好ナル両

3 会議招請及び非公式交渉関係

第四八八号(極秘)

本

省

12月20日後着

ニ、現規定ノ隻数ハ動カサス ニテ足ル様代換期間ヲ伸張ス

(1)航空母艦	ナキカ如ク保有ノ必要ヲ認ムル国ハ武装撤去速力低下
イ、艦齢ヲ二十六年ニ延長ス	等ニ依リ制限艦艇トシテ保有スルコトトセハ概ネ目的 32
ロ、最大排水量ヲ二万五千噸ニ減シ	ヲ達シ得ヘキニ非スヤト稍々曖昧ニ答ヘタリ
ハ、現規定ノ隻数ハ動カサス	出右ニ対スル英政府ノ意向ハ既ニ米政府ニモ回示シアリ
ニ、一万噸以下ノ母艦ニ就キ何等カ研究シアリヤトノ	但シ立入リテ討議シ若ハ何等協定ヲ見タル訳ニ非ス
当方ノ質問ニ対シ何等考究シアラスト答フ	二、参事官ヨリ英米間ノ交渉ニ於テ英国ハ米国ノ大型巡洋
三駆逐艦	艦十九隻ヲ認メタルヤノ新聞記事モ散見スル処真相如何
概ネ寿府会議仮協定通ニテ最大排水量嚮導駆逐艦一、	ノ話ハ全然無根ニテ英国
八五〇噸、駆逐艦一、五〇〇噸、備砲五吋以下艦齡十	${\scriptstyle m {\scriptstyle V}}$
六年トス	三、我補助艦勢力ノ説明ニ当リテハ佐藤公使ニ托送ノ本年
今次会議ノ協定量ハ日仏ノ大潜水艦要求如何ニ依リ変	製明年一月一日現在現
化アルヘキモ英、米従来ノ話合ハ英、米各十五万乃至	一ノ数字其ノ儘ヲ示シ且日本ノ分丈ケヲ英訳シテ交付ス
二十万噸ニ落着ケタキ希望ナリ	
四潜水艦	四、尚「ク」ハ仏国側ハ一月二十三日ノ会議ヲ公開シ其ノ
寿府会議仮協定通ニテ最大排水量一、八〇〇噸、機関	ノ主張ヲ陳述スルコトトシ度キ希望ナル
砲五吋以下艦齢十三年	障 碍 ヲ
田制限外艦艇	国側ヲ説得スル考ナルカ尚二十日午前首席全権ノミノ非
寿府会議仮協定ノ通	公式会合ヲ開キ其ノ席上一般ノ「プロセデユアー」ノ問題
内艦齢超過艦ノ保有ニ付意向ヲ尋ネタル処決定セルモノ	及右ノ点ヲ決定スルコトト致シタキ希望ナリト述ヘタリ
米国及紐育ニ転電セリ	関ニノミ依ル必要モナカルヘク即チ両全権着英後会議開催
252 昭和4年12月19日 幣原外務大臣宛(電報)	スコト可能カト思考スルカ此ノ点へ他国トノ振合モアルニニ至ル迄ノ間ノ予備交渉ハ本使ノ手ヨリ会議全権ノ手ニ移
全権着英後会議開催までの予備交渉に関し打	
合わせについて	1、「「「「「」」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「
本 省 12月20日後着ロンドン 12月19日後発	ノ名ニ於テ発送スルコトトスヘク右予メ御回示ヲ請フヘクイ役予備交換ニ関アハ電幸等ハオ信ノイニ住ラス当村
第四九一号	
往電第四七三号ニ関シ	25 昭和4年12月20日 昭原外務大臣宛(電報)
本使ハ帝国政府ノ御方針ハ予備交渉ニ重キヲ置キ重要ノ問	ロンドン軍縮会議に対する仏国政府の方針及
題ハ出来得ル丈会議開催前ニ片付ケ本会議ハ和気藹々ノ裡	び潜水艦廃止問題に対する伊国政府部内の論
ニ進行セシムヘシトノ御趣旨ニ重キヲ置キタル為前記往電	議について
来大臣ヨ	2 12 月 20 後
ノ様子モ詳細承知シ少クトモ両全権米国	本省 12月日前着
> 三甲団ミ甲団進,耳青アレ、ティ、、耳系スレ斤トリ憲ト協議セラルル様子ヲ充分確メラルル迄ハ本使請訓ニ対	
会議前ニ於ケル当地ノ予備交渉ハ	大臣ト協議ノ結果軍縮会議ニ
様双方ニ於テ諒解シ(往電第三	針ヲ決定シタルカ其ノ内容ハ大要左
居ルモ既ニ本月二十七日両全権着英ノ後ハ必スシモ外交機	一、倫敦軍縮会議ハ国際連盟軍縮事業ノ一部タルコトヲ要3

3 会議招請及び非公式交渉関係

明二十一日吉田次官ヨリ在京英国大使館 英国政府ニ対スル別電第四三〇号回答覚書二十日付ヲ ر بر 1 マ 7 参事 以テ

355

在英大使宛往電第三二〇号 第四二九号 = 関 シ 40 分 発

12月 20 日 1後6 時

会議の目的 回答 的及び議題などに関する日本政府

四三〇号

答交付について

別

会議の目的及び議題などに関する日本政府

п

255 昭 和 4年12月20日 在米国出淵大使宛 (電報)

米 へ 転電シ 衣 伊 \sim 暗 送 セ IJ

様御電報ヲ請フ 若シ何等申入ル 月曜午后二時半ナラハ何ト 与ヘラレ 入 ス Ξ 付此 ル ヘキ旨ヲ申述へ置キタリ尚本使ハ首相出発前或ハ ヘキ訓令ニ接スル事アル場合ニハ是非申出テノ 山ノ点ハ未 度キ旨 へ・キ 山述へタ タ言明ス · 事 ア ル ラ 処殆ト面会ノ時間約束済 ヘキ材料 ハ カ都合スへキ旨申居リタルニ付 成ル \sim ヲ ク 有 其 セ ()時 サ ル 間 二付 = 間 追テ話 Ξ ナル 、時間ヲ 何等申 ニ合 モ 7 $\dot{\boldsymbol{v}}$

一疲労

如何

ý

モ殆

右ハ当方ニトリ不便ト思ハルルモ首相ニ於テモ非常ニ 午后時間ヲ繰合セ会談致スコトト為シタキ旨ヲ述ヘタ キ希望ナル旨ヲ述ヘ十四日、十五日、十六日、 ト要領ヲ得ルコト シ居ル模様ニモアリ強テ休暇ノ切詰ヲ要求スルコト 存セラレ且目下 ス」ニ 赴キ疲労静養 困難ノ状況ニ付右短期間ニ於テ充分腹蔵 ノ状況ニ於テハ首相以外ト ノ為大体一月十四日頃迄留 会談ス 十七 Ē ル モ

シ

マ

7

y

A

1連日

ŀ

首相 本使 艦型縮小及艦齢延長ニ関シテハ之ヲ希望スル旨述ヘタル 述へ 僅 カ ____ 異議ナク但シ自分モ一二他ニ立会ハシムルヤモ知レ 意見ノ交換ヲ為ス事便宜ナル ト思考スル ナキ意見ノ交換ヲ為ス外ナキカト思考ス 号ノ IJ カ ハ ŀ タ シ 1 ハ予備交渉ハ最初普通外交機関ニ依リ 如何 ノ会談 時間ヲ繰合セ会見シタル事トテ充分話ヲ為ス機会無 モ主力艦問題 リ首相ト面会ノ機会尠クナリタ 御回示ヲ俟タス右取計ヒタリ尚 テ モ既ニ我全権到着ノ上ハ全権ト ル ニ関連シ日本ニ於テハ主力艦ノ代 程度ノ ニ付往電第四八八号堀以下 艦型縮小ヲ考量シ居 ヘント述ヘタル [[マ」 ハ ルヲ以テ ル ノ間ニ忌憚ナ 行フ諒解ナ ヤヲ尋ネタ 処首相モ 【換期日 議会出席中 , 往電第四 「ク V サ 「延長 之ニ ý 1 ル 処 ル ギ 九 旨 + シ

3 会議招請及び非公式交渉関係

英 ŀ 摘 水艦廃止説ニ傾キ居ル テハ伊国政府部内ニハ賛否両論アル ;シタルニ同外相ハ当惑ノ色ヲ示シタリ惟フニ本件ニ 米 伊ニ転電ン、 連盟事務局へ通報セ カ如シ云々ト内話セル趣ナ IJ y

時ニ効力ヲ発生スヘキモノナリ

盟ニ於テ作成セラル

ヘキ陸空両軍々

縮ニ関スル協定ト

同

議ニ於テ作

成

、セラル

ヘキ海軍々縮ニ関スル協定ハ今後連

Ξ 国 ト 旁仏国側ノ主張スル最高保有噸数ハ実際上伊国 付テハ何等ノ記載ナキモ仏国側トシテハ此ノ問題ニ付伊 軍力ヲ保有セサルヘカラス又倫敦会議ニ於テ採用ス 禦並ニ北「アフリカ」トノ連絡ヲ保全スル ラスト言フニアリ而シテ伊国ト 制限方式ハ総噸数主義ニ依ル 仏国 議論上下スルコトハ出来得ル限リ避ケ度キ意向 ハ其ノ本国ヲ廻ル三海面以外広大 ヘク艦種別主義ニ依ル - ノ 「 パ リ チー」ノ ナ ニ足ル ル 植民 カ 追随 、問題ニ \sim 地 ヘカ へキ = キ 1 海 防

見セル 其ノ後二三週間ヲ経テ「グランジー」外相ト会見シタ スル 尚先般在伊仏国大使ハ前記諜報者ニ対シ過般軍縮会議 能ハサル 英国政府招請状発送ノ翌日「ムツソリー ニ同首相ハ潜水艦廃止ニ反対ノ意向ヲ述ヘ居タ 程度ノモノトシ度シト云フ - ニ」首相 ív ル ニ関 F カ 숦 テ シ

第 四

1九七

号

同外相ハ

其ノ後廃止ニ賛成ノ意向ヲ洩ラシ

タルニ付仏国大

事非常ニ多キヲ以テ来週火曜日迄延期シ即日出発郷里

処「マ」ハ実ハ昨夜ヨリ休暇旅行ノ計画

ーナリ

,シモ議 (旨申入

____ ___

日ニ到着後成ルヘク早キ機会ニ於テ会見ヲ希望スル

十二月二十日「マ」首

相ニ面会我首席全権

一行本月二十七

往電第四九〇号ニ関

2

Ξ

 ν

タル

使ヨリ 部ノ意見ハ「ユウゴウスラブ」カ潜水艦ヲ保有スル結果「ア リア」海ニ於ケル伊国ノ制海権ヲ脅威センコトヲ惧レ潜 前記 「ム ツソ ý ニ」 ノ意見ト モノノ如ク其ノ中海軍 - 一致セサ ル Э ኑ 国シ · ヲ 指

254 昭

和4年12月20 日 幣原外務大臣宛 、 (電報)

我が全権との会談日程打合わせなどに関 す

マ

クドナルド首相との会見について

ロンド

本

省 1

12 12 月 21 月 21 日後着

る

ス

=

陸海空三軍ノ縮

小

ッ

相関連スル

モ

1

ナ

N

ヲ以テ倫敦会

1

官ニ手交ノ筈

両全権並英ニ転電シ英ヲシテ仏伊ニ転電セシメラレ 別 度

Ē

Memorandum

London, be followed at the British Embassy on the agenda and the procedure the proposals contained in the The Japanese Government have carefully considered and they forthcoming Naval Conference venture ಕ Memorandum offer the following of the in ಕ

observations

communication mutually accepted strengths". Having regard and on the limitation of war vessels on the basis of reduction of existing naval strength and programmes, Conference as being "to attain agreement on British Government propose to define the aim of "to consider October 7, It is intimated in that Memorandum stating the of the categories not covered that the Conference British Government dated s. that intended by đ the the the the the

> aim of the Conference by the British Government for the definition understand it to be implied in the proposals now made Article 21 of that Treaty", the questions covered by the second paragraph Washington Treaty, and to arrange for and deal with the Japanese Government of the of 356

Ŀ. by the Washington Treaty; categories of ships, the Memorandum under review, naval strength and programmes", as mentioned (a) to seek to attain for "the reduction of existing that the arrangement which the whether covered or not covered ıs. to include all Conference ii

by further reduction and limitation of armaments ; and reached at the London Conference with a continue to govern any arrangement which may be limitation as is (d (c) that with regard to the categories not covered the Washington Treaty, the same that with regard laid down in that Treaty shall to the categories covered basis of view ಕ

and limitation is to be agreed upon at the London Conference by the Washington Treaty, a new basis of reduction

been sion on the date, but they would prefer to reserve the definite deciproposed date relates only to the categories not covered should be December 31, 1936. It is presumed that the naval strengths welcome by the Washington Treaty. The Japanese Government by which the agreed equilibrium made more fully known. The British Government suggest that the date the suggestion as a of the several Powers shall have until the whole plan affecting basis of discussion, ı: to be reached the

left for the Conference to examine. the opinion that the question might conveniently continue in force, within Government respecting the 4. Referring to the which the basis of the Japanese Government are suggestion duration of agreed strength of the the period British IS. be of ಕ

> particulars of such agenda and procedure Delegates upon their arrival in London as followed at the Conference. It is the elaborate care taken by the British Government will arrange with the in working out the agenda and the procedure сл The Japanese Government highly appreciate British Government hoped that the Japanese to the ಕ be

Embassy. proposals embodied in the Memorandum of the British the Japanese Government are happy to concur in the 6 Subject to the observations above set forth,

256 昭和4年12月21日 幣原外務大臣宛在仏国安達大使と (電報 より

下院海軍予算討議の際のレイグ海相及び

エリ

才急進社会党首領の発言について

本省 パ IJ 12月22日前着 12月21日後発

二十日下院海軍予算討議ニ際シ当国海相「レイグ」 第四三九号 ハ仏国

政府 艦ニ於テ補フノ要アリト述へタリ 国トシテ 学的数量ヲ提起スルコ テ倫敦会議ニ於テ右仏国ノ保有スヘキ海軍力ニ関シテ 規約第八条ニ準拠セサル 軍縮問題ニ対スル仏国ノ方針ハ陸海空三軍牽連性倫敦会議 連盟ニ対スル ハ既定ノ海軍計画ヲ遂行スル方針ナル旨ヲ述 ハ華府会議 従属性並ニ仏国ノ保有スヘキ海軍力ハ ノ際主力艦ニ付キナシタ Ի ナク政治的数量ヲ提起スヘク又仏 ヘカラサルコ Ի ノ三点ニ在リ而シ ル犠牲ヲ ヘタ 連盟 補助 、数 ル後

第八

八八号

本 -

省

л

1

Э

ク

12 12 月22日前着

358

尚右討議 場合ノ危険ヲ指摘シ軍縮問題ハ五国間ノミノ協定ニ依リ 倫敦会議 ヲ発表シタ 決セラル 会議ニハ海洋自由問題提起セラルルヤ ヘキニ ニ際シ急進社会党首領 ニ参加セサル IJ ハアラス国際連盟ニ依 独逸ノ新型一万噸艦六隻ヲ完成セル デ ー エ IJ オ iv モ 知レ ノ外ナキ旨 ハ 来ル サ ル 1 \sim キ倫敦 ኑ ノ意見 並 解 =

米ニ転電シ連盟事 -務局ニ 通報 セ IJ

257 昭 和4 年12月 21 日 幣原外務大臣宛在ニューヨーク汨 処(電報)

様について 両全権のニュ I Ē 1 クにおける記者会見の

模

用及ヒ信頼ヲ有ス

ル旨ヲ述へ米国実業家ノ関スル

限

リ国民

九 若槻、 米国銀行家カ日本ノ誠実及協調実行ノ精神ニ対 待シ居ル次第ヲ述ヘタ 日本協会役員等出席シ主客合セテ約六十名ニ達セリ席上本 和ヲ懸念セルコト切ナルモノアリ特ニ倫敦会議ノ成功ヲ 官い両全権 Ի 意ヲ払ヒ居リタリ二十日両全権ハ 1 ハ モ慎重ナル準備ヲ遂ケタル ク難局ヲ切抜ケ英米ニ於ケル 処氏ハ金解禁ニ言及シ日本カ其ノ困難ナル事情ニアリテ克 レス」「ユナイテッド、 ケル本官主催午餐会ニ臨ミタルカ米人 側 ヨ 右ニ関シ何レモ詳細ナル報告ヲナシ特ニ日本カ大巡洋 」 其ノ他財団ノ 七割要求ヲ強固ニ主張シ居ル点並ニ主力艦代艦問題 時半新聞記者ト会見シ質問ニ答へ 財部両全権一行ハ十九日午後九 ノ略歴及ヒ功績ヲ語リタル上日本国民 有力者ヲ始メ知名 ル後「ラモント」ニー言ヲ求メタ プレス」代表者其ノ他新聞記者及 コト及之等ノ 「クレヂッ 「ホ タ 「アソシエー テル、 ル 時 問題ニ携ハリタ Ի カ翌二十日 華府ヨリ -」 設置 IJ プラ ハ シ充分ノ信 ^ザ」ニ於 三対 カ 来紐同 テッドプ 「ラモン 国際平 ノ各紙 $\tilde{\mathcal{S}}$ 三注 テ N 期 ル 艦 夜

ンス」等 尚 持 述ヘタ Ի モ = 禁 努力ヲ尽スノ用意アルヲ語リ次テ本邦金解禁ニ言及シ政府 \sim カ極力緊縮政策励行ノ結果内外貿易及ヒ国際貸借ノ 敦会議カ不戦条約締結後ノ好時機ニ招集セラレタル ル 本全権カ華府会議ト テ之ヲ支持スルモ 「シヤト 復帰セ スト セ ヲ増進スヘキ本会議 ニ関シ与ヘラレタル好意ヲ感謝シ終リニ日本ハ金本位制 ヲ知リ満足ニ堪ヘス 負担ヲ軽減ス ノト考ヘラル ーサル 行 · 述 へ N こ同 N ヘカラサルモ本会議ノ成功ニ対シテ 後日本トシテハ防衛上必要ナル充分ノ海軍力ヲ維 ハ著シキ改善ヲ見ツツアル時 ル」上陸以来米国官民ヨリ受ケタル 来会者 コト 夜在留本邦 ルカ此 ニ依リ ル 二同 コト 1 ナル 同様ノ熱心ナル協調的態度ヲ持セラ 人発起 Ξ ニ参加ス ノ時ニ当リ世界ノ平和 世界ノ経済的復興ニ貢献 Ի ŀ 深キ印象ヲ与ヘ ナ ノ趣旨ヲ語リ最後ニ若 槻 コトヲ言明シ今回ノ会議ニ当リ N 1 \sim / 歓迎会ニ ル キ軍縮ノ運動 コト Ի 米国財団カ今次 臨い タ ナレ IJ 、別ニ N ŀ ハ其ノ最善ノ ハ何レ 好意ヲ謝シ倫 人類 ハ ヲ 財部 欣幸 ~ ナシタ 全 コ ト ~ノ福祉 「バ モ 権 挙 夫 シア解 = 入 N ラ Ĥ 堪 ヲ Ż ハ N

二十一日「キャッ 258 一先ッ本使ヨリ今回若槻、 N 第五三五号 与 為シタル 領国務長官始メ各方面ニ於テ多大ノ好意ヲ示サ カ大要左ノ通 ν ル N キタリト告ケタ $\dot{\boldsymbol{v}}$ |居ル処ニテ米国側ノ歓迎振ハ詳細日本政府ニ電報 ル Ξ ヘタリ今次 態度ト腹蔵ナキ意見ノ交換ハ米国官辺ニ多大ノ好感ヲ 意見交換ノ機会ヲ与ヘラレタルコト 昭和4年12月22日 旨 至ラ 軍縮会議 スル駐日大使の談話につ 切言 サ コト言ヲ俟 (極 セ リシニモセヨ会議 1] ノ会談 秘 への米国政府の ル ス ル ニ「キャ」大使ハ日本両全権 タ ニ依リ仮令実質的ニハ別段纏 幣原外務大臣宛在米国出淵大使上 大使ヲ往訪軍縮問題 ス ŀ 財部両全権米国通過 認 いて 1 X 意向に関するキ 本 ワ 成功ニ対シ多大ノ 米国政府 シント に(電報) ・ハ自分 省 $\boldsymbol{\nu}$ ハ 12 12 月 23 22 日後着 深ク = 関 シ 5 Ξ 4 満足 深ク感謝 際 1 ν ッ ,貢献ヲ ルリヲ見 、真摯ナ 会談 且. シ大統 シ居 シ置 相互

セ

3 会議招請及び非公式交渉関係

帆

1

「オ

ý

 $\boldsymbol{\mathcal{V}}$

Ŀ

ッ

ク

Ĺ

号ニテ

^渡英ノ

途ニ

就

ケ

IJ

ハ

同日午後本官妻主催ノ茶会ニ出席シー行ハ午後十一

時

Щ

巨引続キ本使ヨリ本日ハ全然非 政府 長官ヨ 押 案 右 ル ニ大ナ 長 ニテ テハ軍備縮小 廃棄ス 駁ヲ加 N 又其ノ艦型縮 大体 テ落付 艦ニ関 解 シタ シー朝有事ノ際何時ニ ŀ 割 カ 率ニ基ク主力艦ニ於テ著シク減縮ヲ為シ之ニ依 ニ鑑ミ主力艦 令平素懇意 的ニ米国側 ル (巡洋艦) ン Ξ (主力艦) ニ最 「キ \sim 」ハ大要左ノ通語 比例 モ シ ハ 認 噸 如 ナ ナキ 財政上ノ余力ヲ 述 ノ比率ヲ主張スル 置 Π カ 必 ノ多キモ右 Ի メ之ヲ 5数問題 こノ空気 7 ル N キ新論法ヲ用 本 7 ラ マスシ 通甚 + N モ賛成ナル シテハ日本政 リ貴大使ニ対シ御話ア ル決意ヲ示ササ Ē ル カ 2 2 ヘラレ又米国民ノ感情ヲ引合ニ出 シテ之ヲ低下 A ス モ ・米国ノ = 7 右 モ トヲ希望ス 米国海軍部内ニハ大型巡洋艦ノ建造 IJ ŀ 1 1 モ右主張ニ熱心ナル訳 頗 米国政府ニ於テ し タ 謂 1 シ + F Ξ 1 ノ意向ヲ承リ度ント ,間柄 一関スル IJ 所 7 テ 小 ヲ廃止スル ル重要視シ居リ 結局倫敦会議ニ持越サ リトモ承ル · ヲ 欲 ト仮定シ十二万六千噸十三隻ヲ要求ス テ 言 ル見地ヨリー案ト レナキ ル ハ英国ニシテ「ロドネー」「ネル 七割即チ英米ノ各保有量ハ十五 ハ概シテ老人連ニ多ク若手中 容易 七割 Ξ モ ヒラレ = ナル貴大使ニ対シテ セ 鑑ミ 対 府ノ こラレ 米国政 ノニシテ之ニ依 V . ۲ Ի ス 、ル限リ テモ六吋砲ヲ搭載シ得 · 念ヲ 押 コト = 2 IJ ル決意ヲ 共ニ英米ニ於テ低下 ノ高率ナル巡洋艦ニ振向 ,本使 、主張セ 、カ如キ 此 ラ得 タル 同 サ 意 1 ン ル 府 ニシテ要ス 和談 点 y 処右、若槻全権 英国カ強大ナル商船隊ヲ 主力艦ヲ以テ海軍力 ヘキヤ ヘキモ ノ意向 公式ニ シ Ξ 2 得 ラル タル IJ · 前置 有ス ハ思ヒモ ハ -シテ考 Η 主力艦 サ ニ非ラス要ス Ξ 応ス い国費 貴大使 N 米 ル 事 Ň ٠ ۲ セ ーキシ日 N い貴大使ニ於テ此 代換延長 7 処ナ 、スラ此 次第 ____ ヘキ事項ニシテ仮 尋 メテ米国海軍側ノ ルニ日本ト N 致 へ出 N 依 1 ネタ シ日本 隻数減 い節減 隻数減 ラサ 本ハ -シ得 N 余地ナシ嚢ニ シ E ナ 旨 テ ル Ξ 2 N 1 IJ IJ 2 量ニ 現状 大型 ~ 二熱心ナ 達 及艦齢 ル ヌ 、際米国 ニーキ 一及十 此 直 7 IJ ~ ハ ル 稍 ル y 六 大型 ・シテ七 そ割 少 少 成 = N ź 事 限 = ŀ テ 1 々 ノ点誤 米国 反駁 次第 一言フ 念 三付 核 ル 巡 員 生 ナ ナ ナ 八 IJ セ ۔ ۲ ヲ 艦 延 淫 ź 7 ÷ IJ N 有 モ = 仏 ス比 N 合 心 1 1 四次テ駆逐艦以外 右ニ 困難 望ア 察発見 今貴大 アラ 之 レ ナル 可能ナ 度 達ニ注意ヲ払ヒ居ル 述へ置 之ニ比例シテ低減シ軍 上低減 斯 歩平和政策ニ則リ経済的立国就中日米支間ニ経済的提携 国務長官モ比律賓ニ関 使ヨ テ 側ニ於テ容易ニ同意ン得 (潜水艦) ハ 決意ヲ有ス 又英米協定ノ十五対十 主張スルモノア ν キ ヲ 華府会議 ル \mathcal{V} ル 絶望ナ ,軽快 · 意図 三於 必要ヲ認 ンコトヲ希望スル N 旨 カ右米国ノ輿論モ甚タ諒解ニ苦 Я ヘク殊 モ愚昧ナ 対 ス 以 モ英国カ最後ニ十五隻迄切リ 誤 IJ ルモ十三隻殊ニ過渡案ト ŀ ル ト 使ヨ シ本使 スル ヲ テ キ 上 ル ナ V シ居リ豪州若ク 貴大使ハ愚昧ナル ス カ (sighting) î 、抱クコ ġ ĩ カ ル 如 割当ツル態度ナラハ ハ Ξ \mathcal{N} = 1 米国 英国 コト 米国 処ナル キコ IJ カ IJ ル 如 ムル 「マ」 内閣 ル -----小型巡洋艦ヲ有ス 際日英同盟ヲ潔ク捨テ爾来極東 豪州 時 英米協定ノ モ Ξ ク総噸数ニ於テモ 如キ意見ヲ リ英米 「ノ輿論 間 ノナル IJ Ի 側 困難ト見受ケラ ŀ Ի = ノ各艦種 · 同時 ヘシト 八浬程度 Ξ 迫 ハ絶対ニ有リ得 モ ノ輿論ニ刺戟 ニ効力大 旨 アリ日本ノ要求ヲ容認スル 次第ニテ飛行機ニ発見 テ N ペスル米国 ン 縮 述 ハ ハ I ニ於テ噸数ヲ Э 八 Ξ ハ最近八票 豪州 - 述へタ 欧州 飛 承 数字ヲ最早此ノ ノ数字 政府当局 比律賓ニ対 サ Ի ノ目的ヲ達 ト = へ置キタ ルヘキ 行 関シ意見ヲ交換 ハ既 モ 1 N 、速力ヲ '実際気 ナル 機 N 大戦 ノ輿論ヲ云々 シ ハ ー最近英国政 / ルニ付此 ミニ繰返シ 「ノ輿論 セラレ テ 遺憾 ハ ル ハ I 最 IJ 1ヘカラサ 爆 下 Ξ $\overline{\boldsymbol{v}}$ 十四隻ノ モ 右 Ի 2 ノ差ニテ漸 1 有 ノア) 早低下 於 シ是ヲ脅威 ム処ナリ日本 3 成 結果ニ徴シ 弾 = 一層低下 ハ ケ ハ 到底是ヲ承 ý 得策ナリ ラ引合 投下 誠 テ適当 ス 堪 ス 毒 ナラス英国 IJ Ŀ タ N ル л. ル ナ = ノ機会ニ セラ 如キ 低 遺 局 ル セラ ス ル 為 事 2 = Ի ル セ ニ於テ独立 Ξ 処ナ う敗 過 ニ啓発 三 出 シ IJ Ի 減 処 協 感 情 憾 = シ タ セ 顧ミ ス ν Э ハ ν テ モ ル キ ヲ Ի 1 ス ナ 力 ハ ナ Ի Д 相当多数 一於テ本 (北ヲ免 同海軍 タ 圎 サル ル ハ既 ኑ ナ 其 N Ħ 処 ル サ 知 寧 趣 ル シ 丰 モ ス П 熱 ・レタ 之以 一層 セ Ξ カ ル セ 7 ル 1 П 旨 Я 本 汲 ト Ц カ = ル 心 7 付 丰 ラ 独 処 + 如 Ξ サ シ 潜 進 発 唯 伯 ヲ ŀ モ モ Ξ 処 不

361

360

カ結局日本ニ於テ一万噸巡洋艦

米国海軍側ヲ

納得

セ

シ

ム

N

口次テ本使ヨリ

国

【務長官

い我

く全権ト

ノ二回ノ会議ニ於

H

意向

ヲ

申

<u>上</u>ク

ĩ

コ

Ի

ハ

不可能ナリ

٢

述

へ適確ナル

意見ヲ

述フルコト

ヲ躊躇シタル

本側

ノ比率ニ関スル要求等ニ対シ従来通熱心且率直

割 三反 テ

十二隻ヲ

第三二九号(極秘大至急)

本省 12月23日後3時発

363

っ 補助艦比率対米七割要求貫徹方に関 い τ し回訓

E

昭 和 4 ·年 12 月 23 日 在英国松平大使宛幣原外務大臣より (電報)

260

経緯ニ鑑ミ防備制限協定ノ改正ヲ提案セサルヲ得ストテ其 持 IJ カ 英ニ転電 電報ト多少重複ノ点アルモ何等御参考迄 相当論議 Ξ 1 Ξ N ハ ス 有利ナ 右様ノ次第ニシテ目下当国一般言論界ノ空気 日本カ七割ヲ主張スル以上米国ト 若シ日本側ノ主張緩和ノ余地無キニ於テ 筋ノ息ノ掛レル ル旨ヲ熱心ニ主張シ本官ハ之ニ対シ適宜応酬 結局防備問題ヲ再考ス ニ甘 「フレデリク、ワイル」ハ二十二日華府「スタ \sim シ、 セラルルニ至ルヤモ計 ル セス今回 モノア 英ヲシテ 七割 ルモ今後比率問題ト関連シテ防備問題等 モノカトモ思ハ 仏 1 ル 比率ヲ主張ス 伊ニ ノヒムヲ得サルニ至 二転電 ij ル 難シト思料 シテハ セ ル如キ記事ヲ掲ケ居レ シ N ム ハ 、甚タ其 華府会議当時 ハ自分等ト ス以上屢次 シ置キ い 概シテ我 N ~-」紙上 ヘキヲ 1 意 タ シ ヲ N 1 恐 テ

際自 シ ワ 軍 会方面ニ於テモ相当刺戟ヲ受ケタルモ 張 北今回両全権ノ陳述ニ依リ 居 $\boldsymbol{\nu}$ ス 分へ ソ N ル モ ン モ 多年 Ļ タリ 1 1) · ナリト ナ 如 N 日本各大使ト親交ヲ有シ日本ノ友人ヲ以テ任 現ニ上院外交委員会民主党首席委員 カ日本カ華府条約規定ノ比率ト キ十八日大統領晩餐会ノ食後本使 ノ感想一般ニ高マリ 愈日本カ七割 ノト見へ嘗テ上院海 米国海軍側ハ勿論議 ノ比率ヲ強硬 ·防備制 ĥ ø · 会談 ル 限維 「ス Ξ 主 1

好 ナ 論調 務長官ノ懇篤ナル接待振リト呼応シテ米国官民ニ極 致シ会議ノ前途頗ル有望ナル旨ヲ声明シタル為大統領及国 ナラス 翌朝 モ思ハル ハ 上予期以上ノ好結果ヲ収メ 軍縮問題ニ関シ開示セラレ 国務長官トノ二回ノ会談内容ヲ固ク秘密ニ付シタ 主人側タ 報道シ尚両全権ノ打解 シ N ノ諸新聞 概シテ良好ナリ 感想ヲ抱カシメ (二三新聞紙ニハ ル若干ノ記事表 ル立場上両全権ニ対スル 、何 ν ・モ其 タ ĩ 米国海軍側ヨリ漏レ ケタル 2 ノ主要欄ニ於テ前日ノ会見ヲ詳 ルヲ得タリ他面米国政府ニ於 モノノ如ク今日迄ノ処新聞 レタリ)機会アル タル方針ハ米国側 応答振リヲ賞揚シ輿論啓発 優遇ノ誠意ヲ示シ両全 タルモ 毎ニ日本全権 1 , 方針 ノカト × ル テ ノミ 紙 ŀ 良 合 テ 細 1

カラ本日ノ会談ハ絶対ニ外界ニ漏サ ヘキモ日英米ノ態度 点 N (往電第四 六 (イ) コ ト 米国海軍 ヲ ハ容認セ ~標榜 九三号 スル サ セ 延 ム モ $= \nu$ N Д 開陳スルコト X 到着当日両全権ニ於テ主ナル新聞記者ヲ集メテ「ステ I テ懇切簡明ニ説明シタ ŀ ν ŀ 今次我方全権ノ米国 第五三三号 タ 打合セヲ遂ケシ ント」ヲ与ヘラルルト共ニ其ノ質疑ニ応シ淡白ニ所見ヲ キ質問モアリタ ト特ニ緊要ト認メタ ル処幸有力ナ トシ ルカ若槻全権ハ極メテ真摯ナル態度ヲ以 メ予定通十六日両全権記者団 ル記者多数参集シ比率問題ヲ始 「シアト 一通過 ルヲ以テ予テ電報シ置 ル為記者側ニ対シ多大ノ好感ヲ与 = ル」ニ出迎ノ加藤ヲシテ予メ篤 際 シ当国輿論ノ啓発ニ努力ス 本 ワシント 省 $\boldsymbol{\nu}$ 12 + 月 23 ġ ト会見セラ N メ種々 H 通華府 後着 1 際 ŀ ル \sim

ムト努メ加之「ケログ」条約ニハ安全保障 ・共ニ地中海ニ関シ関係国間ニ何等カ ン規定 ノ協定 米国一般言論界の動向について

け前記 タル ナク 協調スヘキヤ心許ナシトテ前回ニ比シ 於テハ日本ニ対シ結局一万噸十二隻丈ケナラ ニ比シ著シキ逕庭アリ果シテ同国カ倫敦会議ニ於テ誠意 「二」)稍々悲観的口吻ヲ漏セリ 1 モ 又侵略国判定ノ方法ナキコトヲモ主張セムト 「キヤ」ノ意見ハ全然隔意ナキ態度ヲ以テ述ヘラ 如キ処右 1 ナル カ其ノ内特ニ注意スヘキ い素ヨ リ幾分懸引アル

長 ニ ノ意向ナ 依リ 節約ヲ計リ軍 N Э ト - 及回主力艦ニ付テハ代換延期及艦齢 縮ノ実ヲ挙ケタ

ኑ ス ル コトノ二点ナリ ト認ム

申 ス迄モナ 、キ事ナ

3 会議招請及び非公式交渉関係

英ニ転電シ英ヨリ仏、 カ屢々新聞紙ニ漏洩セル事実ニ鑑ミ特ニ右申添フ 様特ニ御留意願 ヒ度既往ニ於ケル本使ト国務長官 伊ニ転電セシム ŀ 会談

昭 和 4 4年 12 月 (23) 日 幣原外務大臣宛、在米国出淵大使、 、 (電報) (より

(田) 尚

「キ 主張

ヤレ

ハ

態度ハ追々明瞭ト

ナリツツアル

, 処依然

ヲ

瓜セラ

ル

ル コト キコト

-海軍側

三頗

ル難色アル旨ヲ洩

シタリ

水艦

デ

戦闘

Ŀ

「余リ価 如

値

٢

ノ見解ヲ有ス

ル

パヲ以テ

其

1

噸数ヲ増スカ

ヲ欲 ナシ

セスト語リ日本ニ於テ八万噸

トシテ

ア

・
ー
バ
ル 仏ノ

トネエイジ」三軍牽連国際連

122月係

259

ヲ

主張スル

Ի P

ヲナサ

我が全権のワシントンにおける記者会見及び

貴電第四七一号及第四七三号ニ関 2

364

- 国土ノ安全ヲ期スルト共ニ我国ノ特殊国情ニ基キ国家ノ 米国国務長官トノ会談ニ依リ切角本問題ニ対スル米国側 要ニ基クモノナルヲ以テ万策ヲ尽シテ之カ貫徹ヲ期セ 存立ニ必要ナル海上交通線ヲ防護スル為ノ最少限度 ヘキハ我方ノ予テ覚悟シタル所ナルカ右ノ主張ハ畢 テハ貴官ノ困難ナル立場ハ充分之ヲ諒トス Ξ ル ノ為努力セラルル様致度シ セラルル若槻財部両全権ト カ最終解決ヲ急クコ 1 我七割要求ニ対シ英米方面ニ於テ強硬 顧ミ今日迄ノ交渉経過ニ依リ直ニ譲歩的態度ヲ以テ之 意向ヲ質シ漸ク第二段ノ交渉ニ入ラントスル状況ナル ヘカラサル ハ勿論ノ義ナル処若槻財部両全権ニ於テモ トハ機宜ヲ得タルモノ モ御協議 ノ上一層我要求貫徹 ナル反対 ルモ近ク着英 ト認メ難シ就) 一竟我 人ノ必 存 サ ス
- 二、英国首相 依リ英米均勢ノ関係上八吋砲巡洋艦ニ付テハ米国ヨリ 求量カ英国要求量ニ接近スル 数ヲ以テ満足シタル結果ニシテ他面小型巡洋艦ニ付テ謂 右、英国側 ニ於テ多数ノ小型巡洋艦ヲ必要ト 、対米七割要求 = ー基ク我方 コト - ニ対シ難 2 八 絶ヲ有 , 时砲巡 ・スル スル |洋艦要 事 倩 屰 処 =

其 百五十噸トナリ英国ノ十九万二千二百噸ニ比スレ Ξ 号 ス \sim 英国首 於テ大型巡洋艦ヲ重視セサルヘカラサル事情アル以上免 テ小型巡洋艦ニ重キヲ置ク特殊事情アルト同シク我方ニ 又貴電第三六六号(米国大型十八隻小型十八隻) Ξ 擁護スルヲ目的トシ固ヨリ何等侵寇的意図ヲ有スル セ 我勢力ハ英国勢力ノ六割五分内外ニ過キサル次第ニシテ カ 小型巡洋艦ニ付何等言及セサルハ公正ヲ得タリト謂 ν ヲ保有スルコトト 依レハ米国ノ十二万六千五百噸ノ七割即チ八万八千五 ハ 難キ所ニシテ英国側ニ於テ大型巡洋艦ノミニ付云為シ 十万五千五百噸ノ七割即チ七万三千八百五十噸ト (米国大型二十一隻小型十五隻)ノ数字ニ拠レ モノトスレハ我国ノ小型巡洋艦保有量ハ貴電第三五〇 非サ ル通リ元来我海軍軍備ハ本国ニ近接セル海上 ルヘク大型及小型ノ両者ヲ併セ考フルニ噸数ニ於テハ ノ三八・四「パーセント」又ハ四六・一「パーセント」 仮ニ我方ニ於テ水上補助艦ニ付対米七割ノ要求ヲ為 N 相ノ懸念ハ何等根拠ナキ所ナリ屢次 コ ト ハ英米ニ比シ或ル程度ノ劣勢海軍力ヲ以 ナルニ過キス以上ノ事態ハ英国側ニ於 1 訓電ニ詳述 ノ安全ヲ ノ数字 ハ夫々 ハ 米国 らと難 モノ ナリ テ

Ę 力セラレ 趣旨ニテ英国首 ル 恰 於テ我方ノ保有量カ英国保有量ニ接近スル 貴電第四九一号ニ ハ我国 モ 英国ニ対シ重大ナル脅威ヲ構成スル 度 1 \hat{v} 相ノ再考ヲ促シ其ノ誤解ヲ一掃スル ノ一事ヲ挙

満足セ シテ甚タ了解ニ苦シム所ナリ依テ貴官ハ右ノ Ξ モノノ如ク論ス 様努 テ =

1

渉ニ付テハ両全権ト御協議ノ上適当ト認メラル Д ŀ ス N ニ徴シ明瞭ナル 関 (シ若槻 財部両全権着英後 ヘク単 八吋砲巡洋艦 ル方法ニ (ノ予備交

-, ノ主張トシテ左記四点ヲ挙ケタリ 倫敦会議ハ連盟軍縮事業ノ __**.** 階梯ニ外ナラサ ル ヲ 以

二十四日当国外務省ヨリ

、軍縮問題ニ

一関ス

ル仏国政府ノニ十

英発閣下宛電報第四九〇号ニ関

2

第四

口四六

号

海軍国ノ軍備ノ状態ノミニ着眼ス スル 関係海軍国間ノ相互援助ノ問題ニ付テ完全ナル 完全ナル協定ノ為ニハ海洋自由 先ッ以テ政治的協定ノ成立ヲ必要トシ又海軍問題ニ関ス 縮小スルヲ得ス従テ軍縮問題ニ関スル技術的協定ノ為 外部ヨリ充分守リ立ツルニアラサレハ各国ハ有効ニ軍備ヲ 安全保障並相互援助等ノ制度ヲ規定シ居ルヲ以テ同規約 ス 八条掲記 基礎トスヘキモノト思考ス連盟規約ハ不完全乍ラモ兎ニ ル 不戦問題ハ国際紛争平和的処理並侵略国ニ対スル カ 日付対英覚書写ヲ送付シ越シタリ右ハ九頁ニ亘 方法論トシテ往年 有様ナルニ顧ミ仏国政府トシテハ連盟規約ヲ以テ軍縮 ル手続規定ヲ欠キ各国ノ安全ヲ充分ニ保障スル 如ク不戦問題ヲ以テ軍縮ノ出発点トス ニシテ二部ニ分レ(引其ノ前半ニ於テ英国政府 Э トヲ要スト ノ諸事情ヲ充分考慮スル ノ一般論ヲ試ミタル後回 ノ華盛頓会議 ノ問題及侵略国 ルコト ノ要ア ノ如ク単ニ数学的 IJ ルハ可 ナ 、後半ニ於テ軍 \mathbf{F} ク連盟規約 ナ 京解ノ成 ノ提議 シ ニ対スル ナ ル 次 制裁 ĩ 長文 ニ足ラサ 三五大 そ現在 テ 第十 仏 = Ξ セ 1 国 縮 他 ル ハ 1 角 関 立 2 ル モ

会議招請及び非公式交渉関係 3

政府の対英覚書の概要につい

τ

本パ

会議において討議さるべき問題に関する仏国

261

昭和4年12月24日

幣原外務大臣宛(電報)在仏国安達大使より

米へ転電シ

仏伊

 \sim

暗送アリ

ý 度 ~ 異存ナ

シ

拠ラルル

様致度電報発送方ニ関スル貴見ニ対シ

・テハ何等

365

テ

ムルニ於テハ艦種別主義トノ折衷ヲ計ルモ差支ナシ 来総噸数主義ヲ主張スルモノナルモ各艦種間ノ融通ヲ認 1 同会議ニ於テ作製セラルヘキ協定案ハ連盟ノ一般的条約 一部ヲ為スヘキモノナリ又海軍制限ノ方式ニ付テハ元

= Ξ 要アルヲ以テ連盟規約第八条ニ依リ其ノ保有スヘキ海軍 ルニ当ツテハ陸、海、空三軍ノ牽連性ヲ主張セサルヲ得ス ノ意思ハナキモ其ノ地理的事情ニ鑑ミ海軍軍縮ヲ論議ス 力ヲ定ムルニ当ツテハ右事情ヲ参酌セサル可カラス 仏国ハ其ノ地理的状況並ニ広大ナル殖民地ノ防禦ノ必 仏国ハ倫敦会議ニ於テ陸空二軍ノ縮少問題ヲ提起ス ル

찐 トヲ声 班牙等ノ之ニ加入スルヲ認ムルニ吝ナラサル 結果ニ鑑ミム国政府ハ地中海沿岸海軍国間ニ相互保障並 ニ不侵略ニ関スル協定ヲ締結シ倫敦会議ニ参加セサ 太平洋四国条約カ華府海軍協定ニ及ホシタル良好ナル 戸明ス (右覚書写郵送ス) モノ ナ ív 'n 西 I

米、伊ニ転電シ連盟事務局ニ通報 セ

IJ

262 昭和4年12月24日

三、国務長官ハ第二回会見ニ於テ米側立場ヲ説明スル

二 当

場ヲ宣明スル

=

努メタル処米国新聞ハ好意ヲ以テ我所説

測セラル

所ハ極メテ重要ナリト前提シ往電ノ趣旨ヲ述ヘタル処右 リ「ジョーンズ」ヲ列席セシメ且書付ヲ携ヘ今日述フル

其ノ内容全然我方主張ニ対スル反駁ナリシニモ拘ラス

滞米中の感想に関し両全権より申進について

幣原外務大臣宛(電報)在米国出淵大使より

セムトスル模様ノ如シ 気勢ヲ示スト共ニ他方造艦ノ決意ヲ仄メカシテ我ヲ牽制 米ハ一方防備ト比率トヲ関連セシメテ審議セムトスル 1

= 意シ乍ラモ直ニ賛成スルコトナク却テ之ニ依リ補助艦艇 力艦代換延期ヲ欲シ居ルモ ニ関スル 米国側ニ於テハ我方ニ於テ主トシテ財政的考慮ヨ 我方主張ヲ緩和セシメ 1 ト推測シ右ニ対シ主義上同 ムト 試ミツツアル ヤ IJ Ξ 観 主

十二月十七日及十九日帝国全権国務長官ト会談ニ当リ 帝国全権国務長官トノ会談「ミニツト」送付ノ件 _ ;

在米

機密公第七七二号

四、国務長官トノ会談中同人ニ対シ「モロー

」 ヵ両三回

耳

ŀ

述へ居タルニ符合スルモノノ如シ

使発閣下宛電報第五二一号報告中ニ申進メラレタルカ其 余地アルコトヲ仄カシタルモノト観測セラル右ハ在米大 ルハ先ツ米海軍側意向ヲ其ノ儘取リ継クト共ニ尚妥協ノ 最後ニ本会見ハ甚タ有益好結果ナリシト繰返シ申シ居タ

ノ際大統領ハ之ヲ要スルニ Give and take ノ

問題ナリ

263

英

仏

伊へ転電セ

IJ

想像セラル

リ何等カ為ニスル処アリテ之ヲ掲ケシメタルニ非スヤ 話ヲ為ササリシニ拘ラス同記事ノ出タルハ蓋シ米国筋 モノナル記事ヲ掲ケタリ我方ニ於テハ何等右ニ類スル サスシテ日本ハ米ノ十八隻ニ対シ十二隻ヲ以テ満足スル ヲ忠実記載シタルカ其ノ後十九日ニ至リ一斉ニ出所ヲ示

٢ Ξ 談

若槻・財部両全権とスティムソン国務長官と

昭和4年12月27 日

の会談議事録送付について

外務大臣男爵 幣原 喜重郎殿

特命全権大使 出淵 勝次 卽

昭和四年十二月二十七日

(昭和五年一月二十五日接受)

幣原外務大臣宛(電報)在米国出淵大使より

367

寧ロ「スチムソン」ヲ凌クモノアルヲ述ヘ重要案件ニ付 スハ「モロー」ニシテ其ノ大統領ニ対スル信望ノ如キモ 財部ニ対シ今回米全権中最有力ナルト共ニ其ノ中心ヲ為 打セルヲ見受ケタルカ紐育ニ於テ「ラモント」ハ若槻及

ハ同人ト熟議アリタキ旨ヲ語リタル次第モアリ

, 旁同

X

3

ŀ テ

接触ニハ特ニ留意スルコトト致スヘシ

Ŧ

米国通過中新聞記者ト

ノ応答ニ際シテハ率直ニ我方立

366

本 省 12 12 月27日前着

ヮ

シン トン

第五四三号 両全権ヨリ 、左ノ通

外務大臣へ転電アリタシ

第 (費^{不明)} 号

滞米中ノ感想何等御参考迄ニ左ノ通申進

一、累次ノ電報ニ依リ既ニ御推察ノ事トハ存スル ス

モ米側

N -

テハ予テ我方ノ主張スル保有量ヲ比率ニ依リテ表示ス シ具体的解決ヲ希望シ居ルコト御承知ノ通ナル処我方ニ ハ米国一般ノ輿論並ニ議会ノ同意ヲ得ルコト困難ナリト

シテ飽迄比率又ハ比率ヲ含ム具体案ヲ固執スルニ於テハ

付御査収相成度分、国務長官秘書「ベツク」作成)各二通別添送付スルニカ該「ミニツト」(十七日ノ分、斎藤部長作成、十九日ノニツト」ヲ作成シタ次第へ既ニ電報ヲ以テ報告致置キタル

本信写送付先 在英大使

(別 添)

STRICTLY CONFIDENTIAL.

¥0. 1

DRAFT MINUTES OF THE INFORMAL CONVERSATIONS BETWEEN THE AMERICAN AND JAPANESE DELEGATES TO THE LONDON NAVAL CONFERENCE.

Present :

Mr. Henry L. Stimson, Secretary of State, Delegate Mr. Dwight W. Morrow, Ambassador to Mexico,

Delegate. Mr. Wm. R. Castle, Jr., Ambassador to Japan.

Mr. Reijiro Wakatsuki, Member of the House of Peers, Delegate.

Admiral Takeshi Takarabe, Minister of the Navy, Delegate.

Mr. K. Debuchi, Ambassador to the United States. Mr. Hirosi Saito, Secretary to the Delegates.

Both delegations met at Woodley, Mr. Stimson's private residence, at three o'clock, P. M., Tuesday, December 17, 1929.

Mr. Wakatsuki said that he wished to express his opinion in the frankest manner. As had been repeatedly avowed, at home and abroad, Japan desired most earnestly the success of the London Conference and hoped that the agreement would not only be a limitation but an actual reduction in naval armaments. As to the ratio Japan desired to hold, Ambassador Debuchi had, he understood, often submitted it to his (Mr. Stimson's) consideration under instructions from the Japanese Government, and he thought that it was already known to the American delegation.

Japan had always made it the fundamental principle

people. not such a plan as desired by the Secretary of conditions. Japan would, of course, the of State would give sympathetic consideration to this of Japan, necessity for defense purposes in the adjacent waters of the largest naval strength was calculated from the attack and adequate for defense. The ratio of 70 % would not disturb the sense of national security of the of her national armament to hold such strength as information as to the basis upon which to construct Б Debuchi to contrive to ago the Secretary of State had proposed to Ambassador matter. He was given to understand that sometime was, therefore, to obtain an agreement from all powers concerned. It that desire, question by taking into consideration the having In other words, and it was a point to which Japan desired been his sincere hope but his Government rather lacked advised find some means a strength insufficient for of the details that the be glad to of solving Secretary of State, accede actual the

> provisional arrangement between the United States and the British Government especially in regard to the large sized cruisers. If, therefore, the Secretary of State would be good enough to give such information to him he would consider it very useful.

Mr. Stimson replied that he wished to be frank in his statement of his views just as was Mr. Wakatsuki and just as he had always been in his negotiations with Ambassador Debuchi. He was equally desirous that the London Conference should be a success.

had cruisers on the recommendation American cruisers, there existed no agreement except what he agreement with especial reference namely, the question of provisional Anglo-American As to told the first point of Mr. Wakatsuki's Ambassador Debuchi sometime ago. Government demanded twenty-one such of naval ť 10,000advisers, questions, The ton

while the British Government thought that the United States ought to be satisfied with eighteen ships. The

đ had as yet no figures of adjustment in other categories difference of three ships could somehow be adjusted near enough agreement to enable the two countries American Government had thought that that was go to London with every hope of success. of auxiliary craft. However, The he а

370

the the and right. represent such opinion as the people would think just with his colleagues, and his survey of the minds in Mr. Wakatsuki's queries he would reply As people. He considered the Government ought result of to the larger ratio which formed another his careful thought, his consultation giving point đ of

As to the Washington Conference which brought about the fundamental condition of things that led to the convening of the forthcoming Conference in London, the American people had a feeling that this country had been very generous and made the greatest sacrifice of all in order that an agreement could be

been her possession in the vicinity the maintaining of the status quo of fortifications than half of her naval strength and by consenting to in good faith that that agreement could only Mr. as tion, and particularly to relieve Japan of any anxiety possessions fortification in the Philippine Islands and other Pacific pledge herself to maintain the status was ready to give America had the largest navy in the world, reached Washington Conference. The American people believed his mind, greatly to the Japan had been much improved. Wakatsuki recognized, removing the sense of rivalry, jealousy to her Debuchi, that the feelings between America and reached by the United States among the participating Powers, national security. He in order up that position and, to facilitate disarmament by and he had often heard from successful outcome of Japan. That was due, thought that giving and competiquo moreover, The dn but she In of of basic more have Mr. 1921 the the in in б

party build navy formulated a big navy plan involving an enorarmament could be arrived at. Moreover, the American Mr. the That constrained to take to naval building once again. the ships about a period of spirit peremptory which meant that the President not altogether been a success. America had was therefore abroad a feeling that that conference had tition of naval construction in regard to the classes of appeared, it was much to be regretted, fresh compeof fact, avoid competition in armaments. construction of twenty-three 10,000 ton cruisers. failure Debuchi unless was shown by an Act of not covered by the Washington treaties. There to that competition in the beginning, but after of the for the some international agreement of the would remember that that Act was Washington Conference was to bring past seven or eight years there confidence among nations and to Geneva Conference, Congress authorizing However, as she not heen in ಕ must point felt dis-

> mous expenditure to build the other classes of ships that might be necessary to make up fleets with these 10,000 ton cruisers. He had explained that to Mr. Wakatsuki to show him that the American people attached great importance to the necessity of catching up with the navies of the other Powers unless some agreement of disarmament could be concluded. Such being the case, when he was asked by Mr.

đ success of the that a the American people and would frankness that that would give a bad impression to cruisers than in capital ships, he regard to the desire of Japan to hold a higher ratio in Debuchi as to the opinion of be unfair to themselves great many Americans would feel such change Conference. He would have the United not conduce had replied States thought to the in all in

Further, as to battleships, the American people still felt strongly that they were the center of naval strength. They never considered a battleship fleet as

fleet that for such reduction and that, if an agreement could not occasion he had heard personally from Admiral Okada, of that class of war craft. willing to try to find a way to reduce the strength States did not seek to impose a position of inferiority the agreed upon and would turn the financial balance in her interest if Japan would reduce the battleship face the necessity of starting their expensive replace. be reached among nations on that point, they had Admiral Takarabe's was Japan's obsolete. be raised by Japan. ment. However, the United States would not feel Washington a ratio of building of cruisers he in which the ratio hoped that the It was true that the he had touched at Tokyo and on that wish. 10-10-7. predecessor, that Japan It was clear that the On his way His position was, question of in which Japan was asking of 5-5-3 had already She knew also that United States was from Manila ratio would therefore, wished United been that not ij đ đ đ

pride. that fore, subject of discussion the actual strength of 206,000 tons be question of ratio. What he had conditions of the Conference, giving careful consideration to the understood. He had told Ambassador ment which was repugnant to its sense of honor or on any nation, tn force any nation to sign an agreethe ratio. tons than any figure calculated merely on account of Japan had increased her cruiser strength from 206, 000 been a little disappointed when he had understanding or an agreement. He had, therefore, what had been done, they might find a basis for an been doing in regard to her cruiser strength might considerd and that in some way đ he that they would rather discuss He 226,000 had hoped that what Japan had actually So his opinion had been that if wished that that tons. situation, He would without point in mind was this, rather H. referring would be matters Debuchi, therelearned that the light make at 5 actual Japan well the the the of

372

give shown her willingness to reduce her cruiser strength principle. They for further. the latter came down, America would smaller than navy was also ready to consent to holding a strength lower than what she proposed in 1927. ment which would be honorable to all concerned and She would herself try persuade other would keep her needs defense, hurt to no Power. America would that could have nations of Great Britain. down to the actual necessity ť ť Great Britain had already worked out an arrangecome meet her on the be willing to an agreement. The American go down even Moreover, đ try same 5 Ħ

All he could promise now was to give the utmost sympathy and fair consideration to the Japanese claim.

Mr. Wakatsuki thanked Mr. Stimson for listening so carefully to what he had stated and was much gratified that the latter was willing to give sym-

could not have been wiped away. It had been conciliated but the general feeling of cepted. By explaining on the part of the Government deeply regretted that that claim ment as stipulated at the of it was a fact that the Japanese people had a feeling dwell upon past history, but according candor. He did not think it would avail he of the American people in the frankest manner, Stimson was good enough to pathetic thought that fications in the Pacific, the benefit of maintaining the status quo of from the beginning seventy results of Conference. having been pressed to accept the form of disarmawould likewise consideration to the Japanese that Conference, He would refrain from criticising the at ρ future state some portion of Japan's sentiments time of the disarmament conference percent and the but Japan had explain had not been acwas to his the attitude. the Washington much to generally claimed feelings regret people people fortiviews with and Mr.

at the the kind. Japan, own islands. Mr. Stimson had referred to the sacrifice đ Ë. to the class of ships not covered by the Washington not covered by the Washington Conference, question. However, definite Conference as national security would surely claim seventy percent lacking which the sense America had made in agreeing to maintain the status quo It was true that America exercised self-restraint in Conference. seventy percent should strongly be the Pacific but, for that matter, Japan also agreed maintain ratio of Therefore, it was Japan's on her part, forthcoming Conference in London she should and he had no idea of re-opening that 5-5-3 the This had become a national to capital ships, status agreed as to other also had made great sacrifice scrapping many quo of fortifications upon at the Washington be disturbed. national categories that was already of fortifications put forward as warships, desire conviction. of it was a of As ships that but her ಕ of ii

> tons the had had as the basis upon which to argue disarmament today. adequate to make a ratio of the the general situation had been greatly changed since Later at that Conference. It had only been agreed upon He wished that that point would be well understood From this point of view he thought it would not be that the size of cruisers should be limited to 10,000 fact that no agreement whatever had been completed time been effected in other instruments of war, gradually come into existence and developments the number of cruisers carrying 10,000 a size which did not exist at that time. the Washington treaties Washington treaties were concluded. tons and

> > 374

As to capital ships, Japan had never thought that they were obsolete, but still constituted the center of armament. Japan thought that in order to meet the necessity of naval reduction it would be advisable to prolong the age, reduce the type, lengthen the period of replacement, and so on, of this class of

the of the moment, but he believed that that was tonnage. He was not saying that just on utilizing it would Stimson but, from the point of view just put forward, time. He (Mr. Wakatsuki) was not arguing with Mr. profit by in the sense that it was not Japan alone that would conviction of the Japanese people. warships. However, Japan was claiming such reduction capital ship strength for augmenting the cruiser the be it, but all nations concerned at the same clear that Japan had no thought of financial balance saved by reducing the spur the

ation as an application of that principle. upon and concrete figures were taken into considerpoint of view of actual conditions without reference understand that between the United States and Great to the matter Further, question the as Mr. he would not object principle of the Stimson had suggested, of ratio. parity had first been decided But he ť was studying Japan from given had the the б

> proposed to have an agreement as to the He ing the ratio always in approach actual conditions and concrete figures keepas in the case of the in the sense that some standard had better be adopted Secretary of State would give him time he in that sense glad to submit for his consideration a plan conceived thought that it would not be inadvisable Anglo-American arrangement. mind. If, therefore, ratio first would the be đ

addition of \mathbf{of} presented Japan's present cruiser strength and those in but would now refer to the Secretary's disappointment not been answering Mr. Stimson's questions presenting Japan's present strength in eight-inch that the former figures had been obtained by gun cruisers and cruisers of lesser types, respectively. Mr. Wakatsuki said that he was sorry that regard 226,000 tons which she now proposed. He supposed to the 108, 400 figures of 206,000 tons tons and about 90,000 which tons, seriatim he had rerean

was, suppositive tonnage would of its nature come down figures. because would come down. The figures stood high simply as the basis of the seventy The difference of 20,000 tons in the two tonnages as tonnage the the Secretary thought, calculated on superior navies seemed to claim high ť be held by the per cent ratio. Therefore, superior navies this the

Mr. Stimson desired to be shown Japan's concrete plan.

cruisers and a certain number of cruisers desire eighteen 8-inch the submit his plan for the Secretary's consideration. On figures and in the transitory period, namely pending among thirteen ships. But this represented the eventual than 10,000 tons, aggregating Mr. supposition ಕ Wakatsuki said that he would, possess that America 10,000 ton cruisers, ຝ certain number 126,000 tons distributed was going of 10,000 ij. Japan would that with ಕ case, hold less ton

> uniform tonnage of 10,000 much inferior to a fleet consisting of cruisers with a tonnage of less than 10,000 tons, and accordingly very when the real strength this appeared as if the number was too large ships with a tonnage of less than 10,000. Apparently class cruisers with 7, 100 tons each, and two more the existing eight 10,000 ton cruisers, the four Furutaka class ships and two cruisers with the Japan desired to hold fourteen ships, consisting replacements of the Furutaka class cruisers, was studied it four contained Furutaka but of

> > 376

be sufficient for the defense of the strength now existing and being built in Japan would Japanese the sea and holding an inferior naval strength. useful and adequate weapons of view of the fact that the disarmament conference like Japan consisting of Now as to the submarines. navy did not think that the submarine islands widely scattered on They were defense country, for a country the most but in The

was now going to be held and a reduction would be effected all round, Japan would be content to hold nothing more than her present existing strength of 78,500 tons. He wished to make it clear, however, that Japan was not demanding anything like parity with other nations. She would have no objection if other Powers held ten-sevenths of her submarine strength.

With regard to lesser type cruisers and destroyers, Japan stood ready to effect reduction according as the other Powers concerned decreased their holdings.

careful thought tions, conceived upon the consideration of the actual condimerits Secretary would disclose his frank opinion as What he had just stated was the Japanese plan and he wished the Secretary б it. He would be would give glad ij ð the his its

Mr. Stimson thought that it was of great value that uch unreserved and frank opinions were ex-

same as that which he had heard from Mr. Debuchi changed. He felt that the plan just shown him was the of Ħ left, or he might see him in London, or, if somebody consideration if it some time ago. But he was willing to give it further on the increase of the Japanese naval strength, and demanded, amount which would be satisfactory to quite difficult, to his mind, to centered in the 10,000 ton cruisers alone it would be consideration at the same time. If the discussion was ton cruisers but to take other categories of ships preferable not to discuss only the question agreeable Wakatsuki's wish, he would see him again They could not but entertain the the American advisers, the Japanese Delegation would other, of to him. In general, 226, 000 tons β was so desired. If it was Mr. reduction of the meant, that would be equally however, the arrive at an agreement on confer American people. feeling that the American naval one ij with some hand, before he of 10,000 might be into the

feeling was wrong. But he was not going to close the continue discussions. door to the Japanese proposal. He would be glad to strength. He would not be able to show that such

after by the Secretary profitable to have discussions among as delegation to take up the duty. experts he would be glad to appoint somebody in the to continue to discuss them with Ambassador Debuchi Conference. essential that some agreement should be arrived at here or at London. In any case, he thought it very was ill. He wished Stimson in having given him so much time when he Mr. Wakatsuki appreciated the courtesy of Secretary to those questions previously to the opening of the his departure and, further, if it was considered Therefore, ರ continue he would like the Secretary conversations either

press (annex 1) the meeting adjourned at 5:30 o'clock P. M. until 10 o'clock A. M. After deciding upon the joint statement for Thursday, December 19 the

1929.

ANNEX 1.

Ambassador William R. Castle, Jr. with him State at his house this afternoon. and Hirosi Saito, secretary, visited the Takarabe, Reijiro Wakatsuki, chief delegate ; Admiral Takeshi delegate; Japanese Ambassador Dwight W. Ambassador Debuchi The Secretary Morrow Secretary had and of

the issues of the conference. underlying problems of the two countries which affect There was a frank and friendly discussion of the

helps maintain. two countries which a solution of the naval problems conference and the increase of good will between the optimistic hope Both Mr. Wakatsuki and Secretary Stimson expressed for the successful termination of the

CONFIDENTIAL

No 3

THURSDAY, DECEMBER 19, 1929, AT 10:20 OFFICE IN THE DEPARTMENT OF STATE, DELEGATES, HELD IN THE SECRETARY'S BETWEEN THE JAPANESE AND AMERICAN MINUTES OF THE INFORMAL MEETING Present : Mr. R. Wakatsuki.

Mr. Ambassador Morrow. Ambassador Castle The Secretary of State Ambassador Debuchi Admiral T. H. Saito. Jones. Takarabe

nation. Moreover the President was good enough to much as tendered to themselves dinner in their honor and he considered it President was good enough to give them a magnificent Mr. Wakatsuki started by saying that yesterday the as to the Japanese not so

3

previous day. the substance of the conversations at Woodley on the occasion Mr. Wakatsuki discussed with the President mission give him time to talk about matters pertaining to the with which he was entrusted. On that

discussed with him day before yesterday. opinion or comment on Mr. Wakatsuki then asked the Secretary the matters which he for had his

He said that Mr. Wakatsuki remembered the diffifrom the standpoint of an observer in this country. Conference. produced by do to the good feeling between this country idea, namely, that he attached the highest importance Excellency to understand that he started from this hoarse, compelled him to be brief, but he wanted His candor; that the limitations of his voice, being The Secretary said that he would be so; that Mr. The Secretary said that he was speaking the Wakatsuki had invited frankness and agreements of the very Washington and glad to Japan so

会議招請及び非公式交渉関係

Admiral

379

cult situation existing before that conference and the

enter Secretary principally liness and and irritations have sador Debuchi frequently commented, such difficulties irritated feeling which existed; that now as Ambasexisted in this country and that knowledge made him Excellency's questions from that point of view. change or diminish it, this said he conference due confidence ಕ knew that this friendly the Washington Conference. The passed and a feeling of friendand that he would answer has taken their place that anxious that nothing would feeling His is

needs in the day, he does not presume to pass upon the different did not arrogate himself or put himself in the position relating to Japanese naval strength, he could tell him in the slightest degree of giving suggestions to Japan Government to decide. The Secretary stated that he with a great deal of confidence that those figures Wakatsuki had asked questions based on The Secretary of matter of her national defense, but as Mr. Japan; that they stated that, as he said the other are а matter for figures her

would cause anxiety in American public mind.

branch or our Government which is seeking reductions, said that as His Excellency knows, Mr. than we hoped we would have to build. The Secretary and in our Congress, that we must build much higher presented would result in a feeling among our because he knows - as we all know - that these figures he knew that the would be most disappointed. The Secretery said that that the Executive on two oceans, feel that this country with its immensely long coastline public opinion realize that the American people would the Secretary and all who also are President is in touch with public opinion President, is most earnestly seeking reduction. In the first place, the Secretary stated that he knew separated by the Isthmus of Panama, President would of this country, be in touch with which Hoover, disappointed and he and ıs. people The the our

would have normally to require a much larger defensive force than a nation situated like Japan in a compact group of islands, and that the American

people would demand, if they heard that the ratio was being increased and Japan was seeking larger figures for her fleet, that instead of reduction they should likewise increase.

find sovereignty or by by anything by hoped that we should be able at the Conference public feeling in Japan, inferiority to other nations. national sensibilities should not in any way be offended Japanese people could be protected, erations which His Excellency mentioned about The Secretary said that he appreciated the considanything like an attempt to impose upon them а way by approaching an invasion of which the natural putting and that he them in any position feelings and that their had earnestly their own of the the ಕ or of

The Secretary said that with his colleagues and advisers he was now earnestly studying ways to reach such a result after they go to London when he could confer with His Excellency again on that subject.

> The Secretary said that it was for that reason that he suggested to Ambassador Debuchi some weeks ago and he renewed the suggestion now, that it would be well in his opinion not to discuss figures or ratios in the press because they simply aroused opposite feelings in each country, and would make more difficult the task of finding a solution which will be satisfactory to both countries, and which will not offend the national sensibilities of either one.

The Secretary said that speaking in the confidence of the group present, as His Excellency had invited him to do, and taking up the questions he asked, he was obliged to say that he feared the American people and the American Congress would regard a cruiser tonnage of 226,000 tons for Japan as so high that it would necessitate counterbuilding on the part of America.

The Secretary said he had reflected very carefully on this and had consulted with his colleagues, who are members of Congress, and he felt very clearly

that he was not in error in saying that

rines, that that S. destroying nations, which forbade their use indiscriminately for unfortunately was not ratified by the Washington ment was destroying the American Government, as His Excellency knew, asked him about submarines. The Secretary said that obey the rules of war. merchant ships under conditions where they tively limited, and marines American very strongly opposed to the use of submarines for The Secretary then said that His Excellency had the danger of too great a reliance upon it and too large a construction of submarines, creates apart from commerce destroying, are comparavery glad that it was joined by Government thinks that the uses of subcommerce. commerce and that the American Govern-හ Conference temptation to use the American Government feels The Secretary in the all of the stated them against Treaty which Japan that can submaother not the ij. ıs:

> commerce destroying submarines principles Conference we might successfully reaffirm the humane Secretary said that it has been the hope that at so much shall be restricted so as to avoid their use against our hope that at least the construction of submarines may think them more useful than we do, but it is usefulness of submarines in legitimate nations may differ from it in their opinion as to the merchant The American Government recognizes that other reprobation during the Great War. commerce in the inhuman way which excited of the 1922Treaty on the warfare, subject this The and of, 382

The Secretary said that these views in regard to submarines which he had stated he thought were held by a large part of the American people and he thought that the figures which His Excellency suggested on Tuesday for Japan, of 80,000 tons of submarines, would be thought by the American people to be so

high that they would feel that they would excite

would should insist on such commerce destroying. The Secretary said that he was Excellency viewpoint of the Japanese people and he begged Secretary said that he might endanger the success of the Conference. because he feared that a demand sincere desire to have this Conference a frankly and with great candor, as His Excellency had added that now that he had spoken his views very craft like destroyers and light cruisers. The Secretary for the construction of a large force of anti-submarine excite again a demand by our people and our Congress in the beginning of the conversation; that it would tend to lessen that good feeling about which he spoke speaking only great temptation for the use of such submarines invited, he could only repeat that he did so from look at it, and he feared therefore that if Japan to remember also the viewpoint of of the way he а had tried to bear large construction it would felt that our people for these figures success ij mind and The His the the ij. а

> very situation, except to say again that said this was all he thought he could say on His Excellency with an enormous coastline American people who are situated between two oceans Conference further promote friendliness everything to try to make this Conference a success. which will offend the feelings with the utmost friendly desire not to do anything vulnerable in war, and who think that they have a two people By success the Secretary said he meant great need for naval defense. in London with which they regard of Japan, an open mind and he would meet The between to make and Secretary to do this the the as

Mr. Wakatsuki said that he had listened with great interest to the Secretary's very frank views as to the feelings of the American people, and of the American Congress; that at the same time he was glad that the Secretary had understood very well the aspirations and the feelings of the Japanese people; that he did

been conference. illegal use of that class of warcraft at the forthcoming had referred most willing to have a treaty such as the Secretary submarines, Mr. Wakatsuki said that Japan Japan's figures question; if other powers came down in their strength as Mr. cruisers and submarines. As to the cruiser other day, referring to the figures he gave as to the powers. Mr. Wakatsuki said that the Secretary had in are the same things, but he said that the Japanese people Japanese Navy would ever excite the feelings of other therefore it had never entered their minds that the compared with the other powers, and that they have not think that it would add very much if he repeated mind only the maintenance of content to hold the good enough to comment upon what he said the Wakatsuki said the other day, it is a relative to in the would naturally Treaty of inferior national security; decrease. 1922, naval strength forbidding tonnage, will be As ъ

> sity at become very much clearer. Governments Wakatsuki said that he had referred to fact that she is to have inferior naval strength. thought of destroying commerce, but from the necessubmarines is not in the Secretary the other day, Japan's desire for Mr. Wakatsuki said that as their of possessing a weapon of defense, in view of the previous meeting; however, consult experts on these points they will least predicated he had these if both upon retaining told the points Mr. our the 384

has and are contemplating no aggression against other Japanese because they feelings of the American people, he, while Japan has to give would be very important tary had referred, he was entirely in accord; that existing between our two peoples, to which the Secre-Mr. ಕ Wakatsuki said that take into consideration the are exercising self-restraint great consideration as 5 ಕ maintain them; that the good feelings feelings Mr. Wakatsuki, đ of the the ÷

countries, and therefore in case the ratio they are demanding is not recognized at the Conference he wished the Secretary to understand how high the feeling may run in Japan in that connection.

much for his very friendly and candid talk and discussions at the Conference previous to the opening of the Conference itself the question of naval powers should always be good; that if important thing was that the balance 1S the Secretary's views that good results should together Conference in London they might have time Debuchi. Further, that before continued between the their departure he wished the conversations might be Mr. a question of the increase of easier. Wakatsuki said that he did not again. IS. decided upon even Therefore Mr. Mr. Wakatsuki thanked the Secretary Secretary and Ambassador would be made Wakatsuki said after the ratio, in opening a general way or equilibrium but the think that it he shared to talk of most very this the be

attained at the forthcoming Conference so that in the future he would seek occasions to further submit his views to the Secretary's consideration.

sador Mr. said that he would also be glad to talk with Ambasseveral days before the Conference opened and he gestion. He said that he would try to reach of country and which would be a satisfactory arrangement they would be able to work out the form of an stated that he felt very hopeful after these talks with hoped to see him then before it opened. The Secretary The Secretary thanked Mr. Wakatsuki for his sugthe question of naval defense. Wakatsuki and said that he felt with this Debuchi in the which would give offense meanwhile. The đ Secretary solution London neither spirit

Mr. Wakatsuki said that he wished to say that he would be most happy to give consideration to any suggestions the Secretary might make in the future. After the exchange of mutual farewells the conver-

ノ七割ヲ要求スル関係上此種巡洋艦ニ於テ米国保有量ヲ十ル能ハサリシ旨述ヘタルハ我方ニ於テ大型巡洋艦ニ付米国内長官カ両全権ニ対シ日本側ニ於テ二十万六千噸ノ巡洋貴電第五一五号ニ関シ 年省 12月31日後3時30分発	265 昭和4年12月31日 幣原外務大臣より 米、仏、伊ニ転電セリ 米、仏、伊ニ転電セリ	、中国、公司、「ど本」目前の人工を回す目、	ム伊交渉の進捗状況に関する伊国大使の談話 について について について ロンドン 12月30日後発 第五一一号 第五一一号 第五一一号 第五一一号 第五一一号 第五一一号 第五一一号 中国大使漸ク帰任シタルヲ以テ十二月三十日往訪シ仏伊交 クム国側ニ於テ其ノ要求額ノ提示ヲ為サス交渉モ余リ進捗 シ居ラス尤伊国ハ仏国所要ノ額ニ対シ其ノ最低所要額 ンドフラサルモ増艦シ得ル権利ヲ保有シ置クヲ主張ン居ル たアラサルモ増艦シ得ル権利ヲ保有シ置クヲ主張ン居ル たの次第ナリト述へタルニ付本使ハ伊国側ニ於テハ華府会議ニ たテ割当ラレタル伊国側ノ比率変更ヲ主張スル意思アリヤ ト尋ネタル処大使ハ伊国側ノ比率変更ヲ主張スル意思アリヤ トラネタル処大使ハ伊国側ノ比率変更ヲ主張スル意思アリヤ トマラキ府比率ノ増率ニハ重キヲ置キ居ラスト述ヘタル ノミニテ華府比率ノ増率ニハ重キヲ置キ居ラスト述へタル
ルニ於テハ我方ニ於テモ之ニ連レ要求噸数ヲ低下シ得ヘク スルモノナリト為スハ謂ハレナキコトナリ)将又大型巡洋 ニ於テ約二万噸増大スル次第ニハ非ス(従テ我方ニ於テ二 が然的ニ二万噸増大スルト調フモ右ハ米国側ニ於テ十八 派言がテ約二万噸増大スルト調フモ右ハ米国側ニ於テ十八 387	上恐ラク現有噸数ヨリ縮小スルコトトナルヘク大型巡洋艦潜水艦昭和六年度末現有量保持ノ要求トノ調和ヲ図ル関係ノ場合小型巡洋艦ニ於テハ補助艦対米総括的七割ノ主張並シ従テ我現有噸数ヨリ約二万噸増大ノ結果トナルヘキモ右シスル以上我方ニ於テモ其ノ七割タル十二万六千噸ヲ必要ト考フレハ大型巡洋艦ニ位ラハ米国復ニがラ十八万噸ヲ要求	ハンマリッチをあった、ショリーシャーン「重い」、ション・ション・ション・ション・ション・ション・ション・ション・ション・ション・	小処伊国ニ於テハ海軍部内ニ潜水艦ニ対スルニノ議論アリル処伊国ニがテハ海軍部内ニ潜水艦ニ対スルモ他ハンニ反対シアリ何レニスルーハ之ヲ重要視スルモ他ハンニ反対ノ意思表示ヲナシ居レルニ付其ノ実現ハ期スヘカラス依テ伊国ハ他国全部廃止ニ耐意スルナラハ伊国モ廃止ニ異議ナシト言フカ如キ稍々曖昧ノ態度ヲ執リ居レリト述ヘ又同大使ハ仏国ノ主張スル今回へニ付本使ハ此ノ点ニ関スル伊国ノ態度ヲ示シ居テルレニ付此ノ点ニ関シテハ風和アリレンハン」、 スル何等カノ協定ニ関シテハ頗ル漠然タルカ新聞紙上ニ於テハ「メヂタレニアンロカルノ」等ノ名称ヲ付シ居レルノミナ スル何等カノ協定ニ関シテハ頗ル漠然タルカ新聞紙上ニ於 テハ「メヂタレニアンロカルノ」等ノ名称ヲ付シ居ルモ敢 テハ「メヂタレニアンロカルノ」等ノ名称ヲ付シ居ルモ敢

264

昭和4年12月30日

幣原外務大臣宛(電報) 在英国松平大使より

sations ended at 11:45.

3 会議招請及び非公式交渉関係

386

ネタル処同大使ハ然リト答ヘ英米ニ対スル比率ノ関係ニ対増加シ小ナレハ比率ノ減スルモ差支ナシトノ意ナルヤト尋

シ無関心ノ意ヲ表セリ本使ハ潜水艦ニ関スル態度ヲ尋ネタ ル処伊国ニ於テハ海軍部内ニ潜水艦ニ対スル二ノ議論アリ

3 会議招請及び非公式交渉関係

	務ニ当ハコトトナル筈ナハナ首相及夕務大臣ニ方ライ大級	臣ヲシヲ会長ノ任ニ当ラシメ追ヲ帰京ノ上悠々御林誘致シ
389		くう 谷戸子 日子白ライス ヨー 見てい こちを 甲ヨン スイチュース コフン・キータン・マース ロマロ
9	尚(クレーギー)ハ予ハ会議中英国側全権秘書役トシテ事	御用アラハ上京スヘキモ然ラサレハ差当り外
	スヘキ旨答ヘタリ	ノ為未タ親シク歓迎ノ機会ナキハ申訳ナキ次第ナルカ若シ
	ノミ出席スヘキヤヲ尋ネタルニ付(若槻)ハ全権両名出席	ニ来訪シ「マクドナルド」首相ノ伝言トシテ絶対静養必要
	ニ於テ会見ノ希望ナルカ如何ニヤ又右会見ニ若槻全権一名	二日外務省米国局長「クレーギー」若槻財部ヲ「ホテル」
	御都合ヨクハ七日午前十一時半外務	全権ヨリ
	非礼ハ差控へ度考ナリト答へタリ	第四号
	相ノ耳ニモ達スヘキニ付休	本 省 1月3日前着
		ロンドン 1月2日後発
	ク	全権との会談中止方申出について
	ルヘク速ニ首相ト会見ヲ希望スルモ既ニ松平大使ニ於テ親	マクドナルド首相より絶対静養必要の為若槻
	議ニ於ケル議事ノ進行ヲ容易ナラシムル上ニ必要ト考へ成	267 昭和5年1月2日 幣原外務大臣宛(電報)
	交渉ニ於テ或種ノ事項ニ付事前ノ諒解ヲ遂ケ置クコトハ会	至 英國公平大吏よ
	(若槻)ハ「マ」首相ノ好意ニ対シ謝意ヲ表シタル後予備	米、仏、伊、西ニ転電セリ
	メサルコトヲ希望シ居ル旨ヲ述ヘタリ	請セラルル事ヲ期待スルモノナル旨通告アリタリト語レリ
	月間ハ休養ノ機会ナキ身柄ナルヲ以テ此ノ際強テ帰京ヲ求	治協定付議セラルル事アラハ西班牙トシテハ当然会議ニ招
	体ニ見ヘタルノミナラス眼前ニ重要会議ヲ控ヘ尚今後数ケ	ル処極秘トシテ昨日西班牙側ヨリ若シ倫敦会議ニ地中海政
	二十四日迄毎日十六日間宛モ激務ニ当リ居リ非常ニ疲労ノ	尚右仏国ノ覚書中ニ見ヘタル西班牙トノ関係ニ関シ尋ネタ
	度トノ趣旨ヲ述ヘ尚外務省側ニ於テハ「マ」首相ハ十二月	タリ
	日本ノ七割支持以上困難ナリトハ今ノ処感シ居ラスト述へ	ナリ右覚書ハ種々対内的事情ヲ顧慮シ同情セサルヘカラサ
	シ兎ニ角仏国ノ態度ハ左程会議ヲ難関ニ陥ルルモノニ非ス	国ノ態度少クトモ「プリンシプル」ニ於テ判明シタル次第
	終ニ依リ充分満サレ居リ特ニ新協定ヲ作ル必要ナ	英国トシテ大ニ当惑セル次第ナリシカ今回ノ覚書ニ依リ仏
	よて、いた時にシテード、近時にたぶシーキシラ然ラハ当方ノ研究ニ依レハ右程度	噸数其ノ他ノ具体的要求ヲ回示セス会議招請国
	山戸 ノーベラ ハ 自丁・千七 - 女ノ - 丁目毛・吊茸 - 「山戸ノーベラ - 白丁・千七 - 女一 フェ 美士 ラ - 美子 シンノー ノ	ノ要求
	ノモノニ非スンテ寧ロ太平羊劦定ニ類以ンタルモノ	クレイギー」ニ会見ノ際仏国覚書ニ対ス
	モノト思いル尚ムノ予想セル台劦汋い	
	セハ其ノ比率ヲ引下クルモ可ナリト、ガ、オニジギ、ノ」系・語ステン	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	ニ於テ相当余裕アル比率ヲ要求スルト共ニ他方本	ンドン 1月1日
	ヲ義セスト云フカ 加キ金更ノモノニ非スンテ一方尹国トノンガロ泳貨関長気 ニイラヨイ目 シ夏月ノ 引ラスフッノ軍新	に関するクレーギーの談話について
	/ ľときい 魚チセナクい 匡い ジーズンヨンフレン	軍縮会議で討議さるべき問題への仏国の覚書
	目日の発習なイン、高なた,クロ国防安全力脅威ヲ受クルニ至ル場	266 昭和5年1月1日 幣原外務大臣宛(電報)
	員会又ハ軍縮会議ニテ否認セラルルカ或ハ他国	
	間ニ右協定カ軍	右削除方大臣承諾(林秘書官) 海軍俱() 内削除希望
	綜合スルニ毫モ悲観スルニ当ラス即チ仏国ハ会議ノ結果ヲ	, .
	「マシグリ」ノ其ノ案文ニ付意見ヲ交換セルカ其ノ結果ヲ	英へ転電シ英ヲシテ仏伊へ暗送セシメラレ度シ
	右覚書ニ付テハ悲観説ヲ為スモノアルモ自分ハ 右 発 表 前	度シ
388	ヲ計ル積リナリ	解ナキ様適当ナル機会ニ米国政府当局ニ徹底セシメ置カレ
	ル点アルニ付此ノ際余リ「デイスカレジ」セス徐々ニ緩和	必シモ約二万噸ノ増大ヲ必要トセサルヘキ筋合ナリ此点誤

量主張ヲ引下ケ得ル 国側従来ノ主張ノ根拠ヲ弱ム 性質ヲ異ニシ居ル ヲ進ムルモ可ナリ ヲ有セス主義上ノ承認ヲ得 迄主張シ他日建艦上 伊国ノ主張ト 三軍懸連性軍縮ノ一般性総噸数主義等ノ問題又予テ 地中海協定ハ今回 」ノ問題ト 「ステー 限リ ኑ - 看居 -合致スル 相互ニ相補足スルモ 、両国間 ・トメン $\overline{\nu}$ カ ノ関係ニ付テハ 、如ク大体 ノ効果ア ノ案ニ依 ノ協定ヲ困難ナラシムルカ ト」ト仏伊交渉ニ於ケル モ伊国ハ倫敦ニ於テ之等ノ Ξ 円 満 N 限リ ル ル V :「フアボラブ ナ ル ヘク仏ニシテ真 モ ハ ~暫ク之ヲ 協 1 此ノ種協定ノ成立 -1 1 ・ト見ル 定 ニ非ス却テ仏側保有 1 カ 成立ヲ容易ナラ ル ,度外シ ヲ以テ之ヲ排 ル」ノ見解ヲ 2 リ倫敦会議 条約 デノ軍 所謂 如 、点ヲ飽 テ討議 キ意図 モ 午備縮 六伊 ーフパ ŀ 1 ハ 1 ナ 1 第十一号 全権ヨリ 269 米ニ転電シ 外相及自分(「ロツソウ」)等 五 見回示ニ接セス会議前ニ予備交渉ヲ遂クルコト 体従来ノ立場ヲ繰返シタルモ キ立ツル必要モ認メ居ラス テ望マシトハ考へ居ルモ余日 ヲ回示セル公文 客月二十一日 昭 和 5 要につい 若槻全権の 5 年 1 (5) 英 仏ニ暗送ス τ ヘニ接シ 内 公布セラレ 外新聞及び通信記者との Ē 幣原外務大臣宛 内外新聞及通信記者約六 Ŗ ŋ ハ 寿府 タ モ ノナル処其ノ後仏国側 ル 彭ク 伊 Ξ 本 p IJ ンド 2 / 対仏回答 元(電報) 直 ナリ 省 $\boldsymbol{\nu}$ Ξ 倫敦ニ タ 1 応答大 N 月5日 今日別 こノ内容 - 依然 向 フ 前

 \sim

シ

ト 1 シ

意 大

Ξ

急 2

四

有ス本

IJ

チ

1

除スヘキモノニ非ス満足ナル結果ヲ得ル限 条約 出発点ヲ不戦条約ニ置クコト何等異議ナシトスル い規約 ŀ

Ξ

テハ英国海軍 「バ $\boldsymbol{\gamma}$ キ会議 シ Ŗ 单 1 Ξ, 答中ニ明カ ス即チ軍縮 覚書中ニ ナルカ如ク伊国ノ全ク同意スル所ナル ノ基礎ヲ連盟ニ置カ ハ伊国カ予テ ヨリ見解ヲ Д Ի ・スル 同 シ 点 ク ス ル

ㅏ __ 尚 「クレ ヮ シバ ーギー」 1 Ļ Ի ハ余談トシテ首相秘書官長 代リ数日中ニ外務次官ノ職ニ就

門家ヲ参加セシム

ヘシト答

 $\overline{\sim}$

タ

í)

外務省側

ノ者ト御相談致シタク場合ニ依リ

ノ為ニ提供ス

ヘキ点ヲ打合ノ

上全権一行ノ適任者両三名ト

致スヘシ

(クレー

ギ

j

ハ外務省ニ於ケル自分ノ事

→務室ヲ此

ショー

的

ト致シタシト

考フルモ能ク同僚ト

· 相談

ノ上何分ノ御挨拶ヲ

(若槻)

モノナルニ付同行随員中適任者ヲ派シテ御希望ニ添フコ

ハ首相及外務大臣ノ御所見ニハ全然同意ヲ表

ス

トル

米 事務ニ当ル筈ナリト 仏 伊ニ転電 セ IJ 述 ~ Я IJ

390

昭和5 。 年1月3 日 幣原外務大臣宛(電報)在イタリア吉沢臨時代理大使より

シ

テ申出テ置キタ

ル通日本側

ノ主張ヲ数字ニ依リ巨細

加二承 ኑ

ヲ

268

ハ

全権ニ於テ交渉ノ任ニ当ル

ヘキモ専門的細目ハ予等

=

於

テ地均ヲ為シ置クコトヲ希望シ居ルニ付予テ堀参事官ヲ通

ハ

ル

コト

ト致シタシ乍併右ハ決シテ最終的ノ案タルコ

軍縮会議で討議さるべ き問題についての 仏国

覚書中イタリアの同感の点などに関する y

の内話につ い τ

Y

艦、航空母艦、

巡洋艦、駆逐艦、

潜水艦ノ

夫々ニ付日

付日本側

ノ所見ヲ詳細ニ承知致シタシト述ヘタリ

点以外ハ協定ノ余地充分ナルモノト考へ居ルヲ 以

セラレタ

要セス差当リ日本ノ御希望ヲ明記シ研究ノ資料ト

-シテ提供

1

シ、日英間ニ於テハ目下難問トセラレ居ル七割

本 Р 1 省 マ 1 月 4 日後着 (1)

第三号

通 二日面会ノ 際仏覚書其ノ他ニ関ス ル Ъ ッ ý 1 ,内話左

1

トシテ多少ノ意外 今日改メテ斯ノ如キ文ヲ発送シタ シタルニ過キス何等新規ノ点ナキモ会議間際トナ 仏覚書ノ内容ハ従来度々声 ノ感ナキ能ハス ,明シ N タ コト ル 同国 ニ付テハ伊国 1 立場ヲ繰 IJ タ 圓 ル 迈

ご其 (ノ対英回 点尠 モ不戦 カ ラ

3 会議招請及び非公式交渉関係

少ヲ欲

ル 1

 $\dot{\mathcal{Y}}$

Д

ル

モ ス

IJ

海軍軍縮問題

ハ寿府ニ於テ論議ス

 \sim

丰

モ

1

ナ

ŋ

Ի

1 , 見解

路透記者一

同

ニ代リ

謝辞ヲ述へ翌日各新聞

ハ右応答ノ要旨

尚西班牙ヨリ同国ハ倫敦会議ノ成果如何

ニ拘ラス地中海

見セリ席上記者ノ質問ニ対シ大要左ノ如ク応答セ

三日大使館ニ於テ若槻ハ

391

ŀ

接

着

IJ 十名

ヲ 掲ケ率直懇切 ナル態度ニ好感ヲ表シ居 ν IJ

- 解ノ下ニ同会議 日本ハ倫敦会議協定ノ結果 ニ参列スルモ 1 (ハ独立) ナリ ニ効力ヲ 生 ス \sim 丰 諒
- -, 多トス スル ハ日本ハ之ト 日本 同 N 会議開 ・ハ英国政府カ恒久平和ノ為此 モノ 催 均衡ヲ保ツ限リ ニシテ他国カ其ノ海軍力ヲ縮減スル 三付 initiative ヲ捕ヘタ 此 ノ共同 にノ崇高 ノ目的 ル コト ナ ル ニ貢献ス ヲ 目 ニ於 大 的 1 ヲ テ 二 有 N
- モノトハ思考セス スル意見ヲ留保スル 仏国発表ノ覚書ハ未タ熟読セサ モ 右カ会議 ノ前途ニ悪影響ヲ ル I ト Ξ モ 7 Ŋ 与 之二 7 関 ル

用意アリ

- 四 延期 日本ハ主力艦ノ縮少ニ ノ提議アルニ於テハ之ニ賛同ス 賛成 ニシテ其 \sim シ 1 艦 齡延長及代 換
- Ŧ 方針 迄制限 IJ 仾 潜水艦ノ撤廃ニハ同意スル 2 ハ防禦ニシテ潜水艦ハ防禦ノ え ,潜水艦 ヘキヤ) 艦型制限ハ結構ナル ハ会議ニ於テ攻究ス ヲ得ス蓋シ日本海軍 武器ニ外 \sim \sim 丰 + 一問題ナ モ如何ナ ナラ Ŋ. サ ル ν 1 程度 根本 ハ ナ

六 日本 比 率 ハ単ニ主力艦及航空母艦ニ ハ巡洋艦ノ縮少ヲ欲ス ル モノ 関ス ナリ ル 華府会議 モ 1 ニシテ其 五五三 ĩ

> 問題 他ノ 本ハ大型十二隻以下ニ切下クル 有国 ヲ与ヘサル最 ŀ 1 ノ仮想ハ別トス = ス ナ ルモ ŋ シタル 氟種 ハアラス右七割ハ ニ対スルモ 所謂 1 ヘク全ク新ラシキ基礎ニ於テ考究セラ ニ付テハ ナリ 日本 小限度ノ勢力ナリ尤モ極端ニ切下ク ルモ右 迎 チ 1 ノニシテ小型巡洋艦ニ付テモ 七割要求ナルモ 当時何等ノ決定ヲ見ス従テ今回 小型巡洋艦ノ最大保有国ニ対スル 「七割ノ 我国ノ国防上国民ノ安全観 比率ヲ保持スル コ トヲモ辞 1 い大型巡洋艦最大保 セ 同国ヲ ス = 於テ ル ル場合 ニ不安 \sim 討 標準 ハ キ 議 ÷ 日 モ 1

> > 392

- t リト答へタリ 七割ハ要求ナリヤ基準ナリ t \mathbb{P} 1 、質問ニ 対 シ テ双方 ナ
- 八 スル 国政府招請状ニモアル如ク会議ノ出発点タルヘキモ シ 精神的基礎トナ 日本ハ「ケロ テ同条約ノ モノナリ , 成 立 N ッ グ ハ軍縮ノ考究ニ対シ適当 モ 1 Ĺ 条約及国際連盟規約双方共会議 ኑ -考フ特ニ 「ケロ . ツ グ ーナル Ĺ 条約 根柢ヲ 1 ~ 供 英 Ξ 1
- 九 兎モ角日本トシテ 防備制限殊ニ 新嘉 ハ之ヲ提議 诐 1 問題 ス ハ 当国ヨ ル ノ意思 IJ テ 提起 シ セ ラ ル ν ゝ

米ニ転電シ仏ニ郵送セ IJ

対スル 達 ス 噸級 \sim 本 ニ協議 之ニ比例シテ低下スル 若シ英米ニ於テ大型艦ノ保有量ヲ更ニ引下ケ得 通リ日本 思ハレス斯 分諒解シ居ル処ナルモ何レ ハ 問題 サ 使 ν ル為ニハ更ニ十隻ヲ建造セサル ハー隻シカ完成シ居ラス七隻ハ建造中ニテ十万噸 ハ長官 トス タルカ日本側ヨリ見レハ米国側ニ於テハ現ニ ノ上各自 「パリチー」 ハ好ムテ十二万六千噸ヲ主張スル ル ルニ足ラサル ハ若槻全権 大拡張ヲ為サ ノ大型艦保有量ヲ減少シ得ル ノ関係上已ム ニ躊躇 ノ会談ニ於テ頻 ヘシ過日若槻全権ヨ ニス ムトスルニ当リ ロセサ ルモ事実上大拡張ト ーヲ得 ル モノナリ ヘカラス右 サル Ξ 米国国 モ 僅 事 IJ 余地無 六自 英米両国 1 カニ万噸 申 「論ヲ繰 ハ日 ・シタ 分 本 カ 迈

第四号

~極

秘

270

昭

和

5

年

1

Ĵ

6

日

幣原外務大臣宛

(電り

報

我 1

が

方要求の巡洋艦保有量などに関するステ

ムソン国務長官との会談について

本 ワ

省 $\mathbf{\nu}$

日後着発

、シント

一国務長官微恙

ノ為会見ノ機会無カリ

シ

カ

漸

7

六

日

往訪

客

時自分 噸ナ 専ラ八 ŀ ム 率 ハ 比シ約二万噸ノ差アル 分ニ於テ多少考違ヒヲ為 長官ハ過日若槻全権ト 年貴電第五四〇号御訓令ニ基キ篤ト説明 ・思考ス 処ニテ -ヲ保 日 本 ル数字ヲ屢々承リ ッ カ 一时砲艦ニ付御話スル積 ノ言ハ其ノ意味 為ニ 少 一定 ŀ クト 述 更ニ約 ノ計画 \sim タ モ ル 米国国論ヲ 「ニ基キ = 一万噸ヲ増 付 「ト御承 事ヲ言 ^居リタ · ノ 会談 セル点モアリ実ハ右会談 有 納 ス 궀 ニテ貴大使ヨリ十二万六千 知願度シト ル為右ハ日 ノ際引用セル数字 加セ ム 得 ル 現在 セ Ի シタ シ Д ŀ レ勢力ニ Д スル シタル ル 弁明シ事実米国 本ノ現有噸 ル次第ナ 事 ハ ハ諒解ニ苦 七割 甚 ふ 処 当 ロタ困難 ν 1 ハ当 数 際 時 ジ比 Ξ シ 自

> ヘキ -長官ハ其ノ点ハ自分ノ最念頭ニ置ク所 協定 ヤ貴長官ノ セ ル以上 Ξ 御見込ヲ承リ度シト ー英国ヲシ テ 切下 ケ -質シタ 2 ナル Ъ ル カ既 N Э ŀ 処 ノニアラス こ 英国 ニ英米 ハ 甚 — 万 ・シカ ì A 充 疑 ル 位 = 間 更 ハ Ξ N

393

押

シ置

キ

タ

IJ

決意ヲ有ス

ル

モ

1

Ξ

付其

1

点特

=

諒解

七

ラ

 ν

タ

シ

۲

念ヲ ヘキ

就 問

キ ナ

英

(米側

ニテ低下 ヘタ

· シ 得

ル限

IJ

之ニ比例

2

テ

(低下

ス

y

ト

答

ルニ付本使

Ξ

y

繰

返シ日

山本ハ

八

时

砲

艦

=

(二)長官 シム ルニ 二付 実ヲ上クル為ニハ主力艦ニ就キ 期ノ方法ニ依リ 本使ハ若槻全権ノ サル可カラス右ニ ルコト 긌 巡洋艦殊ニ八 ハ今申上ケタル通頗ル疑問ナレハ従テ軍縮 タキ考ナル 一対ス 言 吋砲巡洋艦ニ就キ英国ヲシテ引下 5 ν ル 貴大使 タ カ米国側ノ意見如何ト反問 ル 通艦齡延長艦型縮 出来得ル限 ノ御意見如何ト リ減縮ヲ -尋ネ 小代換延 Ŗ 計 セ Ę N 1 ケ

シト I 依テ 難トス 米ノ主張セムトスル代換延長期間ノ半分位ニテモ 一致スル 長官ハ カ如ク右ハ「マ」 カノ関係上日本ノ如ク徹底的ニ代換延期ニ同意シ兼ヌル ニ関連スルモ Ի ·認 メ 、米国ト ŀ ルヤ セハ日本ハ賛同 代換延期艦齢延長ニ付 、居レル . モノ シテハ此ノ際艦数減少ノ方法ニ出ツル モ計リ難ク ナ ノニアラスヤト思ハ 処若シ公平ナル ルカ唯一ツ困 首相カ労働党首領タル関係上失業問題 セラルヘキヤト述ヘタルニ付 (客年往電第五二一号ノ N テ 方法ニテ艦数減少ヲ為ス コト ハ無論日本側ト ル従テ英国ト ハ英国側ニ於テ工業 、六参照) -シテハ日 - 全然意見 ノ外ナ 或へ困

本使ハ日 本ハ御承知ノ通主力艦ノ数少キヲ以テ此 ノ上数

第三号

一月六日午后外務省米国局長室ニ於テ英国側「クレ

イギ

I

「フイツシヤー」軍令部次長「ベレイル」計画課長日本側

サ ヲ - 減ス ル 方法ニ依リタキ考ナルカ貴方ニ於テ右ニ対シ考慮シ得 ヤ ŀ ル 尋ネタル コト ハ甚タ困難 処 イナリ 前申ス通リ日本ハ艦型縮 小 394

ルモ僅少ナル程度ナラハ考慮シ得 長官ハ米国海軍側ニ於テ ハ 艦型縮小 ヘジト = ハ 強 述 へタ 7 、反対 IJ 2 居 ν

回別レ 要ナル所以ヲ特ニ説明シ置キタ 為秘密ノ会見ヲ為セル際ニモ日米国交ノ良好ナル状態ヲ 充分説明スルト共ニ会議ニ於テ日本ト隔意ナキ 結果ヲ得サ ヲ期待スルコトハ屢申上ケタル通ニシテ相互ニ満足 ルニ長官ハ自分ハ今回ノ会議ニ於テ日本ト充分ナ へ一昨日(四日)午后新聞記者ヲ招キ会議ノ背景ヲ示ス ニ臨ミ本使ヨリ倫敦会議ノ成功ヲ希望スル旨 ル限リハ会議 ハ成功ト考ヘサル ル旨付言セ IJ 積リナリト 協調 ル協力 述 ノ必 たナル $\overline{}$ 述 タ

英ニ転電シ英ヨリ全権ニ転報シ仏ニ暗送セシ ム

昭 和5年 日

271 -1 月 6 幣原外務大臣宛(電報)ロンドン軍縮会議全権より

第一回日英専門家打合会における主力艦及び

航空母艦に関する討議の経過について

ロンドン

省 1 月 8 日 1月6日後発

I前着

3 会議招請及び非公式交渉関係

決ヲ計 題 則的事項 ル カ 目協議ノ 付意見交換ヲ行フハ本末顚倒 首相ト我方全権ト 問題ノ解決ニ重キヲ置クモノニシテ恰モ英米間ニ勢力均等 スル問題ニ付打合ヲ希望 左近司ハ先ッ 会ヲ開ケ 左近司、 (進展ヲ 主張 次第ナ ニ関ス 原則ヲ定メラレタルト同様重要ナル 8 リ何等カノ妥協点ヲ発見セサル 斎藤、 JV. ,期シ得 ý y 1 ル討議ヲ避ケントスル意思ナク誠意ヲ以テ之カ解 如キハ漸次原則的懸案解決後ニ於テ如何様 専門 未解決ナル現状ニ於テハ到底細項問題ヲ審議ス モ今日ノ如ク日本国民ノ信念 「ク」ニ対シ先日若槻全権ニ専門的細項 的 中村出席松平大使発往電第四号準備打合セ ル事項ナル 立場 ノ熟議行ハレントス E ーセラレ IJ /モ方ニ ኑ 共ニ我方ト ノ感アル タ 斯 ルカ日本側 7 7 可カラスト認 ノミナラス専門 ル此ノ際此等細目ニ 意義ヲ有シ不日貴国 ・シテ元 ル 8 y \sim , 政府 シ ハ ヨリ 先ッ原則的 ŀ 信 ノ強硬ナ 之等問 ホニモ之 え メ居レ 的細 三関 ル 原

(1)

シテ然ルヘシ

ト思フモ列国ノ現存十六吋砲及ヒ十四

砲艦ヲ考慮スル時ハ此

ノ際一挙ニ十二吋ニ低下

ス

主砲口径ヲ縮少シ排水量ヲ低下

セムトス

ル点

い主義

ŀ

シ

根本ニ影響スル問題ナルヲ以テ之ヲ避ケ今日ハ嚮 之ニ対シ一応尤ノ次第ナルモ原則的問題ニ関係ア 係ナキ点ニ付考慮ヲ進ムル 相 官以下ニ対シ貴方ノ内意ヲ回示セラレ 即チ巡洋艦、 キ旨英側ヨ 題ニ触レテ「イクイリ 艦ニ関スル トスヘシト 松平会談 (
船齢二十六年ニ就テ 主力艦 · 前提 諸件ノミ リ申出タル ノ際比率ナル用語ヲ避ケ関係隻数砲数等実際 駆逐艦、 シ ニ付我方研究ノ程度ヲ 潜水艦ニ関スル カ本日ハ此ノ方面ヨ ブリユウム」ヲ考究スル ハ其ノ程度ノ延長 コト ト致シタシト云ヒ 諸項 タル 、御話シ ハ考慮シ得 主力艦及航空母 ハ リ見テ比率ニ 結局 Э · 左近司 ス 『ニ堀参事 我 ル補助 ト然 ルコ 主張 ル \sim 関 ŀ 2 艦 ハ 問 \sim

噸程度迄ハ可能 砲口径ヲ小ニセハ自ヲ排 ٢ 認 ム

適当ト

ス

ル

、 ヤ 否

「ヤ頗ル

疑問

ナ

y

種

R

研究

=

依

v

ハ

+N

应 ヲ 时

吋程度ヲ適当

ኑ

ス

 \sim

シ

水量モ減少シ

得へ

ル

1

勇気ナシ

ŀ

· 切 リ

(出シ

タ

ル

=

_ ク __

ハ語ヲ遮リ

先日英首

クニ万五千 395

議 右 ŀ ナル ニテ一応意見交換ヲ終リ次ニ斎藤ヨリ貴電第三二〇号会 Í 菂 \sim シ ŀ シテ英側 応 IJ 1 、掲ケ タ ル ಕ attain agreement ヹ

思アリ 第ナルニ依リ 巡スルト同時ニ航空母艦 約 但シ将来艦型縮少 ス Ի \sim 次テ「フ」カ然ラハ之ニ比例シ列国保有噸数ヲ低下 セリ) (「ク ノ規定ヲ変更スル重大ナル問題ナルニ付今茲ニ即答ヲ逡 ル所見ヲ求 下 ヤト質問 ハ可能ナル 又「ク」 」ノ所有 Ի ふメタ 主力艦トハ別途ノ考慮ヲ要スル問題 セ セ セ カ航空母艦ノ備砲口径ヲ六 $\hat{\sim}$ セ ル ル ラ Ξ ル手控ニハ英ノ所有量 ニ対シテハ保有量低下 ル 対 ト答ヘタリ ν Ŷ 一ノ関スル限リ隻数ニハ制限無 テ ハ -ハ今ノ処 之ニ応シテ砲口径低下 Π 径低下 ノ問題 ヲ十二万五 时 ・ノ考 ŀ こ、華府条 ナ ス ・スル N IJ モ \sim 可能 ナ ト答 キ次 = 千 関 噸 シ 意

下然 近司へ左迄ニ ハ 微笑シッツ答へ左近司 低下スル 一層低下シ得ル 其 N 1 ヘキ御意見ナルヤニ聞キ及 限度如何ヲ反問 主義ト共ニニ万五千噸ハ切 ハ考へ居ラサル モノト考へ居レ シ「ク」ハ又日本ハー万噸迄低 ハ我方ニ於テハ最大排水量 モ五千噸及至一万噸 ル旨ヲ述ヘタ ヘル ノ良キ数字ナ 処如何ト質シ左 N ニ「フ」 一、今 ý 1 低 ŀ

艦 Ξ ヲ サ テ Ξ テ ハ 此 ハ二十日全権ノ会合ニ於テ講究セラルル筈ナル 艦齢三十年位ノモ ハ ハ次テ今回 対議 同意ノ口吻ヲ洩ラ ル 向ア 艦齢相当大ナル ル い ノ時 ハ先ッ主力艦問題ヲ上程シ ル腹案ナルヤ 主力艦 御異議無キ事カト ヘカラスト 航空母艦 シ度キ意 ル義ナリ 「フ」 血ノ 両者 1ノ会議 ハ ・述フ依テ斎藤ハ仏伊側 口 向 ヤ ロニ豆ル ŀ ト質問シタ ノヲ生スル事 モノヲ生スルカ如シト ナ ニ於テ上程セラル ヲ挾ミ若シ一九三六年迄建造延期ス -質シタ $\dot{\boldsymbol{v}}$ ル 趣 ク 想像スル へキ テ ルニ ル ルニ - 処審議 カ ハ引続キ此ノ点 度キ意向ナリト答 「*ク*」 トモ 如 モ仏伊側 「ク」ハ議事日程ノ問題 2 ナル ኑ 上両者ヲ ヘキ重要問 ハ 説明 Ξ 仏伊 ハシト - 云へ と テハ何等カ反対 ノ意見ヲモ参酌 セ (1)日本側 - 如何様ニ取扱 IJ 25 ルニ依リ最大 応 先 こへ 「ァ」 之 カ英側ト 題 心シ左近司 ٠ آ ハ補 総噸 パニ於 N ĩ 助 数 セ シ 時

(1)艦齢二十 六 年 · ノ 問 題 シ ----定 噸 、数以上ノ モ 1 -付 テ ハ 我

方ニ於テモ 考慮シ得 1 ヘ シ

最 ŀ 大排水量ニ付英ニ於テ 1 、内意ナ ル趣ナルカ僅二千噸低下ノ根拠ハ何ナリ 、二万五 ハ各艦種ニ付一般的ニ噸数 二千噸ニ 一低下然 ル \sim t 7 シ

(口) ŀ ·尋ネタ ル Ξ [י׳] 大佐

3 会議招請及び非公式交渉関係

地ヨリ 如何ト 禦 「ク」 研究ヲ要スヘシト外ラシタリ 答へ更ニ何門搭載可能ナリ 不便トスル モ ヲ テ 次 カ = ハ 十四时ニテハ二万五千噸ニ収マラサル惧アリ 一層甚タシカル カノ関係上艦型縮少ヲ可能ナラシムヘシ Ξ 低下シ漸ヲ追フテ進ムヲ適当トス ノナリト説明シテ日本側ノ所見ヲ求メ左近司ハ 以テ充分ナリ 可ナリト 「フ ハ更ニ代換開始時期問題ヲ繰返シ 質シタルニハ我方専門家ノ研究ニ依レ スレハ今日 次長 処ナル ・スル ト思考スル ハ次位ニア ハ英国側 ヘシ今次ノ協定ニ於テハ先ツ以テ十四吋 ニ今後更ニ十二吋砲ヲ之ニ混ス 十六吋砲及十四吋砲ノ混交ハ用 = ヤ ノミナラス 主力艦自体 ル八吋巡洋艦ニ対抗ス テ主力艦主砲ヲ十二吋 1 問 三対 ル意見ナリ Ŷ 米 テ ኑ ふ ハ尚今後専門 一九三六 ハ可能 ノ見地 ト認ム ト応シ「フ」 、専門的見 ル 兵上 Ŧ N Ξ - 至ラ テ Ξ 其 低下 Ξ 年迄 ý 依 相当 ハ N 1 的 ŀ カ 防 之 N シ

蔵ナ

キ意見ヲ

、聞キ度右ノ質問ヲナセリ要スル

ニー九三一年

張ヲ考慮

セ Ŀ

サル

ヘカラス且専門的見地ノミヨリ云フヘキ

タ Ξ

N

ニ対シ然リト答へタ

y ル

y

A few

years 遅

ñ

コト

- 然ル

 \sim

キ意向

ナ

ル

ヤ

Ի

質

 $\widehat{\boldsymbol{\mathscr{Y}}}$

ニ非ラス何

 ν

ハ

全権ニ

於テ考慮

セラ

ル

 \sim

キ問題ナリ

Ի

答 モ 主

フ 1 タチー 応酬

デニノ

モ

ノニシテ何等拘束力アル

モノ

Ξ

アラス

唯

腹

IJ

ヤ

ŀ

問

左近司ハ之等ノ点ハ相当重要ナル

(ニ付各国

1 義ナ

シ次イテ

クーカ

此ノ会合ニ於

テ伺フ処ハ

全部

「テ

2

建

足造ヲ開始

ルセサ

N

意見ナル

処日本

ハ之ニ賛成

セ ラル

N

適応ス 見地ヨ

ル

別途ノ考慮ヲ

Ň

ヘカラ

· サル

次次第

ヲ

ヘキ問題ニアラスシテ軍縮本来

ノ目的

=

問 セ 右

ロセル

ニ依リ代換開 リ決セラル

始

ノ時期ニ

就テハ計画並ニ

- 準備

1 + コ

ξ ト

1

Ξ

対シ「ク」ハ例

~

ハ

、英案通リ

· 主力艦

ア

少

ス

N

ŀ

ト

考シッツア 処日本ト

ý

(ホ)

主力艦ノ隻数

ハ之ヲ変動

セ

+

ル

貴方ノ

、 内意

テ

N

趣

ナ

ル

・シテ

モ

隻数変更ハア

y

得

~

カ

ラ

サ

ル

コ

ŀ

Ի

恵

代換第一艦ヲ一九三一年ヨ

リ起

ニノ件

ハ艦型縮少

5

結

果自ラ計画ノ大変更ヲ伴ヒ各国共ニ之カ準備ニ相当

年月ヲ要シ事実上実行不可能ナル

無理ナル

注文ナ

N

~

Ì

396

い大約何年頃ヨリ代換

ニ着手シ然

N

へキ

考 縮

ヘナ

N

質

以テ単ニ専門的見地ヨ

リ適確ナル モ加味セサ

所見ヲ申述フ

N

=

ŀ ナ

能 N

ン

ス此ノ点ハ全権ニ於テ審議セラル

ヘキ性質

ノノモ

ノニ属スト

首相ニ対シ繰返サ 伝達方依頼セラル 英国政府側ニ申入レ コトヲ深謝ス余等ニ於テ成 ニ対シ之ヲ述フル 「マ」首相ノ耳ニモ入ル シ人類ノ テ日本側ニ於テ最モ重要視スル要点ニ付一応申 先ッ外相カ休暇ヲ キ希望ヲ以テ来訪 「マ」首相ニ対シテ タ - ツン」) 福祉ヲ増進セムカ為軍備ヲ縮少セ 1 ŀ Ļ N N ル意味ナリ ラ得 同席当方 ハ右ハ自分 ø ル キ希望 御考ナリ N コト コト テリ 切 \tilde{y} N Ξ ヤ将又閣下 , У Ť Ê IJ ハ何レ ٢ ヲ欣幸ト Ξ \sim ኑ 存スト シニ付 ク早目ニ日本側 ル旨前置 リ首相ニ対 ケテ早目 ハ 若 尋ネタル 直接申上ケル 槻 述 此 ヨリ直接同趣旨ヲ ス本日ノ会談 財部、 ヘタ シ世界 1 ニ会見 ヲ以テ シ会談 機会ニ於テ閣 ムト ルニ 松平列 ノ所見 2 セ 平 ス 考 2 ラ 内 ν N 和 チ ハ 大 容 自 7 席 ŋ = タ 行 府 情 IJ 府側ニ申入 議 テ討議ニ当ル 会議ニ対ス 招請国ト 七日約ノ如ク外務省ニ於テ ´単 ナ カ充分ノ N シ v

N

官

「バン

シ

斎藤帯同

セ

IJ

(若槻)

ハ

然

(「^~

ダー

度 アリ予備会談ノ必要ナル 会議開催前予備会議ニ於テ充分ニ 今回ノ会議ニ当リ日本ノ最重キヲ置ク重要問題 数次 我意向 セン ル 1 シ帝国政府 ノ回答ニモ明記シアル処ニシテ本会議 モ = ムル シ 猶其ノ要点ニ付本委員ヨリ イイ テ 1 ,存スル 其 」首相貴外相等ト非公式予備会談 上ニ最主要ト信スル処ナリ ハ補助艦艇ニ付米国海軍 1 根拠 処 い要ス ハ大体貴国政府ニ於テ既ニ ハ貴方ヨリ ル Ξ 日 本カ極東ニ於テ防守 モー応申述フ 御諒解ヲ得置 ノ招請状ニモ又日本政 カノ七割ヲ要求ス 此 1 ノ目的ヲ 討議ヲ円満 ア重 御 三付 ル + 車 承 ネ 以 度 **ト** 知 タ テ + テ 点ニ 的 致 1 IJ 松 二進 ハ 従 本 ル 存 平 = $\hat{\boldsymbol{v}}$

モノナリ而シテ之カ実現ノ為ニハ各国特殊ノ国情ニ ニ対シテハ深ク敬意ヲ表 的考慮ヲ加ヘ公平ナル立場ニ於テ協調的寛容的 制限ヲ以テ満足 ル態度ニ付テハ予テ松平大使ヨ 成功ヲ収メン事ヲ切ニ希念スル テ愈五国会議ヲ開催 事必要ナリト考フル タル通リ又我方ニ於テ屢々内外ニ声 レセス現実 レセサ ル ヘカラス日本政府 1 運 モ ノ縮少ヲ要望 1 至リ ナ IJ リ首相及英国政 モ タ ル熱誠 ノナリ日 セ [態度 $\boldsymbol{\nu}$ 朔 ト 此ノ会 及努力 対 ŀ セ スラ 同 ス ル 本 通 ル 1

399

事業ニ対シ

テ

ハ各国民

 \overline{F}

モ

其

ノ希望ヲ

処

Ξ

シ

テ従

ハ

モ

各国

ニニ於テ

多大ノ努力ヲ払

Ŀ

ータル

カ ル

?不戦条約 ルメ英国政

1

ニ依リ

、更ニ其

ノ機運進メラレ

「マ

亡首 、処ナル , <u></u> ニス

相始

府

ス テ 貢献

入レ置

+

タ

ŀ

答へ進ム

(若槻)

ハ

側 締結

ニ於テ鋭意其ノ精神ノ実現ヲ計ラレ

先ッ以テ英米間

ノ予

備交渉ニ

依

IJ

原則的事項ニ関

シ協定ス

N

処ア

IJ

結局英国

カ

モ

Ì, 「テ決定 シ 7 テ につ 英国との い Ť 予備交渉を控え電報内容漏洩防 本口 ンド 省 V

ス

1

字句意義ヲ質

ハシタ

N

=

ーク

亡及

E

「べ

レハ

ープ

Р

グ

ラ

正方

398

別レル ヲ 付テハ 協定ヲ意味ス セラル ク Д 米ノ計画ヲ ・セプ スート ŀ ナ 、テッド、 ニ臨ミ 仏伊側 ル筈ナリト説明セリ \sim キ将来ニ対ス 六単 、指スモ ナ 左近司、我方 ル ノ反対アリ今少シ モ スト N 1 ۲° ノニ非サル ν ナリト答へ又「ミュ ル協定勢力ヲ指シ華府条約等過去ノ 1 ングス」トハ今回 バ ľ ノ最 コト へそ重 プラン」ヲ意味シ主 ク ,漠然タ 勿論ナリ尤本字義全体 ーキヲ置 ル字句ヲ ーチュア ノ会議ニ於 ク ハ 原則 痈 ÿ 的 7 <u></u> ル

コ

キ ル / ニ至ラ 所存ナリト 確立スル ハ コト 此 述へ置キタ ノ種専門的研究ハ熱心誠意ヲ以テ之ニ当 ヲ先決スル IJ ニアリ 此 ノ点何等カ ノ進展 ラ見 立場 ル \sim

ク

ラシ 尚 右会談要領ハ当地ニ於テ米 ル問題ナル 「プログラム」ナル用語ノ メ置クヘキ考ナ ニ付追テ改案ノ提示ヲ待 Ŋ = 内報ス 内容如何ハ我方ノ立場ニ関係 ル I チ篤ト事理ヲ明白ナ ኑ ニ英ト打合済

米 仪 伊、 永井大使 \sim 転電 セ 1]

272 昭 和5 年1月 7 日 幣原外務大臣宛(電報)ロンドン軍縮会議全権より

第七号

 $\boldsymbol{\nu}$

ダ

1

ソ

ど

Ի

会見新任次

往電第四号末段ニ関 (極 秘 2 1 1 肩 8 户 7 日後着

第六号

考慮ヲ仰キ ラサ 電報配付先ヲ制限ス 又復当方電報ノ内容漏洩セ ノ予備交渉ヲ前ニ控ヘ頗ル機微ノ 誠 「二憂慮ニ堪 v ハ会議ノ発展ニ伴ヒ種々 タ 2 ヘサ ル等徹底的ノ改善策ヲ講セ ル ニ付本件対策ニ関 ル モ 1 収拾シ難キ事 、関係ア ト 察 セ マシ更ニ ル ラ 際 ル 態ヲ現出ス ニ付今後 ル ラル 切 処英国側 。実ナ N Ξ 二層 N 御 \sim 7 Ի

273 昭和5 年 i 月 7 日 幣原外務大臣宛(電報)ロンドン軍縮会議全権よ ŋ

補助艦対米七割要求をめぐるヘンダー シン外

相との 会談につ 5 τ

本口 $\boldsymbol{\nu}$ К 省 \mathcal{V} 1 1 1月8日後着

省 1 月8日前着

本 ロンド 2

401

イムス東京特電の報道について

英国における日本全権の動向などに関するタ

昭和5 5 年 1 月 (8) Ē 幣原外務大臣宛(電報)ロンドン軍縮会議全権よ n

274

ж 仏 伊 永井全権 ~ 転電 セ IJ

ト語リ会談ヲ終レ (「 (」) ハ十日当地発寿府ニ赴 IJ + 十五日頃帰英ノ予定ナ

1]

ラス我カ七割ノ主張ハ不戦条約 比率ヲ維持スルコト必要ト信ス不戦条約 海軍力ヲ相対的ニ減少スルヲ躊躇スルモノニ非ス 共必要ト信スル所ナリ ト ヲ述ヘタルモノア ノ喜ヒトスル所ニシテ其ノ精神ニ基キ軍縮ノ実現 (若槻) ハ 最希望スル所ナルカ相対的立場ハ之ヲ維持 ハ米国ノ ルヲ記憶スルカ余モ全ク同感ニ 政治家ニシテ国防 ト答 ~ ニ関係ナク 25 相対的 ノ成立 我カ国防上 ナ セ ハ IJ 勿論日本 (只七割 サ え テ日本 Ի ヘキコ ル 1 一是非 ヘカ 見 解 1 1

比率ヲ主張セラル N い自ラ之ヲ諒解シ 難 2 Ի ス N モ 1 7 N

ヲ免カレサル

ヘシト言ヘル

ニ対シ

不戦条約 カ其ノ他 (「〈」) 1 2 ハ 六割 締結 艦種ニ付テハ何等ノ規定ナク其ノ儘ノ状態ニテ Ξ カ 及 主力艦ニ関 ニッ 右条約締結ノ後ニ至リ更ニ七割 ス ル モ 1 + ル ハ 貴説 ノ 通 ナ ル 1

テハ種々 下スル 日本 別 = ゝ 当時ヨリ海軍力全体ニ付七割ヲ主張シ居タル 盾ノ感ナキニ非スヤト質問シタルニ対シ (若槻) 、ト存スルカ右ハ主力艦ニ関スルモノニシテ日本側 於テ議セラル 希望ノ比率決定ニ到達セサリシ次第ナリ従テ今回 ニ比率ヲ定メサ ふ) 他国カ其 用意アリ ノ関係ヨリ比率ヲ譲リタルモ其ノ他ノ艦種 ハ六割ト へキ ノ海軍力ヲ低下 ・ト応 ルヘカラス而シ ハ多分華府会議ノ比率ヲ意味 補 ルシタリ :助艦ニ付テ ス テ右比率ヲ維持ス ハ現時諸般ノ状勢ニ N Ξ 従 に上其 カ主力艦ニ付 ノ海軍 セ ラ 一ノ会議 力 ル 三付テ ル ハ 二基キ 限 其 ラ低 ル 1 IJ モ

率ヲ六割 タ \sim (「〈」) 単ナル タルニ ルカ如何ナル論点ヨリ一方ニ於テ縮減ヲ主張シナカラ比 制限ニ非スシテ縮減ヲ希望セラル ハ ヨリ七割ニ増加セラレ 唯 一点試 Ξ 御尋ネシ シタキ ムトスルモノ 2 閣下 ル ハ ナリ 先程日 旨申述ヘラ ŕ · 聊 カ 本 政 ¥ V 府

予備会議 三重 ーキヲ置 「キ居 N 趣旨 い充分御了承アリタ 2 Ի 述

当然ノ義ナリト

思考ス而シテ七割ナル比率ハ貴説ノ如ク

É

此ノ点更ニ直接首相ニ申入ル

ルコト

٢

- 致スヘシ

唯日本側

カ

2

ノ次第モアリ

英国政府ノ御諒解ヲ得度キ所存ナルモ御話

ス

1

、祈念スル熟誠ノ表徴ニ外ナラス余ハ又各国政府

カ其

ニ考慮シ得ルニ至ル

ヘシ従テ此ノ点ニ付テ今少シク仔細ニ

ハ皆会議

様ノ関係ニアリ我比率ノ原則定マラハ其ノ適用

~

自ラ容易

キ

余ノ問題解決モ容易ト

ナリ協定ノ望ヲ見ルニ至リタ

ルト

同

ル

I

Ի 5

モ 有

ヘキ海軍力ニ付何等カノ最低限度ヲ考ヘ居ラル

又松平大使其ノ他関係国代表者ト会談ヲ重ネタル

メムカ為全力ヲ尽ス積リナリ

全ク貴見ノ通リニ

テ英国ハ

招請国トシテ会議ノ成功ヲ収 「マ」首相カ態々米国ニ赴

英米間ニ於テ「パリチイ

1

」ノ原則カ確立シテ後初メテ爾

ト同感ナルモ唯我カ重キヲ置ク原則的事項

(ニ付テハ宛カモ

ヲ表スルモ

ノナリ会議カ絶対的成功ヲ遂クヘキヲ希望スル

サル 玉 挙 下ノ御了解ヲ得度シト存スト述ヘタル処 ル ヲ 安全感ヲ動カサレ自ラ猜疑心ヲ誘致シ相互信頼及友誼 ス ニ照シ不満足ノ勢力ヲ無理強ヒセムト トナリ居リ此ノ信念ヲ裏切ルカ如キハ吾人ノ到底為シ能 ヘシ七割 (「ヘンダーソン」)ハ自分ハ閣下 、失ヒ到底崇高ナル軍縮ノ大事業ヲ達成スル 防 処ニシテ今日全国民ノ信念トシテ動カスヘカラサ ル事ヲ規準ト ケントセハ各国カ守ルニ足リ 処ナリ此ノ点ハ日本ノ最モ重キヲ置ク ヲ完フセントス ノ比率ハ華府会議以来我国ノ一貫シテ要求シ来レ ・セサル ル ヘカラサ = 外 ナラス凡 ルモ 攻 Â ノ所見ニ対シ全幅 ノト信ス若シ此ノ基準 ル 2 国際間 セハ当該国民ハ其ノ ニ足ラサル兵力ヲ 処ニシテ充分閣 コト能ハサ = 軍縮 1 ル 1 ルモノ 賛意 一之念 実ヲ 有 ル ハ

居ルニ付貴方ノ御希望ハ委細直接首相ニ申入レラル

ルコト ニ当リ

ナリ但シ今回ノ会議ニ関シテハ主トシテ首相自ラ事

テ充分会議ノ重大性ヲ知覚セサル

ヘカラサルヲ感ス

ル

モノ

可然首相ヨリ更ニ英国側各全権延テ英国政府ニ貴意ヲ伝達

スルコトト

ナルヘシト

述ヘタリ

(若槻)

ハ会議ニ於テ友好的ノ精神ヲ持ス

 \sim

キ

ハ

全

ク

閣

下

家的ノミナラス世界的見地ヨリシテ重大ナル責任ヲ帯ヒ従

持ヲ以テ会議ニ参集スルコト緊要ナリト存ス吾人

、、単ニ

国 心 Ξ

成功ニ導ク所以ニ非サ

レハナリ友誼的精神虚心坦懐

ナ

ル

サルヲ希望ス是会議ヲ真

and dried ノ提案ヲ持チ来ラレ

ハ何レノ国モ本会議ニ出席スルニ当リテ動キノ付カヌ

本国民ノ強キ信念ナル

コ ト

勿論ナル

ヘシ唯私見ヲ申

述

cut ラレ

第四号

六日後 サシ 本政 意セ ラル ムコ 意見ヲ開陳スヘキカ以前ノ会合ニ於テハ首相ハ比率ノ論議 論セラレ居ル処官辺ニ於テハ右ハ休暇ノ為已ムヲ得サ 迎振リハ米国ニ於ケル = ヲ避ケ日本カ国防上必要トスル一万噸巡洋艦ノ数ヲ指示セ 情ヲ諒トシ居レリ日本側ハ今週外相及海相ト会見シテ其ノ セサルヘカラサル旨ヲ提議スヘシト観測セラルト報シ 其 メタル処仏国 府ハ松平大使ヲ通シテ仏国提議ノ意義ニ ル 5 ヘ キ勢力如何ニ依ル旨ヲ答ヘ若槻全権ハ英米両国カ既 トヲ求メ日本側ハ之ニ対シ右隻数ハ他ノ各国ニ割当テ カ 、隻数ヲ論議スルニ先立チ「パリテイー」ノ原則 -1 如ク日本ノ比率モ隻数問題論議前主義上之ヲ決定 タ 1 ムス」東京特電ハ英国ニ於ケル日本全権 5 如ク熱誠ナラサリ シ旨日本新聞 付 日合セ 高二評 · ル 事 又日 こ同 ノ歓 ヲ ÷

-, 倫敦ニ於テ成立 ス \sim (キ比較的) 「短期間 1 海軍協定 ŀ

= 協定 連盟ヲ通シテ其 (ノ効力ヲ発生ス ヘキ永久的性質

居レリ ノ二個 2 海軍協定ヲ欲

> 米 仏 伊 海牙ニ転電 セ IJ

275 昭 和5 年1月 8 Ē 幣原外務大臣宛(電報)ロンドン軍縮会議全権より

いて相互に会議 õ 成功を熱望について

P ンド Ż 1月8日後発

第 二一号

訪セリ 一月八日午後 ルニ付若槻、 「ア 財部、 ν + 松平 ÷ Ý ダ (斎藤帯同) I Ļ 海相ニ会見 同官ヲ海軍省 ジ運 E ኑ ナリ Ξ 往

国政府ノ多大ノ努力ヲ以 トヲ申入レタルニ対 多トスル旨ヲ述へ日本カ会議 (若槻) カ敬意ヲ表スル目的ヲ以テ来訪 Ŷ テ五国会議開催 ノ成功ヲ熱望 1 セ 運 ス IJ モト ŀ ル モ 前置 ナレ 1 ナ + ル ル 2 コ ヲ 英

今回ノ会議ニ於テモ日本側 側ハ之ヲ纏ムルカ為大イニ努力セラレ コトヲ切望スト述ヘタ (「ア」)ハ予テ寿府会議ニ ŋ 一於テ其 ノ努力ニ俟ツテ会議 (ノ難局 タル = コトヲ承知セリ 陥 ij ノ成 タ ル 、功セ 際 H 本 ム

シシ度ト \sim N 会議ニ臨ム覚悟ナルモ事国防ニ関スルヲ以テ日本ノ要求ス (若槻) 居レリ之等ノ点ニ付首相始メ英国側当局 根本的事項ニ付テハ充分ノ御諒解ヲ得サル 存スト ハ日本側ニ於テハ胸襟ヲ開 述ヘタル Ξ キ又協調的精神ヲ以テ Ξ 対 ヘカラスト ハシ充分御 話考

276

昭和5年1月10

日

幣原外務大臣宛(電報)ロンドン軍縮会議全権よ

ŋ

比率問題及び八

クドナルド

首相との第一回非公式会談につ

Ū,

本口

省 2

ンド

一时砲巡洋艦の価値に関するマ

τ

ŀ 均ノ不足ナルカ為ニ不成功ニ終 $(\lceil \gamma \rfloor)$ 予メ充分御協議アル ハ松平大使モ充分御承知 コト真ニ然ル ルコ 1 ኑ 如ク国際会議 ヘシト答へ 鮮カラス首相外相等 タ ŋ い屢 2 地

的 ヲ 以 米 $\boldsymbol{\mathcal{V}}$ 之 \sim 轄 ク 我立場ヲ申述フル所存ナレハ本日閣下ニ対シ管々シ 会見シ明日ハ又首相ト御懇談ノ機会ヲ得ル次第ニ (若槻) ダー」 夫 ク ルコト \sim Ξ ショ 属スル 仏 ク又日本側随員 御配慮ヲ煩スコト多カル テ早日ニ倫敦ニ到着シタル次第ナルカ昨日 ハ余ハ貴説ニ全然同感ヲ表スルモノニシテ其 夫人ヨリ茶ノ饗応ヲ受ケ退去セ y 伊及永井全権ニ転電セ ハ差控フヘシ去リ乍ラ今回ノ会議事項ハ 海軍省ト家続キナル海相 ヲ以テ自然今後モ度々会見シ御懇談スル ト海軍省員トノ間ニ内談 ヘシト 1] 官邸ニ於テ 存スト述へ会談ヲ終 IJ ノ必要モ 77 閣下 ーテ仔 二 外 機会有 ク申上 ν キ 生ス 細ニ 相下 う目 ノ管 ÷ V

> ニ会見ス「クレイギ 第一五号(極秘) Ⅰ」列席我方三全権 -7 -7 ク ル後日本カ会議 F 1月11日前着 ナ N ۲Ľ 首 1 相

一月九日予定ノ如ク首相官邸ニ於テ

(若槻) ハ首相ト礼譲的挨拶ヲ交換シタ

3

ヲ請ハ

サ

ル

ヲ得

ス

٢ ル 2

言

 \sim

ル

Ξ

対

 $\tilde{\boldsymbol{v}}$

心ヨリ之ヲ希望ス

モノ 会議

ナリ之ニ付テ ノ成功ニ

、是非共

日

本

>

、協力

403

旨ヲ述ヘタリ

([]])

ハ之ニ対

対

シテハ

英国

モ同

シク

重キヲ置ク原則的事

項ニ付申入レ

度キ希望ヲ以

「テ来訪

セ

ル

事

柄ナル

カ愈会議モ近ツキタル

ヲ以テ自分ヨリ

モ日本カ

最 ル

ニ重キヲ置ク趣旨ヲ力説シ予テ松平ヨリモ充分申述ヘタ

成功ヲ衷心ヨリ希望スル事ヲ述ヘ尚我方ニ於テ非

公式会議

衷

402

若槻全権とアレキサンダー海相との会談に

お

本 省 1月9日後着

タ

(ノ海軍

シ居ル 旨ノ 通報ヲ受ケタ ル旨ヲ報 2

置キ ス モ重ネテ ハ (若槻) ナル所以ヲ詳述シ此ノ点ニ付是非共英国政 補助艦ニ於テ米国海軍 ル比率ノ -度 ク /松平ヨ 好意アル御考慮ヲ煩度シト述ヘタル ハ 問題ナリト 今日非公式ニ御話 y モ予テ充分申上ケ置 前提シテ外相ニ対スル ・ノ七割ヲ保有セン事ヲ主張ス ロシ度キ ハ帝国 + . Я N 政 = 処 府 府 ト同シク Ĩ 1 ノ最要点ト 承 諒 解ヲ 知 N ス H ル 得 モ 本

404

説述ヲ聞キ之ニ対シ充分ノ考慮ヲ払ヒ テ常ニ考量セサ ル ([]]) ルハ余ノ事実同 ノ立場ニ付テハ予テ松平大使ヨリ ハ日本カ国家安全ノ問題ニ付深甚ナル ル !情ス ヘカラサル要素ナル事申ス迄モ ル処ナリ国防ハ誠ニ海陸空軍ニ(安全ノ問題ニ付深甚ナル関心ヲ 、最忠実ニ こ来レ IJ シテ又力強 「 無 シ H 亘払 本 キ リン

海軍力 \sim ル Ξ ハ 本側ニ於テハ最大海軍力ニ対 合 唯之ニ関シ申上ケタキ二点アリ第一ハ日本側 カ ナラ 米国カ二十 ヘシ是太平洋ノ事態ヲ機微 ニ基キ調和 ラ ス ハ日本 ノ制限 此 1 人其 ロスル 故ニ曩ニ松平大使ニ対シテ申上ケ ノミ 一隻又ハ十八隻ノ大型巡洋艦ヲ保有スル (ノ七割ヲ要求セ コト甚タ困難ナルヘシト言フ点ニ ナラス縮減ヲ主張セラ シ七割ヲ要求セラ ノ関係ニ置ク ラレ従テ拡張ノ結果 ル モ N 1 処之ヲ現在割 = 一於テ ŗ ñ ŀ ル通寧 言 N 在 処例 ハサ ハ リ日日 単 ŀ μ P ル ナ Ի = \sim

切望ス 比率ニ \sim IJ ŀ 所要量ヲ計出セ シ タ 1 ヤ ヲ ラス 如 カ 隻 テ 比率 ハ 1 N 日本側 ク ·ン」 事件 加 状態ニ於テ最小限度 次第ナリ畢竟戦争ヲ出発点トシテハ協定 論スルコト 考量 ŀ ニ付テ考慮ヲ運ラセリ ク ト ŀ 之比 結局我カ製艦計画 -言フカ ナル ル次第ナリ日本ニ於テモ斯ノ如 ヤ シ シ問 存ス英米間ニ於テ N 重ヲ加 基キテ立論セラル Ի テ日 モノ 回題ヲ カ比率ヲ離レ 率ノ論拠ニ依 考フ英米間ニ於テハ所謂 ノ虞アリ 2 本 如 ヘタシト考フル所以ナリ即チ何艦種ニ付 如キニ対シ之カ 離 ニシテ其ノ裏面ニ ナク唯事実ニ基キテ造艦計画ヲ比較論議 ノ輿論ヲ満足セシムル キ目安ヲ立テ国防ノ安全 ラレ比率ニ言及セラレ レテ釣 此 此ノ故ニ予 タ ~ N ノ海軍力ヲ如何 シ 合 根低ヨ 時ハ仏伊等モ ル 此 ル数字ニ依リ 例へハ先頃突発シタ Сн 時ハ 山ノ見地 ふ 処置ニ充分ナル ク リ覆 釣合 結局造艦競争ヲ誘致ス ハ或ハ七割或ハ イリ 「パ Э サ こノ論ヲ キ見地ヨリ Э IJ ブ 亦夫 サラ ?ナル程度 N IJ 立論セラレ 協定ヲ ŋ Ի ヲ ル チー ヲ 考 7 ノ虞アリ 、主張ス 得 Д 々主張ヲ申出 ヘラ ノ余地ナク 3 海軍力ヲ考量 亡ノ ,求メタ Э ル こへ キモ ,最小限度 六割八 ኑ 「パ くニ置 1 N ・ヲ希望 前題 ン N 問 N Э 従 モ ν ノ ニ 方可 ク IJ テ 題 分 Ի ~ 平和 テ 1 ル ス \sim 斯 2 ハ ハ ኑ 余 之 ŀ ヲ ッ ナ Ц ス 1 タ キ タ 7 然 何 1 シ

IJ Ī ٢ 上必要ト 7 カ如 思考スト キ比率ヲ想像ス スル実際ノ数字ヲ基ト - 述へ タ ý ル コ Ի Ի Ŷ ナ · テ 研 N モ然 究ス N N \sim シ Ц ,日本カ ト 必要 王 ナ

巡洋艦 勢力 維持 茲ニ於テ 玉 少 テ 澼 ス 云 ν IJ 全然比率 ナラス日 ハ全然同 アリト 於 其 ケ 2 = シ ハ 大型二十一隻ニ対シ七割ヲ要求スル テ サ スル = テ 1 ン モ之ヲ否定セ 巡洋艦全体ヨ 、必要ト ኑ 余 N ハ ニ多数ヲ要求シ大型ニハ劣勢ニ甘 ハ日 大型ノ多数ヲ ij ス 冫 限リ \sim 1 本 感ナリ日本カ七割ヲ主張スル (若槻)、釣 御話 本 カラス 観念ヲ脱スル ル い軍備 Ξ 如何 接 5 、ス = 、提案カ íú ハ テ ル 異議 サル セスル レト 総数ヲ英国政府 比 リ之ヲ見 ナ い相対的ナリ 率 ル縮小ヲ行フモ差支ナシト為ス 、点ヲ指 要求シ小型ノ 大型巡洋艦ニ 合ヲ立 ナク従テ過般日本政府ハ モ ナル言葉ヲ避 モ 1 同時ニ 相対的軍縮ヲ実現セ ト 能 $\overline{\nu}$ ハ依然釣 摘 論 ルハス然レ ドセラレ 1 小型ニ付 1 -考フルモ に三通達 根 付日 劣勢ヲ受諾 ケント 拠 い合ヲ維持 タ 時 ハ ŀ 5 共比率 本 い拡大ト セ セ 即 ル テハ保有量 ス ラレ之ニ反シ米 カ IJ 1 チ其 1 ス \sim 、勢力 之英国 之二 v キ N = 松平ヲ通 ÷ Ի 御 スル シ セ 1 Э , 意味 ル カ 対 ĩ セ 趣 ナ テ Ի 言葉ヲ 釣 自 英国 カ Ŷ ハ 旨 モ 自 N モ 閣下 自ラ 然 小 1 ラ減 1 1 |合 ヲ 二外 付 ハ 虞 型 $\tilde{\mathcal{Y}}$ 必 ナ 1 Ի 1 テ

三隻ハ其 期 加 述 考量 重 量 係上英国ニ対シ同艦種七割以上ヲ保有スル 結果ト 噸級巡洋艦 ラ サ セ 噸 艦十三万五千五百噸ヲ基準ト 量三十一万五千五百噸トシ一万噸巡洋艦十八万噸 簡単ニス 洋艦全体 ハ 由来補 キヲ = 7 1 ν ル サ = ハ 、数字ニ 比 九万四千八百五十噸ト 於 セサ ル タ \sim ル テ ニ其 ル カ 궃 ヘカラ 置 ス ラ ル ハ 1 I ル カ ν 助艦全体ニ対シ七割ヲ主張スル ニ付テ観察スレハ英国ニ対シ遙 ~ 加トシテ 、ス要ス 為仮 ----総噸数十二万六千噸ヲ 依 Ի ル ハ . + 1 ヘカラス英米ノ所謂 万噸 下了 サル 僅ニ四十九%ニ過 ν ル ル 内容ヲ検ス 特殊事情ア ヘカ 22 ニ巡洋艦ノミニ付数ヲ挙 英国 ,解ス而 級 ル 事情ア ハ十一隻ヲ越 ラス日本ト シ ニ各国保有量ハ大小巡洋艦ヲ 唯 二対 ν 八 2 ル い日本 ハシ六 n 隻 テ我カ巡洋艦総括的保 カ為自ラ免レ難キ ナリ之ヲ英国ノ十九万二千二百 、スレ 1 処ナリ我方ニ於テ大型 ・シテ 、割五分 前均勢モ ξ 7 キス之英国側ニ於テ小 Ξ ル 越 ハ ノ大型巡洋艦 日本ノ シ コト無カ 2 ン 大型 テ ル 三過 此 他 ノ見地 Ц ケ モ カ Ý) コトト ト キ 小型巡洋艦保有 ニ劣勢 Ξ Ξ 旧 サ 処 = 重 ル ナ ナ îv 米国 型劣勢 キヲ ヘシ又過渡 ク シ ル E テ 将 有量 合併 Ŋ ഹ 従 モ IJ モ チ ナ ,考量 ý 置 型巡洋 問題 来 Ի ヲ 1 ル テ 1 白本 謂 重 迿 保 モ 7 1 1 ナ ハ シ 万 古 前 テ 視 有 巡 関 +リ セ Ξ ヲ ン

3 会議招請及び非公式交渉関係

 \hat{v} 間 力 ハ モ 1 77 之英国 級四 多数 ĩ 今後累年新艦ノ ナ シ而 シテ遙 ト言ヲ 7 F [隻ア 1 ナ 旧 1 シテ仮令八千八 挾 Гп ル ル ニ英国ノ下位ニア 艦ヲ保有 モ之ハ ँ ド ウ タ Ĺ 躗 IJ ハ ク」型 Ć 英国 右過渡期 造ヲ見 セ サ 八百噸 <u>۲</u> N 1 ヘカ 相 N 石匹儔ス ホ ル ノ大型巡洋艦二隻ヲ追 \sim ハ + = 十四 ラサ ハ 1 事 キ 拘ラス 「実ナ [年位 Ż ル N 実情 モ スし 二亘 ノニシテ総体 IJ 日本 級 = 而 7 三比 ル モ Ξ IJ ふ -英 米 、今後多年 Ի ス 。 此 加 Ի ~ 両 的 丰 1 ス ナ ル時 国勢 N モ

比 ニ付テハ 求 巡洋 シテ 之 ヲ ラ キ ヲ ([]]) 和率ナ ,披瀝 、考フ ュ ト , , ν 検討 シ要ス Ħ サ 艦 N ŀ ヲ 二併 ル言葉ヲ シ N 言ハ 有取 ヘカ ハ ____ 之ニ対シ貴方 様ニ希望アリタ ル セ 縷々 言ヲ $\overline{\boldsymbol{\nu}}$ = ニ考慮シ且其 トス 日本 Д セ ラスト信ス比率ヲ離レテ隻数噸数等 | 申述 使用 ŋ 御話 ŀ ^ 我方ニ 欲 ル ハ各国保 ス セ 1 $\overline{\sim}$ Ц 、貴方ノ , 次 第 御考量 ラレ Ի ノ御批評ア 於 N 5 Ξ 4 二対 、実力ヲ審査シ Ξ 有勢力 テ ハ同意ヲ表ス 御困難 ラ煩 依リ愈日英間 ŀ ハ 釣合ヲ要求シ 、 余 2 松平 IJ ハ 1 ス次第 二 い タ 比 比率ナ 充分之ヲ諒知 N Ξ 較 コト テ IJ ル Ê 帝 公正 Ξ ナ 大型 Ц ・ ル語 **,**貴 方 意見 -ヲ 承 ij 国 ۲ 能 ŀ 政 ナ 1 三於 こ付 ĩ ヲ 述 府 3 1 知 ~ ノ拋擲 結論ヲ 開 ス ス ヲ \sim 2 1 タ 所 釣 大 N テ + タ 切 12 合 N モ セ ハ少 IJ 小 離

> 場ニ 英国 立 1 ッ次第ナ 難点亦茲ニ IJ 有 ij 余 ハ 率直 Ξ 申 F ク ν ハ 誠 = 苦 $\overline{\boldsymbol{v}}$ キ 立

406

於テ六吋砲 艦二 及 世界 実状 艦 此 コト 1 (北海ニ於テ長 結論 三対 ノ際貴意 ト 三反 Ի シ実状 ハシ無関心 存 八吋砲型及六吋砲型 二達 ヘスル ス シヲ得 型 セリ是英国 にたたい是非共五十隻ノ巡洋艦 モ = 比 (キ防禦線ヲ 1 テ ġ 2 ナ N 丰 大差ア IJ カ 第 国カ豪州、 、如キ所見ヲ , 英国 _ 点 有スル当然 N ノニ種アリ八吋砲型 Ի ハ -シテ Ξ 閣 新西 F 下 、深 述 財部全権 ハ 恰 蘭 \sim ラ 1 7 モ 、結果 阿弗利 研 英国 ν 究ヲ ろ ヲ タ テ 、必要ト 充 ル カ 分御 ÿ 抗 加 ハ カ 八 戦 へ今 由 右 时 地中 田来巡 承 闘 ス 砲 ゝ ル Ŕ 全 知 力 巡 淫 海 Ի 淫 1 ク 1 Ξ

ヲ 英間 八 六 ク 而 ŀ N / カ故ニ八 ヲ得 时型 得 為 时 シ ジ釣 ・テ英国 2 型 ス 居ラ ス Ξ ハ三十五隻ヲ要求スヘ 日 於 合上差支ナカ (时型十五 N 本側ニ於テハ大型 テ勢力大ナ ハ 今日戦 ル カ 如 五隻ヲ以 争ヲ + モ ル ル ヘシト言 其 モ六 E テ満足 1 標 、吋型ニ於 エノー噸 シ 此 間 ŀ Ξ セ 差異ア ス ハ ノ見地 セ モ小型 ル 平 Д ル テ勢 Ի 和 御 Э ル ス 的 分 趣 y コ 1 ル 協 屰 Ի -F ス モ 定 噸モ ヲ 手 ν = 1 ヲ 認 ハ 念頭 ヲ ハ ナ 同価 左 以 日 IJ × サ 袒 テ 奉 従 Ξ 値 N ス Η カ テ 置

之ヲ要ス (今日ノ 之決 Э トヲ多ト いシテ解決 、会談 ル = ス カ 日英両国間 いシ難ク 大イニ ኑ 述 ヘタ 一有効 · 打勝 IJ = ハ チ Ξ 難 尚其 シ テ且事 1 モ 1 1 立 ,態ヲ 一場ヲ異 Ξ 非 鮮 サ 明 ル Ξ ス ナ コ ラ ኑ ル ショ 点 ア 看 × タ取ル

ス モ

日本 張案 _ 趣旨 之 ニ 米 製 計 対 於 知 ル -Ξ ラ N 篗 Ē 艦 Ξ 画 2 テ 補 玉 2 N 計 至ラ 7 1 テ ハ 7 防 ハ ハ 如 助 ヲ ル 付テ財部 如ク日本 新艦ヲ 立 我要求通 右 画ヲ 恰 ハ 企 艦 シ安固 述 Ի 若 計 サ テ カ ッ 艇 イラレ 丰 画 ++-シ軍 有 ル モー九三一年迄ノ ル ノ補 ハ 逴 = ス モ ル ノ策ニ出ツ 六 「ヲ其ノ骨子ト 日 ハ 、先刻閣下 シ保有量 N 財政上 従 既 ヘカ 三充ニ努 造 縮 タ 本 加ノ協定 ス 米国 Ŀ -ル ふ 、大イニ勢力拡張の閣下ハ日本ノロ 三 十 其 ラ カ若槻 ル チ コ ŀ 1 ノ見地ヨリ 7 ŀ ヲ -----進 N テ ル 年 ハ 有ス 年以 |備ヲ 立場 稍 + コト モ Ξ Ŕ ス 補 申述 止 場 間 N R 後 整 ル 異 合 莇 能 断 Ŧ 7 = - 必要ニ 多 ノニシテ Э アリ未タ議 三於 ル チ \sim 艦補充案ヲ ン ナク之ヲ補 ヘタ 張 申 ኑ 数 居 サ ν \sim Ш 1 、結果ト ク シ軍 テ ŀ N ル ル ル 1 - 際シ発作 立場ニ 通日本 然 ナ 次第 、更 事 如 船ヲ ル 其 N 情 7 有 場 侟 Ξ ナ = = Ł 1 ナ 会ノ協賛 アリ 甲 谷 建 ĴŲ. 相 7 来 立 N シ 1 有 従 其 ニニ於テ シ 造 当 ij 的 V 場 海 \sim 量 (テ現 之 ヲ Ī 1 今日 而 IJ Э 軍 シ ス = ヲ 補充 大拡 F 後 御 \sim ~ IJ ハト 定 経 常 常 拡 モ ク テ Ξ Ξ = 承 ノメ

> 諒承ヲ請 張 Ի シ = 非ス テ 、立論ス ŀ フ Ŷ Z N モ 1 ξ 1 ኑ ヲ 、拡張ナ 謂 ハ サ y ル \sim ኑ カ 云フ ラ サ ハ 偶然 N カ ノ経緯ヲ 如 2 此 1 前 点 御 提

現 巡洋艦建造計 ヲ 帰 = 一点申上度キ 軍艦ヲ有 $([\downarrow])$ 、以テ満足シ得 **バラサル** 於テ = 着手 ハ 英国 ヘカラサ ハ セ ス N N 真 次第 |画 ヲ 、此 建 ハ巡洋艦五 = 造ヲ 米国 サ にノ 会議 有 ル ル Ξ 中 立場ニ テ セ Э ン / 財部全権 јÈ. シ Ի 紙 モ シ Ի 十隻ノ主張ヨリ ニ於テ万一協 1 唯今回 アリ 居 ナ Ŀ 'n N = 1 軍 ハ \sim 大型巡洋艦ニ付 御説 艦 御 1 シ 会議 英国 承 ヲ 知 定ニ達シ得 、反駁 有 開催 七十 1 シ \ddot{v} 現 通 日 三十八 -隻要 1 ナ ノ余地 英 綪 ý テ シ 神 ٢ モ 求 水 サ 、隻大型 十五隻 2 ル ナ 述 = シ 基 昔 場 2 Ŀ \sim タ 合 唯 丰 = -

執 諒 居 (キ趣旨 槻 モ カ 訴承ア 着 ラ 英国 1 ハ 今日 ナ ス N N IJ ラ ル 二外 ノ 、勢力 仔細 日 モ Д ኑ ~ 1 事 ノ趣旨 ハナラス Ξ Ť ハ = = 一近似ス 一数字ヲ 望 唯 非スシテ唯貴説 其 4 7 シ 含 1 要 テ 、之決 ル 安全感ヲ 挙 ス 3 モ N タ テ シテ八 テ Ξ N 1 <u></u> 一応申 Ħ モ = 満 非 1 本 1 、时型カ 如 ク = サ サ ハ ー非ス ν 比 ル Ŀ 釣 事 サ 率 ケ --隻数何 -ヲ明 此 英国 N 合ヲ必要 タ 事 N 1 点 Ŧ = カ ハ 懸念シ 於 H ν ハ = F 明 テ シ カ 本 軽視 考 -----カ 置 1 居 方 ラ キ 勢 Ξ

407

ル = 御 シ 度 力 若 IJ

値ニ 明瞭ト 尚潜 レサ 拘 得タシト [Y] タ 方ニ於テ最重キヲ置ク点ニ付貴意ヲ得タル次第ナリ ヲ 首相へ他ニ約アル 返シテ申上クヘキ八吋型ハ六吋型ト全ク其ノ性質ヲ異ニシ 他方ノ主張ニ対シ考慮ヲ廻ラシ諒解 「マクドナルド」ハ貴見ハ明カニ之ヲ諒得セリ双方ノ立場カ 我カ国民ノ焦慮ハ充分御諒解アラム事ヲ切望スト述ヘタリ ノニテサレ ノ上申上ク 一噸ノ価値モ自ラ同シカラサル事ヲ力説シ度シト述へ ŋ 、以テ若槻ハ今日ハ御約束ノ時間モ迫リ居ル模様ナレ ラス何故ニ倫敦会議ニ於テ此ノ穏カナル主張カ承認セラ 関スル貴説ニハ日本側ニ於テモ全然同意見ヲ有ス ñ 水艦主力艦等ニ付テモ時ヲ得テ御話シタシ唯本日 ハ ナリタルハ誠ニ喜フ処ナリ尚此ノ上トモ双方ニ於テ ヤ之国民ノ諒解シ得サル処ナルヘシ此ノ点ニ関 -述ヘタ 本日ノ ルコト ハコソ八吋型ニ付特ニ重キヲ置キ居ル次第ナリ N 会談ハ甚タ 二付 モノ ハ差控フルモ八吋型及六吋型ノ一噸ノ価 ノ如ク度々書記官ヨリ注意アリ 有益ナリ シ ノ進マン事ヲ切望ス繰 カ尚進テ会談 ኑ 1 ルモ 、此 タリ ġ ス 機 い我 述 7 N N ~

> 対シ数字ヲ挙ケテ反駁シタル部分ハ予メ心覚エ 松平ハ「チェ 尚右会談中日本ノ具体案ニ付予テ英国側ノ 時半ヨリ正(午)迄会談スルコトトナレリ 付其ノ機会ナカルヘキカト存スルモ如何ニヤト問ヒタ ク右ハ成ルヘク取急ク方然ルヘシト答ヘ結局明十日午前十 「マ」ハ同日ハ全ク社交的ノ心持ナレハ別ノ機会ヲ選ヒタ カ 1 ス」ニ於テハ婦人モオ招キニ与リ 開示 セ ノ書付ヲ作 N 難点 居 ルニ N -= 408

N

モ

ノニ過キスシテ英米ニ対シ劣勢ニ甘

ロンスル

モ

1

ナ

N

Ξ

成シ置キタルヲ以テ之ヲ首相ニ手交シ置キタ (右書付郵送ス)

ŋ

4 伊 白へ転電セ

IJ

米

昭和5

277

5年1月10

Η

幣原外務大臣宛(電報)ロンドン軍縮会議全権より

及の場合の応酬方につい

τ

本 р ンド

省

1月11日前着

 \sim

我が全権と英国当局との会談中に仏国覚書

耆

第

二七号

我カ全権ト英当局ト

ノ会談中仏国覚書ニ言及セラル

 \sim

、 キ 場

合ニ於テハ大要左ノ如ク適宜応酬スル

コ ト

ŀ

シ タリ

何等御

参考迄ニ電報ス委細郵報

278

昭和5年1月11日

幣原外務大臣宛(電報)ロンドン軍縮会議全権より

マクド 比率、

ナル

ド首相との第二回非公式会談につ

大型巡洋艦、

主力艦の各問題に関する

いて

付

記

一月十三日斎藤軍縮会議全権随員より

、堀田

リ満足セシムヘシ ナ ナ ニ当リテハ之ヲ適当ニ運 当リテハ之ヲ適当ニ運(用)シ各国要求ヲ出来得ル限ハル制限方式ヲ得ルニ便ナル事アルヘシ尤比率方式適用 規約ハ勿論不戦条約ト共ニ軍縮ノ基礎ヲ為スヘキモ ルモ国ノ安全ヲ考量スルニ於テハ比率ハ却テ (脱) 的 1

別制限 ル協定ヲ見ルニ於テハ事実上我方主張ト 仏妥協案、各類別保有量及類別相互融通ニ トモ大差ナキニ至ルヘン -近似シ 山シ英ノ艦種 ニ関シ適当ナ

Ξ 正且実効的ナル 三軍関連説ハ一応尤モナルモ海軍軍縮ノ 縮小ヲ行ヒ得ト信ス 3 二付 テモ 公

四 安全保障相互援助等ノ必要ハ諒解シ得ル 処ナ ĩ モ 右 7

五 以テ海軍軍縮ノ 地中海協定カ会議ノ成功ニ資スル 絶対前提条件ト ハ思考セス モ 1 ナ ル ニ於テ ふ 歓

迎スヘシ

実施スト 会議ノ決定ヲ更ニ連盟ノ決定又ハ他 ナスカ如キ見解ニハ反対ナリ 1 条件成就ヲ俟テ

ж 仏 伊及永井全権ニ郵送 セ IJ

409

本側ニ於テ国防 シ セ 深更ニ及ヒ深甚ノ考慮ヲ加ヘタルカ其ノ要点ハ要ス ムトスルヲ遮リ「マクドナルド」ハ昨日ノ覚書ニ対シ昨夜 ヲ待ツコトトシ主力艦及潜水艦問題ニ移ラムカ為口 若槻カ昨日ノ主題タリシ比率問題ハ今少シク英国側 十日首相官邸ニ於テ第二回非公式会談開催英国 側 第二〇号 ーク テ之ニ対シ英国側ハ比率ヨリ ラルルモノ レイギー」日本側三全権 ト認メラル従テ英国トハ シ見地 談の際の内情について 欧米局長宛 Ξ IJ 、米国ニ対スル七割 モ比率ノ結果ヲ重視ス 本口 ンド 直接関係ナキモ 省 ~ 1 1 月月 11 11 ノ比率 日後着 首 キヲ要求 「ヲ開カ ル ノ考慮 相 ノニ ル Ξ モ 日 及

側 記 411

録ニ留 発見ス 要スル ニ於テ $([\downarrow])$ N = ハ メ 此 テ = 貴我双方 ゝ , 貴方 閣下 努力 1 ,見地ヨ ス 1 1 、充分ナル 洪 困 ル IJ ノ外 (難局 難 大型巡洋艦ニ付日 ナ ナ Ξ ル 地位 御考慮ヲ煩ハ 立 シ ኑ テ -存 ス ý 5 何 余 就 ント 1 テ 充 I 英 米 シ 分認識 ハ カ タク存ス英国 此 シ - テ妥協 処 1 保有隻数 Ξ ス ----N 案ヲ 1 処 途 ナ 7 7 IJ

代 米七割ヲ タ 頗 方ニ於テ対英七割 1 (若槻) ルニ 表ト = 7 タシト述ヘタ ル低率ト $\dot{\boldsymbol{v}}$ ラス英米協定カ今吾人ノ諒解ス / 主張スル ハ之ニ対シ テ É ナリ国防上甚 Д ý ヲ 得 い ラ保有 モ 余 ス ノニシテ決 其 モ 亦同 |タ不充分ナ ス 1 N 主 コト 張 2 7 2 ク 」 固持 ・テ英国 7 苦 N ナ ~ N ヲ ラ + ス 『ニ迫ラン 띬 如 ハ 立 ル テヒ 米国 場ニ モ ク ナ 1 ル ナ 4 Ξ 7 ヲ 対 IJ 以 ٢ IJ 得 F ス 2 若 ト N 言 日 ス対 テ ~ 本 モ ハ 我 ヒ

純正 明ス ス 平洋南太平洋ノ三艦隊ニ分割スル ν ス ル N 保有量カ英ノ勢力 次第ナリ 能 ルニ困難ヲ感スル ナ N ハサ ハ疑フ ,日本カ Ň 事情 処 其 Ξ Ξ 7 三対 7 ラ ラ 保 y 点ニアリ英国 此 シス サ ;有量ヲ考量 ル 1 割五 モ 点 我方 ニ於 ヲ要シ之ヲ一勢力 分 ホテモ 亦問 ーセラ 2 ノ海軍力ハ 1 、高率 困難 N = ハ ル 之 ヲ Ξ 題 7 大西 当リ 1 ル 、紛糾ヲ 諒 I 動 -洋 Ի Ի 集 ヲ セ 機 又 来 中 太 証 ラ 1

サ ル モ 1 ニテ決シテ矛盾 ŋ ス ル モ 1 = 7 ラ サ ル Э ኑ ヲ 御 諒

承アリタント付言セ クド ナルド ー し い 艦種 尚 ____ ニニシテ六 点 审 Ŀ ケ 时型 タ キ テ コ 第二段 Ի 7 IJ ノ地 即 Ŧ 位 八 二 时

他国 セ カ保有量ヲ低下ス ν ハ 従テ我保有量 ョ 低下 ス ル Ξ

躊躇

有量ト認 型ハ最 立ットシテ英国 モ重要有力ナル シ居レ 二八八 ルカ日 时型ニ於

求七

1

セハ英国ニ対

シ八割五分

ノ比率ニ

立

ツコ

ŀ ヲ

合ナ

本

キカ対米七

割 应

即 万

チ十二万六

Ŧ

要

デナ

沆

、千四百

「噸ヲ其

へノ保

N

計

算ナ ラル

ý

时型及駆逐艦

ノ噸数

介ナ

낈

約

3 会議招請及び非公式交渉関係

> 、隻ヲ保 ル

い有スル

以上之ニ ヘシ我方

相当

1

比

率ヲ維持

Ի

必

要 ロカ十

ĥ

=

+

スシ

テ決シテ英国

1

,勢力

Ξ

接近

セ ス

٢

ヲ

希

フ

モ ス 八

1

=

7 渦

ラ

ス

ノ点充

元分御諒

度

シ

Ի

述

 \sim

Ŗ ン ル Ξ

クド

ナ

N 此

۴

Ė

ハ貴説

ゝ

余 i 解 願

う充

分諒解

N

処 IJ Ц I IJ

ナ

IJ

唯

余

、苦痛

Ի

ス

ル

処ハ英国

1

, 代表者

1

シ

テ

白本

1 ス

巡洋艦ニ

於

ケ

平等ノ

保

「有量ヲ

主

張

ムセラル

Ξ

一於テ

本

シ

勿論対 - テ右艦種

英七割

保有セン

ኑ

考フ

ル

モノ

= 三対

7

, ラス

若シ英米ニシ

三付 上ヲ

(若槻)

ハ日本

、英国

シ大型ニ於テ決

1 F N

テア八 ・述へタ 故ヲ

、割以

ヲ採ラレ

 $\boldsymbol{\nu}$

トス ショ六

N

モ不

一合理ニ陥

ル

1

、虞アリ

IJ テ ኑ 噸

ヲ

以テ満足致ス

ĥ

シ ル

テハ

玉

防 い

ノ見地 日

~米国

本カ米国大型巡洋艦ニ対シ七割ヲ要求セラル 分カ二十万六千噸ヲ二十二万六千噸ニ増 身大型及小型ヲ区別 、末段ニ於テ大型及小型巡洋艦ヲ併合シテ考慮 言 刺戟ス ニ外ナラサ ヲ要求ス ト話合ノ ノナリ シテ申述フ 一達スル n _____ ツモ ハ ٢ ノ虞ア 米国 ル 欲 ヘシ尚六 吋型及八 シ大型ニ対 余ハ之ヲ非難ス N 結果ヲ申 1 ス アヲ得ス モ 比 ノ新聞 Ի -云 ハ ル N 1 率 モ 次第ナル . ۲ ハ ٢ シ Ŀ サ Н ノト憂慮スル次第 シ シ特別 ・ノ趣旨 テー般 勿論英国ノ新聞 ク ル * $\dot{\nu}$ \sim 間 八日 N カ カ巡洋艦勢力 1 「
吋型ノ実際勢力 ラ述 ラ 闾 ニアラス全 = ノ考慮ヲ加 一悪影響ヲ 、ス種 加 本 題 ヘラレ セ カ = $\bar{\nu}$ 七割 ル シ R 、考量 Ի テ Э チ Æ ኑ タ ý ス 与 亦 英国 ク \sim セ Ξ 1 ラレ 夫 於テ 主張 N サ 尚 ル 衷 Ê テ $\hat{}$ ン Ξ 石覚 心 結 ν モ ν ハ 本 ハ 付 自自 裏 タ 日ハ Ξ 7 ヲ 傍 白 カ 1 字ヲ割 国 尺 尚 遙ニ劣勢ナル テ N I ル ヲ ŀ ν 民ノ (度ヲ 処ナリ 従テ モ Ի |大型ヲ併合シテ考ヘント 有 ナ シテ論ス タ Ē + Э Ξ シ ル 、定ムル ~ 関 Ĥ 信 カ為凡ソ 田 従テ日本ノ重キヲ コ ,現在 ・ノ勢力 シテ 念二 ŀ 本ノ保有量 ス コト ル ヲ コト 覚書 鑑ミ七割ヲ ハ全ク御同感ナリ ヲ 謝 ハ御諒承ヲ ^ ノ数字ヲ 欲 Ξ Ի ハ ス -必要ナル 決シテ英国ノ ナリ Ξ ス E セ - 計上シタ レ低下 ル 本 タ モ ŀ 仰 'n ,必要ト 置 1 シ 次第ナリ -スル -7 + セ ク テ ~処ニン N タ $\boldsymbol{\nu}$ ハ コト ・スル ラサ 数 決 シ

字

ニテ

モ

英米海軍

力

Ξ カ

IJ サ シ 数 又

~米国ノ保

「有量

カ 1

ハ 我

カ

希望シテ

措 低下

リ 日

本

1

友ト

比率 固持

Ż セ

増 ラ

N

時

ኑ

・ヲ恐ル

ル 加 ル

モ

キ サ スト ル トヲ 述 ヘタ 、 明 カ ý $\boldsymbol{\nu}$ カ為書付 上ケテ仮ニ日 ヘシ唯差当リ尺度 ,大型小型 ハニ当リ ニ認メ 勢力ニ接近 、噸当リ テ 本ノ要求通リ 貴覧 シ融 ス 三供 N (ノ 適当 通ニ 1 価値 モ 当リ セ ノ 、決定ス ル = テ 1 7 異 ル = テ モ ゝ N

公正 書ノ ラ輿論

ナ

ル

結論ニ

尚 ハ 矛盾 昨日日本ノ欲 1 ^嫌アリ Ի ス 1 ル 御 処 話ア い 縮減 IJ タ ナ N ル カ Ξ 此 拘 ラ 1 点斎藤 ス 七割 1 7 通 要求 訳 洩 ス ル 過 ラ ν

ኑ ナ ý 御答 $\overline{\sim}$ セ サ リ シカ日本側 ペニ於テ ハ 七割 1 釣 合ヲ 維持

権 ヵ 望 テ其 N

Ξ

尺 日

度 本 価値

(ヲ設

· テ 比

比較ヲ採ラ

サ ム

ヘカ 為ニ

ラ

ス

此

1

点 1 ン

ハ

財

部 何 ヲ

全 等

於テ御同

感 ケ

1

I

ኑ

1

存ス

ኑ

 \sim

IJ

ス

1

御主張ヲ徹底セシ

N

ハ右両型

間 1

Ξ ٢

1 1

1

、全ク異

N

コトヲ

充分ニ考慮セラレ

切

モ

(若槻)

ハ

我方

1

~申出

三対シ

詳

2 言 ル

7

且親

切

=

考慮ヲ

加

 \sim

ラ

ス

ル

コ

トヲ重要ト考フ

ル

モ

1

ニシテ其

ハノ維持

セ

ラ

N

ル

限

IJ

テ国防

上ノ見地

IJ

結果自然覚書

如キ ∃ 2

米国海軍ヲ

特

=

当

ル テ

モ八

吋型い特別

任務 目

410

観者

1 IJ

地位

= ~

立

1

ナ

ኑ

答

ム

又関係当局
割四分ト + -, ヲ ゝ 日本ノ英国ニ 経 8 十 五、 ル · 相成 モノニアラス英国ノミノ思案ナルカ此ノ案ニ依 十八ト N へシ 対スル ナス案ヲ提唱セント 比率ハ隻数ニ於テ八 ス之未タ米ノ承諾 、割噸数ニ於テ七 $\hat{\nu}$

解ニ苦シム処ナルヘシ モ 国隻数ニ対シ九割三分トナリ将来十三隻ニ低下スル 普通ニシテ日本カ過渡期ニ於テ十四隻ヲ保 一般民 又右案 ス」以前松平全権ニ対シテモ充分申述へ置 尚八割七分ノ比率ニ立 (衆ニ於テハ噸数ヨリモ寧ロ隻数ヲ目安ト考フ ニ付テハ重要ナル ____ ツコトト 方面 7 ナル ÿ 此 ヘク之英国輿論 1 点 「有セ キタ ハ ラル N _ ク カ 当国 Ի 時 N IJ コ 1 ス ハ ス N 英 ŀ 諒 マ 1

7 余 タ セ ル フ 任ニ当ラサル 平洋ニ於テ防衛ノ任ニ当リ英国ハ世界各地ニ互リテ防 ,カ如キ ヘキ責任ハ之ヲ充分ニ知覚セサ 、今最モ友誼的精神ヲ以テ申上ク ル ン モ モ ٢ 1 1 ኑ ス ル ニシテ英帝国ノ ノ批評ヲ免レ ハ両国ノ世界ニ対スル責任ニ比例シテ全ク懸隔ア い特別ノ公平 ヘカラス然ルニ其ノ比率カ九割内外ナリ 難シ従テ余カ 内外ニ於テ之ニ異論ヲ唱フ (extraordinarily N 八 ヘカラス日本艦 ル 割 次第 ノ比率ヲ以 ナ fair) ル カ 吾 ヲ示シ (テ満足 ル 隊 入 ŀ 六五担 モ 衛 굸 1 1

> 有 鮮 カ スルモノ ラ サ ル ナリ ヘキ ヲ予見 ス v ŀ モ 余 ハ之ニ対抗 ス ル 1 覚悟ヲ

御提案ハ十二万噸、十五万噸、 ル 防論ヨリ出発シ居ルモノナルヲ以テ如何ナル意見ニ帰着ス リ之ヲ研究スルニ吝ナルモノニアラサ 加ヘヨトノ御趣旨ニ対シテ 力ノ実際ヲ見ル時 スル日本ノ主張ハ計数上貴説ノ如 1 ナリ十二、 (若槻)ハ結局ニ カト存スルモ如何ニヤト尋ネタル ヤ此処ニ申上ヶ兼ヌル次第ナリ尚十二、 十 五、 十八隻案ニ就テ今少シク親切ナ 十三隻過渡期 ハ甚タ劣勢ナルコ い貴我双方共難局ニ立 += 於 八 キ観 、万噸ヲ ホテ十 Ξ ኑ ・書付ニ ラ呈ス ルモ我主張ハ由来国 四 十 五、 十 ,意味セ 隻 明記 \sim F /保有 キモ ラ ニツ関係ヨ N シ 考慮ヲ 八 タ 其 ル セ ナ $\boldsymbol{\nu}$ N ル 1 モ N 通 勢 ኑ

ク 噸型ノミニアラサル テ考ヘタルモノ (「マ」)ハ右ノ ヘキモノ ト考ヘラル ナリ現今日英ノ有スル八吋砲巡洋艦 提案ハ日米間ニ於ケル現在勢力ヲ目安 モ戦闘 カノ上ヨリ見テ何レ ・モ同列 二 万 ŀ 置 シ

尚 分ノート 分ノニトナリ 「申残シタ ナ ív ルカ右提案 従テ貴方 ニ過キス ハノ要求タ ト言へ -依 $\dot{\nu}$ ル ハ N 日 = 七割 米間 ŀ ノ比率 ノ 差 ハ ハ 僅 六 割 ニ三分三 六 分三

噸トシテ計出セラレタル儀 (若槻) 、右六割六分三分 ポナリ ノニナル ヤト尋ネタ 計数 い十八 ル Ξ 万噸十二万

増加

ŀ ナル

ヘク英国

モ亦余リ軽減ト

- ナラサ

ル

 \sim

シ

Ի

· 想 像

セ

小

ス

ラ

ル之ニ反シ主力艦ニ付テ其ノ代換ヲ延期シ艦型ヲ縮

ルカ如キ協定ヲ得ル

ニ於テハ財政的負担ノ

等ニ対シ 号会談 テ ク Ξ ヒ又我方ノ所見ヲ述ヘル セラルル 尚我方ニ於テハ進テ主力艦及潜水艦モ自ラ倫敦会議 ([ř]) ハニ万五千噸十二吋二十六年ヲ提唱セリ 「マ」ハ之余ニ於テモ希望スル処ナリト答へ レー ノ内容ヲ略述セ ハ余ハ , 英国側 ギー」ハ之等ノ点ニ付テハ堀参事 コトト存スルニ付之ニ対スル英国側 唯隻数ヲ考慮シタ ノ立場ヲ充分申上ヶ置 IJ ノ機会ヲ得レハ幸ナリト ルモ ロケリ ノナリト 、云々 鈪 官 チ主力艦ニ付 ノ御意見ヲ伺 ヘタリ其ノ時 · 答 左近司中将 ۲ - 往電第三 述 ~ 三上程 タ ヘタ IJ N

期 ハ ス (財 部) ŀ ル 未タ決定シ居ラ スル御考ナリ 答へ 御考ナリ タ ハ英国政府ニ於テハ主力艦 IJ ヤ ŀ ヤ - 又ハ条約 ス会議 尋ネタルニ「マ」ハ其ノ点ハ英国ニ ノ協定ニ依 ノ規定通リ一九三一年ヨ 1 N 、代換開 \sim キ モ 始期 1 ŀ . 考 ハ 、
之
ヲ リ開始 \sim 一於テ 居 姃 ν

フ (若槻) 関ス ν ハ H N 本ハ 決定ニ達シタリトス ハ 仮 余リ Ξ 所 ・軽減ト 謂英米仮協 ナ ラ え ル 定 にノ数字ヲ 米国ハ モ実ハ 新 国民ノ負担 ,基礎 Ξ 建造ス ŀ シ テ 補 ル Ξ 付テ考 カ 故 助 船 Ξ

考慮ヲ

加

 \sim

 $\boldsymbol{\nu}$

I

Ի

ヲ

答

~

タ

N

カ之閣下

1

熱誠 六之三

=

感シ

タ

ル

1 1

吋砲巡洋艦ニ

関ス

N

御提案ニ付テハ若槻

充分慎重

(財部) ([*])

ハ

散会

=

先立 意ヲ表

チー言申上

タ

キ

コ

ኑ

7

IJ

ト 前

提

シ

八

ハ之ニ同

セ

IJ

何トナレ 員ノ上ヨリ見テモ縮減ヲ見ルコト 減ヲ見ルヘシト 高価ナル製艦競争ヲ馴致スヘケレハナリ 洋艦ニ付テモ亦多大ノ軽減ヲ見ル サハ一隻ニ付二百万磅ノ節約ヲナシ得ヘク其ノ上艤装及人 施シ得ルコトニ付 ([^]) ト尋ネタル ハ主力艦ニ ハ万一協定ニ達セサルニ於テハ必然ノ結果 = ・思考ス テハ全ク御同感ナリ 関 ル スル協定ニ依リ モ 此 1 , 点 二 . モノ ٢ ・ナル 関 、ト言ハサ テ負 主力艦型ニ変更ヲ来 ス >ト言へリ モノ ル 担 英国 上ヨリ多大ノ軽 ٢ 1 、大軽減ヲ 考フ乍併巡 ル 1 ,所見如何 \sim カ ŀ ラ シ 実 テ ス

行ヒ度キ 艦ニ付テ代換延期艦齢延長艦型縮小等ニ関 (若槻) ハ巡洋艦ニ関スル右御所見ニハ同意ヲ表 モ 本日 二付 次回 = 譲リ タ (シ意見 \$ Ի ス唯 述 \sim

ハ 、時間ナキ ルノ交換ヲ 主力

	唯思想の連絡を考へつゝ
	<u>b</u>
皮下度炭合義與系事务之進行こ式では公電こて委曲卸承 印書名名、名字ネネ 見子伯二百ァミス 木図前代/ 子習名名 就	要と、お老竹貴毛の口、毎回と出いまりに有らべ、可らいと云て居られ他(沖軍伊は英名村北寛月を多とし居り他)
と存候処一寸御耳に入れ置き度一事有之即ち去る十日「マ」	1に所期之数字を得て(若し
との会見の際若槻全権に於て12-15-18案に対し非常の注	決に達し得るものに非ずやと
意を以て後累を貽さゞる事即ち十二万噸ならば宜布と云ふ	も其意味にて努力を進むる御考へに御坐候
やうな気配を見せぬことに注意して応酬し居られたる最後	右事情為念申上候極秘に大臣、次官に御話し置被下度候
に及び財部全権突如開口「十二万噸之意味ならば兎も角然	頓首
らざれば考量の余地なし」と言明せられたる事件に有之候	博 生
電報には海軍側之希望を容れ余程文句を緩和しあるも先方	一月十三日
には幾分我腹を見られたる虞ありと存じ候財部全権も自ら	堀田兄
言過きたりと認め居られ候そして小生に対し自働車之中に	坐下
· · ·	
279 昭和5年1月11日 幣原外務大臣宛(電報)	日以上ニ良好トナルヲ得サル場合ニハ海軍省ハ更ニ其ノ立行動ヲ要スルコト鮮カラス若シ国際協定ニ依リ平和状態今
軍縮会議に対する意見を述べたアレクサンダ	場ヲ変更セサルヲ得ス即チ五十隻ニ減少スルコトハ他国ノ
ー海相の演説要旨について	建造計画制限合意ヲ条件トス主力艦代換ノ場合ハ華府条約
第二三号 本 省 1月12日後着 ロンドン 1月11日後発	力艦ヲ欲ス巡洋艦及駆逐艦ニ付テハ未タ曾テ比率ニ付協定規定ノ単艦最大限噸数ヨリモ建造及維持ニ一層廉価ナル主
司市選挙区民ニ付ン毎軍大臣トンテ毎軍省則意見ヲ兑明ス十日「アレキサンダー」海相ハ「シエフイールド」ニ於テ	セルモ其ノ「パリテイ」ノ主義ニ包含セラルル総噸数ヲ如セラレタルコトナシ只米国ニ対シテハ「パリテイ」ニ同意
帝国ノ国方方計へ歴代内閣トモー強国票集ニンテ主力シトテ要旨左ノ如キ演説ヲ為セリ	ハ何等協定シ居ラス駆逐艦縮小ノ程度ハ潜水艦縮小ノ程度何ニ分配スヘキヤ又単艦ノ大キサヲ如何ニスヘキヤニ付テ
ハ 華府会議ニ於テ 他ノ最大海軍ノ 『パリテイ」	リ又潜水艦ハ人道上ノ見地ヨリ之
テ之ヲ現ハシタルカ巡洋艦ニ付テハ同会	望ス 迎来を国ノ態度ニ依リ実現困難ナルニ於テハ之カ制限ヲ希
ヲ主張シタル処今日ニ於テハ不戦条約ノ締結及良好ナル国ハ国防上所要量トシテ七十隻ヲ要求シ夷府会議ニテモ同数	右ニ対シ「タイムス」ハ海軍大臣ハ単ニ不戦条約ヲ以テ巡
ノ新事態ニ鑑ミー九三六年頃ニ行ハルヘキ次ノ会	艦大縮小ノ論拠トスルモ同条約ハ単ニ現状
祭連盟ニサベレ義务、キニウトニサイ重ビナレ責任すすインを最小限度トシテ五十隻ニ同意スルノ用意アリ英帝国ハ国	ノ際斯ノ如キ意見変更ノ理由ト為スニ足ラス若シ不戦条約ノニ避キヌシラ衆事態ラ理出セシメタルモノニ非ヌ位ラ此
ハ最近「パレスチン」事件ノ如ク列国平和ノ間ニンジング事務。 ラッドタッジン 見ついりしゃ ス	以テ軍備ノ基礎観念トセハ巡洋艦ヨリモ
テサヘ世界ノ或ル部分ニ於テ平和維持ノ為予備的有効ナル	ル戦闘艦ニ関スル政府ノ態度ヲ一層明示スルノ要アリト論

十三日午後二時半ニ再会スル

コト

ヲ決定シ散会セリ

コトト致スヘシト述ヘタリ

コト

Ի

究ヲ加ヘタル処ニシテ若シ十二隻ノ語カ十二万噸ヲ示スモ結果ナリト信ス実ハ貴提案ノ如キ数字ハ我方ニ於テ屢々考

ノナルニ於テモ亦然ラサルニ於テハ尚更我方ハ窮地ニ陥ル

れ候

右調節ハ自分の立場を苦しくすること明なるも同僚を窮地 若全権は右電文調節に同意を与へられたる後小生等に対し

に陥る、ことを欲せず又将来海軍を圧へる上に利用し得べ

ナルヘシ乍併御約ノ通貴提案ニ充分ノ研究ヲ加フル

3 会議招請及び非公式交渉関係

415

414

ぎずと云ひ居られ失言之弁解と同時に海軍の肚を語り居ら

て言過ぎはしたれとも実は十二万噸ならば六千噸之差に過

t 六、英国政府ハ三軍間ニ全ク関連ナシト 五 四 タリ 客年十二月二十日付仏覚書ニ関シ英国政府 仏発貴大臣宛電報客年第四四六号ニ関 尚右覚書ハ公表迄茲数日機密扱ト 帝国政府へ伝達方外務次官ヨリ本使宛書翰ヲ以テ依頼越シ 以テ大要左ノ趣旨ノ覚書ヲ仏国大使へ交付シタル趣ヲ以テ 第 タリ -, 易ナラシムト信ス 延テハ準備委員会ノ企図スル一般的軍縮会議ノ任務 却テ今次会議ノ採ルカ如キ方法ニ依リ所期ノ目的ノ達成 サルモ亦三者同時ノ処理ヲ要スルモノト 為スニ吝カナラサルヘシ 共ニ右ヲ基礎トスル何等カノ協定妥結ノ可否ニ付審議ヲ 権発往電第二四号参照)ニ付テハ慎重考究ヲ加ヘタルト 除去ノ最良方法トシテ支持シ来レリ然レ共仏妥協案(全 切ノ艦艇ノ艦型噸数及備砲ニ依ル制限ヲ以テ競争及不安 国ノ所要兵力ノ著シキ縮減ヲ包含シ居ルモ 得サルハ恐ラク不戦条約カ其ノ決定的適用ヲ欠ク為ナラ 仏国政府カ英国政府同様所要兵力ノ査定ニ依リ従来ト 指摘セントス ント云ハルルモ右ハ誤解ニシテ英国提案ハ各艦種ニ付自 二八号 自国 仏国政府ハ総噸数制限主義ヲ説カルルモ英国政府 仏国政府ハ英国政府カ其ノ海軍力ニ著シキ縮減ヲ講シ 英国政府ハ倫敦会議ノ招請状ヲ発スルニ当リ各国政府 (原文)郵送ス 政府覚書に対する英国政府覚書内報について [ノ地理的地位ニ充分ナル考量ヲ払 セ 本 ロンドン ラレ 2 -スル 度キ旨付言シア 省 Ł ハ思考シ居ラス ハー月十日付ヲ ルモノニ 1月13日後着 1月13日前発 ッ 1 ,ツモ 而 ナル = ハ 7 Ի *ラ*容 モ <u>_</u> 均 ラ 7 尚 IJ

処ナリ

八、仏覚書ハ地中海関係国間ニ相互保障及非侵略協定締結

上ニ出ツルモノニシテ同条約所載ノ共同覚書ノ如キ便宜

ノ望マシキ旨ヲ記セルモ右ハ太平洋ニ関スル四国条約以

ハ右関係国全部カ連盟国ナルヲ以テ既存ノ所ナリト言フ

ニ注意ヲ集中セリ サ 義務ニ再ヒ言及スルノ要ナシト認メ専ラ当面 ト謂フカ如キ軍縮ノ前提タル対外的又ハ対内的ノ自明ノ ト思考スルト共ニ連盟規約ヨリ生スル義務又ハ国ノ安全 = 於テ会議開催前ヨリ自己ノ主張ヲ固持シテ一歩モ ルカ如キ態度ニ出ツルハ会議ノ成功ヲ齎ス所以ニ非ス ノ重大問 譲ラ 題 416

ト論セリ

米ニ転電シ

4 伊

海牙へ郵送

ス

至ラス国民ハ政府カ無謀ナル妥協ヲ為スコトナキヤヲ虞 シ「テレグラフ」ハ海相ノ声明ハ国民ノ不安ヲ一掃スル

Ξ N

280

昭和5年1月13日

幣原外務大臣宛(電報)在英国松平大使より

会議において討議さるべき問題に関する仏国

二、現存平和的処理条約重視確保ノ為ニス ヤ再ヒ軍備拡張ニ趨ルヘシ 成立ニ依リ各国ノ安全カ著々保障セラレツツアル此ノ機 約国際司法裁判所規程選択条項ノ受諾及就中不戦条約ノ タ完備セスト雖連盟規約太平洋四国条約 会ニ於テ海軍軍縮ニ著手セサレハ各国民ハ失望シテ必 パーロカル ル 制 裁機関ハ未 ノー条 z

三、仏国政府ハ不戦条約ト連盟規約ノ区別ヲ試ミラレタ 保ナク規約ノ規程ヲ容諾セルハ勿論ノ義ナルモ之ニ依リ 軍縮ノ遅延ヲ来スヘキニ非ストスルヲ以テ不戦条約ノ本 組織ヲ完成シタルモノト認ムヘキナリ英国政府カ何等留 右条約締約国ハ前者ハ後者ノ未完了ノ儘ニ存シタル平和 処右二者ハ互ニ補足シ合フモノタルヘク従テ連盟国タル N

旨ニ適フモノト信ス

1 1 月14日 後 着

本口 ンドン

省

第二六号

ス

ル

シク極メテ控へ目ナラントスルハ英国ノ深ク満足ト

417

3 会議招請及び非公式交渉関係

×

仏へ転電シ、伊、

連盟次長へ暗送セリ

281

昭和5年1月14

日

幣原外務大臣宛(電報)ロンドン軍縮会議全権より

どに関するマ について

巡洋艦比率、

主力艦及び航空母艦艦型縮小な クドナルド首相との第三回会談

サンコトヲ仏国政府ト共ニ確信スルモノ

ナリ

幸トシ且各国代表ノ友誼的協力ニ依リ会議カ有終ノ美ヲ為 項中何等排除シ難キ障碍ナキ旨ヲ述ヘラレタルヲ大イニ欣 之ヲ要スルニ英国政府ハ仏国政府ニ於テ同政府覚書所載事

ヘシ尤モ本問題ニ付関係国ト喜テ意見交換ヲ行フヘシ

備砲口径ニ付テハ 一縮小及艦齡延長 モ若キ士官中ニハ主力艦時代ハ既ニ去レリ主力艦 モ仮ニ英国ノ保有隻数 北率ヲ保 ハノ費用 会議ニ於テ主力艦ノ全 北艦ノ脅威ヲ受ケ軍略上ヨリ見テ其 ク」ヲ破壊セン 三付 テ其 ス未タ英国政府又ハ英国海軍 クル レモ 一万七千尺ノ高空ヲ飛 ニ過去ニ属スト カ パヲ投スル 以上ヲ搭載ス チテ テハ英国 カンコト ノ隻数ヲ 英国ヨ 時 ラ ヘニ付テ ス シ 之ヲ低下セ 艦型ト 英国 IJ 5 · ヲ 欲 ኑ 、減ス コト無用 ・モ新艦 六日 相当ノ延期 ス従テ主力艦カ海 ハ ル 密 不 ス Э ノ意見ヲ抱懐ス ル · 利 益 リ五 ノ案 コ ラ 接ノ関係アリニ万五千噸 英間大体意見 廃ヲ提議 Ի ラ保有 ル ナリ之ニ 能 ヘキヤ |隻ヲ減シ 二対 ノ地位ニ ヒ急下シテ爆弾ヲ ハ ニ賛意ヲ表スル ス日本 ロセラ スル セ ・ノ意見ト言フヲ得 加 其 $\boldsymbol{\nu}$ 立 N 二致 フル 、ノ価値 賛否ヲ 1 タ ŀ ル 軍 モ 五 ル 点 ノ御主張 ッ N ス 点ニ関スル レノ多シ余 関係 ヲ セ N ?ノ中核ヲ = 一飛行機 阁下 以 IJ ラ失 モ シテ同 _ ノ ニ 投下 Ξ モ ŀ 二飛 ŀ 1 IJ 1 思 F = 話アリ ŀ 英双方 備 数 閳 ŀ Ξ = IJ ニル Ξ 無ク自分一己ノ意見ヲ申上ケントスルモノ 在 ケ キ居ルモ 点ニ付テ (若槻) ・記憶シ シ制限 致度 砲口 モ其 キ及 深入スル 搭載シ得 至 シテ数量カ大 ル五五三ノ比率カ日本国民ニ不安ノ念ヲ与ヘタ ノ縮小ニハ遺憾乍ラ賛成スル ル タ 3 5 ヘク ノ隻数下 ヘル 径 ハ 居 ル 尚 専門家間 三付 ハ自分 1 8 > 従テ隻数 百英国 カ日本 事能 、ナリト N 余モ主力艦ノ縮 ル三万五千噸 +ル事ヲ認 処之亦専門家ノ研究ニ委ネ度 テ 四吋ナラ ニハサ ハ専門的 ハ ナ 1 ル -ノ関スル 戦艦 Η · 述へ = ニ於テ ル場合ニ於テ 充分自由 本側 () 縮 N × カ 居 Ø ふ ニ付今申述ヘタ 三万噸ヲ必要ト 古 $\overline{\nu}$ 専門家 示 ハ IJ ニ比シ縮減量少キヲ憾 知識無ク 限リ リ余 実力 ク ハ 小 É 玉 = ハ 意思 ^ ハ 尚防禦 米 論 英国ニ比シ夫程新 ヲ得 ハ専門家ニ シ 1 熱心ニ支持 十四吋砲カニ万五 、比較ト Ż 唯海軍省 1 戦 ス ノ交換ヲ為 艦 ĩ 致 余 カ新 ス Э 2 ν 2 ノ見込無キ ーリ以上 今最 非 テ 、ナルカ ス ス \sim 1 、危険ヲ感 、否認ス ,意見ヲ 2 チ ル ク ,キ事 v 公露 骨 夫 処ナ サ 1 2 シ 一ノ事 ハ N 華 ス = 此 府 取リ 此等 カ Д Ŧ ル Ξ Ξ ル テ = ハ 腹蔵 ラ 付 N 六日 噸 非 事 三於 1 処 ス モ ハ ź 実 現 御 事 点 型 サ 次 ナ ル 隻 1

之ニ莫大

-機及潜

質問

セム

Ի

1

,思付

٢

シ

サ

ル

海軍国ト 縮 英間 願 論 七割 スル 御私案 ギ サ ス サ 議開催期ノ切迫ニ従ヒ日本国民ハ其 N N ヲ十二吋 「若槻」 ヲ遮 7 小 ラ無視 N Ĕ ル $\boldsymbol{\nu}$ カ之ニ付 L 意見 モ可 Ξ タ ヲ得ス釣 I 1 処ニシテ余 日本側三全権 付テモ主義上意見一致セルヲ喜フ唯英国案ノ \$ ኑ 1] カ 必要ヲ強調シ居レリ ノ通リ -ヲ欲 トナス 本日 次 シテ意見ヲ定ムル立場ニアラス此 チ ハ 1 1 前回 近 ý 間ニ釣合ヲ得サル テハ = 一主力艦 ホスル 似 ŀ 2 合宜シカラスンハ国論ノ容認ヲ得難ク ニテハ日本カ重 思考ス 充分考慮ヲ加 Ŧ ハ セ ハ是ニ賛意ヲ表スル 潜水船問題 モノ ル 余リニ急激ニシテ左袒シ能 <u>ب</u>ر ハ ア艦型縮小及 十 五、 余ノ ル ニアラス隻数又ハ噸数ニ依リ ト雖唯釣合ノ維持ハ之ヲ必 /満足トス 余ハ必スシモ ヺ + 二、 、考慮 + コ ト ヘ又専門家ニモ相談 · ヲ 置 ŀ え ヒ艦齢延長 ハノ焦慮ヲ ヲ困難 ル ナル 7 1 N 、私案 に筈ナリ 処ナリ又備砲 大型巡洋艦ニ 七割ヲ表面 ハ皆意見ヲ同 Ĩ 御 ノ点充分御同情 、加へ新聞 -ス今ヤ倫 四提示 (ニ関ン ŀ ハ サ 存 N 2 ス = 如ク之 一要ト ・ テ協定 付最強 処ナリ Π テ 余 = Ŗ 袹 ኑ 径 二国 現 敦 ハ 紙 ル Ī シ IJ Π セ ウ ン モ 슺 カ 1 タ \sim

月十三日首相官邸ニ

於テ第三回会見英国側首相

ーク

 ν

1

現今存在ス

ル

十六

「时ト

十二吋ト

ノ中間

ニ適当ノ制限

ヲ

求

ム

ル

コト然ル

ヘシ尚代換ニ付テモ英国

5

延期

パノ御意見

ルト存ス

418

達スル サ IJ テ 本 付無関心ナル能ハス カ 合ニ り 所 ル ノ ル ノ海軍力ヲ定メムト モ申上ケタ 陥レ マレハ 六日 比率 点ニ付御意見ヲ伺 ナリ ル 之英帝国 我ニ於テモ 処之亦負担軽減及世界平和増進 ノ十二ヲ考 ー依リテハ 所 ナ 本ノ保有量 = N ヲ得 而シテ日本 たナル 比 閣下ノ国論ニ対スル IJ いう予 |輿論ノ シ僅ニ三分三分 ル 通 之ト戦 国論 フ シンハ其 |ナリ若シ巡洋艦ノ点ニ付互譲ヲ以テ協定 「ヂレンマ」 ハ日本ハ 1 トハ五年位 許 カ其 、喜ヒ之ニ如カサル い最重 -シ居ラル トレタ ハサ サ 予 サ (ノ八割 ノ保有スヘキ量ハ日 ノ考ニテ Ň ·> N 要視セサル ジ ー ノ 所 ヘカラサルヲ覚悟シ居 ŀ 1 ルルモ -述へタ 立場ニ付テ 延期ヲ可然ト = = 達スル ん米 シ ・テ英国 ,差アル 英国ト ノ見地ヨリ ハイシ此 ヘカ ノ十八ヲ基準ト ル ア苦痛 米国ヲ目標ト = 政 二過 シテハ其ノ結果 ラサ ハ 御同 にノ問題 考へ 本 府 -ノ要求 ル所 我 キ 1 ト 承認 ・ス英国 居レ いて歓迎ス スル 情 心ニ付テ我 ナ N ス シ モ セ シ シ ハ N N ル テ日 テ其 先日 1 ラ 能 1 モ 所 カ ナ シ N = = 場 其 ル 2 ナ

主力艦ニ付 テ ハ 予 ハ最近之ニ 深甚 ノ考慮ヲ 加 \sim タ ル カ 個人

3 会議招請及び非公式交渉関係 ナ

ŋ

考 艦型

ž

代

ハ其

比

日

本

1 1 N

,所見ヲ

聞

非

4

ハ今回

1

ナ シ

 $\hat{\boldsymbol{v}}$

タ

N

ハ

既

ドッ , 発達著

ロシク

延期

過

意

難 長 唯日 尚

セ +

++-= 1米何 换

N

 \sim

更

戦

艦 Ξ ラ

=

っ

十二时

母艦ニ付 組入 益発達セントスル機運ニ鑑ミ母艦モ飛行機ト併セテ建造競 問題トセサル 式ナル 古キ船 二万五千噸ナリ貴説 母艦ニ関スル英国案ハ単艦、 争ノ目的物ト シト考へ居 「マ」ハ大体御趣旨ニ ニハ相当距離 「ク」氏ト左近司ト 「若槻」へ次 低下ニ在リト承知スル所日本 制限量内 ル に旨ノ ル事或 ラ保有シ居ル事及 テハ制限ナキモ補助艦ニ制限ヲ加ル 雑談アリタ ニ組入ルル事ト致シタシ然ラスンハ飛行機ノ益 N 可ラス我案トシテハ之ヲモ併セ モアリ日本ハ略一万六七千噸位 5 ナルカ如キ事アラハ誠ニ遺憾ノ至リナ モ英国側ノ御意見如何尚今日ハー万噸以下 イテ航空母艦ニ 然ル へキ ノ如ク一万噸以下ノ母艦ヲ此ノ噸数 ノ会談ニ依レ ハ賛成ナリ尚 ŋ ・カト ー ロ ド 噸数二万五千噸英国保有量十 存 付 ス ÷ テ = 主義ニ於 ハ英国案ト ハ英国 1 (此ノ点意味明瞭 Ĺ (「ク」ト話合ヒ 「ネ |ノ意見 Ξ テ同意ナリ N ー低下シ然 以上此 -日本案 ッン テ華盛頓条約 モ 其 Ļ ハ 此ノ点モ ナラ 1 IJ ŀ 1 、 先 制 日 限 最新 노 N 1 ÷ 間 Ξ \sim

其

()時

77

」 及財部及

_ ク

ノ間

ニ英国ハ日

一本ヨ

コリ五年位

N

所英国ハニ万二千噸型四隻ヲ有ス日本ノ

、提議

い代換後

1

カ 日

-本側

ハ

如

420

ナリヤ又艦齢ハ二十六年トシタキ希望ナル

何ト尋ネ

ġ

IJ

話

Ż リヤ否ヤニ付回答依然不明瞭ナリ 母艦ヲ日本ト同シ意味ニテ母艦総保 又艦齢ニ付テハ大体英国ニ賛成ナリ ヲ申述ヘタル次第ナルカ此ノ点ハ専門家ノ会談ニ ス之カ縮小ハ将来代換 (若槻) 「若槻」ハ日 「マ」ハ之等ノ点ハ専門家ニ委ヌル カ念ヲ押シタル 口本側 = モ 亦二万二千噸型母 1 モ英国側 際ヲ意味ス $\hat{\boldsymbol{v}}$ ハ必スシモ コト カ N 有量ニ組入ル ト云ヘリ 「ク」ト雑談 モ 然ル 艦二 1 Ξ <u>-</u> 万 シテ 隻ア \sim シ ルモ ?噸以下 委ネタ ŀ ____ IJ 応 ア形 答 Ի 心意見 1 記 ~ Ξ ナ 1 尚 シ 憶

増加セサ 英国ト 確ニ ν 応ノ意向ナル テ英国海軍ハ将来母艦代換ノ際ハ ハー国ヲ目標ト 「マ」ハ巡洋艦ノ問題ヲ離ルル ハ . 十割 日英双方ノ立場ヲ諒解セラレ シテハ ル Ի ・モ九割 \sim カ 日本 コトヲ申述ヘタリ ラス其ノ シテ七割ヲ主張セラル Ի **ト** 協定ヲ遂ケント モナル場合アル 際ハ米国 Ξ 先立 $\dot{\boldsymbol{\nu}}$ 一万噸以下ヲ作 ニ於テ更ニ高率ヲ要求 ・セハ勢 I \sim キニア N Ի チ 、モ右ハ ヲ希望ス貴方 日本全権 ヒ自国ノ持分ヲ , ラス 英国コ 、ヤ又若シ ラサ ニ於テ明 リ見 Ξ N Ż テ -----

 \sim ク 斯 1 ハ 如 サル 7 シ テ三竦 ヘカラスト述 Ξ 1 態 ヘタ ŀ ナ IJ N ハ 真 ニ不幸ナ ル 関 係 Ξ

噸

数ニ

シテ補助

艦

全体

ノ数量中駆逐艦カ

如何ナ

N

立場

=

立

ッ

談合

「 ノ 後)

日本ハー万六七千噸迄艦型ノ縮小ヲ提唱セラ

シヲ以テ後述ノ通念ヲ押シタリ尚

「マ」ハ更ニ「ク」

ኑ

N

アリト言 「若槻」ハ之ニ対シ前回 [会見 ノ際ニモ 其 ノ御話ヲ 承 ij タ ル

年砲五 単 ラ 駆逐艦 ト · 諒 解 マレハ ナル 八百五十噸駆逐艦ノ最大噸数千五百噸タ ル ハキ 时 8 「ス英国 外交問題ニアラス真ニ困却ノ至ナリト述へタ 駆逐艦ニ付テハ日英間相当意見ノ一致ヲ見居レ N ノ制限ヲ提唱セント モ ハク又其 1 ኑ ニテハ駆逐艦ハ其ノ保有量ノー割六分カ -考へ居レ ハノ噸数 ル カ ハ潜水艦ノ保有量ニ鑑 ス ル \sim ŋ ユミテ定 嚮

ト付言セ 艦型ハ嚮導駆逐艦ノ最大噸数 IJ ッ艦齢十六 1) 導 IJ X 万 モ モ Ξ ル $\boldsymbol{\mathcal{V}}$ Ξ 「若槻」ハ潜水艦ニ付テハ日本 セサ 1 軍縮会議 八千五百噸ヲ要求セン 亘ル地勢ニ 必要ヲ感スル スルモノナル ナ N リ但シ右勢力カ他国 ヲ得ス日本ハ モ 開 鑑 いた相当ノ カレ ヲ モ 以テ ノナリ日本ハ其ノ地理上ノ存在熱帯寒帯 ント 防禦的武器タル潜水艦ハ之ヲ保 初 ス ト欲ス専門家ハ之ヲ不充分ト 潜水艦勢力ヲ要シ其ノ現有勢力七 X 1 ル ヨリ其ノ海軍力ニ於テ劣勢 勢力ニ対シ

逐艦ヲ併 「財部」ハ日 セテ五十万噸ナリシト記憶スト言 · 英間 位協定 Ξ 依 ν ハ英国ノ保有量 ニリ ハ 巡洋 艦

ハ遺憾乍ラ英国ト

-見解ヲ

存ス Ξ

甘 異

Ի ·言ヘル -馭

得

ントスレ

ハ他方ニ難アリ斯クシテ解決ニ達

シ難

+

ふ

大

1

認メラル カ真ニ

ルニ拘ラス我方ニ於テ其ノ一方ニ対シ所要比率ヲ

難儀ノ問題ト言ハサル

ヘカラス英米間

「パ

IJ

· テイ」

ニ遺憾

トスル処ナリト言

「ヘルニ

「マ」ハ之ニ対

ハシ之全ク

mathematical inability

=

シ

テ

万噸ニ 「マ」 ハ 数量ニ決定サ 同感ナリ寿府 ν ン 事ヲ希望スルモノナリ ニ於テハ二十万噸 ナ Ի ý 述 $\dot{\boldsymbol{v}}$ $\begin{array}{c} \\ \varphi \end{array}$ カ IJ ۲ 思 考

カヲ考ヘサルヘカラス英米間 協定セラレ タルカ如ク承 ニ於テハ十五万噸乃至二十 知シ居ル モ日本 ~ 其 (ノ最低 ス

会議招請及び非公式交渉関係 3

クニハ

寿府案ト同様ナリ

ゝ

又専門家間

2

、談合

Ξ

譲

IJ

タン交渉ノ重キヲ置ク

、其

1

総

承ヲ請 駆逐艦

フ

ኑ

述

ヘタ

1]

ト言フ事

-ヲ 得

Ň

モ Ξ

或 関

ル制限ニ付テハ賛成ス

ル処ナリ之等

ニ於テ之ヲ こ之ヲ問

調

節ス

ル

ノ用意ア

ル

モ

1

ナリ

此 ハ ナ

1

点御

諒

「若槻

Ľ,

ハ

馭

逐艦 サ

スル

唯今ノ英国

富案ニ

ハ

全然

二 致

ナ

ý

ኑ

ナ

ル

モ

ハ

ス七

)割以上ニ相当

コスル

場合ニ 七割

小巡洋艦

今日右ヲ以

ムテ満足セ

Ի

、ス ナス

ル

ト

ル ン

モ平等

セルの 省 1 セルの 午前 1 1 月 1 月 1 月 1 月 1 月 1 月 1 月 1 月 1 月 1 月 1 月 1 月 1 月 1 日 次 9 1 日 1 月 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 <	結果を仏国大使より通報について 軍縮会議討議問題に関する仏国専門家の研究 三、華府条約ハ平時補 ビンドン軍縮会議全権より シト述へ居タリ シト述へ居タリ シト述へ居タリ	要求セリ今日七万八千五百噸ト言フハ実ハ右数字ノサリシモノナリ情勢ノ変化セル六日噸ナル数字ハ当モノナリ尚寿府ニ於テ提出セル六万噸ナル数字ハ当モノナリ尚寿府ニ於テ提出セル六万噸ナル数字ハ当「、潜水艦ノ制限ニ付テハ主義ニ於テ菅威ナリ尚僅」	 セラレタルニ比シ約二万噸ヲ増加スルハ如何ナル理由ニ依 シテ且難問タル次 ヴ国柄ニ依ルモノニシテ欧州ノ西方及南方ニ於テハ防禦ノ フルモノナリ但シ日本カ其ノ廃止ニ反対ナル事ハ良ク諒 リスルモノナリ但シ日本カ其ノ廃止ニ反対ナル事ハ良ク諒 リースルモノナリ但シ日本カ其ノ廃止ニ反対ナル事ハ良ク諒 リーオフ唯難点ハ 単 二、潜水艦駆 二、国柄ニ依ルモノニシテ欧州ノ西方及南方ニ於テハ防禦ノ シテム戦力1、弓戦1、今日迄 シテム戦力1、弓戦1、今日迄 シテム戦力1、一方戦1、今日迄 シテム戦力1、一方戦1、今日迄 シテム戦力1、一方戦1、今日迄 シテム戦力1、一方戦1、今日2 シテム戦力1、一方戦1、今日迄 シテム戦力1、一方戦1、今日2 シテム戦力1、一方戦1、今日2 シテム戦力1、一方戦1、今日2 シテム戦力1、1、一方戦1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、
題 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	忍助五 × 巡 「 子洋 パ レ 艦 」	全権ニ転電セリ	(問タル次第ナリ本日本件ニ関シ述へタル我方ノ立ハ今日迄ニテ我方ノ立場へ一通リ申上ケタルニ付ハ今日迄ニテ我方ノ立場へ一通リ申上ケタルニ付、余モ同様ニ思考ス要スルニ釣合ノ問題カ要点ニ 唯難点へ巡洋艦ニ在リト述へ

「マ」ハ潜水艦廃止ニ付テハ意見一致セスト云ハサルヘ

カ

異 ル

モ

ノニ非ス七百噸以下ノ制限外ノ分ヲ繰入レテ計算シ

3 会議招請及び非公式交渉関係

格別ノ成果ヲ得ルコトナク此ノ儘ニテ本会議ニ臨ムコトト	ト期シ頗ル苦心シ居ルモノノ如シ米英共ニ比率ナル文字ヲ
ル新論拠ニ乏シ但シ此ノ考察ノ下ニ於テハ予備会議ニ於テ	ス何等カノ形ニ於テ日本ヲ説得シ適当ノ所ニ落着カシメム
唯同様ノコトヲ繰返スノミニテ衷心ヨリ首肯セシムルニ至	ト為スモノノ如ク結果米英共ニ日本ノ要求ヲ其ノ儘承認セ
焦セラサルヲ得策ト思考ス加之此ノ際引続キ談判ヲ急ケハ	スルカ故ニ国内輿論ノ反対ヲ受ケ政府ハ之ヲ押切ル能ハス
レハ之ヲ利用シ適当ノ方策ヲ考フルコトトシ此ノ際ハ余リ	洋艦ノ八割以上トナリ日本ノ勢力余リニ英国ノ勢力ニ近接
レサルモ形勢ヲ観察シツツアル間ニ何等カノ変化アルヘケ	モノノ如ク又英国ニ於テハ米国大巡洋艦ノ七割ハ英国大巡
何ト顧ルニ必スシモ日本ノ立場ヲ有利ニスルモノトハ思ハ	シ大反対ヲ為スヘク上院ノ批准ヲ得ルコト出来スト見居ル
然ラハ問題ヲ後日ニ延ハストシテ其ノ結果	局之ニ同意セハ米国民ハ政府カ日本ニ屈服シタルモノト為
今ニ於テ直ニ此ノ覚悟ヲ以テ遮二無二押シ進ムカ如キハ時	テ七割ヲ要求スルハ必要以上ノ要求ナリト為シ居リ若シ当
ヘシ	ニ於テハ主力艦ニ於テ六割ヲ承認シタル日本カ補助艦ニ於
此ノ際双方ノ意見ヲ極端ニ戦ハシ一刀両断的ニ左右何レカ	七割要求特ニ大型巡洋艦ニ於ケル七割要求ニ関シテハ米国
交渉ニ於テハ不即不離ノ態度ヲ採リ居ル筋合モアラン故ニ	ハ言語気色ノ上ニ充分之ヲ看取スルコトヲ得然レ共日本ノ
時期ニ至リ真剣ノ談判ヲ為サント決心シ予	米英共ニ日本ト協力シテ今回ノ会議ノ成功ヲ期シタキ希望
察スルニ彼等ハ到底予備交渉ニ於テ意見ノ纏ル見込ナシト	ヲ交換シタル結果余等ノ得タル感想御参考迄左ニ電報ス
	リ外相及海相ト会見シタル上三回ニ豆リ「マ」首相ト意見
ノ点ニ関シテハ英米ノ間ニ何等カ申合アルニ非スヤト思ハ	米国ヲ通過シ大統領及国務長官ト懇談ヲ重ネ更ニ当地ニ来
コトヲ述へ我反省ヲ求ムルコト英米殆ト其ノ軌ヲ一ニス此	第三三号(極秘)
談大型巡洋艦保有量ニ及フ時ハ常ニ其ノ国民ノ諒解難シキ	本 省 1月15日後着
避ケムコトヲ我ニ勧告シタルハ其ノ意自ラ知ルヘシ而シテ	ンドン 1月4日
対米及び対英交渉に関する意見禀申について	
28 昭和5年1月14日 幣原外務大臣宛(電報)	米、仏、伊、永井全権ニ転電シ仏ヲシテ連盟ニ転報セシム
	ト笑ヒ居タリ右書類郵送ス
前電ノ通転電セリ	スル所存ナルカ西班牙ハ今次会議参加ニ焦慮シ居ルカ如シ
ニハ予メ各類別ノ特性ヲ決定シ置クノ要アリ」	タリ尚同大使ハ去ルニ臨ミ自分ハ之ヨリ西班牙大使ヲ往訪
ルヘシ依テ右類別ノ各々ニ付正確ナル噸数ヲ指示シ得ル為	国側ヨリ全権事務所へ送付越セル仏妥協案ヲ手交シ辞去シ
定如何ニ依リテハ各種別中ニ包含スヘキ噸数ハ同一ナラサ	意ヲ謝シ前顕所言ヲ記載セル書類(一月三日付)及曩ニ仏
ムカチ	見ノ交換ヲ行フコトト致度シト述ヘタル処大使ハ我方ノ好
「仏提案ハ備砲口径ヲ以テ水上艦艇類別(classification)	ニ付今後トモ自分ナリ又ハ松平大使ニ於テ適宜仏国側ト意
事項アリタルニ付為念電報ス	ハ主要問題ニ付意見ヲ同ジウスル所モ有之ルト存セラルル
Ξ	答へ転シテ同大使今日ノ報道ニ謝意ヲ表シタル後日仏間ニ
若槻全権トノ会談中仏国大使ハ特ニ言及スル所ナカリシモ	次第ナルモ唯今ノ処何等決定的結果ヲ得タルニハアラスト
往電第三一号ニ関ン	係モアリ旁会議前ニ意見交換ヲ為シ置クヲ適当ト認メタル
:	テハ全ク貴大使ト同感ナリ唯日英間ニハ三国会議以来ノ関
本 省 1月15日前着ロントン 1月14日後発	カルレハ右モ好転スヘシト言ヘルニ対シ若槻ハ前段ニ関シ
	現ニ仏伊予備交渉ハ全ク行悩ノ状態ニアリ尤モ一度会議開
備砲口径を以て艦艇類別の基礎とする提案に	寧ロ解決ヲ会議開催後ニ俟ツヲ得策ト思考スルモノニシテ
】	ヘキ方法ヲ考究スルヲ可ト信シ居レリ又予備的交渉ヨリハ
88 昭和5年1月1日 ロンドン軍縮会議全権より	分トシテハ具体的結果ヲ得タル後之ヲ右原則ニ適合セシム

3 会議招請及び非公式交渉関係

箺 米仏伊永井全権へ転電セ 応御参考ニ供シ置クコ ナ ニモ尚一層ノ努力ヲ N モビムヲ得 ス今後ト雖形勢ヲ ,ナスヘキ ト無益ニア IJ ハ ラス 勿論ナルモ目下 有利 Ի ŀ 信 ナス ス カ為ニ下協議 ノ感想一

285 昭 11和5 年 1 亰 14 Η 幣原外務大臣宛在イタリア吉沢は 処(電報)

р ン ۲ シ 軍縮会議 $\overline{\mathbf{x}}$ σ 1 -タリアの 立場に関す

ž ァシスト 党報の発表につい τ

る

本 Р 1 省 マ 1 1 1月15日前着

第八 县

セラル Partito Nazionale Fascista 十三日付 スル際ノ形式ニ 「フアシスト」 依 ル ヲ以テ倫敦会議ニ関シ 党報 ト称シ党ノ重要布告等ヲ発表 (原名ハ Foglio Dordini del 左 ノ要旨発表

伊 ル 吾人ハ目睫 阍 ヲ モ 1 1 知悉セリ ナル ーパ IJ カ同時ニ同会議ノ前途ニハ幾多ノ難関横 1 ^其ノ一ハ既ニ華府会議ニ於テ認メラレタ テイ 間 ニ迫レ ノ問題ナル処之カ拋棄ハ吾人 ル倫敦会議 1 , 成功ヲ 衷 心 Ξ ハノ絶対 IJ 冀 ハ 六念ス ル仏 ル Ξ コ

> 反シ伊国 万一 伊間 張スルモノニシテ唯経済的財政的 関 リ地中海問題ハ殖民地兵力輸送安全ノ問題タル 位置スル半島国タルコトヲ指摘セサ リテイ」ヲ主張セサル ル ル カ 不可能ナル所 ノ必要ヲ主張スルニ対シ伊国ハ出口 ノニアラス ル ス ノミナラス理想論ト 如何様ニ定マ ノ場合斯 「パリ コト是ナリ ル権利カ倫敦会議ニ於テ成立ス ニトリ テイ 1 ナ 如 テハ死活ノ問題ナル 伊国ハ仏国ニ対シテ N y 」カ倫敦会議ノ暗礁タ **吾**人 ヘキ キ結果ニ立 シテ ノミ英国カ島国タル カ 1 重 ノ点ニアラ ハ最大海軍国ニ対シテモ之ヲ主 キヲ置ク 至 ル コ ノ理由ヨリ英国ト 「パリ スシ ル ハニ国 ŀ コトヲ忘ル ヲ塞カレ ヘキ協定中ニ維持 7 ル ヘカラス又仏国 テ ル コトアリ テイ」 「パリ モ ノ故ヲ以テ海軍 1 吾人 タ 「パ ヘカラス仏 = ル (地中海 得 止 テ ヲ要求ス IJ ハ 驚ク ヘキ 1 マ 1 テ ル ニト 「パ セ 1 モ 処 = = ラ = 426

全権及米ニ転電 シ仏白 Ξ 郵 送 セ IJ

286 昭 和5年 i 月 14 日 幣原外務大臣宛在英国松平大使、 (電報)

寭 る情報について 「縮会議に対するスペ イン政府の態度に関す

本 P $\boldsymbol{\mathcal{Y}}$ F 省 2 1月14日後発 1月15日後着

セス新 牙政府 ラ ラ セ 稈 牛 = 会議ニ招請セラレタキ希望ヲ有セス仏国政府カ過日 分 中海協約ニ対シテ Ξ Ξ ハ ブラルタ 府ニ送リタル 一月十四日西班牙大使来訪シ今回 第二一号 関 Э サ 接 面 英仏伊政府ニ対シ同文ノ通牒ヲ発シ尚「ヘンダー ル ラ モ セ いセス 会シ ルコ スル ル ラ 1 リ日本側ニモ御話シタシト ル 様見 N N ト思考スルモ万一今回 聞ニ発表セラレテ後始 1 テ委細 トアル (何等カ ኑ ニ於テハ参加ヲ辞セサ ル場合始メヨリ ル」海峡ノ南岸ハ西班牙ノ領土タルヲ以テ地中 態度ニ関シ他ノ関係国政府ニ通報 ュ 述 ル 「覚書ニ対シテハ仏国政府ヨリ ヘタ 审 カ モ断シテ之ニ応スルコト能 1 如何 N 協定ニ対シテ西班牙ハ当然協議 ハ英国政府 入レ置キタル ニ付本使い ŀ 、他関係国ト同等ノ立場ニ於テ招請 述 \sim タ = ノ海軍会議ニ於テ本問題カ上 メテ承知シタ 'n 於テモ目下ノ処余リ進ミ居 右通報ヲ謝 カ未タ英国政 テ西班牙政府 ル モ事 ノ海軍会議 処大使ハ 後ニ於テ承認ヲ ~何等ノ 然 ス ハス右ニ対シテ ル次第ナリ セ N 府 ~ ル ル様見 Ξ 今回 対ス 三付 Ի ヨリ 通報 ,共 ニ与 1直接自 英国 ノ海軍 ュ Ξ ハ ソ ル 、 求 メ 回答 西班 右 ど ñ 「ジ ニ接 ル 迊 \sim 海 政 モ

> 米、 リタ 配 水艦廃止 スラビア」ノ為ニ潜水艦ヲ製造シツツアルニ付旁伊国ハ ν Ξ 守党ノ一部ニ於テ 今後仏国カ ハ真ニ結構ナリト述ヘタリ尚同大使ハ仏国ハ「ユ シテ実ハ斯ノ如 モ見ユルニ付西班牙政府ハ其ノ態度ヲ明カニシ 仪 y 伊 = 賛成 如何ニ本問題ヲ押 西 班 ノ態度ヲ仄 牙 ハ本問題ヲ以テ政府ヲ圧迫セ キ問題カ何等今回 永井全権 カ シタ シ進 ~ 転電 ル 4 モ ル ノ会議ニ上程セラレ ノト思 ヤ シ 連 モ 判 盟 ラス ~ \sim v ル 郵 タ 報 Ի ኑ 又当国保 1 話 N ス セ Ť モ N IJ シ 居 潜 1 サ 気 1

劎 添 第四号仮訳 昭和五年一月十五日在本邦西班牙国公使館覚 춫

ヤ 於 コ ト 盟 ノ IJ 来 ス シ間ハ西班牙国政府ハ単ニ傍観 \sim 西班牙国ハ地中海ニ関 N テ地中海問題ヲ討議ス 丰 準備委員会カ会議ヲ再開スル ヲ留保シ居リタリ然 ヘキ倫敦会議 利益及権利ヲ ノ準備ニ ,有ス ス ル ル V コト 当 リ ル Ի Ц 如何ナ ŀ モ西班牙国政府カ倫敦会議 ・アリ 海軍軍備縮少 ハ 争フ ኑ 者ノ地位ニ止 得へキ徴候ア ル キ其意見ヲ開 討議ニモ第一ニ参加 \sim カラサ 5 3 ル 7 ルヲ 陳ス IJ カ 所 問題 Í ナ 知 際 ル \sim キ ヲ n 連 = タ

429	二、公表方法	仏国仮提案(佐藤事務総長へ手交(別)紙)
	①条約ノ効力発生後起エサルル艦艇用ノ砲ハロ径	4
	…噸ヲ超過スルコトヲ得ズ	別紙ノ通送付ス
	③条約ノ効力発生後起エサルル艦艇ノ単艦排水量へ	表ヲ手交シタリ右妥協案及海軍側作成ニ係ル訳文各一部宛
	トス	総長ヲ来訪シ妥協案 (proposition transactionelle)及艦艇
	間中各国ガ超過セザルコトヲ約セル総噸数ヲ示スモノ	一月九日在英仏国大使館付海軍武官全権事務所ニ佐藤事務
	大総噸数並各国家安全ノ現状ヲ基礎トシ条約ノ適用期	送付ノ件
	表第一ハ各締約国ニ対シ前項ニ規定セル各国共通ノ最	海軍軍備制限方式ニ関スル仏国妥協案及訳文
	得ザル最大総噸数ヲ噸ニ限定スルモノトス	外務大臣男爵 幣原喜重郎殿
	量ニ依ルモノトス条約ノ適用期間中各締約国ノ超過シ	倫敦海軍会議帝国全権(印)
	艇中制限外タルベキモノヲ除外セル全艦艇ノ合計排水	昭和五年一月十五日
	(4)艦艇ノ制限ハ総噸数即チ戦闘用トシテ使用サルベキ艦	軍縮機密第九号
	一、制限方法	付について
	白代換ノ規定	海軍軍備制限方式に関する仏国妥協案仮訳送
	口公表方法	288 昭和5年1月15日 略原外務大臣宛
	计制限方法	F
	海軍艦艇制限ハ次ノ三項ヨリ成ル	全権、米ニ転電シ仏、蘭ニ暗送セリ
	五ーーー九 三川中佐	ナル引下ケヲ唱へ居ルモノト述へタリ
	刀艦ニハ興味少キモ英国	本 省 1月16日前着ローマ 1月15日後発
	ニビ力監ニ対スレ英/発長ニ寸尹国トノテ、ノニーフリ	令部長の内話について
	東ノ导ナレコトト)	IJ
	京経、身シュニク以上へに甘宅、シカコキ、丁へに地中海ニがクル伊西ノ関係ハ非常ニ親密ニシテ何ニ	28
	也コ毎~ぐ~~サヨ・司系へ早客・見答~シラサ中海海軍国ノヤ沙ニ依リ沙フハニト	召泊う 年し ヨ 5 ヨ 在イタリア吉沢
	,伏卍ニなりたくレコ、、トレ、伊国トシテハ全ク「ニュートラル	当ナル権利ヲ有スルコトヲ承認スヘキヲ疑ハサルモノナリ
	リ居リ之程安心ナ	議ニ於テ為サルル場合ト雖モ西班牙国カ之ニ出席スヘキ正
	海軍ニ対スル懸念ハ既ニ「ロカルノ」条約ニ依リ英伊ノ	会談ハ海軍軍備縮少問題ヲ論議スル為ニ招請セラレタル会
	理由ハ伊国ノ状況トハ異ナリ死活ノ問題ニ非ス又仏ノ独	タル最正当ナル理由ヲ帝国政府カ諒解シ且地中海ニ関スル
	ノニシテ誰ニモ首肯出来得ルコトナリ仏ノ植民地云々ノ	班牙国政府ハ同政府ヲシテ該要求ヲ為スヲ余儀ナクセシメ
	伊トシテハ先ツ仏ニ対シ「パリテイ」ノ主義ヲ求メルモ	ナル友情ノ証左トシテ帝国政府ニ通報セント欲ス而シテ西
	ヲ控フル関係上仏以上ニ兵力ヲ必要トスルハ勿論ナルモ	接利害関係ヲ有スル各国政府ニ対シテ採レル措置ヲ最特殊
	キ伊国ノ立場ハ全ク明瞭ニシテ一方「ユウゴウスラブ」	以テ前記各国ノ地位ト異ナルモ西班牙国政府ハ地中海ニ直
	一、一昨日「ファスシスト」党報ニテ発表セラレタルカ如	帝国政府ノ地位ハ地中海問題カ直接同政府ニ影響セサルヲ
	ナリ御参考迄	サルヘキコトヲ直ニ要求セリ
	羽武官ニ対シ海軍軍令部長ヨリ左ノ要旨ノ内話アリタル趣	スヘキ招請ヲ受ケサル限リ倫敦会議ニ於テ同問題ヲ論議セ
428	伊国海軍側委員出発ニ先立チ十五日挨拶ノ為往訪シタル丹	政府ニ対シ西班牙国カ最初ヨリ
	第九号	以テ此重要ナル問題ニ最直接ナル利害ヲ有スル仏蘭西国、

3 会議招請及び非公式交渉関係

	十七年ノ仏提案カ単一ナル類別ニ包含セシメ居リタル水	一月十四日在英仏国大使若槻全権ヲ来訪会談ノ次第ハ既ニ
	議ノ根底ヲ為シタル見解ニ対スル大ナル譲歩及千九百二	仏国側交付書類送付ノ件
	来為サレタル反対ヲ考量シ修正ヲ施サルルト共ニ英米商	外務大臣男爵 幣原喜重郎殿
	タルモノニ非ルコトモ表明シ置キタリ尤モ右妥協案ハ従	倫敦海軍会議帝国全権委員(印)
	ニ指摘シタリ然レトモ干九百二十七年ノ妥協案ヲ拋棄シ	昭和五年一月十五日
	吾人カ今以テ総噸数ニ依ル制限方式ヲ可トシ居ル旨ヲ既	軍縮機密第一一号(二月二十四日接受)
	二、制限方式。千九百二十九年十二月二十日付仏国覚書へ	り交付について
	施期間ノ長キニ応シ条約ニ弾力性ヲ与フルノ要アルヘシ	軍縮会議に対する専門家の意見書を仏国側よ
	的方面ニ生スルコトアルヘキ進歩ヲ参酌シ得ル為ニハ実	28. 昭和5年1月15日,注意新会副的主义。
	一、協定セラルヘキ条約ノ実施期間。各国海軍カ殊ニ技術	5
	噸数トシテ指示シ得ヘキ処ニ影響ヲ及ホスヘシ	締約国ニ通報スベキモノトス
	右問題各自ニ対スル解決ハ仏代表部カ各類別ニ付仏国所要	右除籍ハ条約ニ示サルベキ条件ニ依ルベク且之ヲ他ノ
	重要ト認メタル若干数ノ問題ニ付注意ヲ喚起セムトス実ニ	籍スベキモノトス
	海軍会議「プログラム」研究ノ結果仏国専門家ハ其ノ特ニ	就役ノ時期ニ於テ前記制限噸数ヲ超過スベキ旧艦ヲ除
	千九百三十年一月三日	ル類別噸数以内ニ維持スル為完成セバ締約国ハ新艦艇
	(別 添)	ੳ保有噸数ヲ表第⊖ニ記載セル総噸数及表第□ニ記載セ
	本信写送付先 在米仏伊各大使及国際連盟帝国事務局	以下之ニ準ズ
	辉別 B 年	タル場合ニハ同協定ニ依ルモノトス
		またした・ファー ノルオン・ション・シャン・マン・マン
	類別 A 年	約国間ニ於テ
	載セル年数ヲ経過セルモノハ就役セルモノト見做ス	示セル二条件ノ下ニ前記類別ノ変更ヲナスコトヲ得但
	未就役艦艇ト雖建造中ノ艦艇ハ其ノ龍骨据付後次ニ記	B表第↓ニ示サレタル総噸数ノ範囲ニ於テ締約国ハ次ニ
	以下之ニ準ズ	類別F 特殊艦艇(敷設艦、練習艦、航空機輸送艦等)
	類別B年	類別E 航空母艦
	類別A年	類別D 潜水艦
	同一噸数ノ新艦ヲ以テ代換スルコトヲ得ザルモノトス	類別C(備砲口径一五五粍ヲ超過セザル軽艦艇
	(A亡失ノ場合ノ外次ニ記載セル艦齢ヲ経過スルニ非レバ	類別B(備砲口径一五五粍ヲ超過セル軽艦艇
	三、代換規定	径二〇三粍ヲ超過スル艦艇
	依リ完結サルベキモノトス	類別A 単艦ノ排水量一万噸ヲ超過スルカ又ハ備砲口
	而シテ右公表ハ同艦艇進水時ニ於テ主要兵装ノ公表ニ	ベシ
	翌月ニ於テ其ノ艦型並排水量ヲ公表スルモノトス	スル総艦船ノ軍艦排水量ヲ類別毎ニ合計セルモノタル
	◎各締約国ハ各自国ノ為ノ建造ニ係ル艦艇ノ龍骨据付ノ	右艦種別噸数ハ次ニ記載セル定義ニ該当スル特性ヲ有
	2	数ヲ示ス
	骨据付前少クモー年前他ノ締約国ニ通告スルモノト	総噸数ヲ本条約ノ適用期間中按配セントスル艦種別噸
	□類別間融通噸数ハ同融通ニヨリ建造スベキ艦艇ノ龍	ぬ表第□ハ各締約国ガ自国ニ関シ表第廿ニ於テ制限セル
430	以上ノ増加ヲナサザルモノトス	ノトス
)	☆表第☆ニ示セル類別噸数ハ如何ナル場合ト雖	第一節ニ示ス制限ハ次ニ記載セル公表方法ヲ付帯スルモ
	-	

3 会議招請及び非公式交渉関係

電報済ミナル処同大使カ辞去間際ニ当方ニ手交シタル書類

写四部及右訳文十部別添ノ通送付ス

431

タリ右ノ如ク修正ヲ施サレタル仏提案々文ハ別紙ノ通ナ上軽艦艇ヲ二箇ノ類別ニ分チタルコトニ依リ補足セラレ

Ŧ 聞ノ報スル所ヲ綜合ス 三、艦種別制限主義ヲ採リ総噸数制限主義ヲ排ス 二、英国政府ハ会議 名ヲ外務省ニ招キ英国政府ノ方針ヲ説明セル趣ナルカ諸新 十五日午后首相ハ倫敦会議ニ関係アル内外新聞記者約二百 五、補助船舶ノ兵装。華盛頓条約ハ平時補助巡洋艦ノ甲板 四 三、艦艇ノ類別。 自由ノ問題ハ会議ノ議題トシテ適当ナリトハ思考セ 縮問題ノ円満ナル解決ニ達セント欲ス 小型ニ振当ツルカカ最モ重要ナル問題ナリ同シ一噸ト云 下セント 換延期ヲ提議ス一九三六年以後ニ於テ艦型及砲口径ヲ低 其ノ実現前ニ於テハ先ツ艦齢ノ延長、 スカ如キ意思ナシ他国ト協同シ国際的合意ニ依リ漸次軍 達シタリト信ス英国ハ単ナル gesture ノ為独リ軍縮ヲナ 的協定ノ結果諸国ハ茲ニ真ノ軍縮ヲ実現シ得ヘキ時期ニ 性ヲ予メ決定シ置クヲ必要トス 各類別中ニ包含スヘキ噸数 IJ 得ルモノトスルカニヨリ異ルヘシ又右噸数ハ許容セラ 得ルモノトスルカニヨリ異ルヘシ又右噸数ハ許容セラルト」セラレタルカ如ク単ニ上級類別ヨリ下級類別へ為シ 我方主張ノ如ク上級類別ヨリ下級類別及之ト反対ニモ 別ノ各ニ付精確ナル噸数ヲ指示シ得ルニ先チ各類別 艦艇ノ各類別決定ノ為ニス トナレリ政府 法トナスモノト解スヘキモノナリヤ 搭載ヲ可能ナラシムルモノタルヲ得スト規定セリ ニ施スヘキ処理ハ一五五粍ヲ超ユル口径ヲ有スル ル融通率ノ大小ニヨリテモ同一ナラサルヘシ レトモ為シ得ルトスルカ又ハ嘗テ英国側ヨリ「サジエス サル一切ノ ノ結果戦時ニ於テ艦隊ニ編入セラレ平時其ノ一部ヲナサ ノ基礎ト 融通。 空軍並水中武器ノ発達ニ鑑ミ戦闘艦ハ時代後レ 大戦以来締結セラレタル諸種ノ安全保障ニ関ス 巡洋艦ニ 右ト同様ニ各類別中ニ包含スヘキ噸数 ナシ居レリ ー就テ 船舶ニー五五粍ヲ超ユルロ径ノ備砲搭載ヲ不 ハ軈テ其ノ全廃セラレンコトヲ希望スルモ 仏提案ハ備砲ノロ径ヲ以テ水上艦艇類別 ハ 其 ノ範囲ヲ拡張スルノ希望ナシ従テ海洋 (ノ総噸数ヲ如何ナル ルニ其ノ要旨左ノ通 ル特性 ハ同一ナラサル <u>i</u>ノ選択 一九三六年迄ノ代 ル割合ニ於 い如何ニョ ルヘシ因テ右類 反対ニモ何 ,右規定 ふテ大型 ル政治 備砲ノ 1 ノ特 モ ス 1 第三六号 ť 並ナル文句以外何等聞ク事ヲ得サリシハ大ニ不満トスル 問題タル巡洋艦勢力ニ付唯国家ノ安全ニ関スル 諸点ニ於テ甚タ漠然且不完全ナル事ヲ遺憾トス英国死活ノ 尚右会談ニ関スル諸新聞ノ社説左 六、潜水艦ハ其ノ全廃ヲ欲スルモ其ノ不可能ナル 290 六、主力艦。仏国側ニ於テハ華盛頓条約第五条ニ定メラ ル処首相ノ説明ニ依ル英国ノ方針ナルモノハ最 会議カ英国ノ提案ニ依リ左右セラルヘキ事大ナル 七、政府ハ提案ヲ為スニ当リ単ニ英国ノ見解ヲ表明スル 十六日新聞情報 「テレグラフ」(保守党系) タル基準排水量ハ半減シ得ヘキモノト思考ス同条約第六 問題ニ重要ナル関係アルヘキナリ 百噸ニ制限スルニ異議ナシ但殖民地用ト シ 条ニ定メラレタル口径ハ三〇五粍ニ低下セラル テ危険感ヲ与ヘサルモノナルコト 待ヲナスヘカラス如何ナル協定モ凡テノ国民ニ公平ニ 達成ニ付多大ノ信念ヲ有スルモ国民ハ余リニ無理ナル期 軍ノ重要性ヲ忘却スルコト ヲ提示セントス一方政府ハ終始英帝国ノ安全ニ対スル海 如何ニ依ルヘシ 最低限ノ縮小ヲ希望ス駆逐艦ノ問題ハ潜水艦縮小ノ結果 明示スヘキ)ノ三千噸潜水艦ヲ有スルモ 利ヲ保留スヘシ 今日迄ニ為スヲ得ヘカリシ代換ニ相当スル起工ヲナス権 仏国政府ハ将来ニ関シ主力艦々齢ノ延長ニ反対ス トナク諸国ノ合意ト依頼トヲ得 ニ非ス但仏国政府ハ華盛頓条約ノ適用ニ基キ仏国政府 潜水艦。当方ニ関スル限リ潜水艦ノ単艦排水量ヲ千五 昭和5年1月 ナルド首相の内外記者への説明及びこれに関 軍縮会議への英国政府の方針に関するマクド する各紙社説につい 〕16 日 幣原外務大臣宛(電報)ロンドン軍縮会議全権より τ ナカルヘシ政府ハ円満協定ノ ルニ足ルヘキ討議ノ基礎 1 本 Ч ・ヲ要ス ンドン 通 省 ・シテ少数 ノトス 1月16日前発 1月17日後着 (一般的且 モ肝要ナル ニ於テ N ハ ヲ得 明瞭ナ ル (後日 モ カ ν 処 月 ハ 1

 \sim

432

3 会議招請及び非公式交渉関係

フモ夫レ

カ如何ナル艦種ニ使用セラル

ルカニ依リ

、均勢ノ

ナリ又今回ノ

会議ニ於テハ英帝国ハ之ヲ不可分ノ一体ト

433

シ

コ

シ

我 トナラ	291 昭和5年1月17日 幣原外務大臣宛(電報)
トトナル自然ノ結果ニ外ナラス若シ米カ十五隻ニテ満足ステ前述ノ約二万噸ノ増勢ハ米カ一万噸十八隻ヲ保有スルコ	米ニ転電、仏、伊、永井大使ニ郵送ス々ナリ
察セラ	去スルヲ要ス彼等ハ自国ノ保安ヲ専心念トスル誠実ナル人
本カ軍縮ノ結果トシテ勢力増加ニ至ルヲ問題視セラハ系ニフォニカ国中、変治ニリハニヨアの調査	海軍専門家ハ唯利己的主張ヲ為ス以外能無シトノ汚名ハ除
言へ、竹一万七千六百額ノ圭造ヲ見レニ至レハキ事態ヲ以方ラ文メイ害出率ラ主引キユーフル関係」系二乙吨料研ニ	ルヤモ知レス
削上巻き 三長 エムトスレ母系上勺二方頭青雀日本ハ英米間ノ仮協定ヲ基礎トシ大型巡洋艦	不合理ニシテ来ルヘキ会議ヲ失敗ニ終ラシムルー
二付貴方ノ御諒解ヲ得タキ二、三ノ点ニ付御話致シ	事ニ斯ク焦慮スルヤ英、米均等ノ基礎ニ関スルニュジョン・シューム
項ニ関シ専門家ヲシテ意見ヲ交換セシムヘシトノコト	バーー 亦然り衆
「左近司」ハ先般英首相ト我三全権トノ会談中専門ニ渉ル	- 盲目、宮:芝大司,伐弁、下丁芝ニュ、ディヲ要スル事ヲ主張セサルヲ得ス
大佐日本側左近司斎藤豊田中村	確信ス余ハ縮小ノ基礎ハ
「クレーギイ」「バックハウス」艦政本部長「ベレール」	我カ「アドミラル」中唯一人モ存在セサル
一月十六日外務省ニ於テ第二回専門家打合会開 催 英 国 側	大五
第三七号	カ巡洋艦所要数低下ニ同意セリト称スルモ余ハ之ヲ信ス
ンドン	ハ其ノ陸軍及空軍ノ縮小ヲ断行セサルヤ海相ハ海軍本部
門家打合会の経過について	建造計画ノ急激ナル実施ヲ中止セサルヤ又他ノ大海軍国
大型巡洋艦保有量問題に関する第二回日英専	来ノ平和ヲ確証スルモノナラハ何故ニ条約主要国ハ其ノ
ハ今後戦争起ラストノ保障ヲ為シ得ス若シ不戦条約カ将	尚其ノ他ノ主要記事左ノ如シ
隻ノ巡洋艦減少ヲ可能ナラシメタリト述フルモ不戦条約	考究セラルルノ価値アリト論ス
海相「アレキサンダー」氏ハ不戦条約出現シタル為二十	比例ノ問題等ニ付困難アルヘキモ本問題ハ会議ニ於テ慎重
II「テーラー」中将講演「軍縮ト倫敦会議」要旨	反対参加五個国以外ノ諸国、航路ノ必要廃止後ノ海上勢力
外ノ列強カ却テ海軍拡張ヲ行フハ何故ナリヤ	首相ノ主力艦ニ関スル説明ニ賛同シ之カ廃止ニハ専門家ノ
得ス不戦条約ノ出現カ然ラシメタリト称スルモ英国以	「マンチェスター ガーデアン」(自由党系)
七年ニ於テモ戦争ノ危険現在ヨリモ大ナリキトハ称シ	帝国第一ノ義務ヲ無視スル事ヲ許ササルナリ
ル過日ノ海相ノ演説ハ曖昧不徹底ナリ一	策ニ非ス如何ナル政治的必要モ外交的成
実行セリ英国ノ巡洋艦所有数ヲ五十隻ニ低下シタルコ	如キ効果アル警備力ヲ縮小シテ節減ヲ計ラントスルハ決シ
三、大戦以来英国ハ他国ノ何レヨリモ大ナル海軍縮小ヲ	高ナル抱負ニ過キサルモノヲ根本トスル事能ハス巡洋艦ノ
ノ何レヨリモ遙カニ大ナリ	ス此ノ問題ヲ考慮スルニ当リ不戦条約ノ如キ単
二、英帝国ノ領土ハ普ク全世界ニ豆リ吾人ノ負ヘル義務	
スルノ要アリ	ニ付テモ言フ事ヲ得ヘシ唯巡洋艦ノ
実ナルモ事苟モ死活ニ関スル	シテ経費節減ヲ行フ事ヲ得ヘ
ルヲ必要トスル唯一ノ国ナリ此ノ	現在余リニ尨大且高価ナル主力艦艦型ヲ縮小スル事ヲ得ハ
ノ生存ノ為ニ原料品及	ーニング ポスト
吾人ノ強調スルヲ要スル三点左ノ如シ	ニハ更ニ大ナル不安ノ念ヲ禁スル能ハス
海 相	ヘタリヤノ質問ニ対シ何等確認ノ返答ヲ得サリ
「タイムス」	テ考量セラルヘキ処自治領カ驚クヘキ巡洋艦削減ニ対シ承

3 会議招請及び非公式交渉関係

ル

437

N

歴史モ 率ニ比 右 レリ日 礎トシ ν -英国 ク ニ マ ジ 7 ハ テ協定ニ達セント 丰 シ著シキ 1 1 - ヤ亦寿府 、執リタ 、主張 ij 英ハ米ニ対シ大型ヲ減シ 今回 モ N 増 単 モ其 態度ヲ ÷ 加ナキ程度ニ於テ一応 = 米国 於 1 テ 程度ニ落着 ハ 加 1 試 保 Η Ξ ξ ハシテ 何等 ヲ 目 標 ツツ 英 ノノ関 キ得 アリ 小型ヲ増加 1 ス N カ シテ比率ヲ ŕ \sim キ 1 限 1 云 、協定 、妥協案ヲ考 モ ij と 菙 1 シ 下府 ŀ ニ達シタ テ · 主張 条約 釣 考 合ヲ \sim 居 1

テ y ハ 艦ノ性能 N 世界 遙ニ 如 ハノ場 7 一優越 行 三於 八 ゝ 単 三鑑 时 勤 合 砲 ス 1 二 独 ケ N 艦 立. ル ξ ハニ 味スル 、以テ之ヲ避 ケ ΓH ク イリ 7 ム ニ

3 会議招請及び非公式交渉関係 艦型 カ調節ス 場合 行 「ヾ」 動 艦型大小 -7 1 え 1 ハ 大 ξ N N 英カ隻数ニ N ヲ コ 小 I 想像 ト多キ = ٢ = ノ工夫ニ出テラレ 一拘ラス 依 明 カ IJ ス 力 ν ナ ヲ ,想像 八 重 $\dot{\nu}$ 1 ハ 、差ヲ生 左近 , 时砲艦 エキヲ ハ ナ いセサ リ若 置 司 中将 ス シ N 2 ムコトヲ望ムト言 ~ 所以 ハヘキ 六 2 \sim 艦隊 时砲艦 カ 1 言 モ ラスシテ其 ~ 巡洋 元来巡洋艦 ~ ヲ 、編成シテ ル E E

大型艦 塡 Ξ N 米ハ二十一隻ヨ 試ミル意思ナ 「ク」ハ望マシ シタ 重キヲ置ク関係上多数 ~ 1 、更ニ之ヲ低下ス 二重 ル 次第ナリ日本モ同様軽巡洋艦 キヲ置キ ニリ十八 ・キ案ナ ÷ ト尋 -隻数 ルコト 、隻ニ下 ルモ到底米国 ネ 金額着 1 Ŗ 、軽巡洋艦ヲ以 い困難 ・ルコト イセサ ñ <u>۲</u> ス 1 に ニ 反 シ 英 ア保 ス ラ 賛 ヘテ 大型 容易 ル 成 ル処ナ 「有量 、ヲ得難 のニ之ヲ肯 ル ヲ 1 い / 不足 낈 其 ~ ~ ジ 2 ン隻 テ ጉ 米 何 ヲ セ 考 補 竅 サ 5 フ Ի

付

「ヾ」 IJ

及

/ ク」

ハ カ

英米

ーパ

IJ

テ

イ

Ŀ

=

非

ス

ŀ ٢ セ 1

述 굸

 \sim

タ

ル

-

テ

Ź

---」 ナル

放ニ

難問ヲ生ス

ル次第

ナ

í)

Ł

「左近

L____

招

請

状

=

ハ

英米

ーパ

IJ

テ

1

1

L.....

ኑ

記

サ

 ν

7

IJ

ト

·酬 ヒ

ñ

Ξ ハ

「ク」

苦笑シテ

パ

IJ

テ

イ

1

ナ

N

語

ハ

種

比

l念 マ マ フ フ

基意

ブリ

ナ

ル 1

観

ヲ ハ タ 司

÷ N 八 Ξ

応

シ

「斎藤」ハ 「 、」

英国

い

米国

Ξ

対

シ

时

砲

型

1

艦型

縮

小

1

申

出

ヲ

「左近司」ハ英米カ大巡

小 巡別

々

=

「パ

IJ

テ

1

L____

ナ

「ラパハ ラ

成 テ

ナリト述ヘタ

IJ

日

[英間

ニ困難ナル問題

これ無キモ

大巡小巡ヲ併

- テ英米

諒

承

ス

八

时

砲

艦同

志

1

勢力比較ヲ

検討

セ

ム

F

ス

ル

Ξ

外

ナ

ラ

ス

۲

八

时型ヲ出来得ル

丈減少セ

ス

N

希望ヲ

有

ス

モ

=

シ

此

ノ見地ヨリ六千噸

ト雖

モ $\boldsymbol{\mathcal{V}}$

八 ト

八吋ヲ

/搭載

ス

ル

I

ト ル

=

ハ 1

不

賛

資料 隻ノ新造艦ヲ加ヘ僅ニ五千 年約 シ 三隻残リ五隻ハ前述八千噸級ヲ建造スルコトト 千噸位 日英米三国ノ造艦量ヲ検スル ナルヘク之亦米十八万噸ノ場合ヨリ 有量モ若干低下 人 本カ必スシモ Э ノ 「左近司」 日本 Ի ト思考セラル又日本ノ造艦カ輿論ニ不良 ŀ ノ所感ヲ述ヘムニ仮ニ将来ノ 1 「ヨウク」 級 処二十 ナリ ノ御観測 、中 三万噸英約 ・ノ将来ノ ニ低下スル . ح Ի 素ヨ 考 困 一隻ヲ主張シ スモア 7 増 難 立場カ甚 一万五千噸日 · シ 日 = 勢 IJ 2 相当ス 現状 ル模様ナル I ア全図スル ~ ト ト -ノ 保 ,仮定 いナリ ル八千 ø ッ シ米カ英国ト ,有利 ÿ 噸 有量モ相対的ニ低下 5 1 内外 アリ モ 下 ́П カ今日以後一九三六年頃 ハ ニ巡洋艦ノ関 米 -四百噸 ノニ非 ナ 大型巡洋艦 = ヲ 御話 挾 , 之 ヲ 十 N ノ七割 1 ž \sim 程度ニ過キス モヨリ良キ結果 シ ノ釣 又ハー層奮発 サ 2 ñ 1 致 ኑ 八隻ニ下ラ 5合上一万 シ スル ノ影響ヲ与 1 1 _ ス ,誤解 , 最大噸 例 次第 テ 限リ 八 ス セ ŀ 八千噸 此 ア シ N ハ ナ 7頓型十八 解 ショ 米 米 タ テ シ Э ル 級二 六毎 迄 フルヘ 余個 カ ŀ 1 Д カ 好 実 保 Ε ラ Ի ル

シ

尚 『過渡期 = 於 ケ N 日 本 ノ保有隻数カ十四 [隻ト ナ ル ヲ 苦 -セ

「左近司」

ハ

今ハ

八

时砲艦ノ勢力比較ヲ試ミ

Д

٢

ス

ル

Ξ

非

ハ

論 異 ラ 解ニ対スル = セ 於テ ント い何 ニス N N 5 ・スル トシ ル 模様 世 一万噸級七千噸級ヲ一律同様ノ 巨人モ容易 テモ 貴方ノ御所見如何ト 勢力ノ内容ヲ ナ ル カ我 不 -合 理 ニ理解スル所ア R 専門的見地 ナ 詳 ŋ ト謂 Ξ シ適当ニ ・尋ネタ ハサ Ξ N ル IJ ヘカ ル \sim 輿論ヲ指 ス 処 シ ν 立場ニ置 ኑ ラ ハ 、ス日本 勢力 信 ス 導 、之等 セ キ 1 ,内容ヲ ラ ノ保 テ 1 ル 1 見 有 議 N 436

下

ク

 ν

ギ

I

亡米

六必

ス

シモ

+

റ

隻ニ満足

セ

ル

Ξ

7

ラ

ス

日

「ヾ」く ル 时 Ξ \sim コト う砲艦ニ 解リ易シ且米ハ一万噸型ニ固着シ八千噸型ノ採用 「ク」ハ過日英首相 ハ (六吋砲艦 付 極メテ困難 テ ハ 噸 数 ハ八吋砲艦ニ比シ極 ポナリ ノ問題ニ非スシ ヨリ申上ケタ ト思フト - 述へタ 、ル通隻数 テ隻数 . X ルニ ・テ劣勢 シ問題 対 2 F 7一般民衆 ナリ ý ヲ 故 求 h = 述 八 Д

ス ŀ モ 「左近司」ハ或ハ政治家ノ眼 軍事 ヲ同一価値 上ノ見解ト = 評価セ シ テ ラ ハ 飽迄 N ル ש ש ש コ モ ኑ 一万噸一隻ト , 見 レ ハ 到底首肯ス い隻数論 ÷ ル 千 モ -噸級一 尤 コ ルナラ Ի · ヲ 得 隻 ム

艦ノ隻数ヲ一律ニ低下シタ 「バ」ハ ス ル以上六 ト答へ 貴説 , 吋砲 Ξ 艦 ハ 加く到底其 全 云然同 感 ノ敵ニ キ希望ナリ ナ ル モ 非 七千噸 ス ŀ 依 低テ成 述 級 ヘタ カ N 八 ル \sim 时 三付 ク 砲 八 ヲ 时 搭 砲 載

此

1

説

=

左袒

ス

ル

Ц

ኑ

ヲ

得

ス

尚英国

ŀ

シ

ルルニ付テハ議会開会ノ切迫セル際右御参考迄ニ申進ス	本 省 1月19日前着
、 いい、 **** ****************************	ンドン 1月18日
見サル成行ニ終ル場合ナシトモ言ヒ得サル次第	表は微妙の影響ある旨申進について
原因ヨリ会議紛糾シ終ニ主力艦建造	主力艦建造開始期延期による留保財源金額発
シムル段取ヲ取リ来ルコトナシト言フヲ得ス斯ノ如キ状勢	29 昭和5年1月18日 昭京外務大臣宛(電報)
ノ対抗策トシテ主力艦建造	
本ハ補助艦ノ建造ニ困難ヲ来スヘシトノ観察ヲ導キ我補助	海軍省ヘモ右ノ趣旨内談スミ
ラレ英米ニ伝ハル時ハ主力艦ノ建造延期ヲ行ハサル時ハ日	特ニ此種ノ電報ヲ送ル必要ナシ、大臣承知
造延期確定前ニ五年度財政計画上ノ留保財源ニシテ発表セ	藤田中佐持参、昭和五年一月十七日
リト言フハ未タ尚早ト考ヘラルル処若シ此ノ際ニ当リ右建	(欄外注記)
言フカ如キロ吻ヲ洩ラシタル等ニ鑑ミ延期実現全然確実ナ	カサルル虞レアリト観測スル次第ナリ
助艦ノ建造ニ充当シ七割要求ヲ為サムトスルモノナリ」ト	進展ヲ焦慮スルガ如キ態度ヲトルハ此際却テ我足元ヲ見ス
卿ハ「日本ハ主力艦ノ建造延期ヲ策シ其ノ財源ノ余裕ヲ補	ク特ニ大型巡洋艦問題ノ如キ当分我レヨリ進ンデ内交渉ノ
至リシ処一方昨年我全権華府往訪米国国務卿会見ノ際国務	ル如ク我方トシテハ余リニ焦ラザルコトガ最モ得策トスベ
我全権ノ御努力ニ依リ之カ実現可能ノ大勢ヲ観取シ得ルニ	ハ時期尚甚ダ早シト思ハルルノミナラズ此際御所感ニモア
累次ノ電報ニテ御承知ノ如ク英国側内部ノ反対等ニ拘ラス	獲得スル価値アル次第所謂一刀両断的最後ノ解決ニ進ムニ
主力艦代換建造開始期延期ニ関シテハ全権ヨリ外務大臣宛	スルモノニシテ彼レノ容易ニ譲ラサル所ハ我亦之ヲ執拗ニ
津島財務官ヨリ大蔵次官へ至急左ノ通	第三十三番貴電御感想ニ関シ当方ニ於テモ全然所感ヲ同フ
第四四号	全権宛外務大臣電案(五、一、一七)
海軍省(藤田)	モノナリト応酬セルニ対シ
得策の旨全権へ伝達方依頼について	アラス日本ハ国土防衛ノ責任遂行上対米七割ノ要求ヲ為ス
洋艦問題などにつき解決を	解スルモ元来国防ノ責任ニ対シテハ国ニ依リ異ナルモノニ
Ħ	度シト述へ領土交通線其ノ他ニ対スル英ノ立場ハ充分ニ諒
92 昭和5 年1月17日 海軍省藤田中佐より	程日英ノ責任ニ相違アリトノ「
米、仏、伊及永井全権ニ転電セリ	ニシテ華府会議以来終始一貫セル態度ナリト応酬シ「豊田」
タル旨ヲ一言セリ	「左近司」ハ七割ノ趣旨ハ寿府ニ於テモ強硬ニ主張セル所
前回申シタルト異ナリ英国モ之カ延期ニ同意スル事ニナリ	ニ失望シ居ル次第ナリト述ヘタルニ対シ
別レニ臨ミ「ク」ハ主力艦問題ニ付代換開始期ニ関シテハ	ヨリ対米七割ヲ強硬ニ主張セラルル事ハ率直ニ申セハ非常
委員トシテ御答ヘスヘキ限リニアラスト応酬セリ	好意的ニ考慮ヲ加ヘタル結果ト考へ居レリ而シテ今回日本
ハ最重大ナル問題ニシテ既ニ全権ニ於テ取扱ハレ居リ専門	シ噸数ニ於テ七割四分隻数ニ於テ八割五分ヲ提案セルハ最
少シノ考慮ヲ加ヘラレ間敷ヤト云ヘルニ付「左近司」ハ之	比シテ六割ニテ充分ナリト思考スルモノナルモ英ハ日ニ対
「ク」ハ大型巡洋艦ニ関シ前述ノ趣旨ニ依リ日本側ニ於テ	ノ責任ニ自ラ相違アリテ忌憚ナク云へハ日本ノ勢力ハ英ニ
モ英国側ノ御考慮ヲ煩シ度シト述ヘタルニ	「ク」ハ元来交通線領土其ノ他諸般ノ状況ヲ考慮セハ日英
本ノ立場ヲ充分明カニセント欲シタル次第ニシテ此ノ上ト	ハ謂レナキ事柄ナリト云ハサルヘカラスト応ス
「左近司」ハ本日ハ大型巡洋艦ニ関シ貴方ノ誤解ヲ解キ日	第ナルニ付今此ノ問題ヲ取リ上ケテ討議ノ基礎トスルコト
レ度シト答ヘタリ	キス之ニ対シテハ本国政府ノ同意ヲ得ルコト能ハサリシ次
少ヲ行ハントスルモノナリ日本モ幾分ノ「リスク」ヲ採ラ	ノ仮案ハ単ニ専門家間ノ一私案トシテ提示シタルモノニ過
「ク」ハ英ハ不戦条約ニ立脚シ相当ノ危険ヲ冒シ隻数ノ減	次第ナリト述ヘタルニ付豊田ハ当時ノ事情ヲ説明シ日英間

3 会議招請及び非公式交渉関係

438

29 昭和5年1月18日 啓京外務大臣宛(電報)	ナル解決ヲ見ス又総括的七割問題ニテモ保障ヲ得ストセハ(40(会認ニティブに艦ニ茨スル日本ノ要求ハ未タ日本ノ羔滝足
-問 題 など	日本全権ハ手ヲ空ウシテ帰国セサルヘカラサルコトトナリ
ーとの会談につ	到底承諾困難ナルヘシト応酬セル処「ク」ハ更ニ日本ニハ
ロンドン 1月18日後発	潜水艦ニ関シ百「パーセント」ノ要求アリ八吋艦ニテ満足
1 月 19 日	ヲ得サル部分ハ之ヲ巡洋艦駆逐艦ニテアル「ヤード、スチ
第四六号	ック」ノ観念ヲ加味シテ補充スヘク斯クシテ不足分ヲ償フ
一月十六日大使館晩餐会ニ於テ「クレーギー」ハ佐藤公使	Ŷ
ニ対シ日英間ニハ他ノ総テノ点ニ於テ一致ノ可能性アルニ	ハ防禦ノ武器ト観ルヘク此ノ種ノ軍艦ヲ以テ敵ヲ
反シ大型巡洋艦七割問題ニテ引掛リ居ルハ誠ニ遺憾ナリ日	其ノ死命ヲ制スルコト能ハサルヘキカ故ニ日本カ
モ何トカ伸縮性ア	、 、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、
ナルヘキヤ自分一己ノ考ニテハ八吋艦ハ日英共現有勢力ヲ	ヘニテハ今回ノ海軍条約ハ有効期間ヲ一九三六年迄
其ノ儘保存スルコト即チ十二、十五ノ隻数ニ制限スルコト	ムトシ此ノ点米国ニテモ異議ナシ尤モ五、六年ノ期間
ト致シタシ御承知ノ通米国ハ依然二十一隻案ヲ有シ之ヲ十	リ短カシトノコトナレハ期間ヲ三六年迄トシ其ノ
八隻迄低下セシムル望未タ確実ナラサルカ故ニ日本カ十二	自動的ニ延長セラルルコトトスルモ可ナリ兎ニ角余リ先ノ
隻以上ニ止マルニ於テハ米国ハ益々二十一ヲ固執シ三国間	コトヲ考フレハ協定ニ達スルコト困難ナルカ故ニ先ツ此ノ
ニ於ケル妥協殆ト絶望トナルヘシト言ヘルニ付佐藤ハ日本	辺ノ期間ヲ採ルコト可然従テ日本ノ古鷹代艦等ハ考慮中ニ
ノ要求中重要ナル点ニツアリーハ八吋艦ニ対スル七割ニシ	入ルルニ及ハサルコトトナルヘシ但シ締結ノ際日本側ニテ
テ他ハ補助艦総体ノ七割要求ナリ然ルニ今日迄ノ日英間ノ	古鷹代艦ノ場合ニ至ラハ一万噸級ヲ以テ之ニ代ユヘシトノ
青された見近から、 舟戸 りっから、 カーン・バーク かくほう スラ坊ケサルヘン尤モ今後五、六年モ経過ス	電子化・医学目のアドーンドにが目的でか成れて望る旨ノ招請ガアッタノデアリマス而シテ此ノ会
盘辺宮、「見まし」(万食を」とったな、ノロ情安定シ現在程ノ海軍力ヲ必要トセサルニ至ルヤ	*************************************
「「「「」」」、「「」」、「」」、「」」、「」」、「」」、「」」、「」」、「」	マントラーズチンド 日青六 そうントをすた こぎんのうしょうしょう アイディー おんしょう しょうしょう しょうしょう しょうしょう しょうしょう しょうしょう しょうしょう たいしょう しょうしょう ひょうしょう しょうしょう しょうしょう しょうしょう しょうしょう しょうしょう ひょうしょう しょうしょう しょうしょう しょうしょう しょうしょう ひょうしょう ひょうしょう ひょうしょう ひょう ひょうしょう ひょう ひょうひょう ひょうひょう ひょうひょう ひょうしょう ひょうしょう ひょうひょう ひょうひょう ひょうしょう ひょうしょう ひょうしょう ひょうしょう ひょうひょう ひょうひょうひょう ひょうひょう ひょうひょうひょう ひょうひょう ひょうひょう ひょうひょうひょうひょうひょうひょう ひょうひょうひょうひょうひょうひょう ひょうひょうひょうひょうひょうひょうひょうひょうひょうひょうひょうひょうひょうひ
ノ戎立ヲ困難ナランムル要ナキニ以タリト朮へ苦リタル趣キニ至ルヤモ計ラレス곇テ特ニ此ノ点ノミラ取立テテ協定	年十月十六日孜然会議ニ参加スル旨ヲ英国政府ニ回答ンタリニシラ帝国政府/右ノ招請おニ挌スルキ慣重考究ノ上的
	デアリマス尋イデ政府ハ全権委員ヲ任命派遣シ茲ニ
米、仏、伊、連盟ニ転電セリ	海軍会議ハ愈本日ヲ以テ開会セラルルコトトナツタノデア
	リマス倫敦海軍会議ニ対スル帝国政府ノ方針ニ関シテハ内
29 昭和5年1月2日 在英国松平大使、在米国出淵大使宛	国,哥ニアロ見ど,曷系ヲ曽ᆂスレニモレユト、侖ヲ俟ォハ国防ノ安固ヲ期スルト共ニ国民負担ノ軽減ヲ図リ外ハ列
「「自く義を覚らっく」「自会義得多な人	ル所デアリマス国方/女団ト、 四可ナル易合ニ 冷テモ
ついて、浜口首相の議会演説中の軍縮会議関係部分に	「ヲ受ケヌコトデア
合第三一号	ニ対シテ脅威ヲ与ヘズ又他国ヨリ脅威ヲ受ケヌト云フ情勢
二十一日浜口首相ノ議会演説中海軍会議関係部分左ノ通	ヲ確立スルコトガ海軍協定ノ眼目デアラネバナラヌト信ズ
海軍軍備制限ノ問題ニ関シテハ昨年十月七日英国政府ヨリ	ルノデアリマス斯ノ如ク列国ガ各々国防上ノ安全保障ヲ得
在英帝国大使ニ対シ公文ヲ以テ華府条約ニ規定セラレザル	テ始メテ国際間ニ真実ノ親善関係ヲ樹立スルコトガ出来ル
艦種ヲ考究シ竝ニ同条約第二十一条第二項ニ規定セラレタ	ノデアリマス海軍軍備ノ制限又ハ縮少ガ国家ノ財政ニ重大
牧/ * トニヤリード女子ニョネ義ニ代長,派遣 * ティ問題ノ準備竝ニ処理ノ為主要海軍国会議ヲ倫敦ニ於テー	ーマンニ 各国一津二星帯, 宿かり ディス・ニーマンル関係ヲ有スルコトハ今更多言ヲ費スマデモナイコト
催致シタキニ依リ日本政府モ右会議ニ代表ヲ派遣セラレン	アリマシテ各国一律ニ軍備ノ縮少ヲ行フコトニナリマスレ

3 会議招請及び非公式交渉関係

本外交文書 九三〇年上 不許複製 Documents on anese Foreign Policy. Documents on ondon Naval Conference of 1930 Volume I 外務 着 一〇一〇 四 大	昭和五十八年九月三十日発行外務省編纂	日本外交文書(九三〇年ロンドン海軍会議)上(終	我国防ノ最小限度ニシテ全権モ従来度々之ヲ明瞭ニ公言シ廿一日休会明ケノ衆議院ニ於テ犬養毅ヨリ「七割ノ比率ハ 米、仏、伊ニ転電アリタシ第二〇号 月廿日施行ノ旨発表セラル 東省 1月22日後1時50分発 尚又衆議院ハ右犬養一人ノ質問ニテ解散トナニ	Lついて 開会議全権宛(電報) 国民一致ノ要望ナリト認ム」トノ決議案
		杀令	テ解散トナリ総選挙ハニ	ノ 提

功ノ為最善ノ努力ヲ為スノ決心ヲ有スル次第デアリマス府ハ右述ブルガ如キ方針ヲ以テ倫敦海軍会議ニ臨ミ其ノ成

(在英大使ヘハ)全権ヘ転報シ仏伊ヘ転電アリ度

尚ホ政友会ヨリ「衆議院ハ倫敦会議ニ於ケル政府ノ主張ハ

援ヲ得ルニ十分ナリ」ト答ヘタリ

率ニ付テハ茲ニ明言セストモ自分ノ演説ニテ国民一般ノ支掴ハ右帝国ノ合理的要求ヲ諒トスルニ至ルヘキヲ確信ス比脅威セラレサル最小限度ノ海軍力保有ヲ期スルニアリテ各議ニ臨ム帝国ノ態度ハ国防ノ安固即チ他ヲ脅威セス他ヨリ艦種ハ何ソヤ」ノ質問アリタルニ対シ首相ハ「ロンドン会居ルトコロ政府ハ最後迄右主張ヲ固執スルヤ又比率適用ノ

実現ヲ主張スル所以ハ実ニ茲ニ存スルノデアリマス帝国政ニ際シテ単ニ海軍軍備ノ制限ニ止マラズ進ンデ之ガ縮少ノ

固ヲ加フル次第デアリマス帝国政府ガ今回ノ倫敦海軍会議トガ出来ルノデアリマシテ同時ニ世界平和ノ保障ハ一層強バ国防ノ安固ヲ害スルコトナク国民負担ノ軽減ヲ期スルコ